

鶴岡市地域防災計画 【資料編】

1	指定緊急避難場所（一次避難場所）
2	指定避難所（二次避難所）
3	指定避難所（二次避難所）【洪水】
4	福祉避難所
5	鶴岡市の土砂災害危険箇所数
6－1	土石流危険渓流
6－2	土石流危険渓流（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別区域）
7－1	地すべり危険箇所
7－2	地すべり危険箇所（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別区域）
8－1	急傾斜地崩壊危険箇所
8－2	急傾斜地崩壊危険箇所（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別区域）
9	山地災害危険地区
10	雪崩危険箇所
11	農業用ため池
12	鶴岡市防災会議条例
13	鶴岡市防災会議運営規程
14	鶴岡市防災会議委員名簿
15	鶴岡市災害対策本部条例
16	鶴岡市災害弔慰金の支給等に関する条例
17	鶴岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
18	災害応援協定一覧
19	山形県広域消防相互応援協定書
20	大規模災害時における山形県市町村広域相互応援に関する協定
21	山形県消防防災ヘリコプター応援協定
22	鶴岡市と墨田区との防災応援相互協定書
23	災害時相互応援に関する協定書（兵庫県篠山市）
24	災害時相互応援に関する協定書（新潟県胎内市）
25	鶴岡市と鶴岡市内郵便局との包括連携協定
26	大規模災害時における支援等に関する協定書
27	大規模災害時における通信確保に関する協定
28	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
29	水道施設の災害に伴う応援協定書
30	水道施設の災害時における発動発電機の接続に係る協定書
31	水道施設の災害時における発動発電機の貸借に係る協定書
32	災害時における飲料水の供給に関する協定書
33	地震等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定書
34	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

3 5	大規模災害時における支援協力に関する協定書
3 6	災害時における応急対策用燃料（液化石油ガス）等の供給応援に関する協定
3 7	災害時におけるガソリン等の供給に関する協定書
3 8	災害時における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定書
3 9	鶴岡市・日本下水道事業団災害支援協定
4 0	災害時における復旧支援協定に関する協定
4 1	大規模災害時における施設使用に関する支援協定
4 2	災害時等応急対策活動に関する協定書
4 3	大規模災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の支援協力に関する協定
4 4	災害時における消防用水等の供給支援に関する協定
4 5	鶴岡市所管業務の技術アドバイザーに係る協定
4 6	災害時等における無人航空機による支援活動に関する協定
4 7	災害に係る情報発信等に関する協定
4 8	災害時における電気自動車からの電力供給の協力に関する協定書
4 9	災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定
5 0	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書
5 1	災害時等における避難者受入れの協力に関する協定
5 2	災害時等における給電装置の貸与に関する協力協定
5 3	災害時の協力に関する協定書
5 4	新型コロナウイルス感染症等の対応におけるマスクの供給に関する基本協定
5 5	災害時における福祉用具等物資の供給等の協力に関する協定
5 6	災害時における隊友会の協力に関する協定
5 7	山形県自主防災組織整備推進要綱
5 8	市町村総合防災訓練実施要綱
5 9	山形県防災資機材等管理運営要綱
6 0	山形県消防防災ヘリコプター緊急運航要領
6 1	山形県災害報告取扱要領
6 2	自衛隊派遣要請書様式
6 3	ヘリポート緯度経度一覧
6 4	鶴岡地区医療機関一覧（鶴岡地区医師会）
6 5	ごみ処理業（収集・運搬）許可業者
6 6	ごみ処理業（処分）許可業者
6 7	し尿収集地域分担表
6 8	浄化槽清掃許可業者
6 9	防災関係機関一覧
7 0	災害時要配慮者関連施設一覧（福祉施設等）
7 1	地区防災計画一覧
7 2	災害時における仮設トイレ等の設置及びし尿等の収集運搬等の協力に関する協定

1 指定緊急避難場所（一次避難場所）

〔指定緊急避難場所：学校等のグラウンド並びに都市公園など災害時に市民が自発的に避難する場所〕

No.	対象地区	名 称	所 在 地	収容人員 (人)	各避難場所が対応する災害種別			
					地震	津波	標高	土砂
1	第一学区	朝陽第一小学校グラウンド	文園町2-1	4,050	○			
2	〃	文園町公園	文園町14-11	900	○			
3	〃	城南町公園	城南町10-1	850	○			
4	〃	鶴岡第三中学校グラウンド	城南町25-1	3,800	○			
5	〃	城南西公園	城南町37-8	1,000	○			
6	〃	神楽橋公園	三光町3	450	○			
7	〃	三光町公園	三光町9-31	250	○			
8	〃	常念寺	睦町1-1	1,020	○			
9	〃	南部公園	睦町5-37	650	○			
10	〃	長者町西公園	長者町20-1	750	○			
11	〃	長者町東公園	長者町26-10	650	○			
12	〃	鶴岡市上下水道部	のぞみ町2-10	3,750	○			
13	〃	鶴岡城南学園	のぞみ町6-20	500	○			
14	〃	おんがわら公園	のぞみ町10-3	1,250	○			
15	〃	日枝神社	日枝字坂本3	300	○			
16	〃	本町二丁目広場	本町二丁目4-2	801	○			
17	第二学区	鶴岡市中央児童館	苗津町1-1	7,500	○			
18	〃	東部公園	大東町6-58	850	○			
19	〃	八坂公園	大東町24-18	600	○			
20	〃	鶴岡天満宮	神明町3-40	1,800	○			
21	〃	春日神社	神明町9-5	1,250	○			
22	〃	舞台公園	神明町15-32	1,650	○			
23	〃	日の出公園	日出一丁目23-1	750	○			
24	〃	ふれあい公園	伊勢原町7-1	1,000	○			
25	〃	東部運動広場	伊勢原町12-13	4,900	○			
26	〃	おおひがし公園	東原町4-6	600	○			
27	〃	朝陽第二小学校グラウンド	東原町25-1	3,750	○			
28	〃	荒田公園	日出二丁目11-1	400	○			
29	〃	ふじわら公園	桜新町4-22	800	○			
30	〃	鶴岡南部公園	ほなみ町4	2,550	○			
31	〃	やつこうや公園	ほなみ町13-1	800	○			
32	〃	伊勢横内公園	伊勢原町18-2	1,400	○			
33	〃	みずき公園	伊勢原町24-1	1,000	○			
34	第三学区	山形大学農学部グラウンド	新形町1-23	4,900	○			
35	〃	新形北公園	新形町7-154	850	○			
36	〃	朝陽第三小学校グラウンド	新形町17-24	3,000	○			
37	〃	新形東公園	新形町19-3	350	○			
38	〃	新形公園	新形町23-26	500	○			
39	〃	鶴岡公園	馬場町4-4	16,500	○			
40	〃	県立高等学校共用グラウンド	新形町2-62	10,350	○			
41	〃	鶴岡北高等学校グラウンド	若葉町16-5	3,750	○			
42	〃	鶴岡南高等学校グラウンド	若葉町26-31	6,300	○			
43	〃	鶴岡工業高等学校グラウンド	家中新町8-1	8,050	○			
44	〃	鶴岡中央高等学校グラウンド	大宝寺字日本国410	17,850	○			
45	〃	錦町公園	錦町9-3	1,250	○			
46	〃	日枝神社	山王町2-69	3,950	○			
47	〃	とりのす公園	城北町1-32	950	○			
48	〃	大部公園	大部町18-6	2,600	○			

No.	対象地区	名 称	所 在 地	収容人員 (人)	各避難場所が対応する災害種別			
					地震	津波	標高	土砂
49	第三学区	日和田公園	日和田町15-5	750	○			
50	〃	内川河川緑地	泉町9-1	10,300	○			
51	〃	茅原公園	茅原町12-13	600	○			
52	〃	やすらぎ公園	茅原町24-1	750	○			
53	〃	鶴岡第2地方合同庁舎敷地	馬場町2-12	1,270	○			
54	〃	茅原あねちゃ広場	北茅原町16-7	1,294	○			
55	〃	茅原だだちゃ広場	北茅原町21-1	2,499	○			
56	第四学区	朝陽第四小学校グラウンド	柳田字田中28-1	4,000	○			
57	〃	小真木原公園	小真木原町2-102	90,000	○			
58	〃	鶴岡第四中学校グラウンド	小真木原町3-23	3,200	○			
59	〃	鶴岡高等養護学校グラウンド	稲生一丁目20-33	3,950	○			
60	〃	北田公園	稲生二丁目1-20	950	○			
61	〃	南部保育園庭	美原町13-10	1,050	○			
62	〃	美原町公園	美原町26-24	850	○			
63	〃	青柳町公園	青柳町2-6	450	○			
64	〃	さいわい公園	青柳町24-1	650	○			
65	第五学区	鶴岡第二中学校グラウンド	宝田二丁目8-2	5,500	○			
66	〃	朝陽第五小学校グラウンド	切添町15-2	5,000	○			
67	〃	道形公園	道形町22-2	1,000	○			
68	〃	駅前公園	末広町17-4	700	○			
69	〃	鳥居町北公園	鳥居町4-1	650	○			
70	〃	杉の子公園	鳥居町14-4	1,200	○			
71	〃	鳥居町南公園	鳥居町26-1	650	○			
72	〃	日吉町公園	日吉町9-120	750	○			
73	〃	宝町公園	宝町8-8	1,300	○			
74	〃	船渡公園	朝陽町13	650	○			
75	〃	鶴岡東公園	朝陽町21	5,000	○			
76	〃	大宝幼稚園	大宝寺町14-9	700	○			
77	〃	大宝地公園	大宝寺町19-1	450	○			
78	第六学区	朝陽第六小学校グラウンド	淀川町9-70	4,950	○			
79	〃	鶴岡第一中学校グラウンド	道田町1-26	5,800	○			
80	〃	鶴岡養護学校グラウンド	大塚町5-44	5,000	○			
81	〃	道田公園	道田町22-1	900	○			
82	〃	大塚公園	大塚町20-8	1,300	○			
83	〃	みどり町公園	みどり町30-6	750	○			
84	〃	新海町公園	新海町8-68	1,000	○			
85	〃	新町公園	新海町29-90	1,000	○			
86	〃	鶴岡自動車学園	西新斎町6-34	6,800	○			
87	〃	セーフティ・ライジング・アカデミー鶴岡	西新斎町11-22	4,750	○			
88	〃	西新斎町公園	西新斎町24-1	750	○			
89	〃	砂田公園	砂田町18-22	700	○			
90	〃	大西町公園	大西町35-22	650	○			
91	〃	布目東通公園	美咲町14-1	1,250	○			
92	〃	鶴岡西部公園	美咲町29-1	10,000	○			
93	斎	斎藤川原公民館	斎藤川原字林俣75	450	○			
94	〃	勝福寺交流センター	勝福寺字中通378	750	○			
95	〃	我老林公民館	我老林字東川原13-1	700	○			
96	〃	外内島公民館	外内島字明神川原42-1	800	○			
97	〃	遠賀原公民館	遠賀原字高間々8	1,000	○			
98	〃	八ツ興屋公民館	八ツ興屋字土屋俣43	250	○			
99	〃	伊勢横内公民館	伊勢横内字伊勢郷63	500	○			

No.	対象地区	名 称	所 在 地	収容人員 (人)	各避難場所が対応する災害種別			
					地震	津波	標高	土砂
100	黄 金	黄金小学校グラウンド	青龍寺字北内48	4,420	○			○
101	〃	J Aげんき館前広場	青龍寺字村下34-1	530	○			○
102	〃	滝沢集落広場	滝沢字村内6-1	560	○			○
103	〃	金谷公民館	金谷大沢102-1	49	○			○
104	〃	阿部彦助氏宅前	山谷字前沢40	55	○			○
105	〃	上山谷公民館前広場	上山谷字村尻82	120	○			
106	〃	寿集落広場	寿字川口216-1	250	○			
107	〃	中橋集落広場	中橋字備川286	15	○			
108	〃	民田集落広場	民田字十二前184-1	495	○			
109	〃	高坂集落広場	高坂字山口42	1,200	○			
110	〃	旧鶴岡病院グラウンド	高坂字堰下28	3,800	○			○
111	〃	セブンイレブン駐車場	高坂字天王原215-5	1,214	○			○
112	〃	谷定南部農村公園	谷定字宮下34-1	1,725	○			
113	〃	谷定構造改善センター	谷定宮下18-1	137	○			○
114	〃	谷定生活改善センター	谷定字伊勢堂140-4	270	○			○
115	〃	ポンプ小屋	谷定字河原田17-2	15	○			○
116	〃	産直 伊勢堂	谷定字伊勢堂133	785	○			○
117	〃	旧豚団地	谷定字宮下84	1,500	○			○
118	湯田川	湯田川温泉有料駐車場	湯田川字中田4-1	415	○			
119	〃	湯田川旅館共同駐車場	湯田川字中田7-9	1,900	○			
120	〃	湯田川公園	湯田川字中田81-20	1,750	○			○
121	〃	旧湯田川小学校グラウンド	湯田川字万年入149-2	5,000	○			
122	〃	養源寺	藤沢丙53	259	○			○
123	〃	藤沢防災センター	藤沢東側	10	○			○
124	大 泉	白山集落センター	白山字西野丁46-1	435	○			
125	〃	矢馳生活改善センター	矢馳字上矢馳655	700	○			
126	〃	山田公民館	山田字仲道70-4	100	○			
127	〃	布目公民館	布目字西通27-2	245	○			
128	〃	大淀川交流センター	大淀川字畑田5	145	○			
129	〃	小淀川集落センター	小淀川字色田5-1	270	○			
130	〃	寺田集落センター	寺田字後田丙91	685	○			
131	〃	井岡公民館	井岡字和田425-429	345	○			○
132	〃	鶴岡工業高等専門学校グラウンド	井岡字沢田104	10,000	○			
133	〃	岡山公民館前	岡山字六供140-2	215	○			○
134	〃	ポンプ小屋	上清水字蔵王前352	64	○			○
135	〃	森片公民館	森片41-1	200	○			
136	〃	伊藤作業所	森片字地内	233	○			○
137	〃	土肥作業所	森片字地内	133	○			○
138	〃	清水振興会集会所	上清水354	220	○			
139	〃	中清水集落センター	中清水字割田62-3	275	○			○
140	〃	下清水公民館	下清水字内田元72-36	515	○			○
141	〃	清水新田公民館	清水新田字南田264-1	455	○			
142	京 田	高田公民館広場	高田字上村54-2	175	○			
143	〃	京田小学校グラウンド	高田字下村104-1	3,150	○			
144	〃	北京田公民館広場	北京田字浜中田102	375	○			
145	〃	覚岸寺公民館広場	覚岸寺字水上71-7	75	○			
146	〃	中央緑地	荒井京田字荒田263-30	800	○			
147	〃	荒井京田公民館広場	荒井京田字荒田137-1	175	○			
148	〃	下荒井京田遊園地	荒井京田字北田163	75	○			
149	〃	福田公民館広場	福田字中田63-2	450	○			
150	〃	阿部稲荷神社境内	福田字阿部27-1	250	○			

No.	対象地区	名 称	所 在 地	収容人員 (人)	各避難場所が対応する災害種別			
					地震	津波	標高	土砂
151	京 田	豊田公民館広場	豊田字堰向55	375	○			
152	〃	林崎公民館広場	林崎字中堰39	425	○			
153	〃	安丹公民館広場	安丹字山ノ下153	250	○			
154	〃	愛宕神社境内	中野京田字大坪176	1,500	○			
155	〃	中野京田公民館広場	中野京田字老柳31	150	○			
156	〃	下中野京田貯水槽脇	中野京田字白川33-1	100	○			
157	〃	ひまわり公園	平京田字屋敷廻33-2	400	○			
158	〃	西京田広場	西京田字前田320	245	○			
159	栄	本田公民館	本田字八百地198	100	○			
160	〃	小京田公民館	小京田字黒羽47	100	○			
161	〃	野中広場	播磨字野中89	130	○			
162	〃	旧栄小グラウンド	播磨字若松51-1	3,850	○			
163	〃	平田広場	平田字財当53-1	375	○			
164	〃	中京田広場	中京田字太夫の越206-1	700	○			
165	〃	皇大神社前	湯野沢字上川原84	75	○			
166	田 川	中里公民館	田川字中里前22-2	75	○			○
167	〃	宮野前公民館	田川字宮野前161-1	110	○			
168	〃	中組活力センター	田川字八幡135-2	200	○			
169	〃	旧田川コミュニティセンター駐車場	田川字中川原6-1	1,800	○			
170	〃	蓮花寺公民館	田川字蓮花寺17-2	90	○			
171	〃	少連寺公民館	少連寺字黒森13-7	110	○			
172	〃	関根公民館	関根字橋下64-1	110	○			
173	〃	田川南部ライスセンター	関根字道野上64-5	186	○			○
174	〃	栄松寺	関根戊26	160	○			○
175	〃	長谷川宅	関根字坂下丁118	68	○			○
176	〃	東目公民館	東目字落合163-7	150	○			○
177	〃	坂野下公民館	坂野下字坂下57-2	90	○			
178	上 郷	石山公民館	水沢字四日市103-6	215	○			
179	〃	楯川原公民館	水沢字楯ノ下50-2	270	○			
180	〃	本勝寺	水沢番外	94	○			○
181	〃	水沢公民館	水沢字木ノ下205-1	110	○			○
182	〃	広浜公民館	大広乙43-1	185	○			
183	〃	大谷公民館	大広字嶽ノ下1-5	210	○			○
184	〃	中山地区コミュニティセンター	中山字石川原24-1	180	○			○
185	〃	矢引公民館	矢引字矢引157	370	○			○
186	〃	中沢公民館	中沢字村上山94-2	255	○			○
187	〃	大荒公民館	大荒字門脇99	100	○			○
188	〃	大荒公民館荒沢分館	大荒字荒沢前78	24	○			○
189	〃	上京田公民館	西目字甲90	80	○			○
190	〃	金山公民館	西目字鷲嶽沢162-2	225	○			
191	〃	山口公民館	西目字村里68	85	○			
192	〃	竹野浦公民館	西目字竹野浦107-1	300	○			○
193	〃	デイサービス西目	西目123-8	242	○			○
194	〃	山口農村公園	西目地内	1,100	○			○
195	〃	草井谷公民館	西目字水上沢15	150	○			
196	〃	みずほ公民館	みずほ33-1	95	○			
197	〃	上郷農村公園グラウンド	みずほ49-1	3,250	○			
198	〃	水澤化学駐車場	西目字殿田21	495	○			
199	〃	羽前水沢駅広場	大広字山崎68-21	485	○			
200	三 瀬	豊浦中学校グラウンド	三瀬字横町33-2	2,600	○	○	25.4	
201	〃	笠取峠	三瀬字横町321地先	100	○	○	36.5	

No.	対象地区	名 称	所 在 地	収容人員 (人)	各避難場所が対応する災害種別			
					地震	津波	標高	土砂
202	三 瀬	三瀬保育園園庭	三瀬字横町233-1	150	○	○	13.5	
203	〃	J R 三瀬駅前広場	三瀬字堅田36-1	630	○	○	22.6	○
204	〃	水無多目的集会施設	三瀬字白山39-1	100	○	○	32.6	○
205	〃	気比神社社務所前	三瀬字宮ノ前2-1	500	○	○	26.3	
206	〃	とようらディサービスセンター・はちもり駐車場	三瀬字菖蒲田67-1	1,300	○	○	16.7	
207	〃	豊浦小学校(校舎3F)	三瀬字菖蒲田88-1	500	○	○	25.9	
208	〃	三瀬・矢引林道	三瀬字菖蒲田地内	30	○	○	29.0	
209	小 堅	小波渡駅前広場	小波渡字宮林14	150	○	○	16.6	○
210	〃	小波渡旧軌道敷跡	小波渡字明ノ下131-5	150	○	○	15.4	○
211	〃	佐藤毘羅久宅上旧国鉄廃線敷地	小波渡字明ノ下192-7	60	○	○	15.2	
212	〃	佐藤善四郎宅上旧国鉄廃線敷地	小波渡字甘木台200-6	20	○	○	14.9	
213	〃	東福寺	小波渡戊408	188	○	○	23.8	○
214	〃	不動宮	小波渡地内	8	○	○	16.3	
215	〃	宮前広場	小波渡地内	415				○
216	〃	寺坂	堅苔沢字淵ノ上14-8	220	○	○	19.1	○
217	〃	聖徳寺境内	堅苔沢字淵ノ上28	620	○	○	28.0	
218	〃	聖徳寺下	堅苔沢字淵ノ上49-1	40	○	○	16.2	○
219	〃	堅苔沢防災本部	堅苔沢字淵ノ上170-14	50	○	○	19.0	○
220	〃	旧小堅小学校グラウンド	堅苔沢字淵ノ上334	1,500				
221	〃	堅苔沢公民館	堅苔沢字淵ノ上533-1	850				
222	〃	日東道堅苔沢トンネル北側管理用道路	堅苔沢字淵ノ上地内	100	○	○	37.1	
223	〃	深浦	堅苔沢字深浦191-7	40	○	○	28.0	○
224	〃	山形県漁業共同組合豊浦支所	堅苔沢字宮田38-1	175				○
225	〃	漁港上	堅苔沢字宮田2-20	20	○	○	28.1	○
226	〃	漁港中	堅苔沢字宮田62-7	105	○	○	22.1	
227	〃	漁港下	堅苔沢字宮田56-3	25	○	○	19.4	○
228	〃	うちべら	堅苔沢字宮田79-3	45	○	○	15.0	○
229	〃	宮林	堅苔沢字宮田326-2	85	○	○	18.6	○
230	〃	宮田坂の上	堅苔沢字宮田528-9	60	○	○	17.0	○
231	〃	平畑	堅苔沢字平畑47-3	65	○	○	19.0	○
232	由 良	益美荘下	由良一丁目1-2	20	○	○	36.0	
233	〃	益美荘坂	由良一丁目1-2-206	135	○	○	25.1	○
234	〃	伊藤勝晴宅避難路	由良一丁目2-21	45				○
235	〃	小松克宅避難路	由良一丁目2-39	38				○
236	〃	万吉宅裏避難路	由良一丁目2-56	55				○
237	〃	九郎兵エ坂	由良一丁目13-3地先	90	○	○	16.4	○
238	〃	海蔵寺裏高台・海蔵寺	由良一丁目13-15	263	○	○	25.4	
239	〃	三郎兵エ坂	由良一丁目21-53地先	33				○
240	〃	由良小学校跡地	由良一丁目21-70	6,712	○	○	31.5	
241	〃	楯山(神林宅前)	由良一丁目21-168	137	○	○	13.3	○
242	〃	小右エ門宅脇	由良一丁目21-377	410	○	○	35.6	
243	〃	由良口バス停脇	由良二丁目1-2	230	○	○	11.8	
244	〃	山崎宅前広場	由良二丁目1-12	407				○
245	〃	八幡神社(合肥の宮)	由良二丁目4-40	67	○	○	28.6	○
246	〃	鈴木由雄宅裏	由良二丁目4-137	76	○	○	13.3	○
247	〃	八乙女ヶ丘(八乙女分譲地)	由良三丁目14-3	100	○	○	17.5	○
248	〃	サンリゾート庄内	由良三丁目17-47	1,600	○	○	18.0	
249	〃	展望台	由良字古四王田148-3	235	○	○	31.1	
250	加 茂	妙定寺下	加茂字岩倉48	450				○
251	〃	加茂コミュニティ防災センター駐車場	加茂字坂ノ下166	1,000	○	○	23.0	○
252	〃	旧加茂コミュニティーセンター広場	加茂字岩倉241-3	425				○

No.	対象地区	名 称	所 在 地	収容人員 (人)	各避難場所が対応する災害種別			
					地震	津波	標高	土砂
253	加 茂	武藤敬一宅前	加茂字大崩203-1	95	○	○	11.1	
254	〃	浄禅寺	加茂字大崩325	175	○	○	13.9	○
255	〃	春日神社	加茂字大崩452-1	200	○	○	18.5	○
256	〃	熊野神社	加茂字加茂2-1	200	○	○	25.2	○
257	〃	海印寺	加茂字弁慶沢145	390	○	○	25.2	○
258	〃	白蓮寺駐車場	加茂字岩倉136	14	○	○	25.9	
259	〃	熊野神社	金沢字向山76	70	○	○	24.2	○
260	〃	善養庵	金沢字向山37-1	110				
261	〃	加茂水産高等学校グラウンド	今泉字大久保1-72	6,738				
262	〃	今泉裏山	今泉字真台89	150				○
263	〃	潮連寺	今泉252	264	○	○	48.7	
264	〃	今泉公民館上	今泉字真台280地先	10	○	○	16.9	
265	〃	滝ノ上	今泉字真台375-40	400	○	○	20.0	
266	〃	今泉共同アンテナ	今泉字真台297	10	○	○	32.3	
267	〃	旧分校跡地	油戸字油沢540	500	○	○	19.9	○
268	〃	油沢砂防ダム	油戸字油沢289	350	○	○	17.2	
269	〃	齋藤俊治宅前	油戸字中田422-28	125	○	○	22.6	
270	湯野浜	乗慶院境内	湯野浜一丁目2-13	150	○	○	16.1	
271	〃	湯野浜上区公衆浴場	湯野浜一丁目6-4	135				○
272	〃	西洋茶寮駐車場	湯野浜一丁目25-1	150	○	○	16.6	
273	〃	湯野浜コミュニティセンター第2駐車場	湯野浜二丁目9街区	238	○	○	15.1	
274	〃	満光園駐車場	湯野浜二丁目22-8	1,045	○	○	52.7	
275	〃	ファミリーマート鶴岡湯野浜店駐車場	湯野浜字浜泉444-38	200	○	○	13.4	
276	〃	温泉神社	湯野浜字石上10-28	150	○	○	37.4	
277	〃	宮沢公民館上裏山	宮沢字小山腰1地先	100	○	○	23.4	
278	〃	宮沢公民館上	宮沢字小沢67地先	40	○	○	15.2	
279	〃	華夕美駐車場	下川字窪畑1-523	9,320	○	○	22.1	
280	〃	山形県教職員互助会専用駐車場	下川字東海林場358-155～158、166	1,090	○	○	22.7	
281	大 山	天保恵公園	大山一丁目26-12	750	○			
282	〃	大山小学校グラウンド	大山二丁目20-1	2,950	○			
283	〃	大山小学校体育館	大山二丁目20-1	389	○			○
284	〃	山の手町公民館	大山三丁目46-46	74	○			○
285	〃	鶴岡第五中学校グラウンド	大山字若柳271	6,300	○			
286	〃	大山東公園	友江町10-1	1,650	○			
287	〃	大山コミュニティセンター駐車場	友江町23-71	850	○			
288	〃	菱津公民館前広場	菱津い27	120	○			○
289	〃	向町公園	平成町13-1	950	○			
290	西 郷	下川公民館	下川字堰下205	295	○			
291	〃	下川下学校前公民館	下川字樋渡49-38	125	○			
292	〃	七窪公民館	下川字七窪78-18	180	○			
293	〃	七窪海浜公園	下川字七窪206-9	1,064	○	○	12.1	
294	〃	七窪緑地公園	下川字龍花崎36-487	225	○	○	22.6	
295	〃	松並町公民館	下川字龍花崎36-545	285	○			
296	〃	千安京田公民館	千安京田字京田164	235	○			
297	〃	面野山公民館	面野山字池ノ本250-1	395	○			
298	〃	辻興屋公民館	面野山字地ノ本12	195	○			
299	〃	西沼公民館	西沼字鈴木43	360	○			
300	〃	長崎公民館	長崎字井坪1-2	250	○			
301	〃	西茨新田公民館	茨新田字興屋36	405	○			
302	〃	東茨新田公民館	茨新田字村東22-2	160	○			
303	〃	道地公民館	茨新田字砂山210	235	○			

No.	対象地区	名 称	所 在 地	収容人員 (人)	各避難場所が対応する災害種別			
					地震	津波	標高	土砂
304	藤 島	藤島小学校グラウンド	藤の花2丁目1-1	8,450	○			
305	〃	東栄小学校グラウンド	川尻字町上14	3,750	○			
306	〃	旧長沼小学校グラウンド	長沼字宮前163	4,450	○			
307	〃	渡前小学校グラウンド	渡前字中屋敷1	4,200	○			
308	〃	藤島中学校グラウンド	藤島字笹花86-1	6,950	○			
309	〃	藤島運動広場	添川字新地307	9,950	○			○
310	〃	駅前児童公園	上藤島字備中下50-2	1,100	○			
311	〃	笹花公園	藤島字笹花48-13	1,000	○			
312	〃	藤島南部児童公園	箕升新田字大谷地1-1	1,700	○			
313	〃	藤島こども広場	藤島字向楯跡65-1	2,350	○			
314	〃	藤島駅前広場	上藤島字鎧田畑4-6	1,750	○			
315	〃	八色木農村公園	八色木字西野102	1,150	○			
316	〃	三和農村公園	三和字本田前40-1	1,500	○			
317	〃	和名川農村公園	和名川字南田12-1	1,300	○			
318	〃	添川農村公園	添川字池苗田33-2	1,450	○			○
319	〃	東堀越農村公園	東堀越字中田3-1	1,450	○			
320	羽 黒	旧羽黒第一小学校グラウンド	羽黒町手向字手向179-1	11,200	○			
321	〃	羽黒小学校グラウンド	羽黒町荒川字花沢4	6,050	○			
322	〃	広瀬小学校グラウンド	羽黒町後田字下田元9	4,750	○			
323	〃	旧羽黒第四小学校グラウンド	羽黒町上野新田字式反割1-2	4,350	○			
324	〃	今野公民館	羽黒町荒川字水沢153	56	○			○
325	〃	羽黒中学校グラウンド	羽黒町荒川字宮東28-1	12,425	○			
326	〃	上川代公民館	羽黒町川代字上川代地内	49	○			○
327	〃	泉地区地域活動センター（農村センター）	羽黒町荒川字谷地堰11-1	911	○			○
328	〃	蝦夷館公園	羽黒町手向字薬師沢53-1	16,370	○			
329	〃	狩谷野目農村公園	羽黒町狩谷野目字南川原146-1	1,750	○			
330	〃	中島農村公園	羽黒町後田字中島141-1	500	○			
331	〃	河原農村公園	羽黒町後田字柳原5-1	275	○			
332	〃	松尾農村公園	羽黒町松尾字鶴ヶ野82-1	740	○			
333	〃	松ヶ岡農村公園	羽黒町松ヶ岡字松ヶ岡158	1,855	○			
334	〃	西荒川農村公園	羽黒町荒川字西田170-1	1,270	○			
335	〃	三ツ橋農村公園	羽黒町三ツ橋字向田198	1,590	○			
336	櫛 引	たらのき代地区広場	たらのき代字西野801	500	○			○
337	〃	田代地区広場	田代字広瀬145	1,400	○			
338	〃	下山添地区広場	下山添中通98	3,900	○			
339	〃	丸岡地区広場	丸岡字町の内138	3,400	○			
340	〃	桂荒俣地区広場	桂荒俣字上桂103	1,150	○			
341	〃	櫛引東小学校グラウンド	黒川字小在家90-1	9,000	○			
342	〃	黒川上地区広場	黒川字上の山138-4	1,400	○			○
343	〃	黒川下地区広場	黒川字大杉285	3,500	○			
344	〃	三千刈地区広場	三千狩字清和56	750	○			
345	〃	松根地区広場	松根字中松根59	1,400	○			○
346	〃	櫛引西小学校グラウンド	上山添字文栄1	8,300	○			
347	〃	常盤木地区広場	常盤木字臼井46	800	○			
348	〃	西荒屋地区広場	西荒屋字杉下108-1	1,000	○			○
349	〃	西片屋地区広場	西片屋字楯村68	1,000	○			
350	〃	中田地区広場	中田字八幡130-1	200	○			
351	〃	東北地区広場	東荒屋字小島330-1	1,350	○			
352	〃	東南地区広場	東荒屋字田中95	1,250	○			
353	〃	馬渡地区広場	馬渡字道東157-5	2,350	○			
354	〃	板井川地区広場	板井川字宮の下55	750	○			○

No.	対象地区	名 称	所 在 地	収容人員 (人)	各避難場所が対応する災害種別			
					地震	津波	標高	土砂
355	櫛 引	宝谷地区広場	宝谷字舞台192	2,350	○			
356	〃	櫛引南小学校グラウンド	東荒屋字竹の内212	5,250	○			
357	〃	櫛引中学校グラウンド	上山添字文栄86	12,350	○			
358	〃	鶴岡南高等学校山添校グラウンド	上山添字文栄38	8,309	○			
359	朝 日	朝日田麦俣運動広場	田麦俣字七ツ滝91-2	2,100	○			○
360	〃	田麦俣公民館	田麦俣字七ツ滝94-6	135	○			
361	〃	関谷公民館	大網字屋敷田96-1	95	○			
362	〃	旧大網小学校グラウンド	大網字興屋38-6	2,790	○			
363	〃	上村公民館	大網字大網149	75	○			
364	〃	大網地区地域交流センター	大網字興屋38-6	475	○			
365	〃	下村公民館	大網字西大石90-1	145	○			
366	〃	中村公民館	大網字中田122	130	○			
367	〃	三栗屋公民館	越中山字三栗屋63-4	55	○			
368	〃	立岩公民館	越中山字立岩77-1	70	○			○
369	〃	中入公民館	越中山字中入163-2	40	○			○
370	〃	越中山公民館	越中山字村田66-67	65	○			
371	〃	谷口公民館	越中山字谷口83	60	○			○
372	〃	(株)アサヒニイズマ駐車場	越中山字谷口106-7	500	○			
373	〃	中野新田公民館	中野新田字居村25	60	○			
374	〃	野中公民館	東岩本字野中51	35	○			
375	〃	朝日スポーツセンター運動場	東岩本字野中146	8,700	○			○
376	〃	漆原公民館	東岩本字漆原19	30	○			○
377	〃	沖田公民館	東岩本字沖田109-1	60	○			
378	〃	北野公民館	東岩本字北野66	85	○			
379	〃	大針上公民館	大針字仲畑38-5	50	○			
380	〃	大針中公民館	大針字山崎1-2	160	○			
381	〃	上野土木建設倉庫前	大針字久保田17-3	150	○			○
382	〃	小針公民館	大針字上村沢口41-2	40	○			
383	〃	金丸建設資材置き場	大針字小針51-1	300	○			○
384	〃	砂川公民館	砂川字谷地田15	100	○			
385	〃	行沢公民館	行沢字堰南48-2	45	○			
386	〃	行沢農村公園	行沢字大沢口81	905	○			○
387	〃	賓勝庵	砂川字大西40	730	○			○
388	〃	朝日中学校グラウンド	本郷字笹目50	5,500	○			○
389	〃	本郷地区山村広場	本郷字高瀬55-1	4,240	○			○
390	〃	旧本郷保育園	本郷字揚ヶ6	235	○			○
391	〃	上本郷公民館	本郷字平沢下10	165	○			○
392	〃	下本郷公民館	本郷字細越72-1	100	○			
393	〃	国土交通省上名川除雪ステーション	上名川字上村119	500	○			○
394	〃	上名川公民館	上名川字堰西13-2	95	○			
395	〃	下名川公民館	下名川字村東64	130	○			○
396	〃	あさひ小学校グラウンド	下名川字落合2	3,670	○			○
397	〃	朝日中央コミュニティセンター	下名川字落合220	1,100	○			○
398	〃	熊出上自治会公民館	熊出字日鍵209	65	○			○
399	〃	熊出中自治会公民館	熊出字長表25	200	○			○
400	〃	熊出下自治会公民館	熊出字下村172-3	65	○			
401	〃	松ヶ崎公民館	大鳥字松ヶ崎251	40	○			
402	〃	旧大鳥防雪センター	大鳥字寿岡219	85	○			
403	〃	大鳥自然の家グラウンド	大鳥字寿岡112	3,150	○			○
404	〃	繁岡公民館	大鳥字繁岡242	100	○			
405	〃	大鳥多目的運動広場	大鳥字高岡55-27地先	6,905	○			○

No.	対象地区	名 称	所 在 地	収容人員 (人)	各避難場所が対応する災害種別			
					地震	津波	標高	土砂
406	朝 日	鱒淵公民館	荒沢字鱒淵119	45	○			
407	〃	朝日庁舎南出張所	上田沢字下中島25	120	○			○
408	〃	朝日南部コミュニティセンター	上田沢字船渡3-14	230	○			○
409	〃	旧朝日大泉小学校グラウンド	上田沢字中明64	3,670	○			○
410	〃	上田沢公民館	上田沢字東ノ内11-2	120	○			
411	〃	上野土木建設資材置場	松沢字和田上21-1	555	○			○
412	〃	倉沢公民館	倉沢字上ノ山口100	70	○			
413	〃	下田沢公民館	下田沢字蛇崎65-1	70	○			
414	〃	大平公民館	下田沢字東34-2	60	○			
415	〃	稲荷神社	下田沢字倉下13	20	○			○
416	〃	松沢公民館	松沢字水上口1	180	○			
417	温 海	赤地藏菩薩付近駐車場	五十川字黒滝地内	90				○
418	〃	旧佐藤勝治宅前	五十川字黒滝97-2	199	○	○	13.2	
419	〃	薬師神社下	五十川字黒滝地内	75	○	○	17.9	
420	〃	薬師神社	五十川字黒滝地内	20	○	○	27.9	
421	〃	宝泉寺	五十川字黒滝地内	200	○	○	11.8	
422	〃	公民館裏	五十川字黒滝34	100	○	○	18.9	
423	〃	佐藤登宅裏	五十川字真砂沢地内	75	○	○	14.0	
424	〃	漁港広場	五十川字真砂沢地内	150				○
425	〃	鶴巻園夫宅前付近	五十川字浜千鳥172-5	50	○	○	15.8	
426	〃	JR五十川駅	五十川字浜千鳥112-2	250				○
427	〃	遭龍寺	五十川乙35	327	○	○	15.9	
428	〃	鳶ヶ坂高台	五十川字鳶ヶ坂地内	100	○	○	17.1	
429	〃	高速道路いらがわIC・北側農道	五十川字鳶ヶ坂地内	300	○	○	21.1	
430	〃	長谷川幸二宅前	五十川字己280	20	○	○	15.3	
431	〃	旧五十川小学校高台	五十川字山之脇地内	60	○	○	12.1	
432	〃	旧五十川小学校グラウンド	五十川字山ノ脇183-2	3,900				○
433	〃	吉田正則宅前	五十川字山之脇122-16	20	○	○	11.4	
434	〃	高速道路あつみトンネル北・管理用道路	五十川字山之脇地内	500	○	○	20.9	
435	〃	元田川公民館	五十川字千鳥越地内	60	○	○	14.6	
436	〃	旧田川技研	五十川字千鳥越59-1	25	○			○
437	〃	法徳寺下市道登り口	五十川字安土地内	40	○			○
438	〃	古四王河内神社	五十川安土124	30	○			○
439	〃	山五十川古典芸能収蔵館	山五十川字木ノ下591-1	483	○			○
440	〃	モニュメント広場	山五十川字木ノ下地内	400	○			○
441	〃	山五十川山村広場	山五十川字木ノ下109-1	500	○			
442	〃	佐藤診療所山戸診療所	山五十川乙225-2	357	○			○
443	〃	旧山戸小学校グラウンド	山五十川字山崎1	6,500	○			
444	〃	向島農村公園	戸沢字東俣2-1	1,050	○			○
445	〃	一霞温海かぶ加処理施設付近	一霞字宮之前130-1	20	○			○
446	〃	(株)マルゴ資材置場	一霞字宮之前地内	3,578	○			○
447	〃	大清水公園	湯温海字嶽之腰130-1	100	○			
448	〃	温海公園	湯温海字湯温海123-1	2,000	○			
449	〃	J A たがわ農協温海支所駐車場	湯温海字湯之里284	1,508	○			○
450	〃	萬国屋駐車場（J A 庄内たがわ農協支所脇）	湯温海字湯之里275-2	1,061	○			○
451	〃	萬国屋駐車場（鶴岡信用金庫脇）	湯温海字湯温海294	371	○			○
452	〃	葉月橋脇駐車場	湯温海字紅葉岡地内	50	○			○
453	〃	温海牛乳裏	温海己265-6	100	○	○	16.6	
454	〃	丸幸モーターズ	温海字釜谷坂329-16	291				○
455	〃	J A 庄内たがわ農協倉庫	温海字釜谷坂329-1	223				○
456	〃	角地田	温海字釜谷坂地内	100	○	○	11.6	

No.	対象地区	名 称	所 在 地	収容人員 (人)	各避難場所が対応する災害種別			
					地震	津波	標高	土砂
457	温 海	大天魄神社	温海字釜谷坂28	125	○	○	16.8	
458	〃	J R トンネル南口	温海字釜谷坂地内	150	○	○	21.9	
459	〃	釜谷坂集落裏山	温海字釜谷坂地内	200	○			
460	〃	高速道路あつみトンネル南・管理用道路	温海字荻田地内	500	○	○	31.7	
461	〃	あつみ小学校グラウンド	温海字荻田240-1	4,950	○			
462	〃	鶴岡市役所温海庁舎正面駐車場	温海字温海577-1	600				○
463	〃	旧法務局跡地	温海字温海519-1	250	○	○	14.0	
464	〃	JRあつみ温泉駅広場	温海字温海地内	600				○
465	〃	日海水産駐車場	温海戊554-1	299				○
466	〃	旧温海児童館広場	温海字温海315	270				○
467	〃	大鳥神社付近国道駐車帯	温海字温海地内	90				○
468	〃	永寂寺境内	温海字温海213	150	○	○	16.5	
469	〃	温福橋付近国道緑地帯	温海字温福地内	75				○
470	〃	温海トンネル入口	温海字温福地内	30	○	○	15.5	
471	〃	温海かぶタワー緑地帯	温海字温福地内	500				○
472	〃	公民館倉庫前	温海字温福地内	20	○	○	15.5	
473	〃	市道温海1号線道路	温海地内	800				○
474	〃	藤谷GS上	温海字米子地内	50	○	○	20.5	
475	〃	泉徳寺	温海字米子71-1	674	○	○	17.4	
476	〃	首頭	温海字暮坪地内	20				○
477	〃	共同墓地	温海字暮坪地内	50	○	○	21.5	
478	〃	宮田	温海字暮坪地内	50	○	○	19.4	
479	〃	小ヶ四沢	温海字天池地内	75	○	○	20.8	
480	〃	旧海のつり掘センター	温海字雨池308-1	1,204				○
481	〃	戸田沢牛舎付近	温海字戸田地内	30	○	○	31.0	
482	〃	高速道路天魄山トンネル南・管理用道路	大岩川字風張地内	250	○	○	24.9	
483	〃	今野雅雄宅裏山	大岩川字白岩地内	25	○	○	16.9	
484	〃	本間吉郎右エ門宅前山	大岩川字白岩地内	120	○	○	21.2	
485	〃	新山神社	大岩川字白岩322	80	○	○	14.4	
486	〃	大川寺	大岩川甲318	871	○	○	10.7	
487	〃	佐藤孫右エ衛門商店裏山	大岩川字白岩地内	25	○	○	14.0	
488	〃	岩川漁港前バス停	大岩川字白岩地内	15				○
489	〃	中村康一宅裏山	大岩川字木揚場地内	50	○	○		
490	〃	大坂神社	大岩川字沢山701	232	○	○		
491	〃	龍川寺	大岩川乙477	526	○	○		
492	〃	旧浜中公民館	大岩川字沢山757	30	○	○		
493	〃	浜中農村公園	大岩川字沢山509-2	500	○	○		
494	〃	友愛の森広場	大岩川字黒岩27	7,150	○			
495	〃	温海中学校グラウンド	大岩川字黒岩35	12,150	○			
496	〃	消防ポンプ小屋周辺	槇代字内沢地内	65	○			○
497	〃	小国山村振興センター	小国字町尻2-6	200	○			○
498	〃	小国運動広場	小国字沢田51-1	500	○			
499	〃	小国ふれあい公園	小国字谷地田54-8	7,550	○			
500	〃	交流促進センター	小国字沢田51-1	221	○			○
501	〃	神馬沢ポンプ車庫前	小国字川向地内	20	○			○
502	〃	旧福栄小学校グラウンド	木野俣字不動滝11-1	5,250	○			
503	〃	温海川山村広場	温海川字荒谷87-1	1,050	○			
504	〃	東傳寺	温海川乙162	1,263	○			○
505	〃	滝の下駐車場	越沢字滝の下地内	30	○			○
506	〃	たてのひら駐車場	越沢字西山口地内	20	○			○
507	〃	まやのやかたグラウンド	越沢字蛇喰111-1	1,076	○			○

No.	対象地区	名 称	所 在 地	収容人員 (人)	各避難場所が対応する災害種別			
					地震	津波	標高	土砂
508	温 海	関川農村公園	関川字向207-3	1,750	○			
509	〃	機械組合倉庫	関川字大道地内	40	○			○
510	〃	寶傳寺	菅野代壬2	537	○			○
511	〃	旧念珠関中グラウンド	鼠ヶ関字横路9-3	2,300	○	○	16.0	
512	〃	神社山かけ道	鼠ヶ関字横路地内	50	○	○	14.5	
513	〃	瑞芳院	鼠ヶ関字甲365	809	○	○	11.5	
514	〃	曹源寺	鼠ヶ関字甲346	763	○	○	9.3	
515	〃	鼠ヶ関小学校グラウンド	鼠ヶ関字横路497-2	5,650	○			
516	〃	念珠の松庭園	鼠ヶ関字興屋87	793				○
517	〃	マリーナパークねずがせき	鼠ヶ関字原海150	2,650				○
518	〃	大川屋前市道	鼠ヶ関地内	350				○
519	〃	県境広場	鼠ヶ関字奥田地内	780	○	○	16.5	
520	〃	鍋倉集会センター前広場	鼠ヶ関字鍋倉82	250	○			○
521	〃	小名部公民館グラウンド東側	小名部字上浜田137-3	950	○			○
522	〃	五十嵐庄一氏作業小屋	小名部字平沢地内	200	○			○
523	〃	道の駅「あつみ」しゃりん	早田字戸ノ浦606	6,588	○			○
524	〃	滝の平—1	早田字戸ノ浦地内	130	○	○	28.8	
525	〃	滝の平—2	早田字戸ノ浦地内	130	○	○	24.6	
526	〃	湯の上	早田字山崎地内	130	○	○	39.6	
527	〃	前沢口	早田字前沢地内	110	○	○	12.7	
528	〃	薬師神社	早田字上ノ山地内	20	○	○	15.5	
529	〃	大龍寺	早田丙151	855	○	○	24.8	
530	〃	諏訪神社	早田字上ノ山173	693	○	○	16.6	
531	〃	箴川砂防ダム	温海字天池地内	20	○	○	15.5	
532	〃	住吉神社（裏山）	小岩川字宮田114-1	50	○	○	18.6	○
533	〃	北山林道入口	小岩川字巖地内	20	○	○	10.8	
534	〃	寺山	小岩川字巖地内	90	○	○	21.9	
535	〃	森山	小岩川字出口地内	90	○	○	22.0	

※1 収容人員は面積を2㎡割で算出している。

2 令和6年1月11日付で山形県知事へ通知している避難場所を記載している。

3 「各避難所が対応する災害種別」の津波区分の右側に標高（m）を記載している。

2 指定避難所（二次避難所）

〔指定避難所：家屋の倒壊、延焼によって住居を失った者を収容する避難施設〕

No.	対象地区	名 称	所 在 地	収容人員 (人)	各避難所が対応する災害種別				
					地震	津波	標高	洪水	土砂
1	第一学区	朝陽第一小学校	文園町2-1	358	○			○	
2	〃	第一学区コミュニティ防災センター	文園町1-63	156	○			○	
3	〃	鶴岡第三中学校	城南町25-1	542	○			○	
4	第二学区	朝陽第二小学校	東原町25-1	441	○			○	
5	〃	第二学区コミュニティ防災センター	昭和町11-22	146	○			○	
6	〃	出羽庄内国際村	伊勢原町8-32	215	○				
7	第三学区	朝陽第三小学校	若葉町1-32	519	○			○	
8	〃	鶴岡工業高等学校体育館	家中新町8-1	413	○			○	
9	〃	鶴岡北高等学校体育館	若葉町16-5	484	○			○	
10	〃	鶴岡南高等学校柔道場	若葉町26-31	197	○			○	
11	〃	鶴岡南高等学校鶴翔会館	若葉町26-31	362	○			○	
12	〃	鶴岡中央高等学校体育館	大宝寺字日本国410	476	○			○	
13	〃	山形大学農学部体育館	新形町1-23	361	○			○	
14	〃	山形大学農学部農学部会館	新形町17-23	363	○			○	
15	〃	勤労者会館	泉町8-57	61	○				
16	第四学区	朝陽第四小学校	柳田字田中28-1	307	○			○	
17	〃	第四学区コミュニティセンター	稲生一丁目10-80	140	○				
18	〃	鶴岡高等養護学校体育館	稲生一丁目20-33	254	○			○	
19	〃	鶴岡第四中学校	小真木原町3-1	599	○			○	
20	〃	朝陽武道館	小真木原町2-1	735	○			○	
21	第五学区	朝陽第五小学校	切添町15-4	355	○				
22	〃	学校法人齋藤学園鶴岡東高等学校体育館	切添町22-30	650	○				
23	〃	第五学区コミュニティ防災センター	宝町18-77	142	○				
24	〃	鶴岡第二中学校	宝田二丁目8-34	544	○			○	
25	〃	マリカ3F	末広町3-22	149	○			○	
26	第六学区	朝陽第六小学校	淀川町9-70	369	○			○	
27	〃	鶴岡第一中学校	道田町1-82	618	○			○	
28	〃	鶴岡養護学校体育館	大塚町5-44	162	○			○	
29	〃	第六学区コミュニティ防災センター	みどり町22-28	226	○			○	
30	〃	中央公民館	みどり町22-36	1,464	○			○	
31	〃	中央公民館女性センター	みどり町22-43	326	○			○	
32	斎	斎小学校	我老林字野中川原51	215	○			○	
33	〃	斎コミュニティ防災センター	我老林字野中川原35-2	145	○				
34	黄 金	黄金小学校	青龍寺字北内48	282	○				○
35	〃	黄金コミュニティ防災センター	青龍寺字北内203-1	162	○			○	○
36	〃	青龍寺公民館	青龍寺字村下103-12	70	○				○
37	〃	滝沢集会所	滝沢字村内31-2	66	○				○
38	大 泉	大泉小学校	白山字西野148	193	○			○	○
39	〃	農村センター	矢馳字上矢馳258	272	○			○	○
40	〃	鶴岡工業高等専門学校体育館	井岡字沢田104	282	○			○	○
41	湯田川	湯田川コミュニティセンター	藤沢字西側174-1	83	○				
42	〃	障害者支援施設鶴岡市愛光園体育館	藤沢字軽井沢68	142	○				○
43	〃	障害者支援施設鶴岡市愛光園ワークセンター軽井沢	藤沢字軽井沢68	167	○				○
44	〃	岡山公民館	岡山字六供141	71	○				○
45	京 田	京田小学校	高田字下村104	283	○			○	
46	〃	京田コミュニティ防災センター	高田字下村336-1	149	○			○	
47	栄	旧栄小学校	播磨字若松51-1	239	○				
48	〃	栄コミュニティ防災センター	播磨字若松95-1	124	○			○	

No.	対象地区	名 称	所 在 地	収容人員 (人)	各避難所が対応する災害種別				
					地震	津波	標高	洪水	土砂
49	田 川	田川コミュニティセンター	田川字高田9	288	○			○	○
50	上 郷	上郷小学校	みずほ33-3	225	○			○	○
51	〃	上郷コミュニティセンター	みずほ49-1	262	○			○	○
52	〃	鶴岡市リサイクルプラザ	水沢字水京68-1	160	○			○	○
53	〃	草井谷公民館	西目字水上沢15	24	○	○	16.9		
54	〃	竹野浦公民館	西目字竹野浦107-1	50	○	○	21.8		
55	三 瀬	豊浦小学校	三瀬字菖蒲田88-1	294	○	○	16.3	○	○
56	〃	豊浦中学校	三瀬字横町33-2	345	○	○	25.4	○	
57	〃	三瀬コミュニティセンター	三瀬字堅田138-8	149	○	○	15.9	○	○
58	小 堅	小堅コミュニティセンター (旧小堅小学校)	堅苔沢字淵の上334	234	○	○	16.2		○
59	〃	堅苔沢公民館	堅苔沢字淵の上533	132	○				○
60	〃	東福寺	小波渡字甘木台408	20	○	○	23.8		
61	〃	皇大神社	小波渡字宮林45	10	○	○	32.0		
62	〃	小波渡自治会館	小波渡字浜田53-1	79	○				○
63	由 良	旧由良小学校 (由良小学校跡地)	由良一丁目21-70	161	○	○	31.5		○
64	〃	由良コミュニティセンター	由良二丁目14-53	82	○				○
65	加 茂	加茂水産高等学校体育館	加茂字大崩595	293	○				○
66	〃	旧加茂小学校	加茂字弁慶沢200	275	○	○	8.0		○
67	〃	加茂コミュニティ防災センター	加茂字坂ノ下166	125	○	○	23.0		○
68	〃	油戸公民館	油戸字中田361-1	62	○				○
69	〃	熊野神社	金沢字向山76	10	○	○	24.2		
70	〃	金沢公民館	金沢字向山98-1	41	○				○
71	〃	今泉公民館	今泉字真台239	60	○	○	10.9		○
72	湯野浜	湯野浜小学校	湯野浜一丁目16-38	433	○				○
73	〃	湯野浜コミュニティセンター	湯野浜一丁目1-7	223	○	○	8.6		○
74	〃	宮沢公民館	宮沢字小沢67	49	○	○	7.0		
75	〃	松並公民館	下川龍花崎36-545	60	○	○	16.6		
76	大 山	大山小学校	大山二丁目20-1	311	○			○	○
77	〃	鶴岡第五中学校	大山字若柳271	829	○			○	○
78	〃	菱津公民館	菱津字川内173	80	○				○
79	〃	大山コミュニティセンター	友江町23-71	197	○			○	○
80	西 郷	西郷小学校	下川字樋渡100	383	○			○	○
81	〃	西郷地区農林活性化センター	下川字龍花1-1	124	○			○	○
82	藤 島	藤島小学校	藤の花2丁目1-1	235	○			○	
83	〃	東栄小学校	川尻字町上14	180	○			○	
84	〃	渡前小学校	渡前字中屋敷1	165	○			○	
85	〃	藤島中学校	藤島字笹花86-1	343	○			○	
86	〃	藤島地区地域活動センター	藤島字笹花73	174	○			○	
87	〃	藤島農村環境改善センター	添川字新地315	169	○				○
88	〃	東栄地区地域活動センター	蛸井興屋字水尻26-2	320	○			○	
89	〃	八栄島地区地域活動センター	八色木字西野102-4	138	○			○	
90	〃	長沼地区地域活動センター	長沼字宮東25-1	98	○				
91	〃	渡前地区地域活動センター	渡前字中屋敷28	333	○			○	
92	〃	藤島体育館	藤の花一丁目1-1	490	○			○	
93	〃	藤島ふれあいセンター	藤島字古楯跡94-1	60	○			○	
94	〃	駅前町内会館	上藤島字備中下3-2	165				○	
95	〃	添川集落センター	添川字池苗代66	100					○
96	羽 黒	手向地区地域活動センター	羽黒町手向字黒沢31-1	253	○				
97	〃	旧羽黒第一小学校	羽黒町手向字手向179-1	188	○				
98	〃	旧大東幼稚園	羽黒町手向字手向179-1	52	○				
99	〃	大東保育園	羽黒町手向字手向139-1	188	○				

No.	対象地区	名 称	所 在 地	収容人員 (人)	各避難所が対応する災害種別				
					地震	津波	標高	洪水	土砂
100	羽 黒	いでは文化記念館	羽黒町手向字院主南72	884	○				○
101	〃	羽黒高等学校総合体育館	羽黒町手向字薬師沢198	503	○				
102	〃	羽黒小学校	羽黒町荒川字花沢4	421	○			○	○
103	〃	泉地区地域活動センター	羽黒町荒川字谷地堰11-1	239	○			○	○
104	〃	羽黒体育センター	羽黒町荒川字前田元67-2	254	○			○	
105	〃	羽黒コミュニティセンター	羽黒町荒川字谷地堰28	464	○			○	
106	〃	羽黒体育館	羽黒町荒川字谷地堰29-1	1253	○			○	
107	〃	羽黒中学校	羽黒町荒川字宮東28-1	421	○			○	○
108	〃	いずみ保育園	羽黒町市野山字山王林11	298	○			○	○
109	〃	羽黒老人福祉センター	羽黒町荒川字白山56-1	239	○			○	
110	〃	広瀬小学校	羽黒町後田字下田元9	320	○			○	
111	〃	旧広瀬幼稚園	羽黒町後田字下田元9	93	○				
112	〃	広瀬地区地域活動センター	羽黒町後田字下田元237	242	○			○	
113	〃	やまぶし温泉・ゆぽか	羽黒町後田字谷地堰188	158	○			○	
114	〃	貴船保育園	羽黒町後田字谷地堰186-1	275	○			○	
115	〃	羽黒第四地区地域活動センター	羽黒町上野新田字二反割1-2	53	○				○
116	〃	創造の森	羽黒町川代字向山628	144	○				
117	櫛 引	櫛引東小学校	黒川字小在家90	225	○			○	○
118	〃	櫛引西小学校	上山添字文栄1	193	○			○	
119	〃	櫛引南小学校	東荒屋字竹の内212	238	○			○	○
120	〃	櫛引中学校	上山添字文栄86	452	○			○	
121	〃	ほのかたらのき代	たらのき代字西野469-1	165					○
122	〃	ふるさとむら宝谷	宝谷字舞台170	107					○
123	〃	櫛引スポーツセンター	三千刈字清和158-1	2,200	○				
124	〃	櫛引生涯学習センターホール	上山添字文栄90	297				○	
125	〃	鶴岡南高等学校山添校体育館	上山添字文栄38	408				○	
126	朝 日	旧田麦俣分校体育館	田麦俣字七ツ滝91-2	53	○				
127	〃	田麦俣公民館	田麦俣字七ツ滝94-6	91	○				
128	〃	上村公民館	大網字大網149	51	○				○
129	〃	大網地区地域交流センター	大網字興屋38-6	317	○				○
130	〃	下村公民館	大網字西大石90-1	96	○				○
131	〃	中村公民館	大網字中田122	88	○				○
132	〃	立岩公民館	越中山字立岩77-1	49	○				○
133	〃	中入公民館	越中山字中入163-2	27	○				○
134	〃	谷口公民館	越中山字谷口83	42	○				○
135	〃	中野新田公民館	中野新田字居村25	40	○				
136	〃	野中公民館	東岩本字野中51	24	○				
137	〃	朝日スポーツセンター	東岩本字野中143	796	○			○	○
138	〃	沖田公民館	東岩本字沖田109-1	41	○				
139	〃	北野公民館	東岩本字北野66	57	○				
140	〃	上本郷公民館	本郷字平沢下10	112	○				
141	〃	朝日中学校	本郷字笹目50	793	○				○
142	〃	下本郷公民館	本郷字細越72-1	66	○				○
143	〃	下名川公民館	下名川字村東64	88	○				○
144	〃	あさひ小学校	下名川字落合2	424	○				○
145	〃	朝日中央コミュニティセンター	下名川字落合220	735	○			○	○
146	〃	熊出上自治会公民館	熊出字日鐘209	44	○				○
147	〃	熊出中自治会公民館	熊出字長表25	134	○			○	○
148	〃	熊出下自治会公民館	熊出字下村172-3	45	○			○	
149	〃	旧大鳥防雪センター	大鳥字寿岡219	56	○				
150	〃	大鳥自然の家	大鳥字寿岡112	539	○				○
151	〃	鱒淵公民館	荒沢字鱒淵119	33	○				

No.	対象地区	名 称	所 在 地	収容人員 (人)	各避難所が対応する災害種別				
					地震	津波	標高	洪水	土砂
152	朝 日	朝日庁舎南出張所	上田沢字下中島25	81	○				○
153	〃	朝日南部コミュニティセンター	上田沢字船渡3-14	154	○			○	○
154	〃	旧朝日大泉小学校	上田沢字中明64	77	○				○
155	〃	大平公民館	下田沢字東34-2	40	○				○
156	温 海	鈴公民館	五十川字黒滝34	76	○	○	8.2		○
157	〃	遭龍寺	五十川字浜千鳥35	30				○	○
158	〃	旧五十川小学校	五十川字山之脇183-2	225	○	○	7.4	○	○
159	〃	五十川公民館	五十川字浜千鳥14	228	○			○	○
160	〃	安土公民館	五十川字安土46-1	46	○			○	○
161	〃	小菅野代公民館	小菅野代字宮野沢158	55	○				
162	〃	旧山戸小学校	山五十川字山崎1	278	○			○	○
163	〃	山五十川公民館	山五十川字木ノ下475-1	339	○				
164	〃	山戸保育園	山五十川字木ノ下475-2	141	○			○	
165	〃	佐藤診療所山戸出張所	山五十川乙225-2	43					○
166	〃	山五十川古典芸能収蔵館	山五十川甲475-1	99					○
167	〃	戸沢自治公民館	戸沢字東俣168-1	173	○			○	○
168	〃	強竜寺	戸沢字滝野本279	30				○	○
169	〃	一霞公民館	一霞字宮之前68	96	○			○	
170	〃	温海温泉林業センター	湯温海字湯之里88-7	487	○			○	○
171	〃	湯之里公民館	湯温海字紅葉岡123-5	71	○			○	
172	〃	釜谷坂公民館	温海字釜谷坂38-1	63	○			○	○
173	〃	あつみ保育園	温海字萩田177-1	302	○			○	○
174	〃	あつみ小学校	温海字萩田240-1	451	○	○	12.3	○	○
175	〃	鶴岡市温海ふれあいセンター	温海字温海577-1	140	○				○
176	〃	温海公民館	温海字温海17	127	○			○	○
177	〃	暮坪公民館	温海字暮坪27	81	○				
178	〃	泉徳寺	温海字米子71-1	30		○	17.4		
179	〃	宮名公民館	大岩川字白岩410-43	41	○			○	○
180	〃	浜中公民館	大岩川字沢山509-3	116	○			○	○
181	〃	温海中学校	大岩川字黒岩35	694	○	○	19.4		○
182	〃	槇代公民館	槇代字内沢98-2	137	○			○	
183	〃	小国山村振興センター	小国字町尻2-6	217	○			○	○
184	〃	交流促進センター	小国字沢田51-1	140	○			○	○
185	〃	峠ノ山集会センター	小国字西山57-18	99	○				
186	〃	旧福栄小学校	木野俣字不動滝11-1	164	○			○	○
187	〃	木野俣集落センター	木野俣字木野俣241-1	168	○			○	○
188	〃	福栄保育園	木野俣字前川原7-1	128	○			○	○
189	〃	温海川集落センター	温海川字越沢3-1	165	○			○	
190	〃	東傳寺	温海川乙162	42					○
191	〃	越沢センター	越沢字黒坪沢48-2	177	○			○	○
192	〃	まやのやかた	越沢字蛇喰111-1	40					○
193	〃	関川しな織の里ぬくもり館	関川字向222	108	○			○	
194	〃	菅野代公民館	菅野代字宮野下3-1	171	○			○	○
195	〃	旧菅野代小中学校	菅野代字宮野下3-1	214	○			○	○
196	〃	鼠ヶ関小学校	鼠ヶ関字横路497-2	281	○	○	12.1	○	○
197	〃	鼠ヶ関保育園	鼠ヶ関字横路806	212	○			○	○
198	〃	鼠ヶ関公民館	鼠ヶ関字原海150	141	○			○	○
199	〃	興屋公民館	鼠ヶ関字興屋2-1	60					○
200	〃	原海公民館	鼠ヶ関字原海34	23					○
201	〃	鍋倉集会センター	鼠ヶ関字鍋倉82	97	○				○
202	〃	小名部公民館	小名部字上浜田137-3	218	○			○	
203	〃	平沢公民館	小名部字平沢176	46				○	

No.	対象地区	名 称	所 在 地	収容人員 (人)	各避難所が対応する災害種別				
					地震	津波	標高	洪水	土砂
204	温 海	皇大神社	早田字上ノ山126	21		○	39.4		
205	〃	大龍寺	早田丙151	62		○	24.8		
206	〃	諏訪神社	早田字上ノ山173	35		○	16.6		
207	〃	早田公民館	早田字上ノ山162-1	102	○	○	8.8		
208	〃	小岩川公民館	小岩川163-1	126	○				○
209	〃	西光寺	小岩川240	30		○	9.0		

- ※ 1 収容能力は1人3㎡として算出している。
2 小・中学校等は、主に屋内運動場を計上している。
3 避難所として使用する場合は、「鶴岡市避難所開設・運営マニュアル」により、施設の安全点検を行い、安全が確認された場合に使用する。
4 令和5年4月1日付で山形県知事へ通知している避難所を記載している。
5 「各避難所が対応する災害種別」の津波区分の右側の欄に標高（m）を記載している。

3 指定避難所【洪水】

〔指定避難所【洪水】：河川の氾濫等により避難する住民を収容し、町内会毎に指定した避難施設〕

河川名	地区名	町内会名	避難所	連絡先
赤川 内川 青龍寺川 大山川	第一学区	本町二丁目（東、南部、一日市会、七日町） 三光町（東部、南部、正栄会、銀町） 睦町第二、睦町第三、三和町（南、北）	朝暘第一小学校	22-0441
		千石町（町海老島・温海田、養海塚、藤李）、文園町、長者町、城南町のぞみ町	鶴岡第三中学校	22-2793
		睦町第一	第一学区コミュニティ防災センター	25-1615
		双葉町、海老島、日枝	朝暘武道館	29-1346
	第二学区	東原町、伊勢原町、日出東、苗津 日出町西、桜新町	朝暘第二小学校	22-7755
		ほなみ町	鶴岡第三中学校	22-2793
		本町一丁目（第一、第二、第三） 神明町（西、南、天神町） 大東町（東、西、南、北） 昭和町（第一、第二）	鶴岡南高等学校 （柔道場、鶴翔会館）	22-0061
		昭和町第三	第二学区コミュニティ防災センター	24-8032
	第三学区	新形、新形西、城北、城北町東 若葉町（北部）	朝暘第三小学校	22-0318
		若葉町（東部、西部）、鷹匠町親和会 泉町、上畑町（南部、北部） 山王町（東部、西部）、山王通り	鶴岡北高等学校 （体育館）	22-2262
		家中新町	鶴岡工業高等学校	22-5505
		馬場町	鶴岡南高等学校 （柔道場、鶴翔会館）	22-0061
		余慶町 錦町（日和田町、宝田一丁目の一部） 新形（日和田町の一部、日本国）	鶴岡中央高等学校	25-5723
		大部町	鶴岡養護学校	24-5959
		茅原	鶴岡第二中学校	22-8323
		錦町	山形大学農学部（体育館・農学部会館）	22-2805
		東新斎町	中央公民館女性センター	24-2340

河川名	地区名	町内会名	避難場所	連絡先
赤川 内川 青龍寺川 大山川	第四学区	青柳町、幸友会、鍛冶町、八日町 稲生	朝暘第四小学校	22-8343
		本町三丁目（北部、上肴町）	鶴岡工業高等学校	22-5505
		小真木原町	朝暘武道館	29-1346
		美原町、稲生	鶴岡第四中学校	24-7330
		稲生	鶴岡高等養護学校	22-0581
		塔和	鶴岡工業高等専門学校	25-9014
	第五学区	道形町、末広町東部（一部）、文下	鶴岡第二中学校	22-8323
		末広町東部（一部）、末広町駅前 大宝寺（第一、第二）	朝暘第三小学校	22-0318
		大宝寺第一（中野）	渡前小学校	64-2160
		鳥居町（南、北）、切添町、朝暘町 宝町中道、宝町	マリカ３Ｆ	23-2200
		日吉町（東部、西部、南部）	山形大学農学部（体育館・農学部会館）	28-2805
	第六学区	美咲町、砂田町、淀川町、谷地田 宮田	朝暘第六小学校	24-2290
		大塚町、西新斎町	鶴岡養護学校	24-5959
		大西町、道田町	鶴岡第一中学校	22-0530
		みどり町	第六学区コミュニティ 防災センター	22-5346
		新海町、新海町新町	中央公民館	25-1050
	斎	八ツ興屋、伊勢横内、齋藤川原 我老林、遠賀原	斎小学校	22-1566
		勝福寺	櫛引中学校	57-2103
		外内島	朝暘武道館	29-1346
	黄金	民田、中橋、寿、新赤、青龍寺、滝沢 上山谷	黄金小学校	22-5742
	京田	福田、豊田、林崎、安丹、中野京田 平京田	京田小学校	22-0763
		高田、北京田、覚岸寺、水上、西京田 荒井京田	京田コミュニティ防災 センター	22-0762
	栄	本田、小京田、野中、播磨、平田 中京田、湯野沢	栄コミュニティ防災セ ンター	29-2105
	西郷	千安京田、面野山、辻興屋	西郷小学校	76-2307
		西沼、茨新田、西茨新田、長崎	西郷地区農林活性化セ ンター	76-2301
	大山	中柳原	鶴岡第五中学校	33-2222

河川名	地区名	町内会名	避難場所	連絡先
大山川 湯尻川	田 川	中里、宮野前、中組、行々、蓮花寺 関根、東目	田川コミュニティセン ター	35-2003
	上 郷	みずほ、上京田、草井谷	上郷小学校	35-2641
		石山、楯川原、水沢（追分、カラスカ）	上郷コミュニティセン ター	35-2001
		水沢	鶴岡市リサイクルプラ ザ（くるりん館）	35-3557
	大 泉	白山、大淀川、すず風	大泉小学校	22-0794
		矢馳、山田、森片、中清水、下清水 清水新田	農村センター	22-0798
	大 山	上栄町、栄町、南町、天保町、銅片町 木七町、粕塚	大山小学校	33-2570
		米出、中柳原、柳原、友江町、栃屋 上天保町、下興屋、下小中、中楯 菱津	鶴岡第五中学校	33-2222
		鍛冶町、染屋町、向町	大山コミュニティセン ター	33-3213
	三瀬川	三 瀬	三瀬	豊浦小学校
豊浦中学校				73-2028
三瀬コミュニティセン ター				73-2001

河川名	地区名	避難場所	連絡先
最上川 藤島川 京田川	藤 島 () は避難状況に応じて開設	藤島地区地域活動センター 駅前町内会館 (藤島小学校) (藤島中学校) (藤島体育館) (藤島ふれあいセンター) (渡前地区地域活動センター) (渡前小学校)	64-2119 — 64-2156 64-2154 64-2143 64-8775 64-2120 64-2160
	東 栄 () は避難状況に応じて開設	東栄地区地域活動センター 添川集落センター (東栄小学校) (藤島農村環境改善センター)	64-2123 — 64-2159 64-2470
	八栄島、長沼 () は避難状況に応じて開設	八栄島地区地域活動センター (藤島小学校) (藤島中学校) (藤島体育館) (藤島ふれあいセンター)	64-2121 64-2156 64-2154 64-2143 64-8775
	渡 前 () は避難状況に応じて開設	渡前地区地域活動センター (渡前小学校) (東栄地区地域活動センター) (泉地区地域活動センター)	64-2120 64-2160 64-2123 62-4303
藤島川 黒瀬川	広 瀬 () は避難状況に応じて開設	渡前小学校 広瀬地区地域活動センター (広瀬小学校) (貴船保育園) (やまぶし温泉ゆぽか)	62-2160 62-2129 62-2165 62-2155 62-4855
	泉 () は避難状況に応じて開設	羽黒小学校 羽黒中学校 泉地区地域活動センター いずみ保育園 (羽黒コミュニティセンター) (羽黒体育館) (羽黒体育センター) (羽黒老人福祉センター) (羽黒高等学校総合体育館)	62-2148 62-2100 62-4303 62-2153 62-4627 62-4789 62-4789 62-4534 62-2105

河川名	地区名	避難場所	連絡先
青龍寺川 内川 水無川	櫛引西小学区	櫛引西小学校 櫛引中学校 櫛引生涯学習センター	57-2106 57-2103 57-5670
	櫛引南小学区	櫛引南小学校	57-2107
赤 川	藤 島	藤島地区地域活動センター	64-2119
		駅前町内会館	—
		藤島小学校	64-2156
		藤島中学校	64-2154
		藤島体育館	64-2143
		藤島ふれあいセンター	64-8775
	東 栄	東栄地区地域活動センター	64-2123
		東栄小学校	64-2159
	八栄島、長沼	八栄島地区地域活動センター	64-2121
	渡 前	渡前地区地域活動センター	64-2120
		渡前小学校	64-2160
	広 瀬	渡前小学校	64-2160
		広瀬小学校	62-2165
		広瀬地区地域活動センター	62-2129
		貴船保育園	62-2155
		やまぶし温泉ゆぽか	62-4855

河川名	地区名	避難場所	連絡先
赤川	泉	羽黒体育センター	62-4789
		羽黒コミュニティセンター	62-4627
		羽黒体育館	62-4789
		羽黒中学校	62-2100
		羽黒小学校	62-2148
		泉地区地域活動センター	62-4303
		羽黒老人福祉センター	62-4534
		いずみ保育園	62-2153
	櫛引東小学区	櫛引東小学校	57-2105
	櫛引西小学区	櫛引中学校	57-2103
赤川 倉沢川	櫛引南小学区	櫛引南小学校	57-2107
	熊出上、落合	朝日中央コミュニティセンター	53-3560
	熊出中	熊出中自治会公民館	53-2900
	熊出下	熊出下自治会公民館	53-3129
	中野新田、野中、沖田	朝日スポーツセンター	53-3302
	大針（上・中・下）、砂川、行沢、上本郷、下本郷	朝日中学校	53-2092
	倉沢、荒沢、上田沢、下田沢	朝日南部コミュニティセンター	55-2252
五十川	五十川 安土	五十川公民館	45-2133
		安土公民館	45-2133
		旧五十川小学校	—
		遭龍寺	45-2303
	山五十川	山五十川公民館	45-2406
		旧山戸小学校	—
		旧山戸保育園	43-2347
	戸沢	戸沢自治公民館	45-2065
		旧山戸小学校	—
		強龍寺	45-2266
	菅野代	菅野代公民館	47-2823
		旧菅野代小中学校体育館	47-2823

河川名	地区名	避難場所	連絡先
温海川	温 海・釜谷坂	温海公民館	43-2655
		釜谷坂公民館	43-2829
		あつみ小学校	43-3101
		あつみ保育園	43-2347
	湯之里	湯之里公民館	43-2374
		温海温泉林業センター	43-2451
		あつみ小学校	43-3101
		あつみ保育園	43-2347
庄内 小国川	湯温海	温海温泉林業センター	43-2451
		あつみ小学校	43-3101
		あつみ保育園	43-2347
	一 霞	一霞公民館	43-2835
	温海川	温海川農業者健康管理施設	47-2848
庄内 小国川	宮 名・浜 中	宮名公民館	43-2537
		浜中公民館	43-3353
		温海中学校	43-2911
	槇 代	槇代公民館	43-2570
		温海中学校	43-2911
鼠ヶ関川	小 国	小国山村振興センター	47-2704
		交流促進センター	47-2704
	木野俣	木野俣集落センター	47-2373
		旧福栄小学校	—
		福栄保育園	43-2347
鼠ヶ関川	越 沢	越沢センター	47-2411
	鼠ヶ関	鼠ヶ関公民館	44-2077
		鼠ヶ関小学校	44-2128
鼠ヶ関川	小名部	鼠ヶ関保育園	43-2347
	小名部	小名部公民館	44-3329
		平沢公民館	44-3329
	関川	関川しな織の里ぬくもり館	47-2472

4 福祉避難所

避難所での生活において、高齢者や障害者等の特別な配慮を必要とする方が滞在する社会福祉施設

No.	名 称	所 在 地
1	特別養護老人ホーム永寿荘	鶴岡市茅原町28-10
2	特別養護老人ホーム池幸園	鶴岡市美原町4-40
3	特別養護老人ホームかけはし	鶴岡市民田字代家田100-1
4	特別養護老人ホームしおん荘	鶴岡市湯野浜1-17-35
5	特別養護老人ホームおおやま	鶴岡市大山3-34-1
6	特別養護老人ホームふじの花荘	鶴岡市藤の花1-18-1
7	特別養護老人ホームかみじ荘	鶴岡市羽黒町手向薬師沢198-3
8	特別養護老人ホーム桃寿荘	鶴岡市たらのき代桃平123
9	特別養護老人ホームかたくり荘	鶴岡市熊出東村157-2
10	特別養護老人ホームぶなの杜	鶴岡市熊出東村152-1
11	特別養護老人ホーム温寿荘	鶴岡市槇代丁53-1
12	養護老人ホーム湯野浜思恩園	鶴岡市湯野浜1-17-34
13	鶴岡市障害者支援センター	鶴岡市ほなみ町3-2
14	障害者支援施設 鶴岡市愛光園	鶴岡市藤沢字軽井沢68
15	はちもり	鶴岡市三瀬字菖蒲田64-2
16	多機能ゆのはま	鶴岡市湯野浜1-19-28
17	多機能かも	鶴岡市加茂字加茂146
18	サテライト池幸園	鶴岡市陽光町9-20
19	池幸園ショートステイ	鶴岡市陽光町9-20
20	小規模多機能型居宅介護事業所健楽園 つどい	鶴岡市陽光町9-20
21	永寿荘多機能ホーム宝田	鶴岡市宝田2-7-29
22	恵泉会シニアサポートともえ	鶴岡市北茅原町17-1
23	介護老人保健施設かけはし	鶴岡市民田字代家田100-1
24	清流苑	鶴岡市五十川字山之脇183-2
25	地域密着型特別養護老人ホームめぐみの郷しらやま	鶴岡市白山字西木村101-1
26	障害者支援施設 恵風園	鶴岡市羽黒町川代字向山136-1
27	総合施設 かるむの里	鶴岡市析屋字天保恵10-1

5 鶴岡市の土砂災害危険箇所数

山形県内には土石流危険渓流が 2,216 箇所、地すべり危険箇所 230 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が 1,325 箇所の合計 3,771 箇所ある。その内、鶴岡市には土石流危険渓流が 477 箇所（21.5%）、地すべり危険箇所 25 箇所（10.8%）、急傾斜地崩壊危険箇所が 242 箇所（18.2%）あり、いずれの危険箇所も県内で最も多い地域となっている。

◆土石流危険渓流

（現象）

谷や斜面に貯まった土・砂・石等が、梅雨や台風などの集中豪雨による水と一緒に、一気に流れ出てくるのが土石流です。破壊力が大きく速度も速いので、大きな被害をもたらします。

（危険箇所としての抽出条件）下記の①②の条件を全て満たす箇所

- ①1/25,000 地形図で谷形の地形をしており、溪床勾配が 2° （1/20）までを終点とする区域のうち、溪床や山腹の状況調査により、土石流が発生すると判断された渓流
- ②土石流発生危険性があり、1 戸以上の人家（人家がなくとも官公署・学校・病院及び社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設・駅・旅館・発電所等の公共施設のある場所を含む）に被害を生ずるおそれのある渓流

◆地すべり危険箇所

（現象）

比較的緩やかな斜面において、地中の粘土層等滑りやすい面が地下水の影響などで動き出す現象を地すべりといいます。一度に広い範囲が動くため、ひとたび発生すると住宅、道路、鉄道、耕地などに大きな被害を及ぼし、川をせき止めて洪水等を引き起こすことがあります。

（危険箇所としての抽出条件）地すべり面積が 5h a 以上のもので下記のいずれかに該当する箇所

- ①大量の崩土が、渓流又は河川に流入し、下流河川に被害を及ぼすおそれのあるもの
- ②鉄道、県道以上の道路又は迂回路のない市町村道、その他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
- ③官公署、学校又は病院などの公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
- ④貯水量 30,000 m³ 以上のため池もしくは関係面積 100h a 以上の用配水施設又は利用区域面積 500h a 以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの
- ⑤人家 10 戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの
- ⑥農地 10h a 以上に被害を及ぼすおそれのあるもの

◆急傾斜地崩壊危険箇所

（現象）

地面にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、弱くなった斜面が突然崩れ落ちるのががけ崩れです。突発的に起こり瞬時に崩れ落ちるので、逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなっています。また、地震をきっかけに起こることもあります。

（危険箇所としての抽出条件）下記の①②の条件を満たし、被害想定区域に人家があるもの

- ①傾斜度 30° 以上
- ②高さ 5m 以上

土石流危険渓流・地すべり危険箇所・急傾斜地崩壊危険箇所

地域名	土石流危険渓流	地すべり危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所	計
鶴 岡	195	3	110	308
藤 島	6	0	0	6
羽 黒	3	1	3	7
櫛 引	7	1	1	9
朝 日	68	8	46	122
温 海	198	12	82	292
計	477	25	242	744

◆土砂災害防止法に基づく県知事の指定区域

上記の危険箇所を基準に「基礎調査」を行い、危険度をさらに詳細に判定し、危険度に応じて、下記区域を県知事が指定します。

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）箇所数

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命身体に危害が生ずるおそれがあると認められた区域

地域名	土石流危険渓流	地すべり危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所	計
鶴 岡	189	32	254	475
藤 島	9	2	2	13
羽 黒	3	1	6	10
櫛 引	2	1	2	5
朝 日	69	32	72	173
温 海	196	33	110	339
計	468	101	446	1,015

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）箇所数

「土砂災害警戒区域」のうち、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

地域名	土石流危険渓流	地すべり危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所	計
鶴 岡	126	—	249	375
藤 島	8	—	2	10
羽 黒	2	—	6	8
櫛 引	2	—	2	4
朝 日	45	—	66	111
温 海	81	—	107	188
計	264	—	432	696

※ 土砂災害危険箇所数は、平成 15 年県公表による。

※ 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、特別警戒区域（レッドゾーン）は、令和 6 年 3 月末現在県公表による。

◆土砂災害危険箇所の図面

（１）山形県土砂災害防止法基礎調査箇所位置図

県において①鶴岡・櫛引、②藤島・羽黒、③朝日、④温海の４ブロック毎に危険箇所毎の表示番号を入れ、25,000 分の 1 で作成

(2) 土砂災害危険箇所図

平成 15 年度現在の資料に基づき、庄内総合支庁管内の土砂災害危険箇所図 (1/25, 000) を作成し、危険区域内の世帯に配布

6-1 土石流危険溪流

溪流区分：Ⅰ 被害想定区域内で人家5戸以上（5戸未満でも官公署、学校、病院、駅、旅館等のほか社会福祉施設等の災害弱者関連施設のあるもの）

Ⅱ 被害想定区域内で人家が1～4戸

Ⅲ 上記に準ずる箇所

No.	地域	管理番号	河川名	溪流名	溪流種別	所在地	流域面積 (km ²)	保全人家 戸数
1	鶴岡	31-001	大山川	たごの下沢	Ⅰ	水沢字楯ノ木	0.01	4
2	〃	31-002	大山川	楯川原	Ⅰ	水沢字楯ノ木	0.01	7
3	〃	31-004	大山川	沢田1	Ⅰ	水沢字沢田	0.03	12
4	〃	31-005	大山川	沢田2	Ⅰ	水沢字沢田	0.05	11
5	〃	31-006	大山川	石山1	Ⅰ	水沢字四日市	0.02	5
6	〃	31-007	大山川	石山2	Ⅰ	水沢字熊野前	0.02	10
7	〃	31-009	大山川	蓮花寺	Ⅰ	田川 蓮花寺	0.10	3
8	〃	31-010	大山川	関根	Ⅰ	関根字田中川原	0.04	2
9	〃	31-011	大山川	堂の入沢	Ⅰ	関根字堂野入	0.19	5
10	〃	31-014	大机川	坂野下1	Ⅰ	坂野下字坂下	0.02	2
11	〃	31-015	大机川	坂野下2	Ⅰ	坂野下字坂下	0.03	6
12	〃	31-016	大机川	ロクノ沢	Ⅰ	坂野下字坂下	0.10	9
13	〃	31-019	大山川	橋下	Ⅰ	関根字橋下	0.14	10
14	〃	31-020	大山川	宮ノ前	Ⅰ	田川 宮野前	0.26	5
15	〃	31-022	大山川	蔵王1	Ⅰ	上清水 蔵王前	0.03	3
16	〃	31-023	大山川	蔵王2	Ⅰ	上清水 蔵王前	0.01	7
17	〃	31-024	湯尻川	万年入	Ⅰ	藤沢字西側	0.01	4
18	〃	31-025	湯尻川	湯本	Ⅰ	湯田川字万年入	0.01	22
19	〃	31-026	湯尻川	荒沢川	Ⅰ	藤沢字荒沢	1.00	30
20	〃	31-027	湯尻川	二ツ屋	Ⅰ	藤沢字軽井沢	0.09	5
21	〃	31-028	湯尻川	岡山沢	Ⅰ	岡山字六供	0.01	5
22	〃	31-029	湯尻川	瀬戸ノ沢	Ⅰ	湯田川字瀬戸ノ沢	0.03	44
23	〃	31-030	大戸川	明神前	Ⅰ	菱津字明神前	0.15	28
24	〃	31-031	大戸川	村上沢	Ⅰ	菱津字村上沢	0.03	19
25	〃	31-032	大戸川	草井谷1	Ⅰ	西目字水上	0.01	4
26	〃	31-033	大戸川	草井谷2	Ⅰ	西目字袋沢田	0.02	5
27	〃	31-035	大戸川	竹ノ浦2	Ⅰ	西目字竹浦	0.05	11
28	〃	31-036	大戸川	竹野浦沢川	Ⅰ	西目字竹浦	0.30	17
29	〃	31-037	大戸川	山口	Ⅰ	西目字村里	0.16	20
30	〃	31-038	大戸川	金山川	Ⅰ	西目字鷲獄沢	0.24	22
31	〃	31-039	大戸川	獄下	Ⅰ	大広字獄ノ下	0.30	17
32	〃	31-040	大戸川	大戸川	Ⅰ	大広字獄ノ下	0.10	13
33	〃	31-041	大戸川	タケヤミチ沢	Ⅰ	大広字大谷	0.52	28
34	〃	31-042	大戸川	大谷1	Ⅰ	大広字大谷	0.02	15

No.	地域	管理番号	河川名	溪流名	溪流種別	所在地	流域面積 (km ²)	保全人家 戸数
35	鶴岡	31-043	大戸川	大谷 2	I	大広字大谷	0.01	5
36	〃	31-044	大山川	そのり沢	I	水沢字木ノ下	0.03	15
37	〃	31-045	少連寺川	八幡	I	田川字八幡	0.02	14
38	〃	31-046	少連寺川	家ノ前 1	I	少連寺字家ノ前	0.01	4
39	〃	31-047	少連寺川	家ノ前 2	I	少連寺字家ノ前	0.40	5
40	〃	31-049	少連寺川	大沢	I	少連寺字大沢	0.04	2
41	〃	31-053	青龍寺川	新山沢	I	高坂字杉ノ沢	0.07	8
42	〃	31-054	青龍寺川	楯下 1	I	高坂字楯ノ下	0.01	10
43	〃	31-055	青龍寺川	楯下 2	I	高坂字楯ノ下	0.01	2
44	〃	31-058	青龍寺川	山口沢	I	高坂字山口	0.70	23
45	〃	31-059	青龍寺川	北内 1	I	青竜寺字北内	0.02	1
46	〃	31-060	青龍寺川	北内 2	I	青竜寺字北内	0.10	27
47	〃	31-061	青龍寺川	山ノ内 1	I	青竜寺字山ノ内	0.54	25
48	〃	31-062	青龍寺川	山ノ内 2	I	青竜寺字山ノ内	0.05	9
49	〃	31-063	青龍寺川	金峰	I	滝沢字水上	0.05	5
50	〃	31-064	青龍寺川	京崎 1	I	滝沢字水尻	0.02	5
51	〃	31-065	青龍寺川	京崎 2	I	滝沢字京崎	0.02	6
52	〃	31-066	谷定川	大沢 1	I	金谷字宮下	0.03	8
53	〃	31-067	谷定川	大沢 2	I	金谷字宮下	0.02	5
54	〃	31-068	青竜寺川	伊勢堂	I	谷定字伊勢堂	0.03	6
55	〃	31-069	矢引川	清水端	I	中沢字清水端	0.02	5
56	〃	31-070	矢引川	堰口 1	I	矢引字堰口	0.02	6
57	〃	31-071	矢引川	堰口 2	I	矢引字堰口	0.02	12
58	〃	31-072	矢引川	矢引	I	矢引字矢引	0.10	9
59	〃	31-073	岡町川	加茂 1	I	加茂字加茂	0.02	18
60	〃	31-074	岡町川	加茂 2	I	加茂字加茂	0.03	11
61	〃	31-075	岡町川	清水平	I	加茂字清水平	0.04	20
62	〃	31-076	岡町川	清水平 2	I	加茂字清水平	0.08	20
63	〃	31-077	岡町川	坂ノ下 2	I	加茂字坂ノ下	0.04	9
64	〃	31-078	岡町川	岩倉 1	I	加茂字岩倉	0.14	57
65	〃	31-079	岡町川	岩倉 2	I	加茂字岩倉	0.13	66
66	〃	31-080	油戸川	中田 4	I	油戸字中田	0.02	33
67	〃	31-081	油戸川	中田	I	油戸字中田	0.30	45
68	〃	31-082	油戸川	中田 6	I	油戸字中田	0.02	6
69	〃	31-084	三瀬川	横町 2	I	三瀬字横町	0.06	0
70	〃	31-085	三瀬川	横町 3	I	三瀬字横町	0.11	0
71	〃	31-086	三瀬川	殿田	I	三瀬字殿田	0.01	0
72	〃	31-088	降矢川	草見	I	中山字草見	0.05	12
73	〃	31-089	藤倉川	瓜沢川	I	中山字瓜沢	0.04	10
74	〃	31-090	—	湯ノ浜川	I	下川字湯野浜	0.15	10
75	〃	31-091	—	小沢	I	下川字湯野浜	0.58	10

No.	地域	管理番号	河川名	溪流名	溪流 種別	所在地	流域面積 (km ²)	保全人家 戸 数
76	鶴 岡	31-092	—	湯野浜	I	下川字湯野浜	0.14	7
77	〃	31-093	金沢川	向山沢	I	金沢字向山	0.02	28
78	〃	31-094	金沢川	中沢	I	金沢字向山	0.07	28
79	〃	31-095	金沢川	森谷沢	I	金沢字向山	0.08	28
80	〃	31-096	—	真台	I	今泉字内山之沢	0.02	14
81	〃	31-097	—	村上	I	由良三丁目	0.02	5
82	〃	31-099	—	横町 1	I	三瀬字横町	0.06	0
83	〃	31-100	—	浜田	I	小波渡字浜田	0.02	20
84	〃	31-101	—	不動沢	I	小波渡字浜田	0.18	27
85	〃	31-102	—	ウラ川	I	小波渡字浜田	0.45	33
86	〃	31-103	—	池ノ沢川	I	小波渡字浜田	0.09	51
87	〃	31-104	—	平畑沢	I	堅苔治字平畑	0.85	10
88	〃	31-105	—	平畑	I	堅苔治字平畑	0.02	8
89	〃	31-106	天竜川	淵上	I	堅苔治字淵ノ上	0.02	22
90	〃	31-107	天竜川	ヒノ曾沢川	I	堅苔治字淵ノ上	0.05	2
91	〃	31-108	—	大波渡川	I	堅苔治字宮田	0.02	18
92	〃	31-109	—	みずかみ川	I	堅苔治字宮田	0.03	10
93	〃	31-110	—	わきみず川	I	堅苔治字宮田	0.03	10
94	〃	31-111	大戸川	大谷川	I	大広字大谷	0.74	27
95	〃	31-112	大山川	上清水沢	I	上清水字宮崎	0.17	6
96	〃	31-113	少連寺川	田川	I	田川字町沢田	0.19	14
97	〃	31-114	大山川	落合	I	東目字落合	0.45	16
98	〃	31-115	青龍寺川	金峰沢	I	滝沢字水尻	2.06	38
99	〃	31-116	大山川	大明神	I	水沢字大明神	0.25	5
100	〃	31-117	—	安養寺川	I	加茂字弁慶沢	0.18	63
101	〃	31-118	油戸川	北蔵沢	I	油戸字油戸	0.40	17
102	〃	31-119	村上川	村上川	I	由良三丁目	0.32	6
103	〃	31-121	大戸川	水上沢	I	西目字水上沢	0.28	3
104	〃	31-122	大戸川	袋沢田	I	西目字袋沢田	0.03	5
105	〃	31-126	三瀬川	前沢川	I	三瀬字殿田	0.03	5
106	〃	31-127	大山川	馬場 1	I	田川字馬場	0.01	7
107	〃	31-128	湯尻川	万年入	I	湯田川字万年入	0.01	10
108	〃	31-129	山谷川	前沢川	I	上山谷字前沢	0.07	16
109	〃	31-130	山谷川	山谷川	I	金谷字大沢	1.11	35
110	〃	31-131	山谷川	谷定川	I	谷定字小荒沢	1.12	30
111	〃	31-137	三瀬川	宮ノ前 4	I	三瀬字宮ノ前	0.01	6
112	〃	31-141		由良沢 4	I	由良字由良沢	0.01	24
113	〃	31-148		楮 1	I	由良字楮	0.02	9
114	〃	31-168	大山川	関根	I	下川字関根	0.20	11
115	〃	31-169	大山川	宮ノ腰	I	馬町字宮ノ腰	0.01	0
116	〃	31-178	湯尻川	前田	I	森片字前田	0.01	3

No.	地域	管理番号	河川名	溪流名	溪流種別	所在地	流域面積 (km ²)	保全人家 戸数
117	鶴岡	31-590	大山川	桃本沢	I	中清水字桃本沢	0.01	12
118	〃	31-609	大山川	馬場2	I	田川字馬場	0.11	8
119	〃	31-610	大山川	橋下	I	関根字橋下	0.10	6
120	〃	31-614	河内沢川	河内沢川	I	関根字五十川俣	2.13	7
121	〃	31-617	大机川	八沢川	I	坂野下字坂下	0.70	11
122	〃	31-621	湯尻川	茗ヶ崎	I	湯田川字茗ヶ崎	0.31	30
123	〃	31-629	大山川	熊野前	I	水沢字熊野前	0.20	8
124	〃	31-817	天竜川	天竜川	I	堅苔沢字淵ノ上	1.98	2
125	〃	31-003	大山川	不動沢	II	水沢字沢田	0.02	3
126	〃	31-008	大山川	石山3	II	水沢字大明神	0.03	2
127	〃	31-017	大机川	坂野下3	II	坂野下字坂下	0.20	4
128	〃	31-021	大山川	蔵王前	II	上清水字蔵王前	0.03	3
129	〃	31-034	大戸川	竹ノ浦1	II	西目字熊船	0.02	4
130	〃	31-048	少連寺川	地所川	II	少連寺字大沢	0.22	2
131	〃	31-050	少連寺川	家ノ前3	II	少連寺字家ノ前	0.04	2
132	〃	31-051	少連寺川	黒森沢	II	少連寺字家ノ前	0.03	2
133	〃	31-052	少連寺川	家ノ前4	II	少連寺字家ノ前	0.04	3
134	〃	31-056	青龍寺川	山口1	II	高坂字山口	0.01	2
135	〃	31-057	青龍寺川	山口2	II	高坂字山口	0.02	4
136	〃	31-087	三瀬川	宮ノ前1	II	三瀬字宮ノ前	0.03	2
137	〃	31-120	大戸川	火打崎	II	菱津字火打崎	0.12	3
138	〃	31-123	油戸川	中田3	II	油戸字中田	0.12	2
139	〃	31-124	三瀬川	宮ノ前3	II	三瀬字宮ノ前	0.04	1
140	〃	31-125	三瀬川	宮ノ前2	II	三瀬字宮ノ前	0.03	4
141	〃	31-133	三瀬川	白山	II	三瀬字白山	0.04	1
142	〃	31-149	—	楮2	II	由良字楮	0.03	2
143	〃	31-164	岡町川	坂ノ下1	II	加茂字坂ノ下	0.21	1
144	〃	31-165	—	弁慶沢	II	加茂字弁慶沢	0.01	1
145	〃	31-174	大戸川	川内	II	菱津字川内	0.06	1
146	〃	31-175	大戸川	大水沢	II	西目字大水沢	0.03	1
147	〃	31-176	少連寺川	黒森	II	田川字白山前	0.12	1
148	〃	31-177	少連寺川	町沢田	II	田川字町沢田	0.01	4
149	〃	31-181	湯尻川	軽井沢	II	藤沢字軽井沢	0.04	1
150	〃	31-182	青龍寺川	新沢田1	II	高坂字新沢田	0.02	3
151	〃	31-183	青龍寺川	新沢田2	II	高坂字新沢田	0.06	2
152	〃	31-186	青龍寺川	寺沢2	II	青龍寺字寺沢	0.04	1
153	〃	31-586	矢引川	宮ノ本	II	中沢字宮ノ本	0.01	4
154	〃	31-628	大山川	龍王沢川	II	下川字関根	0.04	3
155	〃	31-083	油戸川	油沢	III	油戸字油沢	0.02	—
156	〃	31-132	西川	冷田	III	三瀬字冷田	0.34	—
157	〃	31-134	三瀬川	中山1	III	三瀬字中山	0.02	—

No.	地域	管理番号	河川名	溪流名	溪流種別	所在地	流域面積 (km ²)	保全人家 戸数
158	鶴岡	31-135	三瀬川	中山2	Ⅱ	中山	0.08	—
159	〃	31-136	三瀬川	中山3	Ⅱ	中山	0.04	—
160	〃	31-138	三瀬川	由良沢1	Ⅲ	由良字由良沢	0.02	—
161	〃	31-139	三瀬川	由良沢2	Ⅲ	由良字由良沢	0.02	—
162	〃	31-140	三瀬川	由良沢3	Ⅲ	由良字由良沢	0.01	—
163	〃	31-142	長者川	町田1	Ⅲ	由良字町田	0.01	—
164	〃	31-143	長者川	町田	Ⅲ	由良	0.02	—
165	〃	31-144	長者川	町田3	Ⅲ	由良字町田	0.02	—
166	〃	31-145	長者川	町田4	Ⅲ	由良字町田	0.02	—
167	〃	31-146	長者川	町田5	Ⅲ	由良字町田	0.03	—
168	〃	31-147	長者川	町田6	Ⅲ	由良字町田	0.03	—
169	〃	31-150	—	楮3	Ⅲ	由良字楮	0.03	—
170	〃	31-151	—	楮4	Ⅲ	由良字楮	0.03	—
171	〃	31-152	—	楮5	Ⅲ	由良字楮	0.01	—
172	〃	31-153	—	楮6	Ⅲ	由良字楮	0.72	—
173	〃	31-154	—	中田2	Ⅲ	油戸字中田	0.29	—
174	〃	31-155	—	中田1	Ⅲ	油戸字中田	0.05	—
175	〃	31-156	油戸川	中田7	Ⅲ	油戸字油沢	0.05	—
176	〃	31-157	油戸川	中田8	Ⅲ	油戸字中田	0.02	—
177	〃	31-158	油戸川	油沢1	Ⅲ	油戸字油沢	0.05	—
178	〃	31-159	油戸川	油沢2	Ⅲ	油戸字油沢	0.02	—
179	〃	31-160	油戸川	中田2	Ⅲ	油戸字油沢	0.01	—
180	〃	31-161	—	内山之沢1	Ⅲ	今泉字内山之沢	0.02	—
181	〃	31-162	—	内山之沢2	Ⅲ	今泉字内山之沢	0.02	—
182	〃	31-163	—	潮連寺川	Ⅲ	今泉字内山之沢	0.39	—
183	〃	31-166	—	石切沢川	Ⅲ	加茂字弁慶沢	0.02	—
184	〃	31-167	—	清佐エ門沢川	Ⅲ	金沢字向山	0.03	—
185	〃	31-170	大山川	城山1	Ⅲ	大山字城山	0.10	—
186	〃	31-171	大山川	城山2	Ⅲ	大山字城山	0.10	—
187	〃	31-172	大山川	城山3	Ⅲ	大山字城山	0.24	—
188	〃	31-173	大山川	城山4	Ⅲ	大山字城山	0.16	—
189	〃	31-179	湯尻川	滝ノ沢	Ⅲ	湯田川字滝ノ沢	0.04	—
190	〃	31-180	湯尻川	岩清水	Ⅲ	湯田川字岩清水	0.01	—
191	〃	31-184	青龍寺川	寺沢3	Ⅲ	青龍寺字寺沢	0.02	—
192	〃	31-185	青龍寺川	寺沢1	Ⅲ	青龍寺字寺沢	0.08	—
193	〃	31-187	青龍寺川	寺沢4	Ⅲ	青龍寺字寺沢	0.28	—
194	〃	31-188	青龍寺川	寺沢5	Ⅲ	青龍寺字寺沢	0.02	—
195	〃	31-189	山谷川	村尻	Ⅲ	上山谷字村尻	0.01	—
196	藤島	34-001	京田川	川代	I	添川字川代	0.20	20
197	〃	34-002	湯の沢川	水上沢	I	添川字湯之沢	0.08	9
198	〃	34-003	湯の沢川	湯之沢	I	添川字湯之沢	0.06	7

No.	地域	管理番号	河川名	溪流名	溪流 種別	所在地	流域面積 (km ²)	保全人家 戸数
199	藤 島	34-004	湯の沢川内沢	湯の沢川内沢	I	添川字池苗代	0.59	6
200	〃	34-005	京田川	楯之沢	I	添川字楯之沢	0.58	13
201	〃	TA-10	立谷沢川	筍沢	I	渡戸沢	0.07	0
202	羽 黒	36-001	今野川	つけぞ川	I	羽黒町上野字新田	0.76	8
203	〃	36-003	藤島川	黒岩沢	I	羽黒町川代字中川代	0.27	8
204	〃	36-004	京田川	古幕町	I	羽黒町手向字古幕町	0.12	5
205	櫛 引	37-003	角田川	角田川	I	西荒屋字柳原	0.99	7
206	〃	37-001	田沢川	三礎林	II	黒川字三礎林	0.14	2
207	〃	37-004	水無川	村西 1	III	板井川字村西	0.02	—
208	〃	37-005	水無川	村西 2	III	板井川字村西	0.02	—
209	〃	37-006	水無川	村西 3	III	板井川字村西	0.10	—
210	〃	37-007	相模川	中松根 2	III	松根字中松根	0.01	—
211	〃	37-008	相模川	中松根 1	III	松根字中松根	0.01	—
212	朝 日	A-10	梵字川	高道沢川	I	堰西	0.14	6
213	〃	A-12	大網川	中ノ沢	I	関谷	0.33	3
214	〃	A-13	梵字川	ヤクスジリ沢	I	六十里山	0.24	0
215	〃	A-14	大鳥川	小沢	I	小沢ノ内	0.39	8
216	〃	A-15	大鳥川	西野沢	I	大西	0.32	4
217	〃	A-16	大鳥川	滝ノ沢	I	小松沢口	0.10	4
218	〃	A-17	大鳥川	小松沢	I	仲屋敷	1.06	15
219	〃	A-18	大鳥川	中村沢	I	仲村	0.39	15
220	〃	A-20	松沢川	水上沢	I	沢口	0.26	7
221	〃	A-21	松沢川	穴無沢	I	水上口	0.18	5
222	〃	A-22	大鳥川	中ノ沢	I	沖ノ前	0.25	6
223	〃	A-23	大鳥川	八久沢 1	I	漆ヶ平	0.11	0
224	〃	A-24	大鳥川	八久沢 2	I	漆ヶ平	0.04	0
225	〃	A-25	大鳥川	八久沢 3	I	漆ヶ平	0.02	0
226	〃	A-26	大鳥川	青竜沢	I	青竜	1.36	13
227	〃	A-27	大鳥川	イヤノ沢	I	虻崎	1.10	5
228	〃	A-28	倉沢川	マンクロ沢	I	中向	0.07	7
229	〃	A-29	倉沢川	上ノ山沢	I	上ノ山口	0.10	6
230	〃	A-30	倉沢川	越沢川	I	森ノ腰	0.33	7
231	〃	A-31	大鳥川	トカタヤ山	I	真棒	0.21	6
232	〃	A-32	大鳥川	フキ沢	I	下川原	0.04	0
233	〃	A-33	上田沢川	サワウチ沢	I	上ノ山	0.06	8
234	〃	A-34	大鳥川	ハヤタキ沢	I	下中島	0.12	6
235	〃	A-35	大鳥川	そで沢	I	狩竜	0.10	0
236	〃	A-36	東大鳥川	シラガ沢	I	繁岡	0.33	8
237	〃	A-37	東大鳥川	繁岡沢	I	繁岡	0.03	5
238	〃	A-38	東大鳥川	寺ノソウ	I	繁岡	0.10	7
239	〃	A-39	東大鳥川	神社ノソウ	I	繁岡	0.10	7

No.	地域	管理番号	河川名	溪流名	溪流種別	所在地	流域面積 (km ²)	保全人家 戸数
240	朝 日	A-4	赤川	越中沢	I	村田	0.50	9
241	〃	A-40	西大鳥川	ウエノ沢	I	松ヶ崎	0.31	6
242	〃	A-41	東大鳥川	蘇岡沢	I	蘇岡	0.42	0
243	〃	A-42	赤川	—	I	西山田	0.06	2
244	〃	A-43	大網川	—	I	関谷	0.33	2
245	〃	A-44	大鳥川	—	I	小松沢口	0.08	3
246	〃	A-45	大鳥川	—	I	下川原	0.03	0
247	〃	A-5	赤川	田塗沢	I	村田	0.38	8
248	〃	A-6	大鳥川	塚の沢	I	見崎	0.46	13
249	〃	A-7	大鳥川	平沢川	I	沢口	1.67	7
250	〃	A-8	梵字川	十石沢	I	三栗屋	1.32	7
251	〃	A-9	梵字川	水無川	I	堰西	0.05	5
252	〃	A-1	赤川	岩の沢	II	日鍵	0.08	2
253	〃	A-①	小網川	ネコタニ沢	II	七五三掛	0.40	2
254	〃	A-11	大網川	上村沢	II	上村	0.17	1
255	〃	A-19	大鳥川	坂下沢	II	坂ノ下	0.29	3
256	〃	A-2	滝ノ沢	北俣沢	II	南俣	0.78	3
257	〃	A-②	大鳥川	田ノ沢	II	田ノ沢口	0.73	3
258	〃	A-21	大鳥川	—	II	虻崎	0.02	3
259	〃	A-22	東大鳥川	—	II	高岡	0.07	1
260	〃	A-23	西大鳥川	—	II	松ヶ崎	0.04	4
261	〃	A-3	滝ノ沢	南俣沢	II	南俣	0.28	3
262	〃	A-③	早田川	祝沢	II	堰西	0.73	4
263	〃	A-④	大鳥川	下向沢	II	下向	1.12	3
264	〃	A-⑤	大鳥川	石金沢川	II	高沢口	1.22	3
265	〃	A-⑥	大鳥川	小針沢	II	小針	0.03	2
266	〃	A-⑦	大鳥川	上村沢	II	上村沢口	0.02	2
267	〃	A-⑧	大鳥川	不動沢	II	西村	0.06	3
268	〃	A-⑨	大鳥川	三郎治沢	II	西村	0.03	3
269	〃	A-⑩	大鳥川	たにがかり	II	尾浦平	0.09	3
270	〃	A-⑪	大鳥川	真木ノ内沢	II	真木ノ内	0.02	1
271	〃	A-⑫	大鳥川	ハエタキ沢	II	大中島	0.05	2
272	〃	A-⑬	大鳥川	下岩屋台沢	II	岩屋平	0.87	1
273	〃	A-⑭	大鳥川	岩屋台沢	II	岩屋平	0.14	2
274	〃	A-⑮	西大鳥川	池の頭	II	松ヶ崎	0.21	4
275	〃	A-⑯	西大鳥川	角ノ沢川	II	松ヶ崎	0.28	4
276	〃	A-⑰	梵字川	—	II	村西	0.04	2
277	〃	A-⑱	大鳥川	—	II	谷地田	0.02	2
278	〃	A-⑲	大鳥川	—	II	上村沢口	0.02	1
279	〃	A-⑳	大鳥川	—	II	白山前	0.06	1
280	〃	39-001	五十川	湯の沢	I	五十川字山之脇	0.06	20

No.	地域	管理番号	河川名	溪流名	溪流種別	所在地	流域面積 (km ²)	保全人家 戸数
281	温 海	39-002	五十川	七曲沢	I	山五十川字川宮田	0.07	9
282	〃	39-003	五十川	八幡沢	I	山五十川字川宮田	0.13	22
283	〃	39-004	五十川	タヘイ沢	I	戸沢字滝の本	0.02	5
284	〃	39-005	五十川	ドジンソウ	I	戸沢字滝の本	0.09	9
285	〃	39-007	五十川	大滝沢川	I	戸沢字滝の本	0.61	7
286	〃	39-008	五十川	滝の沢	I	菅野代字境田	0.10	5
287	〃	39-012	五十川	栗の木台沢	I	菅野代字水尻沢	0.07	5
288	〃	39-013	五十川	久曾川	I	菅野代字早稲田	0.84	8
289	〃	39-014	五十川	古水上沢	I	菅野代字早稲田	0.04	5
290	〃	39-016	五十川	安沢川	I	山五十川字山崎	0.10	5
291	〃	39-017	五十川	不動沢	I	五十川字安土	0.34	5
292	〃	39-018	五十川	東波渡沢	I	五十川字安土	0.06	3
293	〃	39-019	五十川	波渡沢川	I	五十川字安土	0.64	1
294	〃	39-020	五十川	大清水沢	I	五十川字川内袋	0.13	5
295	〃	39-023	沢内川	小滝沢	I	山五十川字沢の内	0.32	5
296	〃	39-024	沢内川	西楯沢川	I	山五十川字山之下	0.03	9
297	〃	39-025	温俣川	天台沢川	I	山五十川字木の下	0.14	11
298	〃	39-026	温俣川	矢台沢川	I	山五十川字木の下	0.05	5
299	〃	39-027	温俣川	神之沢川	I	山五十川字木の下	0.32	6
300	〃	39-028	温俣川	シチクラ沢	I	山五十川字碓井	0.13	5
301	〃	39-029	温海川	片淵沢	I	温海字釜谷坂	0.13	2
302	〃	39-030	温海川	湯之里川	I	湯温海字湯之里	0.25	68
303	〃	39-031	温海川	寺沢川	I	湯温海字湯見ヶ代	0.03	10
304	〃	39-032	温海川	角地田沢川	I	湯温海字湯見ヶ代	0.50	6
305	〃	39-033	温海川	水上沢川	I	一霞字宮の前	0.08	29
306	〃	39-034	温海川	横路沢	I	温海川字屋敷	0.07	7
307	〃	39-035	温海川	峠沢	I	温海川字越沢	0.80	4
308	〃	39-036	温海川	湯の沢川	I	湯温海字湯温海	2.10	26
309	〃	39-037	温海川	湯温海沢	I	湯温海甲湯温海	0.05	90
310	〃	39-038	温海川	松尾沢川	I	湯温海字湯温海	0.99	7
311	〃	39-039	温海川	三石平沢	I	湯温海字湯温海	0.46	7
312	〃	39-040	温海川	小田平沢	I	湯温海字湯温海	0.18	7
313	〃	39-044	小国沢	上誕生川	I	小国字沢田	0.12	2
314	〃	39-045	小国沢	下誕生川	I	小国字沢田	0.03	1
315	〃	39-047	庄内小国川	黒坪沢	I	越沢字瀬寝沢	0.24	39
316	〃	39-048	庄内小国川	高野沢	I	越沢字瀬寝沢	0.97	49
317	〃	39-049	庄内小国川	口黒沢川	I	越沢字瀬寝沢	1.22	19
318	〃	39-050	庄内小国川	水神沢	I	木野俣字木野俣	0.02	2
319	〃	39-051	庄内小国川	栃ノ木沢	I	木野俣字木野俣	0.13	3
320	〃	39-052	庄内小国川	桂の木沢	I	木野俣字木野俣	0.04	5
321	〃	39-054	庄内小国川	東の沢	I	小国字川向	0.04	10

No.	地域	管理番号	河川名	溪流名	溪流種別	所在地	流域面積 (km ²)	保全人家 戸数
322	温 海	39-055	庄内小国川	佛沢	I	模代字山の下	0.48	21
323	〃	39-056	庄内小国川	大岩沢川	I	大岩川字木揚場	0.02	2
324	〃	39-057	木野俣川	十二沢	I	木野俣字木野俣	0.02	12
325	〃	39-058	木野俣川	寺沢川	I	木野俣字木野俣	0.17	21
326	〃	39-059	—	大磯沢川	I	小岩川字宮田	0.17	12
327	〃	39-060	早田川	上前沢	I	早田字前沢	0.03	18
328	〃	39-061	鼠ヶ関川	小名部寺沢川	I	小名部字小名部	0.09	6
329	〃	39-062	鼠ヶ関川	越沢川	I	小名部字小名部	1.16	65
330	〃	39-063	鼠ヶ関川	上の山沢	I	小名部字天池	0.01	6
331	〃	39-064	鼠ヶ関川	ナカノ沢	I	関川字大沢海	0.38	12
332	〃	39-065	鼠ヶ関川	金沢1	I	関川字大沢海	0.14	12
333	〃	39-066	鼠ヶ関川	金沢2	I	関川字大沢海	0.05	7
334	〃	39-067	鼠ヶ関川	ソウノリ沢	I	関川字大沢海	0.08	1
335	〃	39-068	鼠ヶ関川	大沢川平沢	I	小名部字平沢	1.41	21
336	〃	39-069	鼠ヶ関川	真南沢	I	小名部字平沢	0.31	23
337	〃	39-070	鼠ヶ関川	若草川	I	鼠ヶ関字横路	0.04	11
338	〃	39-071	鼠ヶ関川	若草沢川	I	鼠ヶ関字横路	0.02	17
339	〃	39-072	—	黒滝沢	I	五十川字鈴	0.04	9
340	〃	39-073	—	真平沢	I	温海字暮坪	0.20	6
341	〃	39-074	—	北淀沢	I	温海字暮坪	0.02	11
342	〃	39-075	—	南淀沢	I	温海字暮坪	0.03	16
343	〃	39-076	—	暮坪沢川	I	温海字暮坪	1.58	14
344	〃	39-077	—	カニ沢	I	温海字暮坪	0.15	7
345	〃	39-078	—	蟹沢	I	温海字暮坪	0.03	12
346	〃	39-079	—	鳥山沢	I	温海字暮坪	1.06	6
347	〃	39-081	—	常善寺川	I	温海字温海	0.14	76
348	〃	39-082	—	北水神沢	I	温海字温海	0.03	21
349	〃	39-083	—	水神沢	I	温海字温海	0.06	17
350	〃	39-084	—	新山沢	I	温海字温海	0.07	27
351	〃	39-085	—	上新山沢	I	温海字温海	0.02	16
352	〃	39-086	—	清水沢	I	温海字釜谷坂	0.05	12
353	〃	39-087	—	住人沢川	I	温海字釜谷坂	0.12	8
354	〃	39-088	—	大川寺沢	I	温海字宮田	0.10	10
355	〃	39-089	—	滝の沢	I	温海字宮田	0.10	13
356	〃	39-090	—	東浜中沢	I	大岩川字木揚場	0.06	40
357	〃	39-091	—	みずかみ沢	I	大岩川字木揚場	0.04	42
358	〃	39-092	—	ウジゴシ沢	I	大岩川字木揚場	0.02	7
359	〃	39-093	—	沢の沢水上沢	I	鼠ヶ関字横路	0.05	8
360	〃	39-102	温海川	柿崎沢	I	温海字荻田	0.13	1
361	〃	39-103	温海川	荻田1	I	温海字荻田	0.07	0
362	〃	39-109	鼠ヶ関川	裏沢川	I	鼠ヶ関字横路	0.81	0

No.	地域	管理番号	河川名	溪流名	溪流 種別	所在地	流域面積 (km ²)	保全人家 戸数
363	温 海	39-110	鼠ヶ関川	天池沢	I	小名部字小名部	0.35	16
364	〃	39-116	鍋倉沢川	鍋倉 1	I	鼠ヶ関字鍋倉	0.03	11
365	〃	39-124	—	東巖沢川	I	大岩川字沢山	1.65	37
366	〃	39-134	庄内小国川	野尻	I	小国字野尻	1.51	1
367	〃	39-135	小国沢	熊野沢川	I	小国字沢田	0.72	58
368	〃	39-136	小国沢	小国沢川	I	小国字沢田	0.31	58
369	〃	39-137	小国沢	誕生川	I	小国字沢田	1.16	58
370	〃	39-138	来野俣川	前川原	I	木野俣字前川原	0.08	0
371	〃	39-140	庄内小国川	神馬沢川	I	小国字川向	1.43	13
372	〃	39-144	庄内小国川	槇の代 3	I	槇代字槇の代	0.09	0
373	〃	39-145	庄内小国川	槇の代 4	I	槇代字槇の代	0.44	0
374	〃	39-155	—	釜谷坂 1	I	温海字釜谷坂	0.01	10
375	〃	39-156	温海川	釜谷坂 2	I	温海字釜谷坂	0.01	0
376	〃	39-158	温海川	紅葉岡	I	湯温海字紅葉岡	0.05	58
377	〃	39-159	温海川	紅葉岡川	I	湯温海字紅葉岡	0.31	91
378	〃	39-160	温海川	園田沢	I	湯温海字湯之里	0.14	12
379	〃	39-161	温海川	湯之里	I	湯温海字湯之里	0.05	48
380	〃	39-162	温海川	湯見ヶ代 1	I	湯温海字湯見ヶ代	0.03	10
381	〃	39-164	温海川	宮の前 1	I	一霞字宮の前	0.01	17
382	〃	39-165	温海川	宮の前 2	I	一霞字宮の前	0.02	25
383	〃	39-170	温海川	湯温海 3	I	湯温海字甲湯温海	0.01	41
384	〃	39-171	温海川	湯温海	I	湯温海字湯温海	0.02	8
385	〃	39-172	温海川	湯温海 2	I	湯温海字湯温海	0.04	7
386	〃	39-173	温海川	湯之尻	I	湯温海字湯温海	0.01	4
387	〃	39-175	温海川	荻田 3	I	温海字荻田	0.01	23
388	〃	39-176	—	温海 1	I	温海字温海	0.01	15
389	〃	39-177	—	温海 2	I	温海字温海	0.01	8
390	〃	39-180	—	戸田沢	I	温海字戸田	0.03	5
391	〃	39-183	—	宝泉寺沢	I	五十川字鈴	0.15	5
392	〃	39-184	—	鈴	I	五十川字鈴	0.04	10
393	〃	39-185	温俣川	神之沢	I	山五十川字木の下	0.38	5
394	〃	39-186	五十川	早稲田 1	I	菅野代字早稲田	0.02	6
395	〃	39-188	荒沢川	荒沢川	I	山五十川字家の前	3.36	4
396	〃	39-194	五十川	鳶ヶ坂 2	I	五十川字鳶ヶ坂	0.01	6
397	〃	39-195	五十川	鳶ヶ坂 3	I	五十川字鳶ヶ坂	0.01	8
398	〃	39-731	温海川	かんこ台沢	I	湯温海字湯温海	0.14	36
399	〃	30-806	早田川	早田川	I	鼠ヶ関字横路	4.14	40
400	〃	39-807	早田川	前沢川	I	早田字前沢	0.54	33
401	〃	39-835	—	中の沢川	I	温海字温海	0.02	26
402	〃	39-844	—	出口沢川	I	小岩川字宮田	2.81	30
403	〃	39-006	五十川	柿の木沢	II	戸沢字滝の本	0.04	2

No.	地域	管理番号	河川名	溪流名	溪流種別	所在地	流域面積 (km ²)	保全人家 戸数
404	温 海	39-009	五十川	南滝の沢	Ⅱ	菅野代字境田	0.02	4
405	〃	39-010	五十川	水尻	Ⅱ	菅野代字水尻沢	0.15	3
406	〃	39-011	五十川	本田沢	Ⅱ	菅野代字水尻沢	0.03	2
407	〃	39-015	五十川	川山崎	Ⅱ	山五十川字川山崎	0.02	3
408	〃	39-021	払川	茗荷沢	Ⅱ	五十川字茗荷沢	0.05	1
409	〃	39-042	庄内小国川	尼ノ入沢	Ⅱ	槇代字長沢	0.30	4
410	〃	39-043	庄内小国川	横呑沢	Ⅱ	槇代字長沢	0.06	3
411	〃	39-046	小国沢	古屋敷沢	Ⅱ	小国字谷地田	0.05	4
412	〃	39-080	—	太郎橋沢	Ⅱ	温海字温海	0.04	3
413	〃	39-094	五十川	乳飲沢川	Ⅱ	五十川字山之脇	0.56	3
414	〃	39-095	庄内小国川	下とど沢	Ⅱ	小国字東山	0.09	1
415	〃	39-096	庄内小国川	ののいろ沢	Ⅱ	小国字町尻	0.07	1
416	〃	39-097	—	箴川	Ⅱ	鼠ヶ関字横路	0.20	3
417	〃	39-098	五十川	フミジ沢	Ⅱ	戸沢字滝の本	0.03	2
418	〃	39-099	払川	田川沢	Ⅱ	五十川字田川	0.08	2
419	〃	39-100	五十川	乳飲沢	Ⅱ	五十川字山之脇	0.09	4
420	〃	39-105	—	宮名沢	Ⅱ	大岩川字宮名	0.02	2
421	〃	39-106	—	コンボ沢	Ⅱ	大岩川字宮名	0.02	1
422	〃	39-107	庄内小国川	椿沢	Ⅱ	槇代字山の下	0.34	1
423	〃	39-112	鼠ヶ関川	奥田 1	Ⅱ	鼠ヶ関字奥田	0.06	2
424	〃	39-115	鼠ヶ関川	ヨシワ沢	Ⅱ	鼠ヶ関字越深	0.07	1
425	〃	39-123	砥之浦沢川	山崎沢	Ⅱ	早田字山崎	0.07	1
426	〃	39-133	庄内小国川	長沢	Ⅱ	槇代字長沢	0.03	3
427	〃	39-139	庄内小国川	川前沢	Ⅱ	小国字川前	0.25	1
428	〃	39-141	庄内小国川	山の下	Ⅱ	槇代字山の下	0.06	1
429	〃	39-143	庄内小国川	槇の代 2	Ⅱ	槇代字槇の代	0.16	1
430	〃	39-150	庄内小国川	家の平	Ⅱ	大岩川字家の平	0.02	1
431	〃	39-152	—	白岩 1	Ⅱ	大岩川字白岩	0.12	2
432	〃	39-154	—	白岩 3	Ⅱ	大岩川字白岩	0.01	2
433	〃	39-163	温海川	湯見ヶ代 2	Ⅱ	湯温海字湯見ヶ代	0.06	1
434	〃	39-166	温海川	茅ノ沢	Ⅱ	一霞字亀鶴	2.14	1
435	〃	39-168	温海川	獄之腰 1	Ⅱ	湯温海字獄ノ腰	0.10	3
436	〃	39-178	—	蟹沢	Ⅱ	温海字米子	0.09	1
437	〃	39-179	—	雨池沢川 2	Ⅱ	温海字雨池	0.07	3
438	〃	39-181	—	戸田沢川	Ⅱ	温海字戸田	0.79	4
439	〃	39-182	—	北戸田沢	Ⅱ	温海字戸田	0.17	1
440	〃	39-187	大瀬戸川	早稲田 2	Ⅱ	菅野代字早稲田	0.01	2
441	〃	39-189	沢内川	山ノ下川	Ⅱ	山五十川字沢の内	1.37	1
442	〃	39-190	沢内川	沢内川	Ⅱ	山五十川字沢の内	2.03	1
443	〃	39-191	五十川	山之下	Ⅱ	五十川字山之下	0.02	1
444	〃	39-192	五十川	千手沢川	Ⅱ	五十川字川内袋	0.12	1

No.	地域	管理番号	河川名	溪流名	溪流種別	所在地	流域面積 (km ²)	保全人家 戸数
445	温 海	39-193	五十川	鳶ヶ坂 1	Ⅱ	五十川字鳶ヶ坂	0.02	4
446	〃	39-713	弘川	宮の沢	Ⅱ	小菅野代字宮の沢	0.11	1
447	〃	39-733	温海川	平清水沢	Ⅱ	湯温海字湯温海	0.32	2
448	〃	39-041	温海川	温海沢	Ⅲ	温海字荻田	0.23	—
449	〃	39-108	庄内小国川	ミミダレ沢	Ⅲ	槇代字長沢	0.23	—
450	〃	39-111	鼠ヶ関川	夏ばちょう沢	Ⅲ	鼠ヶ関字奥田	0.11	—
451	〃	39-113	鼠ヶ関川	奥田 2	Ⅲ	鼠ヶ関字奥田	0.13	—
452	〃	39-114	鼠ヶ関川	イビソ沢	Ⅲ	鼠ヶ関字奥田	0.20	—
453	〃	39-117	鼠ヶ関川	横路沢	Ⅲ	鼠ヶ関字横路	0.46	—
454	〃	39-118	鼠ヶ関川	橋掛 1	Ⅲ	鼠ヶ関字橋掛	0.14	—
455	〃	39-119	鼠ヶ関川	橋掛 2	Ⅲ	鼠ヶ関字橋掛	0.13	—
456	〃	39-120	鼠ヶ関川	橋掛 3	Ⅲ	鼠ヶ関字橋掛	0.05	—
457	〃	39-121	鼠ヶ関川	早生沢	Ⅲ	鼠ヶ関字橋掛	0.34	—
458	〃	39-122	鼠ヶ関川	横路 2	Ⅲ	鼠ヶ関字横路	0.06	—
459	〃	39-125	庄内小国川	岩清水 1	Ⅲ	大岩川字岩清水	0.07	—
460	〃	39-126	庄内小国川	岩清水 2	Ⅲ	大岩川字岩清水	0.19	—
461	〃	39-127	庄内小国川	岩清水 3	Ⅲ	大岩川字岩清水	0.02	—
462	〃	39-128	庄内小国川	清水前 1	Ⅲ	槇代字清水前	0.07	—
463	〃	39-129	庄内小国川	清水前 2	Ⅲ	槇代字清水前	0.42	—
464	〃	39-130	庄内小国川	清水前 3	Ⅲ	槇代字清水前	0.04	—
465	〃	39-131	庄内小国川	清水前 4	Ⅲ	槇代字清水前	0.07	—
466	〃	39-132	庄内小国川	清水前 5	Ⅲ	槇代字清水前	0.17	—
467	〃	39-142	庄内小国川	槇代 1	Ⅲ	槇代字槇の代	0.28	—
468	〃	39-146	庄内小国川	槇の代沢 5	Ⅲ	槇代字槇の代	0.05	—
469	〃	39-147	庄内小国川	風張 1	Ⅲ	大岩川字風張	0.11	—
470	〃	39-148	庄内小国川	風張 2	Ⅲ	大岩川字風張	0.10	—
471	〃	39-149	庄内小国川	風張 3	Ⅲ	大岩川字風張	0.08	—
472	〃	39-151	庄内小国川	木揚場 1	Ⅲ	大岩川字木揚場	0.02	—
473	〃	39-153	—	白岩 2	Ⅲ	大岩川字白岩	0.06	—
474	〃	39-157	温海川	釜谷坂 3	Ⅲ	温海字釜谷坂	0.04	—
475	〃	39-167	温海川	亀鶴	Ⅲ	一霞字亀鶴	0.79	—
476	〃	39-169	温海川	獄之腰 2	Ⅲ	湯温海字獄之腰	0.43	—
477	〃	39-174	温海川	荻田 2	Ⅲ	温海字荻田	0.06	—

土石流危険渓流区域内の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別区域一覧表

No.	地域	管理番号	地区名	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
					告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日
1	鶴岡	31-001	上郷	たごの下沢	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
2	〃	31-002	上郷	楯川原	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
3	〃	31-003	上郷	不動沢	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
4	〃	31-004	上郷	沢入沢	県告661号	H22. 7. 30	－	－
5	〃	31-005	上郷	沢田	県告661号	H22. 7. 30	－	－
6	〃	31-006	上郷	石山1	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
7	〃	31-007	上郷	石山2	県告661号	H22. 7. 30	－	－
8	〃	31-008	上郷	石山3	県告661号	H22. 7. 30	－	－
9	〃	31-009	田川	蓮花寺	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
10	〃	31-020-01	田川	宮ノ前-1	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
11	〃	31-020-02	田川	宮ノ前-2	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
12	〃	31-020-03	田川	宮ノ前-3	県告202号	H25. 3. 15	－	－
13	〃	31-024	湯田川	万年入	県告260号	H18. 3. 28	県告261号	H18. 3. 28
14	〃	31-025	湯田川	湯本	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
15	〃	31-026-01	湯田川	荒沢川-1	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
16	〃	31-026-02	湯田川	荒沢川-2	県告87号	H20. 1. 29	－	－
17	〃	31-027	湯田川	二ツ屋	県告260号	H18. 3. 28	県告261号	H18. 3. 28
18	〃	31-028	大泉	岡山沢	県告260号	H18. 3. 28	県告261号	H18. 3. 28
19	〃	31-029	湯田川	瀬戸ノ沢	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
20	〃	31-030	大山	神明前	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
21	〃	31-031	大山	村上沢	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
22	〃	31-032	上郷	草井谷1	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
23	〃	31-034	上郷	竹ノ浦1	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
24	〃	31-035	上郷	竹ノ浦2	県告815号	H21. 9. 8	－	－
25	〃	31-036-02	上郷	竹ノ浦沢川-2	県告815号	H21. 9. 8	－	－
26	〃	31-037	上郷	山口	県告815号	H21. 9. 8	－	－
27	〃	31-038-02	上郷	金山川-2	県告815号	H21. 9. 8	－	－
28	〃	31-039-01	上郷	嶽下-1	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
29	〃	31-039-02	上郷	嶽下-2	県告202号	H25. 3. 15	－	－
30	〃	31-039-03	上郷	嶽下-3	県告202号	H25. 3. 15	－	－
31	〃	31-040	上郷	大谷川2	県告202号	H25. 3. 15	－	－
32	〃	31-041	上郷	タケヤミチ沢	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
33	〃	31-042	上郷	大谷1	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
34	〃	31-043	上郷	大谷2	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
35	〃	31-044	上郷	そのり沢	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
36	〃	31-045	田川	八幡	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
37	〃	31-052	田川	家ノ前4	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
38	〃	31-053-01	黄金	新山沢-1	県告260号	H18. 3. 28	県告261号	H18. 3. 28
39	〃	31-053-02	黄金	新山沢-2	県告661号	H22. 7. 30	－	－
40	〃	31-054	黄金	楯下1	県告260号	H18. 3. 28	－	－

No.	地域	管理番号	地区名	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
					告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日
41	鶴岡	31-055	黄金	楯下2	県告260号	H18. 3. 28	—	—
42	〃	31-056	黄金	山口1	県告260号	H18. 3. 28	県告261号	H18. 3. 28
43	〃	31-057	黄金	山口2	県告260号	H18. 3. 28	県告261号	H18. 3. 28
44	〃	31-058-02	黄金	山口沢-2	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
45	〃	31-059	黄金	北内1	県告260号	H18. 3. 28	—	—
46	〃	31-060	黄金	北内2	県告260号	H18. 3. 28	県告261号	H18. 3. 28
47	〃	31-061-01	黄金	山ノ内1-1	県告260号	H18. 3. 28	県告261号	H18. 3. 28
48	〃	31-061-02	黄金	山ノ内1-2	県告260号	H18. 3. 28	県告261号	H18. 3. 28
49	〃	31-062	黄金	山ノ内2	県告260号	H18. 3. 28	—	—
50	〃	31-063-01	黄金	金峰-1	県告260号	H18. 3. 28	県告261号	H18. 3. 28
51	〃	31-063-02	黄金	金峰-2	県告260号	H18. 3. 28	県告261号	H18. 3. 28
52	〃	31-064	黄金	京崎1	県告260号	H18. 3. 28	県告261号	H18. 3. 28
53	〃	31-065	黄金	京崎2	県告260号	H18. 3. 28	県告261号	H18. 3. 28
54	〃	31-066	黄金	大沢1	県告202号	H25. 3. 15	—	—
55	〃	31-067	黄金	大沢2	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
56	〃	31-068	黄金	伊勢堂	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
57	〃	31-073	加茂	加茂1	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
58	〃	31-074	加茂	加茂2	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
59	〃	31-075	加茂	清水平	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
60	〃	31-076	加茂	清水平2	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
61	〃	31-077	加茂	坂ノ下2	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
62	〃	31-078	加茂	岩倉1	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
63	〃	31-079	加茂	岩倉2	県告455号	H20. 5. 2	—	—
64	〃	31-080	加茂	中田4	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
65	〃	31-081-01	加茂	中田-1	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
66	〃	31-081-02	加茂	中田-2	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
67	〃	31-082	加茂	中田6	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
68	〃	31-083	加茂	油沢	県告87号	H20. 1. 29	—	—
69	〃	31-084	三瀬	横町2	県告202号	H25. 3. 15	—	—
70	〃	31-085	三瀬	横町3	県告202号	H25. 3. 15	—	—
71	〃	31-086	三瀬	殿田	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
72	〃	31-087	三瀬	宮ノ前1	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
73	〃	31-090	湯野浜	湯ノ浜川	県告202号	H25. 3. 15	—	—
74	〃	31-091	湯野浜	小沢	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
75	〃	31-092	湯野浜	湯野浜	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
76	〃	31-093	加茂	向山沢	県告455号	H20. 5. 2	—	—
77	〃	31-094	加茂	中沢	県告455号	H20. 5. 2	—	—
78	〃	31-095	加茂	森谷沢	県告455号	H20. 5. 2	—	—
79	〃	31-096	加茂	真台	県告455号	H20. 5. 2	—	—
80	〃	31-097	由良	村上	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29

No.	地域	管理番号	地区名	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
					告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日
81	鶴岡	31-099	三瀬	横町1	県告202号	H25. 3. 15	—	—
82	〃	31-100	小堅	浜田	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
83	〃	31-101	小堅	不動沢川	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
84	〃	31-102	小堅	ウラ川	県告455号	H20. 5. 2	—	—
85	〃	31-103	小堅	池ノ沢川	県告455号	H20. 5. 2	—	—
86	〃	31-104	小堅	平畑沢	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
87	〃	31-105	小堅	平畑	県告455号	H20. 5. 2	—	—
88	〃	31-106	小堅	渚上	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
89	〃	31-107	小堅	ヒノ曾沢川	県告455号	H20. 5. 2	—	—
90	〃	31-108	小堅	大波渡川	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
91	〃	31-109	小堅	みずかみ沢	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
92	〃	31-110	小堅	わきみず沢	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
93	〃	31-111	上郷	大谷川1	県告202号	H25. 3. 15	—	—
94	〃	31-115-01	黄金	金峰沢-1	県告87号	H20. 1. 29	—	—
95	〃	31-115-02	黄金	金峰沢-2	県告87号	H20. 1. 29	—	—
96	〃	31-115-03	黄金	金峰沢-3	県告87号	H20. 1. 29	—	—
97	〃	31-116	上郷	竹ノ沢	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
98	〃	31-117-01	加茂	安養寺川-1	県告455号	H20. 5. 2	—	—
99	〃	31-117-02	加茂	安養寺川-2	県告455号	H20. 5. 2	—	—
100	〃	31-118	加茂	北蔵川	県告87号	H20. 1. 29	—	—
101	〃	31-119	由良	村上川	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
102	〃	31-120	大山	火打崎	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
103	〃	31-121	上郷	水上沢	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
104	〃	31-122	上郷	草井谷2	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
105	〃	31-123	加茂	中田3	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
106	〃	31-124	三瀬	宮ノ前3	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
107	〃	31-125	三瀬	宮ノ前2	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
108	〃	31-126	三瀬	前沢川	県告202号	H25. 3. 15	—	—
109	〃	31-127	田川	馬場1	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
110	〃	31-128	湯田川	万年入	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
111	〃	31-130	黄金	山谷川	県告202号	H25. 3. 15	—	—
112	〃	31-131	黄金	谷定川	県告202号	H25. 3. 15	—	—
113	〃	31-133	三瀬	白山	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
114	〃	31-137	三瀬	宮ノ前4	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
115	〃	31-138	由良	由良沢1	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
116	〃	31-139	由良	由良沢2	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
117	〃	31-140	由良	由良沢3	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
118	〃	31-141	由良	由良沢4	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
119	〃	31-143	由良	町田	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
120	〃	31-148	由良	楮1	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29

No.	地域	管理番号	地区名	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
					告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日
121	鶴岡	31-149	由良	楮2	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
122	〃	31-150	由良	楮3	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
123	〃	31-151	由良	楮4	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
124	〃	31-152	由良	楮5	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
125	〃	31-153	由良	楮6	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
126	〃	31-160	加茂	中田2	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
127	〃	31-163	加茂	潮連寺川	県告455号	H20. 5. 2	—	—
128	〃	31-164	加茂	坂ノ下1	県告455号	H20. 5. 2	—	—
129	〃	31-165	加茂	弁慶沢	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
130	〃	31-166	加茂	石切沢川	県告455号	H20. 5. 2	—	—
131	〃	31-167	加茂	清佐ヱ門沢川	県告455号	H20. 5. 2	—	—
132	〃	31-174	大山	新興	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
133	〃	31-175	上郷	大水沢	県告815号	H21. 9. 8	—	—
134	〃	31-176	田川	黒森	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
135	〃	31-177	田川	町沢田	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
136	〃	31-181	湯田川	軽井沢	県告260号	H18. 3. 28	県告261号	H18. 3. 28
137	〃	31-182	黄金	新沢田1	県告260号	H18. 3. 28	県告261号	H18. 3. 28
138	〃	31-184	黄金	寺沢3	県告260号	H18. 3. 28	県告261号	H18. 3. 28
139	〃	31-185	黄金	寺沢1	県告260号	H18. 3. 28	県告261号	H18. 3. 28
140	〃	31-186	黄金	寺沢2	県告260号	H18. 3. 28	県告261号	H18. 3. 28
141	〃	31-187	黄金	寺沢4	県告260号	H18. 3. 28	県告261号	H18. 3. 28
142	〃	31-188	黄金	寺沢5	県告260号	H18. 3. 28	県告261号	H18. 3. 28
143	〃	31-189	黄金	村尻	県告260号	H18. 3. 28	県告261号	H18. 3. 28
144	〃	31-590	大泉	桃木沢	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
145	〃	31-609	田川	馬場2	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
146	〃	31-621	湯田川	茗ヶ沢	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
147	〃	31-H001	小堅	ウチベラ沢	県告455号	H20. 5. 2	—	—
148	〃	31-H002	加茂	中田5	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
149	〃	31-H003	上郷	草井谷3	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
150	〃	31-H004	上郷	細工田沢	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
151	〃	31-H005	上郷	寺 山	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
152	〃	31-H006	上郷	熊の前	県告661号	H22. 7. 30	—	—
153	〃	31-H007	黄金	蔵之沢	県告202号	H25. 3. 15	—	—
154	〃	31-H012	三瀬	宮ノ前5	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
155	〃	31-H013	三瀬	宮ノ前6	県告202号	H25. 3. 15		
156	〃	31-010	田川	関根	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
157	〃	31-011	田川	堂の入沢	県告947号	H25. 10. 18	—	—
158	〃	31-019	田川	東目橋下	県告947号	H25. 10. 18	—	—
159	〃	31-610	田川	関根橋下	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
160	〃	31-H014	田川	河内沢川1	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18

No.	地域	管理番号	地区名	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
					告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日
161	鶴岡	31-014	田川	坂野下1	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
162	〃	31-015	田川	坂野下2	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
163	〃	31-016	田川	六郎沢	県告947号	H25. 10. 18	-	-
164	〃	31-017	田川	坂野下3	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
165	〃	31-617	田川	越戸沢	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
166	〃	31-046	田川	家ノ前1	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
167	〃	31-047	田川	家ノ前2	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
168	〃	31-048	田川	地所川	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
169	〃	31-049	田川	大沢	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
170	〃	31-050	田川	家ノ前3	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
171	〃	31-051	田川	黒森沢	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
172	〃	31-178	大泉	森片	県告947号	H25. 10. 18	-	-
173	〃	31-069	上郷	清水端	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
174	〃	31-586	上郷	宮ノ本	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
175	〃	31-169	大山	宮ノ腰	県告947号	H25. 10. 18	-	-
176	〃	31-H009	湯田川	湯田川1	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
177	〃	31-H010	湯田川	湯田川2	県告1007号	H26. 12. 5	-	-
178	〃	31-058-1	黄金	山口沢-1	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
179	〃	31-021	大泉	蔵王前	県告1007号	H26. 12. 5	-	-
180	〃	31-022	大泉	蔵王1	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
181	〃	31-023	大泉	蔵王2	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
182	〃	31-112-1	大泉	上清水沢1	県告1007号	H26. 12. 5	-	-
183	〃	31-088	上郷	向山	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
184	〃	31-089	上郷	藤倉	県告1007号	H26. 12. 5	-	-
185	〃	31-070	上郷	堰口1	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
186	〃	31-071-1	上郷	堰口2	県告1007号	H26. 12. 5	-	-
187	〃	31-114-3	田川	落合3	県告1007号	H26. 12. 5	-	-
188	〃	31-114-4	田川	落合4	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
189	〃	31-H015	西郷	朝日峠入口	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
190	藤島	34-001	添川	川代	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
191	〃	34-002	添川	水上沢	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
192	〃	34-003	添川	北山	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
193	〃	34-004	添川	麴ヶ沢	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
194	〃	34-005	添川	楯之沢	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
195	〃	34-H001	添川	湯ノ沢温泉1	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
196	〃	34-H002	添川	湯ノ沢温泉2	県告661号	H22. 7. 30	-	-
197	〃	34-M010-1	添川	筍沢-1	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
198	〃	34-M010-2	添川	筍沢-2	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
199	羽黒	36-001	今野	机沢	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
200	〃	36-H001	今野	水沢	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15

No.	地域	管理番号	地区名	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
					告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日
201	羽 黒	36-003	中川代	黒岩沢	県告947号	H25. 10. 18	-	-
202	櫛 引	37-001	黒川	三礎林	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
203	〃	37-003	西荒屋	角田川	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
204	朝 日	38-HM001	上本郷	コウゾウ沢	県告84号	H24. 1. 24	-	-
205	〃	38-HM002	関谷	どうの沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
206	〃	38-HM003	砂川	モエン沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
207	〃	38-HM004	松沢	銅ノ沢	県告84号	H24. 1. 24	-	-
208	〃	38-HM005	倉沢	中ノ俣沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
209	〃	38-HM006	荒沢	ビッチュウギ沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
210	〃	38-HM007	繁岡	シミズ沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
211	〃	38-HM008	砂川	小芋川	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
212	〃	38-HM009	大平	上ノ山沢	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
213	〃	38-HM010	大平	中道沢	県告202号	H25. 3. 15	-	-
214	〃	38-M001	熊出	岩の沢	県告84号	H24. 1. 24	-	-
215	〃	38-M003	北俣	南俣沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
216	〃	38-M004	越中山	越中沢	県告84号	H24. 1. 24	-	-
217	〃	38-M008	三栗屋	十石沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
218	〃	38-M009	上名川	水無川	県告84号	H24. 1. 24	-	-
219	〃	38-M010	上名川	高道沢川	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
220	〃	38-M011	上村	大網上村沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
221	〃	38-M013	湯殿山	ヤクスジリ沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
222	〃	38-M014	行沢	行沢小沢	県告84号	H24. 1. 24	-	-
223	〃	38-M016	大針中	滝ノ沢1	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
224	〃	38-M017	大針中	小松沢	県告84号	H24. 1. 24	-	-
225	〃	38-M018	大針	仲村沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
226	〃	38-M019	大針	坂下沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
227	〃	38-M020	松沢	水上沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
228	〃	38-M021	松沢	穴無沢	県告84号	H24. 1. 24	-	-
229	〃	38-M022	大針上	大針中ノ沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
230	〃	38-M026	下田沢	青竜沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
231	〃	38-M027	下田沢	イヤノ沢	県告84号	H24. 1. 24	-	-
232	〃	38-M028	倉沢	マンクロ沢	県告84号	H24. 1. 24	-	-
233	〃	38-M029	倉沢	上ノ山沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
234	〃	38-M030	倉沢	カジカ沢	県告84号	H24. 1. 24	-	-
235	〃	38-M033	上田沢	サワウチ沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
236	〃	38-M034	上田沢	ハエタキ沢	県告84号	H24. 1. 24	-	-
237	〃	38-M035	荒沢	そで沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
238	〃	38-M036	繁岡	シラガ沢	県告84号	H24. 1. 24	-	-
239	〃	38-M037	繁岡	繁岡沢	県告84号	H24. 1. 24	-	-
240	〃	38-M038	繁岡	寺ノ沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24

No.	地域	管理番号	地区名	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
					告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日
241	朝 日	38-M040	松ヶ崎	ウエノ沢	県告84号	H24. 1. 24	-	-
242	〃	38-M042	越中山	仁左エ門沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
243	〃	38-M043	関谷	トチノミ沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
244	〃	38-M044	大針中	滝ノ沢2	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
245	〃	38-M101	七五三掛	ネコタニ沢	県告649号	H21. 7. 3	-	-
246	〃	38-M103	上名川	祝沢	県告84号	H24. 1. 24	-	-
247	〃	38-M104	大針	下向沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
248	〃	38-M105	大針	石金沢川	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
249	〃	38-M106	大針	小針沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
250	〃	38-M107	大針	大針上村沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
251	〃	38-M108	大針中	不動沢	県告84号	H24. 1. 24	-	-
252	〃	38-M109	大針中	三郎治沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
253	〃	38-M111	上田沢	真木ノ内沢	県告84号	H24. 1. 24	-	-
254	〃	38-M112	上田沢	ハヤタキ沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
255	〃	38-M114-01	荒沢	岩屋平沢-1	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
256	〃	38-M114-02	荒沢	岩屋平沢-2	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
257	〃	38-M115	松ヶ崎	池の頭	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
258	〃	38-M116	松ヶ崎	角ヶ沢	県告84号	H24. 1. 24	-	-
259	〃	38-M117	下名川	ヒロ沢	県告84号	H24. 1. 24	-	-
260	〃	38-M118	砂川	ホトケ沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
261	〃	38-M119	大針	下仲村沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
262	〃	38-M120	大針中	白山前	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
263	〃	38-M121	下田沢	トヒュー沢	県告84号	H24. 1. 24	-	-
264	〃	38-M122	繁岡	大鳥中ノ沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
265	〃	38-M123	松ヶ崎	大鳥小沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
266	〃	38-M039	繁岡	エイセキ沢	県告947号	H25. 10. 18	-	-
267	〃	38-M005	越中山	田塗沢	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
268	〃	38-M015	砂川	エダノ沢	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
269	〃	38-H002	砂川	大西沢	県告599号	H27. 6. 30	県告600号	H27. 6. 30
270	〃	38-M031	上田沢	トカタ山沢	県告947号	H25. 10. 18	-	-
271	〃	38-H001	田麦俣	深沢	県告189号	H27. 3. 6	県告190号	H27. 6. 30
272	〃	38-M110	大針	たにがかり	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
273	温海	39-001	五十川	湯の沢	県告661号	H22. 7. 30	-	-
274	〃	39-002	山五十川	七曲沢	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
275	〃	39-003	山五十川	八幡沢	県告439号	H24. 4. 10	-	-
276	〃	39-004	戸沢	タヘイ沢	県告1083号	H20. 12. 16	-	-
277	〃	39-005	戸沢	ドジンソウ	県告1083号	H20. 12. 16	-	-
278	〃	39-006	戸沢	柿の木沢	県告1083号	H20. 12. 16	-	-
279	〃	39-007	戸沢	大滝沢川	県告1083号	H20. 12. 16	-	-
280	〃	39-008	菅野代	滝の沢	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30

No.	地域	管理番号	地区名	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
					告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日
281	温海	39-009	菅野代	南滝の沢	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
282	〃	39-010	菅野代	水尻沢	県告192号	H28. 2. 26	県告663号	H22. 7. 30
283	〃	39-011	菅野代	本田沢	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
284	〃	39-012	菅野代	栗の木台沢	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
285	〃	39-013	菅野代	久曾川	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
286	〃	39-014	菅野代	古水上沢	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
287	〃	39-015	山五十川	川山崎	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
288	〃	39-016	山五十川	安沢川	県告439号	H24. 4. 10	-	-
289	〃	39-017	安土	不動沢	県告661号	H22. 7. 30	-	-
290	〃	39-018	安土	東波渡沢	県告661号	H22. 7. 30	-	-
291	〃	39-019	安土	波渡沢川	県告661号	H22. 7. 30	-	-
292	〃	39-020	五十川	柳沢	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
293	〃	39-021-01	田川	茗荷沢-1	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
294	〃	39-021-02	田川	茗荷沢-2	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
295	〃	39-023	山五十川	小滝沢	県告439号	H24. 4. 10	-	-
296	〃	39-024	山五十川	西楯沢川	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
297	〃	39-025	山五十川	天台沢川	県告439号	H24. 4. 10	-	-
298	〃	39-026	山五十川	矢台沢川	県告439号	H24. 4. 10	-	-
299	〃	39-027	山五十川	神之沢川	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
300	〃	39-028	山五十川	シチクラ沢	県告439号	H24. 4. 10	-	-
301	〃	39-029-01	温海	片渕沢川-1	県告815号	H21. 9. 8	-	-
302	〃	39-030	湯温海	湯之里川	県告1083号	H20. 12. 16	-	-
303	〃	39-031	湯温海	寺沢川	県告1083号	H20. 12. 16	-	-
304	〃	39-032	湯温海	角地田沢川	県告1083号	H20. 12. 16	-	-
305	〃	39-034	温海川	横路沢	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
306	〃	39-035	温海川	峠沢	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
307	〃	39-036	湯温海	湯の沢川	県告1083号	H20. 12. 16	-	-
308	〃	39-037	湯温海	湯温海沢	県告1083号	H20. 12. 16	-	-
309	〃	39-038	湯温海	松尾沢川	県告1083号	H20. 12. 16	-	-
310	〃	39-040	湯温海	小田平沢	県告1083号	H20. 12. 16	-	-
311	〃	39-041	温海	おこね沢	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
312	〃	39-042	槇代	尼ノ入沢	県告439号	H24. 4. 10	-	-
313	〃	39-043	槇代	横呑沢	県告439号	H24. 4. 10	-	-
314	〃	39-044-01	小国	こあら沢	県告661号	H22. 7. 30	-	-
315	〃	39-044-02	小国	上誕生川	県告661号	H22. 7. 30	-	-
316	〃	39-045	小国	下誕生川	県告661号	H22. 7. 30	-	-
317	〃	39-046	小国	古屋敷	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
318	〃	39-047	越沢	黒坪沢	県告353号	H19. 4. 3	-	-
319	〃	39-048	越沢	高野沢	県告353号	H19. 4. 3	県告361号	H19. 4. 3
320	〃	39-049	越沢	口黒沢川	県告353号	H19. 4. 3	-	-

No.	地域	管理番号	地区名	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
					告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日
321	温海	39-050	木野俣	水神沢	県告661号	H22. 7. 30	-	-
322	〃	39-051	木野俣	栃ノ木沢	県告661号	H22. 7. 30	-	-
323	〃	39-052	木野俣	桂の木沢	県告661号	H22. 7. 30	-	-
324	〃	39-054	小国	東の沢	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
325	〃	39-055	槇代	佛沢	県告439号	H24. 4. 10	-	-
326	〃	39-056	大岩川	大岩沢川	県告661号	H22. 7. 30	-	-
327	〃	39-057	木野俣	十二沢	県告661号	H22. 7. 30	-	-
328	〃	39-058-01	木野俣	寺沢川-1	県告661号	H22. 7. 30	-	-
329	〃	39-058-02	木野俣	寺沢川-2	県告661号	H22. 7. 30	-	-
330	〃	39-059	小岩川	大磯沢川	県告353号	H19. 4. 3	-	-
331	〃	39-060	早田	上前沢	県告353号	H19. 4. 3	県告361号	H19. 4. 3
332	〃	39-061	小名部	小名部寺沢川	県告353号	H19. 4. 3	-	-
333	〃	39-062-01	小名部	越沢川-1	県告353号	H19. 4. 3	県告361号	H19. 4. 3
334	〃	39-062-02	小名部	越沢川-2	県告353号	H19. 4. 3	県告361号	H19. 4. 3
335	〃	39-062-03	小名部	越沢川-3	県告353号	H19. 4. 3	-	-
336	〃	39-062-04	小名部	越沢川-4	県告353号	H19. 4. 3	県告361号	H19. 4. 3
337	〃	39-063	小名部	上の山沢	県告353号	H19. 4. 3	県告361号	H19. 4. 3
338	〃	39-064	関川	ナカノ沢	県告353号	H19. 4. 3	-	-
339	〃	39-065	関川	金沢1	県告353号	H19. 4. 3	-	-
340	〃	39-066	関川	金沢2	県告353号	H19. 4. 3	県告361号	H19. 4. 3
341	〃	39-067	関川	ソウノリ沢	県告353号	H19. 4. 3	-	-
342	〃	39-068	平沢	大沢川平沢	県告353号	H19. 4. 3	-	-
343	〃	39-069	平沢	真南沢	県告353号	H19. 4. 3	-	-
344	〃	39-070	兎ヶ関	若草川	県告353号	H19. 4. 3	-	-
345	〃	39-071	兎ヶ関	若草沢川	県告353号	H19. 4. 3	-	-
346	〃	39-072	鈴	黒滝沢	県告661号	H22. 7. 30	-	-
347	〃	39-073	暮坪	コガシ山沢	県告661号	H22. 7. 30	-	-
348	〃	39-074	暮坪	北葦沢	県告661号	H22. 7. 30	-	-
349	〃	39-075	暮坪	南葦沢	県告661号	H22. 7. 30	-	-
350	〃	39-076	暮坪	暮坪沢	県告661号	H22. 7. 30	-	-
351	〃	39-077	暮坪	蟹沢	県告661号	H22. 7. 30	-	-
352	〃	39-078	暮坪	小田沢	県告661号	H22. 7. 30	-	-
353	〃	39-079	温海	大滝沢	県告661号	H22. 7. 30	-	-
354	〃	39-080	温海	太郎橋沢	県告661号	H22. 7. 30	-	-
355	〃	39-081	温海	常善寺沢	県告661号	H22. 7. 30	-	-
356	〃	39-082	温海	北水神沢	県告661号	H22. 7. 30	-	-
357	〃	39-083	温海	水神沢	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
358	〃	39-084	温海	新山沢	県告661号	H22. 7. 30	-	-
359	〃	39-085	温海	内篁沢川	県告661号	H22. 7. 30	-	-
360	〃	39-086	釜谷坂	清水沢	県告661号	H22. 7. 30	-	-

No.	地域	管理番号	地区名	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
					告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日
361	温海	39-087	釜谷坂	住人沢川	県告661号	H22. 7. 30	-	-
362	〃	39-088	宮名	大川寺沢	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
363	〃	39-089	宮名	滝の沢	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
364	〃	39-090	浜中	したみぞ	県告661号	H22. 7. 30	-	-
365	〃	39-091	浜中	みずかみぞ	県告661号	H22. 7. 30	-	-
366	〃	39-092	浜中	うじごぞ	県告661号	H22. 7. 30	-	-
367	〃	39-093	単ヶ関	沢の沢水上沢	県告353号	H19. 4. 3	-	-
368	〃	39-096	小国	ののいろ沢	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
369	〃	39-097	単ヶ関	箴川	県告353号	H19. 4. 3	-	-
370	〃	39-098	戸沢	フミジ沢	県告1083号	H20. 12. 16	-	-
371	〃	39-099	田川	田川沢	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
372	〃	39-100	五十川	乳飲沢	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
373	〃	39-102	温海	柿崎沢	県告815号	H21. 9. 8	-	-
374	〃	39-103	温海	荻田	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
375	〃	39-105	宮名	宮名沢	県告661号	H22. 7. 30	-	-
376	〃	39-106	宮名	コンボ沢	県告661号	H22. 7. 30	-	-
377	〃	39-107	槇代	椿沢	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
378	〃	39-109	鼠ヶ関	裏沢川	県告1083号	H20. 12. 16	県告1089号	H20. 12. 16
379	〃	39-110	小名部	天池沢	県告353号	H19. 4. 3	-	-
380	〃	39-111	鼠ヶ関	夏ばちょう沢	県告1083号	H20. 12. 16	県告1089号	H20. 12. 16
381	〃	39-112	鼠ヶ関	奥田1	県告1083号	H20. 12. 16	-	-
382	〃	39-113	鼠ヶ関	奥田2	県告353号	H19. 4. 3	県告361号	H19. 4. 3
383	〃	39-114	鼠ヶ関	イビソ沢	県告353号	H19. 4. 3	-	-
384	〃	39-115	鼠ヶ関	ヨシワ沢	県告353号	H19. 4. 3	-	-
385	〃	39-116	鍋倉	鍋倉1	県告353号	H19. 4. 3	県告361号	H19. 4. 3
386	〃	39-117	鍋倉	横路沢	県告353号	H19. 4. 3	県告361号	H19. 4. 3
387	〃	39-118	橋掛	橋掛1	県告353号	H19. 4. 3	県告361号	H19. 4. 3
388	〃	39-119	橋掛	橋掛2	県告353号	H19. 4. 3	県告361号	H19. 4. 3
389	〃	39-120	橋掛	橋掛3	県告353号	H19. 4. 3	県告361号	H19. 4. 3
390	〃	39-121	橋掛	早生沢	県告353号	H19. 4. 3	-	-
391	〃	39-122	鼠ヶ関	横路2	県告353号	H19. 4. 3	県告361号	H19. 4. 3
392	〃	39-123	早田	山崎沢	県告353号	H19. 4. 3	県告361号	H19. 4. 3
393	〃	39-124-01	小岩川	東巖沢川-1	県告353号	H19. 4. 3	県告361号	H19. 4. 3
394	〃	39-124-02	小岩川	東巖沢川-2	県告353号	H19. 4. 3	-	-
395	〃	39-133	槇代	向沢	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
396	〃	39-134	小国	そりばたけ沢	県告661号	H22. 7. 30	-	-
397	〃	39-138	木野俣	前川原	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
398	〃	39-139	小国	川前沢	県告439号	H24. 4. 10	-	-
399	〃	39-140-01	小国	ひつヶ沢	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
400	〃	39-140-02	小国	田倉沢	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30

No.	地域	管理番号	地区名	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
					告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日
401	温海	39-140-03	小国	神馬沢川	県告661号	H22. 7. 30	-	-
402	〃	39-141	槇代	山の下	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
403	〃	39-143	槇代	牛分沢	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
404	〃	39-144	槇代	バンド沢	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
405	〃	39-145	槇代	槇の代4	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
406	〃	39-146	槇代	槇の代5	県告661号	H22. 7. 30	-	-
407	〃	39-147	大岩川	風張1	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
408	〃	39-148	大岩川	風張2	県告661号	H22. 7. 30	-	-
409	〃	39-149	大岩川	風張3	県告661号	H22. 7. 30	-	-
410	〃	39-150	大岩川	家の平	県告661号	H22. 7. 30	-	-
411	〃	39-151	大岩川	木揚場1	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
412	〃	39-152	宮名	白岩1	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
413	〃	39-153	宮名	白岩2	県告661号	H22. 7. 30	-	-
414	〃	39-154	宮名	白岩3	県告661号	H22. 7. 30	-	-
415	〃	39-155	釜谷坂	釜谷坂1	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
416	〃	39-156	温海	片淵	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
417	〃	39-158	湯之里	紅葉岡	県告1083号	H20. 12. 16	県告1089号	H20. 12. 16
418	〃	39-159-02	湯之里	紅葉岡川-2	県告1083号	H20. 12. 16	-	-
419	〃	39-160	湯温海	園田沢	県告1083号	H20. 12. 16	-	-
420	〃	39-161	湯温海	湯之里	県告1083号	H20. 12. 16	-	-
421	〃	39-162	湯温海	湯見ヶ代 1	県告1083号	H20. 12. 16	-	-
422	〃	39-163	湯温海	湯見ヶ代 2	県告1083号	H20. 12. 16	-	-
423	〃	39-166-01	一霞	小滝沢	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
424	〃	39-167	一霞	古早田沢	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
425	〃	39-168	湯温海	嶽之腰1	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
426	〃	39-169	湯温海	嶽之腰2	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
427	〃	39-170	湯温海	湯温海3	県告1083号	H20. 12. 16	-	-
428	〃	39-171	湯温海	湯温海	県告1083号	H20. 12. 16	-	-
429	〃	39-173	湯温海	湯之尻	県告1083号	H20. 12. 16	-	-
430	〃	39-174	温海	ライン沢	県告815号	H21. 9. 8	-	-
431	〃	39-175	温海	温海3	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
432	〃	39-176	温海	温海1	県告815号	H21. 9. 8	-	-
433	〃	39-177	温海	温海2	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
434	〃	39-178	暮坪	米子沢	県告661号	H22. 7. 30	-	-
435	〃	39-179	暮坪	雨池沢	県告661号	H22. 7. 30	-	-
436	〃	39-180	暮坪	カマド沢	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
437	〃	39-181	暮坪	戸田沢	県告661号	H22. 7. 30	-	-
438	〃	39-182	暮坪	北戸田沢	県告661号	H22. 7. 30	-	-
439	〃	39-183-01	鈴	宝泉寺沢-1	県告439号	H24. 4. 10	-	-
440	〃	39-183-02	鈴	宝泉寺沢-2	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10

No.	地域	管理番号	地区名	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
					告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日
441	温海	39-184	鈴	鈴	県告661号	H22. 7. 30	-	-
442	〃	39-185	山五十川	神之沢	県告439号	H24. 4. 10	-	-
443	〃	39-186	菅野代	早稲田1	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
444	〃	39-187	菅野代	早稲田2	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
445	〃	39-188	戸沢	荒沢川	県告1083号	H20. 12. 16	県告1089号	H20. 12. 16
446	〃	39-191	山五十川	山之下	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
447	〃	39-192	五十川	観音沢	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
448	〃	39-193	五十川	鳶ヶ坂1	県告661号	H22. 7. 30	-	-
449	〃	39-194	五十川	鳶ヶ坂2	県告661号	H22. 7. 30	-	-
450	〃	39-195	五十川	鳶ヶ坂3	県告661号	H22. 7. 30	-	-
451	〃	39-731	湯温海	かんこ台沢	県告1083号	H20. 12. 16	県告1089号	H20. 12. 16
452	〃	39-733	湯温海	平清水沢	県告1083号	H20. 12. 16	県告1089号	H20. 12. 16
453	〃	39-806	早田	早田川	県告353号	H19. 4. 3	-	-
454	〃	39-807	早田	前沢川	県告353号	H19. 4. 3	-	-
455	〃	39-835	温海	中の沢川	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
456	〃	39-844	小岩川	出口沢川	県告353号	H19. 4. 3	県告361号	H19. 4. 3
457	〃	39-H001	鈴	落し沢	県告439号	H24. 4. 10	-	-
458	〃	39-H002	鈴	公民館沢	県告439号	H24. 4. 10	-	-
459	〃	39-H003	鈴	宝泉寺沢3	県告439号	H24. 4. 10	-	-
460	〃	39-H004	五十川	大清水沢	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
461	〃	39-H005	山五十川	沢内川5	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
462	〃	39-H006	温海川	後田沢	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
463	〃	39-033	一霞	水上沢川	県告1007号	H26. 12. 5	-	-
464	〃	39-164	一霞	オンゾ	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
465	〃	39-165	一霞	宮の前	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
466	〃	39-H007	槇代	しょうぶ沢	県告189号	H27. 3. 6	県告190号	H27. 3. 6
467	〃	39-095	小国	下とど沢	県告1007号	H26. 12. 5	-	-
468	〃	39-713-1	菅野代	宮の沢1	県告189号	H27. 3. 6	-	-

7 地すべり危険箇所

〔土砂災害危険箇所〕

No.	地域	県表示 番 号	危険箇所名	幹川名	溪流名	所在地	面積 (ha)	保全人家 戸 数
1	鶴 岡	216	舟見台	大山川	湯尻川	藤沢字荒沢	73.0	18
2	〃	217	西山	大山川	大山川	関根字実俣	20.0	11
3	〃	218	坂の下	大山川	大山川	坂野下字坂下	12.0	20
4	羽 黒	206	手向	京田川	祓川	羽黒町手向字手向	64.0	171
5	櫛 引	207	宝谷	田沢川	田沢川	宝谷字舞台	36.2	8
6	朝 日	208	鱒淵	鱒淵川	鱒淵川	荒沢字鱒淵	30.2	26
7	〃	209	誉谷	大鳥川	大鳥川	大鳥字誉谷	40.7	15
8	〃	210	大平	大鳥川	大平沢川	下田沢字大平	55.0	28
9	〃	211	平沢	大鳥川	平沢川	本郷字揚ヶ	7.0	20
10	〃	212	田麦俣	梵字川	田麦川	田麦俣字七つ滝	40.8	45
11	〃	213	田麦俣（２）	梵字川	田麦俣	田麦俣	31.0	7
12	〃	214	大網	梵字川	大網川	大網字大網	409.3	43
13	〃	215	下村	梵字川	小網川	大網字下村	38.6	53
14	温 海	219	菅野代	五十川	五十川	菅野代字水尻沢	25.5	15
15	〃	220	木の下	温俣川	温俣川	山五十川字木の下	24.3	33
16	〃	221	沢内	沢内川	沢内川	山五十川字沢内	14.0	18
17	〃	222	鳶ヶ坂	五十川	五十川	五十川字鳶ヶ坂	11.8	12
18	〃	223	蟹沢	暮坪沢	暮坪沢	温海字暮坪	6.5	14
19	〃	224	紅葉岡	湯の里川	湯の里川	湯温海字紅葉岡	5.9	20
20	〃	225	峠の山	三太郎沢	三太郎沢	峠の山字東山	60.0	37
21	〃	226	槇の代	小国川	小国川	槇代字清水前	21.3	15
22	〃	227	関川	鼠ヶ関川	鼠ヶ関川	関川字向	15.0	26
23	〃	228	関川（２）	金沢川	金沢川	関川字向	22.6	23
24	〃	229	小名部	鼠ヶ関川	鼠ヶ関川	小名部字上浜田	15.0	15
25	〃	230	早田	早田川	早田川	早田字上の山	16.0	40

地すべり危険箇所内の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別区域一覧表

No.	地域	管理番号	地区名	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
					告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日
1	鶴岡	J31-H004-1	上郷	四日市-1	県告599号	H27. 6. 30	—	—
2	〃	J31-H004-2	上郷	四日市-2	県告599号	H27. 6. 30	—	—
3	〃	J31-H004-3	上郷	四日市-3	県告599号	H27. 6. 30	—	—
4	〃	J31-H006-1	田川	西山-1	県告1007号	H26. 12. 5	—	—
5	〃	J31-H006-2	田川	西山-2	県告1007号	H26. 12. 5	—	—
6	〃	J31-H006-3	田川	西山-3	県告1007号	H26. 12. 5	—	—
7	〃	J31-H012-1	黄金	高坂-1	県告599号	H27. 6. 30	—	—
8	〃	J31-H012-2	黄金	高坂-2	県告599号	H27. 6. 30	—	—
9	〃	J31-217-01	田川	西山-1	県告947号	H25. 10. 18	—	—
10	〃	J31-216-01	湯田川	舟見台-1	県告202号	H25. 3. 15	—	—
11	〃	J31-H003-1	湯田川	藤沢-1	県告599号	H27. 6. 30	—	—
12	〃	J31-H003-2	湯田川	藤沢-2	県告599号	H27. 6. 30	—	—
13	〃	J31-H003-3	湯田川	藤沢-3	県告599号	H27. 6. 30	—	—
14	〃	J31-H003-4	湯田川	藤沢-4	県告599号	H27. 6. 30	—	—
15	〃	J31-H003-5	湯田川	藤沢-5	県告599号	H27. 6. 30	—	—
16	〃	J31-H003-6	湯田川	藤沢-6	県告599号	H27. 6. 30	—	—
17	〃	J31-218-1	田川	坂野下4	県告947号	H25. 10. 18	—	—
18	〃	J31-218-2	田川	坂野下5	県告947号	H25. 10. 18	—	—
19	〃	J31-H001-1	田川	鬼坂峠1	県告947号	H25. 10. 18	—	—
20	〃	J31-H001-2	田川	鬼坂峠2	県告947号	H25. 10. 18	—	—
21	〃	J31-H001-4	田川	鬼坂峠4	県告947号	H25. 10. 18	—	—
22	〃	J31-H011-1	田川	上野山-1	県告599号	H27. 6. 30	—	—
23	〃	J31-H011-2	田川	上野山-2	県告599号	H27. 6. 30	—	—
24	〃	J31-H011-3	田川	上野山-3	県告599号	H27. 6. 30	—	—
25	〃	J31-H009-1	田川	東目小松沢-1	県告1007号	H26. 12. 5	—	—
26	〃	J31-H009-2	田川	東目小松沢-2	県告1007号	H26. 12. 5	—	—
27	〃	J31-H010	田川	河倉	県告1007号	H26. 12. 5	—	—
28	〃	J31-H007-1	田川	長滝-1	県告599号	H27. 6. 30	—	—
29	〃	J31-H007-2	田川	長滝-2	県告599号	H27. 6. 30	—	—
30	〃	J31-H008-1	田川	砂谷家際-1	県告599号	H27. 6. 30	—	—
31	〃	J31-H008-2	田川	砂谷家際-2	県告599号	H27. 6. 30	—	—
32	〃	J31-H008-3	田川	砂谷家際-3	県告599号	H27. 6. 30	—	—
33	藤島	J34-H002-1	添川	仁ヶ竹原1	県告599号	H27. 6. 30	—	—
34	〃	J34-H002-2	添川	仁ヶ竹原2	県告599号	H27. 6. 30	—	—
35	羽黒	J36-H001	手向	羽黒山	県告599号	H27. 6. 30	—	—
36	櫛引	J37-H002-3	たらのき代	たらのき代	県告599号	H27. 6. 30	—	—
37	朝日	J38-H004	中入	立岩	県告599号	H27. 6. 30	—	—
38	〃	J38-M212-1	田麦俣	田麦俣1-1	県告202号	H25. 3. 15	—	—
39	〃	J38-M212-2	田麦俣	田麦俣1-2	県告202号	H25. 3. 15	—	—
40	〃	J38-M212-3	田麦俣	田麦俣1-3	県告202号	H25. 3. 15	—	—

No.	地域	管理番号	地区名	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
					告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日
41	朝日	J38-M212-4	田麦俣	田麦俣1-4	県告202号	H25. 3. 15	—	—
42	〃	J38-M212-5	田麦俣	田麦俣1-5	県告202号	H25. 3. 15	—	—
43	〃	J38-M212-6	田麦俣	田麦俣1-6	県告202号	H25. 3. 15	—	—
44	〃	J38-213-2	田麦俣	田麦俣12	県告202号	H25. 3. 15	—	—
45	〃	J38-H008-1	田麦俣	鶴の里-1	県告189号	H27. 3. 6	—	—
46	〃	J38-H008-2	田麦俣	鶴の里-2	県告189号	H27. 3. 6	—	—
47	〃	J38-211	上本郷	久保	県告202号	H25. 3. 15	—	—
48	〃	J38-H003	上本郷	鉢森	県告202号	H25. 3. 15	—	—
49	〃	J38-H010	上本郷	平沢	県告599号	H27. 6. 30	—	—
50	〃	J38-H002	中村	中村	県告649号	H21. 7. 3	—	—
51	〃	J38-H011	倉沢	成就平	県告599号	H27. 6. 30	—	—
52	〃	J38-H012	倉沢	新沢	県告599号	H27. 6. 30	—	—
53	〃	J38-210-4	大平	大平1	県告202号	H25. 3. 15	—	—
54	〃	J38-210-5	大平	大平2	県告202号	H25. 3. 15	—	—
55	〃	J38-210-6	大平	大平3	県告202号	H25. 3. 15	—	—
56	〃	J38-H014-1	荒沢	岩屋平-1	県告599号	H27. 6. 30	—	—
57	〃	J38-H014-2	荒沢	岩屋平-2	県告599号	H27. 6. 30	—	—
58	〃	J38-H014-3	荒沢	岩屋平-3	県告599号	H27. 6. 30	—	—
59	〃	J38-H001	七五三掛	七五三掛	県告649号	H21. 7. 3	—	—
60	〃	J38-214	上村	大網	県告649号	H21. 7. 3	—	—
61	〃	J38-H005-1	漆原	東岩本-1	県告599号	H27. 6. 30	—	—
62	〃	J38-H005-2	漆原	東岩本-2	県告599号	H27. 6. 30	—	—
63	〃	J38-208-2	鰯淵	鰯淵-1	県告202号	H25. 3. 15	—	—
64	〃	J38-208-3	鰯淵	鰯淵-2	県告202号	H25. 3. 15	—	—
65	〃	J38-208-4	鰯淵	鰯淵-3	県告202号	H25. 3. 15	—	—
66	〃	J38-209	誉谷	誉谷	県告202号	H25. 3. 15	—	—
67	〃	J38-H015	誉谷	勝岡	県告599号	H27. 6. 30	—	—
68	〃	J38-215	下村	下村	県告649号	H21. 7. 3	—	—
69	温海	J39-220-1	山五十川	木の下-1	県告439号	H24. 4. 10	—	—
70	〃	J39-220-2	山五十川	木の下-2	県告439号	H24. 4. 10	—	—
71	〃	J39-220-3	山五十川	木の下-3	県告439号	H24. 4. 10	—	—
72	〃	J39-220-4	山五十川	木の下-4	県告439号	H24. 4. 10	—	—
73	〃	J39-221-1	山五十川	沢内-1	県告439号	H24. 4. 10	—	—
74	〃	J39-221-2	山五十川	沢内-2	県告439号	H24. 4. 10	—	—
75	〃	J39-H015-1	鼠ヶ関	鼠ヶ関横路-1	県告599号	H27. 6. 30	県告600号	H27. 6. 30
76	〃	J39-H015-2	鼠ヶ関	鼠ヶ関横路-2	県告599号	H27. 6. 30	県告600号	H27. 6. 30
77	〃	J39-230	早田	早田	県告189号	H27. 3. 6	—	—
78	〃	J39-223	暮坪	蟹沢	県告1007号	H26. 12. 5	—	—
79	〃	J39-H002	暮坪	暮坪4	県告1007号	H26. 12. 5	—	—
80	〃	J39-H003	暮坪	暮坪5	県告1007号	H26. 12. 5	—	—

No.	地域	管理番号	地区名	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
					告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日
81	〃	J39-H011-1	越沢	越沢-1	県告599号	H27. 6. 30	—	—
82	温海	J39-H011-3	越沢	越沢-3	県告599号	H27. 6. 30	—	—
83	〃	J39-224	湯之里	紅葉岡	県告1007号	H26. 12. 5	—	—
84	〃	J39-227	関川	関川	県告189号	H27. 3. 6	—	—
85	〃	J39-228	関川	関川2	県告189号	H27. 3. 6	—	—
86	〃	J39-222-1	五十川	鳶ヶ坂4	県告439号	H24. 4. 10	—	—
87	〃	J39-222-2	五十川	鳶ヶ坂5	県告439号	H24. 4. 10	—	—
88	〃	J39-222-3	五十川	鳶ヶ坂6	県告439号	H24. 4. 10	—	—
89	〃	J39-222-4	五十川	鳶ヶ坂7	県告439号	H24. 4. 10	—	—
90	〃	J39-222-5	五十川	鳶ヶ坂8	県告439号	H24. 4. 10	—	—
91	〃	J39-222-6	五十川	鳶ヶ坂9	県告439号	H24. 4. 10	—	—
92	〃	J39-222-7	五十川	鳶ヶ坂10	県告439号	H24. 4. 10	—	—
93	〃	J39-222-8	五十川	鳶ヶ坂11	県告439号	H24. 4. 10	—	—
94	〃	J39-219-1	菅野代	菅野代1	県告439号	H24. 4. 10	—	—
95	〃	J39-219-3	菅野代	菅野代2	県告439号	H24. 4. 10	—	—
96	〃	J39-226-1	槇代	槇の代6	県告439号	H24. 4. 10	—	—
97	〃	J39-226-3	槇代	槇の代8	県告439号	H24. 4. 10	—	—
98	〃	J39-H009-1	小菅野代	弘川-1	県告189号	H27. 3. 6	—	—
99	〃	J39-H009-2	小菅野代	弘川-2	県告189号	H27. 3. 6	—	—
100	〃	J39-H009-3	小菅野代	弘川-3	県告189号	H27. 3. 6	—	—
101	〃	J39-225	峠ノ山	峠の山	県告1007号	H26. 12. 5	—	—

8-1 急傾斜地崩壊危険箇所

〔山形県が調査対象とする急傾斜地崩壊危険箇所を掲載〕

斜面区分：Ⅰは被害想定区域内で人家5戸以上（5戸未満でも官公署、学校、病院、駅、旅館等のほか社会福祉施設等の災害弱者関連施設のあるもの）

Ⅱは被害想定区域内で人家が1～4戸

No.	地域名	県表示 番 号	箇所名	斜面 分類	所在地	延長 (m)	勾配 (°)	高さ (m)	人家 戸数
1	鶴 岡	I-7101	切り通し	I	高坂字杉ヶ沢	100	34	20	5
2	〃	I-7102	鉱泉	I	高坂字杉ヶ沢	170	45	20	5
3	〃	I-7103	仏供沢	I	高坂字仏供沢	140	41	20	0
4	〃	I-7104	荒沢	I	藤沢字荒沢	310	37	30	9
5	〃	I-7105	桃木沢	I	中清水字桃木沢	135	39	20	5
6	〃	I-7106	万年入	I	湯田川字万年入	95	34	10	5
7	〃	I-7107	大沢田	I	中清水字大沢田	217	39	26	12
8	〃	I-7108	湯元	I	湯田川字湯元	100	35	11	6
9	〃	I-7109	瀬戸ノ沢	I	湯田川字瀬戸ノ沢	110	32	10	5
10	〃	I-7110	宮の前（1）	I	田川字宮の前	190	37	30	11
11	〃	I-7111	宮の前（2）	I	田川字宮の前	370	43	47	12
12	〃	I-7112	八幡	I	田川字八幡	590	42	62	26
13	〃	I-7113	蓮花寺	I	田川字蓮花寺	280	34	20	6
14	〃	I-7114	少連寺	I	少連寺字家の前	260	39	50	7
15	〃	I-7115	小松沢	I	東目字小松沢	190	38	30	7
16	〃	I-7116	上清水	I	上清水字宮崎	200	21	22	6
17	〃	I-7117	笹立	I	湯野浜字笹立	640	36	50	51
18	〃	I-7118	湯野浜	I	湯野浜字石上	220	29	30	18
19	〃	I-7119	大石沢	I	宮沢字小沢	230	36	20	11
20	〃	I-7120	宮沢中	I	宮沢字小沢	140	34	40	11
21	〃	I-7121	宮沢	I	宮沢字小沢	130	42	40	7
22	〃	I-7122	金沢（北）	I	金沢字向山	140	40	20	8
23	〃	I-7123	金沢（南）	I	金沢字向山	150	50	35	5
24	〃	I-7124	弁慶沢	I	加茂字弁慶沢	170	51	20	4
25	〃	I-7125	新町加茂	I	加茂	440	34	20	9
26	〃	I-7126	岩倉（1）	I	加茂字岩倉	140	32	70	42
27	〃	I-7127	宮の前（2）	I	田川字宮の前	200	37	60	3
28	〃	I-7128	荒沢前（1）	I	大荒字荒沢前	100	31	25	7
29	〃	I-7129	新屋敷	I	加茂字清水平	330	42	20	30
30	〃	I-7130	岡町	I	加茂字大崩	160	36	40	8
31	〃	I-7131	加茂	I	加茂字大崩	320	42	20	16
32	〃	I-7132	今泉	I	今泉字真台	200	45	40	25
33	〃	I-7133	今泉南	I	今泉字真台	355	38	70	14
34	〃	I-7134	油沢（2）	I	油戸字油沢	190	36	20	7

No.	地域名	県表示 番 号	箇所名	斜面 分類	所在地	延長 (m)	勾配 (°)	高さ (m)	人家 戸数
35	鶴 岡	I -7135	油沢	I	油戸字油沢	455	48	50	37
36	〃	I -7136	楯ノ下	I	由良字楯ノ下	520	45	20	56
37	〃	I -7137	灯台下	I	由良字楯ノ下	130	39	20	10
38	〃	I -7138	由良	I	由良一丁目	259	47	35	12
39	〃	I -7139	古四王田	I	由良字古四王田	150	32	40	3
40	〃	I -7140	横町（２）（荒沢２）	I	三瀬字横町	110	42	50	12
41	〃	I -7141	仁三郎	I	三瀬字横町	120	33	30	5
42	〃	I -7142	横町	I	三瀬字横町	80	41	20	0
43	〃	I -7143	小波渡	I	小波渡字浜田・甘木台	195	41	50	18
44	〃	I -7144	平畑（２）	I	堅苔沢字渕の上	160	38	55	8
45	〃	I -7145	平畑（１）	I	堅苔沢字平畑	270	42	40	19
46	〃	I -7146	渕の上	I	堅苔沢字渕ノ上	70	50	30	4
47	〃	I -7147	堅苔沢	I	堅苔沢字渕ノ上	95	45	20	3
48	〃	I -7148	堅苔沢（２）	I	堅苔沢字宮田	260	45	30	18
49	〃	I -7149	宮田	I	堅苔沢字宮田	290	39	30	43
50	〃	I -7150	宮田（２）	I	堅苔沢字宮田	130	43	80	27
51	〃	I -7151	笠立口	I	下川字関根	120	37	40	7
52	〃	I -7152	城山	I	菱津字神明前	260	39	20	7
53	〃	I -7153	村上沢（１）	I	菱津字神明前（村上沢）	390	37	30	12
54	〃	I -7154	村上沢（２）	I	〃	235	34	20	10
55	〃	I -7155	村上沢（３）	I	〃	130	34	51	6
56	〃	I -7156	熊船	I	西目字熊船	225	52	52	6
57	〃	I -7157	竹浦	I	西目字竹浦	150	38	43	4
58	〃	I -7158	竹浦（２）	I	西目字竹浦	110	31	50	9
59	〃	I -7159	京田前	I	西目字京田前	275	60	21	7
60	〃	I -7160	清水端	I	中沢字清水端	230	53	20	7
61	〃	I -7161	矢引	I	矢引字堰口	660	30	15	12
62	〃	I 7162	嶽ノ下	I	大広字嶽ノ下	370	51	12	12
63	〃	I -7163	大谷	I	大広字大谷	175	31	46	7
64	〃	I -7164	水京（２）	I	水沢（大広）字水京（山崎）	150	45	10	5
65	〃	I -7165	内田元（１）	I	下清水字内田元	105	39	15	7
66	〃	I -7166	内田元（２）	I	下清水字内田元	90	36	30	5
67	〃	Ⅱ-7101	万年入（２）	Ⅱ	湯田川字万年入	20	34	10	1
68	〃	Ⅱ-7102	万年入（３）	Ⅱ	湯田川字万年入	50	33	20	1
69	〃	Ⅱ-7103	八幡（２）	Ⅱ	田川字八幡	50	45	10	1
70	〃	Ⅱ-7104	町田沢	Ⅱ	田川字町田沢	120	30	40	4
71	〃	Ⅱ-7105	大沢（１）	Ⅱ	少蓮寺字大沢	60	41	70	1
72	〃	Ⅱ-7106	大沢（２）	Ⅱ	少蓮寺字大沢	40	34	20	1
73	〃	Ⅱ-7107	大沢（３）	Ⅱ	少蓮寺字大沢	80	34	20	3
74	〃	Ⅱ-7108	大沢（４）	Ⅱ	少蓮寺字大沢	40	34	40	2
75	〃	Ⅱ-7109	山田	Ⅱ	田川字山田	120	30	60	2

No.	地域名	県表示 番号	箇所名	斜面 分類	所在地	延長 (m)	勾配 (°)	高さ (m)	人家 戸数
76	鶴岡	Ⅱ-7110	橋下(1)	Ⅱ	関根字橋下	70	39	60	3
77	〃	Ⅱ-7111	橋下(2)	Ⅱ	関根字橋下	80	40	40	3
78	〃	Ⅱ-7112	家際	Ⅱ	砂谷字家際	40	40	20	1
79	〃	Ⅱ-7113	水上	Ⅱ	滝沢字水上	70	33	20	4
80	〃	Ⅱ-7114	宮下	Ⅱ	谷定字宮下	90	34	10	3
81	〃	Ⅱ-7115	谷定	Ⅱ	谷定字楯の前	160	40	5	3
82	〃	Ⅱ-7116	油沢(3)	Ⅱ	油戸字油沢	120	45	45	3
83	〃	Ⅱ-7117	旧分校下	Ⅱ	油戸字油沢	260	45	45	0
84	〃	Ⅱ-7118	由良(2)	Ⅱ	由良一丁目	50	48	13	1
85	〃	Ⅱ-7119	下川(1)	Ⅱ	下川字関根	45	34	20	1
86	〃	Ⅱ-7120	大山(1)	Ⅱ	大山三丁目	60	42	30	3
87	〃	Ⅱ-7121	大山(2)	Ⅱ	大山三丁目	45	38	20	2
88	〃	Ⅱ-7122	大山(3)	Ⅱ	大山三丁目	65	31	20	4
89	〃	Ⅱ-7123	火打崎	Ⅱ	菱津字火打崎	110	31	40	3
90	〃	Ⅱ-7124	深田	Ⅱ	西目字深田	130	51	25	3
91	〃	Ⅱ-7125	熊船(2)	Ⅱ	西目字熊船	55	37	30	1
92	〃	Ⅱ-7126	水上沢	Ⅱ	西目字水上沢	40	37	30	3
93	〃	Ⅱ-7127	堰口(1)	Ⅱ	矢引字堰口	75	45	20	4
94	〃	Ⅱ-7128	堰口(2)	Ⅱ	矢引字堰口	130	41	20	4
95	〃	Ⅱ-7129	木ノ下	Ⅱ	水沢字楯ノ下	80	38	30	4
96	〃	Ⅱ-7130	熊野前	Ⅱ	水沢字丑ヶ沢	120	36	60	4
97	〃	Ⅱ-7131	内田元(3)	Ⅱ	下清水字内田元	80	42	30	4
98	〃	Ⅱ-7132	前田(1)	Ⅱ	森片字前田	60	41	20	2
99	〃	Ⅱ-7133	前田(2)	Ⅱ	森片字前田	50	36	20	2
100	〃	Ⅱ-7134	前田(3)	Ⅱ	森片字前田	45	32	20	3
101	〃	Ⅱ-7135	草見	Ⅱ	中山字草見	37	31	20	4
102	〃	Ⅱ-7136	京田前(2)	Ⅱ	西目字京田前	50	34	20	2
103	〃	Ⅱ-71037	荒沢前(2)	Ⅱ	大荒字荒沢前	70	33	30	4
104	〃	Ⅱ-71038	山栃谷	Ⅱ	大山字城山	270	34	20	4
105	〃	Ⅱ-7139	関根	Ⅱ	関根	90	42	17	0
106	〃	Ⅱ-7140	荒沢(2)	Ⅱ	藤沢字荒沢	190	35	30	4
107	〃	Ⅱ-7141	西側	Ⅱ	藤沢字西側	250	35	20	3
108	〃	Ⅱ-7142	矢引(2)	Ⅱ	矢引字矢引	30	36	30	3
109	〃	Ⅱ-7143	岩倉(2)	Ⅱ	加茂字今泉	100	38	70	3
110	〃	Ⅱ-7144	笹立口(2)	Ⅱ	下川字関根	90	44	40	1
111	羽黒	Ⅰ-7601	中川代	Ⅰ	羽黒町川代字中川代	120	28	27	5
112	〃	Ⅰ-7602	上川代	Ⅰ	羽黒町川代字上川代	220	41	30	8
113	〃	Ⅱ-7601	今野	Ⅱ	羽黒町荒川字今野	230	57	20	2
114	櫛引	Ⅱ-7701	上松根	Ⅱ	松根字上松根	80	68	10	2
115	朝日	Ⅰ-7901	荻谷地	Ⅰ	下名川字荻谷地	200	34	10	5

No.	地域名	県表示 番号	箇所名	斜面 分類	所在地	延長 (m)	勾配 (°)	高さ (m)	人家 戸数
116	朝 日	I-7902	細越	I	本郷字細越	250	39	20	8
117	〃	I-7903	本郷	I	本郷字沢口	160	34	20	6
118	〃	I-7904	行沢	I	行沢字大沢口	250	37	30	8
119	〃	I-7905	前田	I	砂川字前田	350	39	20	6
120	〃	I-7906	大西	I	砂川字大西	300	37	30	6
121	〃	I-7907	西村	I	大針字西村	220	45	30	6
122	〃	I-7908	小松沢口	I	大針字小松沢口	290	36	40	7
123	〃	I-7909	仲村	I	大針字仲村	380	34	30	8
124	〃	I-7910	仲畑（2）	I	大針字仲畑	550	36	40	11
125	〃	I-7911	松沢	I	松沢字沢口	150	31	30	6
126	〃	I-7912	漆ヶ平	I	大針字漆ヶ平	330	40	60	0
127	〃	I-7913	青竜	I	下田沢字青竜	260	34	40	7
128	〃	I-7914	虻崎	I	下田沢字虻崎	180	34	60	6
129	〃	I-7915	下川原	I	倉沢字下川原	130	37	40	0
130	〃	I-7916	東の内	I	上田沢字東の内	630	39	20	14
131	〃	I-7917	高岡	I	大鳥字高岡	370	38	35	3
132	〃	I-7918	繁岡	I	大鳥字繁岡	420	31	70	14
133	〃	I-7919	寿岡	I	大鳥字寿岡	280	30	50	8
134	〃	I-7920	下名川	I	下名川	490	34	50	10
135	〃	I-7921	三栗屋	I	越中山字三栗屋	270	41	60	10
136	〃	I-7922	田麦俣	I	田麦俣字扇平	140	41	70	0
137	〃	I-7923	上野	I	上名川字上村	110	37	15	5
138	〃	I-7924	中田	I	大網字中田	160	34	10	7
139	〃	II-7902	日鍵	II	熊出字日鍵	50	40	20	2
140	〃	II-7902	落合	II	熊出	120	34	40	3
141	〃	II-7903	北俣	II	熊出字北俣	20	34	40	1
142	〃	II-7904	中里	II	本郷字中里	80	43	10	2
143	〃	II-7905	興屋	II	本郷字興屋	100	36	30	2
144	〃	II-7906	本郷	II	本郷字宮ノ下	40	42	10	1
145	〃	II-7907	前田（2）	II	砂川字前田	20	32	5	1
146	〃	II-7908	谷地田	II	砂川字谷地田	40	47	20	2
147	〃	II-7909	高沢口	II	大針字高沢口	40	35	30	1
148	〃	II-7910	仲畑（1）	II	大針字仲畑	210	41	40	2
149	〃	II-7911	壺番割（2）	II	大針字壺番割	110	37	60	2
150	〃	II-7912	大平	II	下田沢字大平	330	37	60	4
151	〃	II-7913	森ノ腰	II	倉沢字森ノ腰	40	64	10	1
152	〃	II-7914	上ノ山口	II	倉沢字上ノ山口	20	41	20	1
153	〃	II-7915	中向	II	倉沢字中向	50	45	20	1
154	〃	II-7916	下中島	II	上田沢字下中島	70	45	30	2
155	〃	II-7917	松ヶ崎	II	大鳥字松ヶ崎	70	32	30	1

No.	地域名	県表示 番号	箇所名	斜面 分類	所在地	延長 (m)	勾配 (°)	高さ (m)	人家 戸数
156	朝 日	Ⅱ-7918	堰東	Ⅱ	上名川字堰東	90	53	20	3
157	〃	Ⅱ-7919	堰西	Ⅱ	上名川字堰西	50	34	20	3
158	〃	Ⅱ-7920	扇平	Ⅱ	田麦俣字扇平	60	32	20	1
159	〃	Ⅱ-7921	清水尻	Ⅱ	田麦俣字清水尻	30	60	50	1
160	〃	Ⅱ-7922	岩ノ下	Ⅱ	田麦俣字岩ノ下	50	43	30	1
161	温 海	I-8001	鳶ヶ坂	I	五十川字鳶ヶ坂	200	35	100	9
162	〃	I-8002	五十川	I	五十川字鳶ヶ坂	115	34	10	6
163	〃	I-8003	山の脇（１）	I	五十川字山の脇	200	42	45	5
164	〃	I-8004	山の脇（２）	I	五十川字山の脇	240	31	25	7
165	〃	I-8005	黒滝	I	鈴字黒滝	190	37	35	10
166	〃	I-8006	安土 3	I	五十川字安土	90	41	50	10
167	〃	I-8007	木ノ下	I	山五十川字木ノ下	320	40	25	7
168	〃	I-8008	木野下（１）	I	山五十川字木ノ下	550	45	65	27
169	〃	I-8009	山崎	I	山五十川字山崎	480	37	230	7
170	〃	I-8010	山五十川 7	I	山五十川字碓井	180	45	10	7
171	〃	I-8011	滝野本	I	戸沢字滝野本	310	50	30	20
172	〃	I-8012	滝野本2	I	戸沢字滝野本	235	50	35	13
173	〃	I-8013	滝野本3	I	戸沢字戸沢	200	38	110	9
174	〃	I-8014	関川 1	I	関川字向	50	39	50	2
175	〃	I-8015	平沢	I	小名部字平沢	260	42	70	15
176	〃	I-8016	小名部（２）	I	小名部字小名部	680	37	30	42
177	〃	I-8017	小名部（１）	I	小名部字小名部	440	36	40	33
178	〃	I-8018	浜温海	I	温海	330	43	52	19
179	〃	I-8019	温海	I	温海	400	43	52	17
180	〃	I-8020	釜谷坂（２）	I	温海字釜谷坂	70	36	40	0
181	〃	I-8021	釜谷坂	I	温海字釜谷坂	115	40	50	10
182	〃	I-8022	学校裏	I	湯温海	270	34	170	0
183	〃	I-8023	湯之尻	I	湯温海	300	41	35	14
184	〃	I-8024	湯温海	I	湯温海	780	51	20	110
185	〃	I-8025	岳の腰	I	湯温海字岳の腰	170	32	35	11
186	〃	I-8026	岳の腰	I	湯温海	115	36	20	9
187	〃	I-8027	紅葉ヶ岡（１）	I	湯温海字紅葉ヶ岡	80	45	20	5
188	〃	I-8028	紅葉ヶ岡（２）	I	湯温海字紅葉ヶ岡	100	35	30	11
189	〃	I-8029	鍋倉 2	I	鼠ヶ関字鍋倉	230	33	100	12
190	〃	I-8030	紅葉ヶ岡	I	湯温海字紅葉ヶ岡	470	42	60	6
191	〃	I-8031	湯見ヶ代	I	湯温海	220	45	20	10
192	〃	I-8032	一霞	I	一霞字宮の前	60	42	20	6
193	〃	I-8033	温海川 1	I	温海川字越沢	60	46	30	1
194	〃	I-8034	大岩川（３）	I	大岩川字白岩	128	42	19	6
195	〃	I-8035	大岩川	I	大岩川	350	34	40	46

No.	地域名	県表示 番号	箇所名	斜面 分類	所在地	延長 (m)	勾配 (°)	高さ (m)	人家 戸数
196	温 海	I -8036	大岩川 (2)	I	大岩川字宮名	375	45	70	14
197	〃	I -8037	木揚場	I	大岩川字木揚場	250	37	150	9
198	〃	I -8038	大岩川 (4)	I	大岩川字沢山	40	33	20	1
199	〃	I -8039	浜中 (1)	I	大岩川字沢山	80	36	40	0
200	〃	I -8040	浜中 (2)	I	大岩川	220	46	50	6
201	〃	I -8041	槇代 (2)	I	槇代	140	39	30	0
202	〃	I -8042	槇代	I	槇代	350	41	110	19
203	〃	I -8043	小国	I	小国字小国	230	36	70	26
204	〃	I -8044	横路 (2)	I	鼠ヶ関字横路	70	32	20	0
205	〃	I -8045	横路	I	鼠ヶ関字横路	490	30	35	33
206	〃	I -8046	谷地田	I	小国字谷地田	200	40	65	30
207	〃	I -8047	木野俣	I	木野俣	140	40	30	6
208	〃	I -8048	小岩川 (1)	I	小岩川字宮田	190	30	70	12
209	〃	I -8049	小岩川 (2)	I	小岩川字出口	400	33	50	25
210	〃	I -8050	小岩川 (3)	I	小岩川字出口	100	35	30	7
211	〃	I -8051	小岩川 (4)	I	小岩川字出口	206	40	35	18
212	〃	I -8052	前沢	I	早田字前沢	180	34	80	8
213	〃	I -8053	上の山	I	早田字上の山	300	35	20	30
214	〃	II -8054	山五十川 4	II	山五十川字沢の内	90	51	20	2
215	〃	II -8001	浜千鳥	II	五十川字浜千鳥	180	52	85	4
216	〃	II -8002	川内袋	II	五十川字川内袋	50	45	20	1
217	〃	II -8003	五十川 1	II	五十川字山の脇	80	33	140	4
218	〃	II -8004	五十川 3	II	五十川字山の脇	130	32	200	4
219	〃	II -8005	五十川 5	II	五十川字安土	190	45	50	3
220	〃	II -8006	安土 2	II	五十川字安土	120	38	90	2
221	〃	II -8007	田川 3	II	五十川字鳥越	50	33	140	1
222	〃	II -8008	山五十川 3	II	山五十川字山之下	40	38	30	1
223	〃	II -8010	小菅野代	II	小菅野代	50	39	10	1
224	〃	II -8011	家野前	II	戸沢字家の前	110	36	30	4
225	〃	II -8012	滝野本 3	II	戸沢字滝野本	200	34	100	4
226	〃	II -8013	米子 1	II	温海字米子	50	41	40	4
227	〃	II -8014	米子 2	II	温海字米子	60	33	30	4
228	〃	II -8015	槇代 1	II	槇代字山の下	50	45	20	4
229	〃	II -8016	内沢	II	槇代字内沢	180	41	65	3
230	〃	II -8017	槇代 3	II	槇代字長沢	80	35	90	1
231	〃	II -8018	峠ノ山	II	小国字峠ノ山	100	30	40	3
232	〃	II -8019	神馬沢	II	小国字川向	100	45	50	3
233	〃	II -8020	木野俣 1	II	木野俣	50	36	30	1
234	〃	II -8021	越沢 1	II	越沢	50	45	20	2
235	〃	II -8022	越沢 2	II	越沢	30	33	40	1
236	〃	II -8023	菅野代 2	II	菅野代字早稲田	180	32	40	4

No.	地域名	県表示 番号	箇所名	斜面 分類	所在地	延長 (m)	勾配 (°)	高さ (m)	人家 戸数
233	温 海	Ⅱ-8020	木野俣 1	Ⅱ	木野俣	50	36	30	1
234	〃	Ⅱ-8021	越沢 1	Ⅱ	越沢	50	45	20	2
235	〃	Ⅱ-8022	越沢 2	Ⅱ	越沢	30	33	40	1
236	〃	Ⅱ-8023	菅野代 2	Ⅱ	菅野代字早稲田	180	32	40	4
237	〃	Ⅱ-8024	暮坪	Ⅱ	温海字暮坪	100	30	50	4
238	〃	Ⅱ-8025	温海 (3)	Ⅱ	温海字鳥山	50	33	40	3
239	〃	Ⅱ-8026	温海 (2)	Ⅱ	温海字温海	90	41	40	2
240	〃	Ⅱ-8027	小国 (2)	Ⅱ	小国	160	39	130	3
241	〃	Ⅱ-8028	小国 (3)	Ⅱ	小国	160	39	130	4
242	〃	Ⅱ-8029	関川 (2)	Ⅱ	関川字向	100	37	30	4

急傾斜地崩壊危険箇所内の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別区域一覧表

No.	地域	管理番号	地区名	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
					告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日
1	鶴岡	1-7122	加茂	金沢北	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
2	〃	1-7123	加茂	金沢南	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
3	〃	1-7124-1	加茂	弁慶沢-1	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
4	〃	1-7124-2	加茂	弁慶沢-2	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
5	〃	1-7124-3	加茂	弁慶沢-3	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
6	〃	1-7125	加茂	新町加茂	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
7	〃	1-7126-1	加茂	岩倉-1	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
8	〃	1-7126-2	加茂	岩倉-2	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
9	〃	1-7129-1	加茂	新屋敷-1	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
10	〃	1-7129-2	加茂	新屋敷-2	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
11	〃	1-7129-3	加茂	新屋敷-3	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
12	〃	1-7130-1	加茂	岡町-1	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
13	〃	1-7130-2	加茂	岡町-2	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
14	〃	1-7130-3	加茂	岡町-3	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
15	〃	1-7131	加茂	加茂	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
16	〃	1-7132-1	加茂	今泉-1	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
17	〃	1-7132-2	加茂	今泉-2	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
18	〃	1-7133	加茂	今泉南	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
19	〃	1-7143	小堅	小波渡	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
20	〃	1-7144	小堅	平畑2	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
21	〃	1-7145-1	小堅	平畑1-1	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
22	〃	1-7145-2	小堅	平畑1-2	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
23	〃	1-7146-1	小堅	渕の上-1	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
24	〃	1-7146-2	小堅	渕の上-2	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
25	〃	1-7147-1	小堅	堅苔沢1-1	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
26	〃	1-7147-2	小堅	堅苔沢1-2	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
27	〃	1-7148	小堅	堅苔沢2	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
28	〃	1-7149	小堅	宮田	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
29	〃	1-7150	小堅	宮田2	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
30	〃	1-H7101-1	小堅	渕の上2-1	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
31	〃	1-H7101-2	小堅	渕の上2-2	県告455号	H20. 5. 2	県告462号	H20. 5. 2
32	〃	1-7156	上郷	熊船2	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
33	〃	1-7157-1	上郷	竹野浦-1	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
34	〃	1-7157-2	上郷	竹野浦-2	県告321号	H29. 4. 14	県告322号	H29. 4. 14
35	〃	1-7159	上郷	京田前	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
36	〃	2-7124	上郷	火打崎3	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
37	〃	2-7126-1	上郷	水上沢-1	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
38	〃	2-7126-2	上郷	水上沢-2	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
39	〃	2-7136-1	上郷	京田前2-1	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
40	〃	2-7136-2	上郷	京田前2-2	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8

No.	地域	管理番号	地区名	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
					告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日
41	鶴岡	1-H7102	上郷	水上沢2	県告815号	H21.9.8	県告823号	H21.9.8
42	〃	2-H7101	上郷	水上沢3	県告815号	H21.9.8	県告823号	H21.9.8
43	〃	2-H7102	上郷	熊船1	県告815号	H21.9.8	県告823号	H21.9.8
44	〃	1-H7103	上郷	神社口	県告815号	H21.9.8	県告823号	H21.9.8
45	〃	2-H7103	上郷	村里	県告815号	H21.9.8	県告823号	H21.9.8
46	〃	2-71H023	上郷	山口	県告202号	H25.3.15	県告203号	H25.3.15
47	〃	1-H7104-1	上郷	鷺嶽沢-1	県告815号	H21.9.8	県告823号	H21.9.8
48	〃	1-H7104-2	上郷	鷺嶽沢-2	県告815号	H21.9.8	県告823号	H21.9.8
49	〃	1-H7105	上郷	斎藤	県告815号	H21.9.8	県告823号	H21.9.8
50	〃	2-71H035	上郷	金山1	県告202号	H25.3.15	県告203号	H25.3.15
51	〃	2-71H036	上郷	金山2	県告202号	H25.3.15	県告203号	H25.3.15
52	〃	1-7136-1	由良	由良4-1	県告815号	H21.9.8	県告823号	H21.9.8
53	〃	1-7136-2	由良	由良4-2	県告815号	H21.9.8	県告823号	H21.9.8
54	〃	1-7136-3	由良	由良4-3	県告815号	H21.9.8	県告823号	H21.9.8
55	〃	1-7137-1	由良	灯台下-1	県告815号	H21.9.8	県告823号	H21.9.8
56	〃	1-7137-2	由良	灯台下-2	県告815号	H21.9.8	県告823号	H21.9.8
57	〃	1-7138	由良	由良	県告815号	H21.9.8	県告823号	H21.9.8
58	〃	2-7118	由良	由良2	県告815号	H21.9.8	県告823号	H21.9.8
59	〃	1-H7106	由良	由良3	県告815号	H21.9.8	県告823号	H21.9.8
60	〃	1-H7107	由良	由良8	県告815号	H21.9.8	県告823号	H21.9.8
61	〃	1-H7108	由良	由良7	県告815号	H21.9.8	県告823号	H21.9.8
62	〃	2-H7104	由良	由良9	県告815号	H21.9.8	県告823号	H21.9.8
63	〃	2-H7105	由良	由良6	県告815号	H21.9.8	県告823号	H21.9.8
64	〃	2-H7106	由良	由良5	県告815号	H21.9.8	県告823号	H21.9.8
65	〃	1-7117	湯野浜	笹立	県告202号	H25.3.15	県告203号	H25.3.15
66	〃	2-71H027	湯野浜	笹立北	県告202号	H25.3.15	-	-
67	〃	1-7118-01	湯野浜	湯野浜-1	県告202号	H25.3.15	県告203号	H25.3.15
68	〃	1-7118-02	湯野浜	湯野浜-2	県告202号	H25.3.15	県告203号	H25.3.15
69	〃	2-71H041	湯野浜	湯野浜2	県告202号	H25.3.15	県告203号	H25.3.15
70	〃	2-71H042	湯野浜	湯野浜3	県告202号	H25.3.15	県告203号	H25.3.15
71	〃	1-7119	湯野浜	大石沢	県告202号	H25.3.15	県告203号	H25.3.15
72	〃	2-71H028	湯野浜	大石沢西	県告202号	H25.3.15	県告203号	H25.3.15
73	〃	1-7120	湯野浜	宮沢中	県告202号	H25.3.15	県告203号	H25.3.15
74	〃	1-7121	湯野浜	宮沢	県告202号	H25.3.15	県告203号	H25.3.15
75	〃	1-7162	上郷	嶽ノ下	県告202号	H25.3.15	-	-
76	〃	1-7163	上郷	大谷	県告202号	H25.3.15	県告203号	H25.3.15
77	〃	1-7164	上郷	水京2	県告661号	H22.7.30	県告663号	H22.7.30
78	〃	2-7129-1	上郷	木ノ下-1	県告661号	H22.7.30	県告663号	H22.7.30
79	〃	2-7129-2	上郷	木ノ下-2	県告661号	H22.7.30	県告663号	H22.7.30
80	〃	2-7130	上郷	沢田2	県告661号	H22.7.30	県告663号	H22.7.30

No.	地域	管理番号	地区名	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
					告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日
81	鶴岡	1-71H009	上郷	木の下3	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
82	〃	1-71H010-1	上郷	楯ノ下1-1	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
83	〃	1-71H010-2	上郷	楯ノ下1-2	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
84	〃	1-71H010-3	上郷	楯ノ下1-3	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
85	〃	1-71H011	上郷	寺前1	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
86	〃	1-71H012-1	上郷	寺山	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
87	〃	1-71H012-2	上郷	四日市	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
88	〃	2-71H009-1	上郷	木の下1-1	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
89	〃	2-71H009-2	上郷	木の下1-2	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
90	〃	2-71H010	上郷	木の下2	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
91	〃	2-71H011	上郷	楯ノ下2	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
92	〃	2-71H012	上郷	楯ノ下3	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
93	〃	2-71H013	上郷	楯ノ下4	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
94	〃	2-71H014	上郷	楯ノ下5	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
95	〃	2-71H015	上郷	沢田1	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
96	〃	2-71H016	上郷	沢田3	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
97	〃	2-71H017	上郷	浄化センター裏	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
98	〃	2-71H018	上郷	沢田	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
99	〃	2-71H019-1	上郷	寺前2	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
100	〃	2-71H019-2	上郷	寺前3	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
101	〃	2-71H020	上郷	熊野前	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
102	〃	2-71H021	上郷	水京3	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
103	〃	2-71H022	上郷	楯ノ下6	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
104	〃	1-7134	加茂	油沢2	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
105	〃	1-7135	加茂	油沢	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
106	〃	2-7116	加茂	油沢3	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
107	〃	2-7117	加茂	旧分校下	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
108	〃	2-H7107	加茂	中田	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
109	〃	1-7110	田川	宮の前	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
110	〃	2-71H034	田川	宮の前4	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
111	〃	2-71H040	田川	宮の前5	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
112	〃	1-7111	田川	宮の前3	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
113	〃	1-7112	田川	八幡	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
114	〃	1-7113-01	田川	蓮花寺-1	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
115	〃	1-7113-02	田川	蓮花寺-2	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
116	〃	2-71H033	田川	蓮花寺2	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
117	〃	1-7127	田川	宮の前2	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
118	〃	2-7103	田川	八幡2	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
119	〃	2-7104-1	田川	町沢田-1	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
120	〃	2-7104-2	田川	町沢田-2	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5

No.	地域	管理番号	地区名	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
					告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日
121	鶴岡	2-7109-1	田川	山田-1	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
122	〃	2-7109-2	田川	山田-2	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
123	〃	2-7109-3	田川	山田-3	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
124	〃	2-71H049	田川	白山前1	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
125	〃	2-71H050	田川	白山前2	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
126	〃	2-71H051	田川	白山前3	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
127	〃	2-71H052	田川	白山前4	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
128	〃	1-7106	湯田川	万年入	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
129	〃	1-7108	湯田川	湯元	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
130	〃	1-7109	湯田川	瀬戸ノ沢	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
131	〃	2-7101	湯田川	万年入2	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
132	〃	2-7102	湯田川	万年入3	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
133	〃	1-71H017	湯田川	藤沢西側	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
134	〃	1-71H018	湯田川	万年入4	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
135	〃	1-71H019-1	湯田川	万年入5-1	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
136	〃	1-71H019-2	湯田川	万年入5-2	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
137	〃	2-71H043	湯田川	湯元3	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
138	〃	2-71H044	湯田川	瀬戸ノ沢2	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
139	〃	2-71H053	湯田川	万年入6	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
140	〃	2-71H054	湯田川	瀬戸ノ沢3	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
141	〃	1-7101	黄金	切り通し	県告260号	H18. 3. 28	県告261号	H18. 3. 28
142	〃	1-7102	黄金	鉱泉	県告260号	H18. 3. 28	県告261号	H18. 3. 28
143	〃	1-7103-1	黄金	仏供沢-1	県告260号	H18. 3. 28	県告261号	H18. 3. 28
144	〃	1-7103-2	黄金	仏供沢-2	県告260号	H18. 3. 28	県告261号	H18. 3. 28
145	〃	1-71H016	黄金	黄金	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
146	〃	2-71H075	黄金	高坂1	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
147	〃	2-71H076-1	黄金	高坂2-1	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
148	〃	2-71H076-2	黄金	高坂2-2	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
149	〃	2-71H076-3	黄金	高坂2-3	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
150	〃	2-71H076-4	黄金	高坂2-4	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
151	〃	1-7152-1	大山	神明前1-1	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
152	〃	1-7152-2	大山	神明前1-2	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
153	〃	1-7153-1	大山	神明前2-1	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
154	〃	1-7153-2	大山	神明前2-2	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
155	〃	1-7154	大山	村上沢1	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
156	〃	1-7155	大山	村上沢2	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
157	〃	2-7123	大山	火打崎1	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
158	〃	2-H7108-1	大山	火打崎2-1	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
159	〃	2-H7108-2	大山	火打崎2-2	県告815号	H21. 9. 8	県告823号	H21. 9. 8
160	〃	1-7140	三瀬	横町2	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15

No.	地域	管理番号	地区名	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
					告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日
161	鶴岡	2-71H029	三瀬	横町4	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
162	〃	1-7141	三瀬	仁三郎	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
163	〃	1-7142	三瀬	横町	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
164	〃	2-71H030	三瀬	横町5	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
165	〃	2-71H031	三瀬	横町6	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
166	〃	1-71H014	三瀬	横町3	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
167	〃	1-71H015	三瀬	猪畑	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
168	〃	2-7114	黄金	宮下	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
169	〃	2-71H032	黄金	宮下1	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
170	〃	2-7115	黄金	谷定	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
171	〃	2-7111-1	田川	橋下2-1	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
172	〃	2-7111-2	田川	橋下2-2	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
173	〃	2-7139-1	田川	関根-1	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
174	〃	2-7139-2	田川	関根-2	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
175	〃	2-71H055	田川	堂野入	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
176	〃	2-7113	黄金	水上	県告260号	H18. 3. 28	県告261号	H18. 3. 28
177	〃	1-7104	湯田川	荒沢	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
178	〃	2-7140	湯田川	荒沢2	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
179	〃	2-7141	湯田川	西側	県告260号	H18. 3. 28	県告261号	H18. 3. 28
180	〃	1-7116-1	大泉	上清水-1	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
181	〃	1-7116-2	大泉	上清水-2	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
182	〃	1-7116-3	大泉	上清水-3	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
183	〃	2-71H056	大泉	上清水2	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
184	〃	2-71H057-1	大泉	上清水3-1	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
185	〃	2-71H057-2	大泉	上清水3-2	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
186	〃	2-71H058	大泉	上清水4	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
187	〃	2-71H059	大泉	上清水5	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
188	〃	2-71H060	大泉	上清水6	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
189	〃	2-71H038	田川	坂野下1	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
190	〃	2-71H039	田川	坂野下2	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
191	〃	1-7114-1	田川	少連寺-1	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
192	〃	1-7114-2	田川	少連寺-2	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
193	〃	2-7105	田川	大沢1	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
194	〃	2-7106	田川	大沢2	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
195	〃	2-7107-1	田川	大沢3-1	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
196	〃	2-7107-2	田川	大沢3-2	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
197	〃	2-7108-1	田川	大沢4-1	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
198	〃	2-7108-2	田川	大沢4-2	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
199	〃	1-7105	大泉	桃木沢2	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
200	〃	1-7107-1	大泉	大沢田-1	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18

No.	地域	管理番号	地区名	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
					告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日
201	鶴岡	1-7107-2	大泉	大沢田-2	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
202	〃	1-7165	大泉	桃木沢1	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
203	〃	1-7166	大泉	内田元1	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
204	〃	2-7135	上郷	草見	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
205	〃	2-71H061	上郷	妻ノ神	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
206	〃	2-71H062	上郷	瓜沢	県告1007号	H26. 12. 5	-	-
207	〃	2-71H063	上郷	石川原	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
208	〃	1-7161-1	上郷	堰口1-1	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
209	〃	1-7161-2	上郷	堰口1-2	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
210	〃	2-7128-1	上郷	堰口2-1	県告1007号	H26. 12. 5	-	-
211	〃	2-7128-2	上郷	堰口2-2	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
212	〃	2-7128-3	上郷	堰口2-3	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
213	〃	2-7142	上郷	矢引2	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
214	〃	2-71H064	上郷	矢引1	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
215	〃	2-71H065	上郷	矢引3	県告1007号	H26. 12. 5		
216	〃	2-71H066	上郷	堰口1-3	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
217	〃	2-71H067	上郷	堰口1-4	県告192号	H28. 2. 26	県告1008号	H26. 12. 5
218	〃	1-7115-1	田川	小松沢-1	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
219	〃	1-7115-2	田川	小松沢-2	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
220	〃	1-7115-3	田川	小松沢-3	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
221	〃	2-7132	大泉	森片3	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
222	〃	2-7133	大泉	森片2	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
223	〃	2-7134	大泉	森片1	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
224	〃	1-7160-1	上郷	清水端-2	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
225	〃	1-7160-2	上郷	清水端-1	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
226	〃	1-7160-3	上郷	清水端-3	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
227	〃	2-7127-1	上郷	宮ノ本3	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
228	〃	2-7127-2	上郷	宮ノ本4	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
229	〃	2-71H069	上郷	宮ノ本1	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
230	〃	2-71H070	上郷	宮ノ本2	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
231	〃	2-7119	西郷	下川1	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
232	〃	1-7151	西郷	マル山	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
233	〃	2-71H045	西郷	善宝寺裏	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
234	〃	2-71H071	西郷	善宝寺1	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
235	〃	2-71H072	西郷	善宝寺2	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
236	〃	1-7128-1	上郷	荒沢前1-1	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
237	〃	1-7128-2	上郷	荒沢前1-2	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
238	〃	2-7137	上郷	荒沢前2	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
239	〃	2-71H073	上郷	荒沢前3	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
240	〃	2-71H074	上郷	荒沢前4	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5

No.	地域	管理番号	地区名	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
					告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日
241	鶴岡	2-7120	大山	大山1	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
242	〃	2-7121	大山	大山2	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
243	〃	2-7122	大山	城山2	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
244	〃	2-71H046	大山	城山1	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
245	〃	2-71H047	大山	城山3	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
246	〃	2-7131-1	大泉	内田元2-1	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
247	〃	2-7131-2	大泉	内田元2-2	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
248	〃	2-71H025	大泉	下清水1	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
249	〃	2-71H037	大泉	下清水2	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
250	〃	2-7112-1	田川	家際-1	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
251	〃	2-7112-2	田川	家際-2	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
252	〃	2-71H048	田川	家際2	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
253	〃	2-7138	大山	二才山	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
254	〃	2-71H024	大泉	井岡	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
255	藤島	2-74H001-1	添川	渡戸沢-1	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
256	〃	2-74H001-2	添川	渡戸沢-2	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
257	羽黒	1-7601-1	中川代	中川代-1	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
258	〃	1-7601-2	中川代	中川代-2	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
259	〃	2-76H002	手向	手向上	県告599号	H27. 6. 30	県告600号	H27. 6. 30
260	〃	2-7601	今野	今野	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
261	〃	2-76H001	今野	今野1	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
262	〃	1-7602	上川代	上川代	県告947号	H25. 10. 18	県告954号	H25. 10. 18
263	櫛引	2-77H001	板井川	村西	県告599号	H27. 6. 30	県告600号	H27. 6. 30
264	〃	2-7701	松根	上松根	県告661号	H22. 7. 30	県告663号	H22. 7. 30
265	朝日	1-7917	繁岡	高岡	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
266	〃	1-7918	繁岡	繁岡	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
267	〃	1-7923-1	上名川	上野-1	県告947号	H25. 10. 18	-	-
268	〃	1-7923-2	上名川	上野-2	県告947号	H25. 10. 18	-	-
269	〃	2-7918	上名川	堰東	県告947号	H25. 10. 18	-	-
270	〃	2-7919	上名川	上名川西村	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
271	〃	2-79H002	上名川	高道	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
272	〃	1-7905	砂川	前田	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
273	〃	1-7906	砂川	砂川山崎	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
274	〃	2-7907	砂川	前田2	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
275	〃	2-7908	砂川	谷地田	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
276	〃	1-7915	上田沢	下川原	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
277	〃	1-7916	上田沢	東の内	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
278	〃	2-7916	上田沢	下中島	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
279	〃	2-79H004	上田沢	押出	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
280	〃	1-7907	大針中	大針西村	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24

No.	地域	管理番号	地区名	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
					告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日
281	朝日	1-7908-1	大針中	小松沢口-1	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
282	〃	1-7908-2	大針中	大針山崎	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
283	〃	1-7913	下田沢	青竜	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
284	〃	1-7914	下田沢	虻崎	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
285	〃	1-7910	大針神	仲畑	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
286	〃	2-7910-1	大針神	沖の前-2	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
287	〃	2-7910-2	大針神	沖の前-1	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
288	〃	1-7922-1	田麦俣	田麦俣-1	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
289	〃	1-7922-2	田麦俣	田麦俣-2	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
290	〃	2-7920	田麦俣	扇平	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
291	〃	2-7921	田麦俣	清水尻	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
292	〃	2-7922	田麦俣	岩ノ下	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
293	〃	2-79H006	田麦俣	田麦俣4	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
294	〃	2-79H009	田麦俣	田麦俣7	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
295	〃	2-79H012	田麦俣	田麦俣10	県告202号	H25. 3. 15	-	-
296	〃	2-79H028	田麦俣	田麦俣21	県告189号	H27. 3. 6	県告190号	H27. 3. 6
297	〃	1-7921	三栗屋	三栗屋	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
298	〃	2-79H001	三栗屋	三栗屋梵字川	県告947号	H25. 10. 18	-	-
299	〃	1-7920	下名川	下名川	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
300	〃	1-7903-1	上本郷	平沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
301	〃	1-7903-2	上本郷	田ノ沢	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
302	〃	2-7905	上本郷	興屋	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
303	〃	2-7906	上本郷	宮下	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
304	〃	2-79H029	上本郷	興屋 2	県告599号	H27. 6. 30	県告600号	H27. 6. 30
305	〃	1-7902	下本郷	細越	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
306	〃	2-7904-1	下本郷	中里	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
307	〃	2-7904-2	下本郷	見崎	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
308	〃	1-7909	大針中	仲村	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
309	〃	2-79H003	大針中	坂下	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
310	〃	1-7904	行沢	塚之内	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
311	〃	1-7919	寿岡	寿岡	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
312	〃	1-7924	中村	中田	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
313	〃	2-79H019	中村	中田4	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
314	〃	2-79H020	中村	中田5	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
315	〃	2-79H021	中村	中田6	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
316	〃	1-7901	落合	落合 1	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
317	〃	2-79H022	落合	立岩 1	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
318	〃	2-79H024	落合	落合2	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
319	〃	1-7911-1	松沢	松沢-1	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
320	〃	1-7911-2	松沢	松沢-2	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24

No.	地域	管理番号	地区名	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
					告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日
321	朝日	2-7913	倉沢	森ノ腰	県告947号	H25. 10. 18	-	-
322	〃	2-7914	倉沢	上ノ山口	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
323	〃	2-7915	倉沢	中向	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
324	〃	2-7912-1	大平	金剛山	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
325	〃	2-7912-2	大平	上ノ山1	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
326	〃	2-7912-3	大平	上ノ山2	県告202号	H25. 3. 15	県告203号	H25. 3. 15
327	〃	2-7911	大針中	壱番割2	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
328	〃	2-7909	大針下	高沢口	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
329	〃	2-7917	松ヶ崎	松ヶ崎	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
330	〃	2-7903	熊出上	北俣	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
331	〃	1-7912-1	大針中	漆ヶ平-1	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
332	〃	1-7912-2	大針中	漆ヶ平-2	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
333	〃	2-7901-1	熊出上	川端-1	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
334	〃	2-7901-2	熊出上	川端-2	県告84号	H24. 1. 24	県告85号	H24. 1. 24
335	〃	2-79002	熊出上	熊出	県告189号	H27. 3. 6	県告190号	H27. 3. 6
336	〃	2-79H030	熊出上	南俣	県告189号	H27. 3. 6	県告190号	H27. 3. 6
337	温海	1-8022	湯温海	学校裏	県告1083号	H20. 12. 16	県告1089号	H20. 12. 16
338	〃	1-8023	湯温海	湯之尻	県告1083号	H20. 12. 16	県告1089号	H20. 12. 16
339	〃	1-8024-1	湯温海	湯温海-1	県告1083号	H20. 12. 16	-	-
340	〃	1-8024-2	湯温海	湯温海-2	県告1083号	H20. 12. 16	県告1089号	H20. 12. 16
341	〃	1-8024-3	湯温海	湯温海-3	県告1083号	H20. 12. 16	県告1089号	H20. 12. 16
342	〃	1-8025	湯温海	岳の腰	県告1083号	H20. 12. 16	県告1089号	H20. 12. 16
343	〃	1-8030	湯温海	紅葉ヶ岡	県告1083号	H20. 12. 16	県告1089号	H20. 12. 16
344	〃	1-8031	湯温海	湯見ヶ代	県告1083号	H20. 12. 16	県告1089号	H20. 12. 16
345	〃	1-H8001	湯温海	湯之尻2	県告1083号	H20. 12. 16	県告1089号	H20. 12. 16
346	〃	1-8018-1	温海	浜温海-1	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
347	〃	1-8018-2	温海	浜温海-2	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
348	〃	1-8019	温海	温海	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
349	〃	2-8025	温海	温海3	県告439号	H24. 4. 10	県告600号	H27. 6. 30
350	〃	2-8026	温海	温海2	県告439号	H24. 4. 10	県告600号	H27. 6. 30
351	〃	1-8043	小国	小国	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
352	〃	1-8046-1	小国	谷地田-1	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
353	〃	1-8046-2	小国	谷地田-2	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
354	〃	2-8019	小国	神馬沢	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
355	〃	2-8027	小国	小国2	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
356	〃	1-8007	山五十川	木ノ下	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
357	〃	1-8008	山五十川	木野下1	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
358	〃	1-8009	山五十川	山崎	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
359	〃	1-8010	山五十川	山五十川	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
360	〃	2-80H003-1	山五十川	山五十川4-1	県告599号	H27. 6. 30	県告600号	H27. 6. 30

No.	地域	管理番号	地区名	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
					告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日
361	温海	2-80H003-2	山五十川	山五十川4-2	県告599号	H27. 6. 30	県告600号	H27. 6. 30
362	〃	1-8054	山五十川	山五十川2	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
363	〃	2-8008	山五十川	山五十川3	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
364	〃	1-80H003	山五十川	木ノ下2	県告599号	H27. 6. 30	県告600号	H27. 6. 30
365	〃	1-80H004	山五十川	木ノ下3	県告599号	H27. 6. 30	県告600号	H27. 6. 30
366	〃	1-8048-1	小岩川	小岩川1-1	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
367	〃	1-8048-2	小岩川	小岩川1-2	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
368	〃	1-8049	小岩川	小岩川2	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
369	〃	1-8050	小岩川	小岩川3	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
370	〃	1-8051-1	小岩川	小岩川4-1	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
371	〃	1-8051-2	小岩川	小岩川4-2	県告87号	H20. 1. 29	-	-
372	〃	1-80015	小名部	平沢	県告189号	H27. 3. 6	県告190号	H27. 3. 6
373	〃	1-8045-1	鼠ヶ関	横路-1	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
374	〃	1-8045-2	鼠ヶ関	横路-2	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
375	〃	1-8045-3	鼠ヶ関	横路-3	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
376	〃	1-8045-4	鼠ヶ関	横路-4	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
377	〃	1-80016-01	小名部	小名部2	県告189号	H27. 3. 6	県告190号	H27. 3. 6
378	〃	1-8016-2	小名部	小名部2-2	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
379	〃	1-80017	小名部	小名部1	県告189号	H27. 3. 6	県告190号	H27. 3. 6
380	〃	1-8052	早田	前沢	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
381	〃	1-8053	早田	上の山	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
382	〃	1-8034	宮名	大岩川3	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
383	〃	1-8035-1	宮名	大岩川-1	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
384	〃	1-8035-2	宮名	大岩川-2	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
385	〃	1-8035-3	宮名	大岩川-3	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
386	〃	1-8036-1	宮名	大岩川2-1	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
387	〃	1-8036-2	宮名	大岩川2-2	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
388	〃	1-8037	宮名	木揚場	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
389	〃	1-8047	木野俣	木野俣	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
390	〃	2-8020	木野俣	木野俣1	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
391	〃	1-8038-1	浜中	神社山-1	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
392	〃	1-8038-2	浜中	神社山-2	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
393	〃	1-8039	浜中	浜中1	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
394	〃	1-8040	浜中	浜中2	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
395	〃	2-8013	暮坪	米子1	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
396	〃	2-8014	暮坪	米子2	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
397	〃	2-8024	暮坪	暮坪	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
398	〃	1-8032	一霞	古峰山	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
399	〃	2-8021	越沢	越沢1	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
400	〃	2-8022	越沢	越沢2	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29

No.	地域	管理番号	地区名	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
					告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日
401	温海	2-80H002-1	越沢	越沢3-1	県告599号	H27. 6. 30	県告600号	H27. 6. 30
402	〃	2-80H002-2	越沢	越沢3-2	県告599号	H27. 6. 30	県告600号	H27. 6. 30
403	〃	1-8011	戸沢	滝野本	県告87号	H20. 1. 29	県告91号	H20. 1. 29
404	〃	1-8012	戸沢	滝野本2	県告1083号	H20. 12. 16	県告1089号	H20. 12. 16
405	〃	1-8013	戸沢	滝野本4	県告1083号	H20. 12. 16	県告1089号	H20. 12. 16
406	〃	2-8011	戸沢	家野前	県告1083号	H20. 12. 16	県告1089号	H20. 12. 16
407	〃	2-8012	戸沢	滝野本3	県告1083号	H20. 12. 16	県告1089号	H20. 12. 16
408	〃	1-8027	湯之里	紅葉岡1	県告1083号	H20. 12. 16	県告1089号	H20. 12. 16
409	〃	1-8028-1	湯之里	紅葉岡2-1	県告1083号	H20. 12. 16	県告1089号	H20. 12. 16
410	〃	1-8028-2	湯之里	紅葉岡2-2	県告1083号	H20. 12. 16	県告1089号	H20. 12. 16
411	〃	1-8014	関川	関川1	県告353号	H19. 4. 3	県告361号	H19. 4. 3
412	〃	2-8029	関川	関川2	県告353号	H19. 4. 3	県告361号	H19. 4. 3
413	〃	1-8020	釜谷坂	釜谷坂2	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
414	〃	1-8021	釜谷坂	釜谷坂	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
415	〃	1-8005	鈴	黒滝	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
416	〃	1-8001-1	五十川	鷹ヶ坂-1	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
417	〃	1-8001-2	五十川	鷹ヶ坂-2	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
418	〃	1-8001-3	五十川	鷹ヶ坂-3	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
419	〃	1-8001-4	五十川	鷹ヶ坂-4	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
420	〃	1-8002	五十川	五十川	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
421	〃	1-8003	五十川	山の脇1	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
422	〃	1-8004	五十川	山の脇2	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
423	〃	2-8001	五十川	浜千鳥	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
424	〃	2-8023-1	菅野代	菅野代2-1	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
425	〃	2-8023-2	菅野代	菅野代2-2	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
426	〃	2-8023-3	菅野代	菅野代2-3	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
427	〃	1-8042	槇代	倉ノ上	県告189号	H27. 3. 6	県告190号	H27. 3. 6
428	〃	2-8015	槇代	椿沢	県告189号	H27. 3. 6	県告190号	H27. 3. 6
429	〃	2-8016	槇代	内沢	県告189号	H27. 3. 6	県告190号	H27. 3. 6
430	〃	2-8017	槇代	横路	県告189号	H27. 3. 6	県告190号	H27. 3. 6
431	〃	1-8006	安土	安土3	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
432	〃	2-8006-1	安土	安土2-1	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
433	〃	2-8006-2	安土	安土2-2	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
434	〃	1-8041	槇代	槇代2	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
435	〃	1-8029	鍋倉	鍋倉2	県告353号	H19. 4. 3	県告361号	H19. 4. 3
436	〃	1-8033	温海川	三十刈山	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5
437	〃	2-8002	五十川	鷹ヶ坂2	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
438	〃	1-8044	鼠ヶ関	横路2	県告1083号	H20. 12. 16	県告1089号	H20. 12. 16
439	〃	2-H8001	鼠ヶ関	越深	県告1083号	H20. 12. 16	県告1089号	H20. 12. 16
440	〃	2-8010	小菅野代	小菅野代	県告189号	H27. 3. 6	県告190号	H27. 3. 6

No.	地域	管理番号	地区名	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
					告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日
441	温海	2-8005	田川	五十川5	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
442	〃	2-8007-1	田川	田川3-1	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
443	〃	2-8007-2	田川	田川3-2	県告439号	H24. 4. 10	県告440号	H24. 4. 10
444	〃	2-8018	峠ノ山	峠ノ山	県告1007号	H26. 12. 5	県告1008号	H26. 12. 5

9 山地災害危険地区

①山腹崩壊危険地区

ア 林野庁所管

No.	地域	大字	地区名	保安林等	直接保全対象			危険度 ランク	備考
					人家 戸数	公共施設			
						施設数	道路		
1	朝日	田麦俣	綻沢	国有林	0	0	県	C	
2	〃	田麦俣	田麦沢	国有林	0	0	県	B	
3	〃	田麦俣	湯殿山 1	国有林	8	0	県	B	
4	〃	田麦俣	湯殿山 2	国有林	0	0	県	C	
5	〃	大鳥	西大鳥	国有林	0	0	林	B	
6	〃	大鳥	西大鳥ダム	国有林	0	0	林	B	
7	〃	大鳥	枳形	国有林	0	0	林	B	
8	〃	大鳥	大泉	国有林	0	0	林	B	
9	〃	大鳥	朝日	国有林	0	0	林	B	
10	〃	倉沢	倉沢	国有林	0	0	林	B	
11	〃	大鳥外	鱒淵	国有林	0	0	林	B	
12	〃	田麦俣	田麦川	国有林	0	0	林	C	
13	温海	温海川	温海川	国有林	0	0	県	C	

イ 山形県所管

No.	地域	大字	管理番号	保安林等	直接保全対象			危険度 ランク	治山事業 進捗状況	備考
					人家 戸数	公共施設				
						施設数	道路			
1	鶴岡	宮沢	1	魚つき	15	1	県	A	概成	
2	〃	加茂	4	風致	25	0	県	B	一部概成	
3	〃	加茂	5	無	3	0	県	C	無	
4	〃	今泉	6	魚つき	13	1		A	概成	
5	〃	菱津	7	無	17	0	市	B	無	
6	〃	西目	10	無	14	1	市	B	無	
7	〃	由良	12	土崩	12	0		A	一部概成	
8	〃	三瀬	13	無	11	4		A	概成	
9		三瀬	14	無	1	3		A	無	
10	〃	三瀬	15	無	1	0	市	B	無	
11	〃	堅苔沢	16	土流	16	0	国	B	概成	
12	〃	堅苔沢	17	無	0	1	市	A	無	
13	〃	矢引	21	無	22	0	県	B	概成	
14	〃	中山	24	無	9	0		A	無	
15	〃	水沢	26	無	11	1	市	A	概成	
16	〃	水沢	27	無	39	1	県	B	概成	
17	〃	中清水	29	土崩	11	0	市	A	概成	
18	〃	水沢	30	無	7	0		B	概成	
19	〃	田川	31	土流	8	1	市	A	一部概成	
20	〃	湯田川	35	無	20	0	市	B	概成	
21	〃	湯田川	36	無	16	0	市	B	概成	
22	〃	湯田川	37	無	7	0	市	C	無	
23	〃	高坂	39	無	12	0		B	無	
24	〃	今泉	40	土崩	10	1	県	A	一部概成	
25	〃	菱津	41	無	12	0	県	B	概成	
26	〃	宮沢	42	落石	0	0	国	B	一部概成	
27	羽黒	羽黒町荒川	44	無	12	1		A	無	
28	朝日	大針	49	土流	15	0	県	A	一部概成	
29	〃	大針	50	無	5	0	県	A	概成	

No.	地域	大字	管理番号	保安林等	直接保全対象			危険度 ランク	治山事業 進捗状況	備考
					人家 戸数	公共施設				
						施設数	道路			
30	〃	大針	53	無	10	0	県	A	無	
31	〃	大針	56	無	10	0	県	A	無	
32	〃	上名川	64	無	10	0		A	無	
33	〃	上名川	65	落石	2	1	国	A	概成	
34	温海	五十川	66	無	8	1		A	未成	
35	〃	山五十川	68	無	18	0	県	B	概成	
36	〃	菅野代	74	無	6	1		A	無	
37	〃	菅野代	75	土流	6	0	県	C	概成	
38	〃	一霞	81	土流	22	1	県	A	無	
39	〃	槇代	84	土崩	8	0		A	概成	
40	〃	槇代	85	土流	20	1		A	一部概成	
41	〃	小国	86	土崩	29	2		A	一部概成	
42	〃	小国	87	土崩	33	0		A	一部概成	
43	〃	木野俣	88	無	13	0		A	無	
44	〃	鼠ヶ関	91	土流	31	1		A	一部概成	
45	〃	小名部	93	無	32	1		A	概成	
46	〃	関川	96	無	8	0		C	概成	
47	〃	関川	97	無	9	0		B	無	
48	〃	山五十川	98	土崩	10	0	市	B	概成	
49	〃	大岩川	99	土崩	34	2	国	A	概成	
50	〃	小国	100	土流	11	0	林	A	概成	
51	〃	温海	103	土流	0	1	市	A	一部概成	
52	〃	湯温海	104	無	30	2	市	B	一部概成	
53	〃	湯温海	105	無	30	1	県	A	一部概成	
54	〃	湯温海	106	無	20	0	県	A	一部概成	
55	〃	五十川	108	土流	5	0	市	C	一部概成	
56	〃	板井川	109	土流	0	0	高	C	一部概成	

10 雪崩危険箇所〔県農林水産部調査〕

No.	地域	箇所名	所在地	危険斜面 面積 (㎡)	平均斜度 (度)	既往最大 積雪深 (cm)	人家 戸数
1	鶴岡	向山	砂谷字向山	64,000	30	253	
2	〃	沢道	砂谷字落合	19,000	40	253	
3	〃	町沢田	田川字町沢田	13,000	40	253	3
4	朝日	土倉	大網字土倉	40,000	40	410	
5	〃	鶴の里 (1)	田麦俣字鶴の里	4,000	50	410	
6	〃	尾浦平	大針字尾浦平	15,000	50	275	
7	〃	藍平 (1)	下田沢字藍平	14,000	35	275	
8	〃	蕨野	上田沢字蕨野	72,000	40	275	
9	〃	鱒渕 (1)	荒沢字鱒渕	28,000	45	275	
10	〃	岩屋平 (1)	荒沢字岩屋平	28,000	40	275	
11	〃	笹根山 (2)	荒沢字笹根山	5,000	40	360	
12	〃	勝岡 (1)	大鳥字勝岡	14,000	35	360	
13	〃	高岡	大鳥字高岡	11,000	40	360	
14	〃	誉谷 (1)	大鳥字誉谷	10,000	35	360	
15	〃	寿岡	大鳥字寿岡	60,000	35	360	
16	〃	松ヶ崎	大鳥字松ヶ崎	18,000	45	360	
17	〃	鱒渕 (2)	荒沢字鱒渕	1,000	35	275	
18	〃	和田ノ上	松沢字和田ノ上	2,000	40	275	
19	〃	下仲山	大針字下仲山	1,000	40	275	2
20	〃	南沢	熊出字南沢	36,000	45	275	
21	〃	東山	上名川字東山	18,000	45	410	
22	〃	藍平 (2)	下田沢字藍平	9,000	35	275	
23	〃	勝岡 (2)	大鳥字勝岡	33,000	40	360	
24	温海	山ノ下	山五十川字山ノ下	188,000	30	100	
25	〃	山崎	山五十川字山崎	1,000	30	150	4
26	〃	木の下	山五十川字木の下	1,000	30	150	4
27	〃	滝野本	戸沢字滝野本	1,000	24	200	3
28	〃	獄之腰	湯温海字獄之腰	5,000	30	150	
29	〃	大道	関川字大道	3,000	45	200	
30	温海	桂谷	小名部字桂谷	17,000	40	200	
31	〃	宮ノ下	菅野代字宮ノ下	64,000	40	200	
32	〃	宮ノ台	一霞字宮ノ台	20,000	40	210	
33	〃	木野俣	木野俣字木野俣	4,000	45	200	
34	〃	神子谷	戸沢字神子谷	8,000	40	200	
35	〃	上川内	戸沢字上川内	20,000	40	200	
36	〃	川前 (2)	小国字川前	46,000	45	200	
37	〃	川前 (3)	小国字川前	22,000	45	200	
38	〃	川前 (4)	小国字川前	21,000	40	200	

11 農業用ため池

〔市及び住民自治組織、生産組合管理の農業用ため池〕

No.	地域	所在地	ため池名称	ため池諸元				管理者
				堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m ³)	受益 (ha)	
1	鶴岡	谷定	天池	3.5	23.5	5.0	3	谷定住民会
2	〃	谷定	弥治郎池	5.0	30.0	10.5	30	谷定住民会
3	〃	三瀬	寺山用水池	4.0	20.0	1.8	2	個人
4	〃	三瀬	越戸用水池	2.5	30.0	7.0	1	個人
5	〃	三瀬	浦田第1用水池	3.0	38.5	6.0	10	三瀬集落
6	〃	三瀬	浦田第2用水池	1.7	44.0	1.5	3	個人
7	〃	三瀬	山田ため池	1.3	113.0	2.7	-	日治道八森山 ため池管理協議会
8	〃	三瀬	高平ため池	1.3	130.0	3.2	-	日治道八森山 ため池管理協議会
9	〃	三瀬	加藤沢ため池	1.3	36.0	0.8	-	日治道八森山 ため池管理協議会
10	〃	三瀬	大豆沢ため池	1.3	149.0	3.2	-	日治道八森山 ため池管理協議会
11	〃	由良	腰前用水池	3.5	22.5	3.0	3	個人
12	〃	由良	猿田用水池	4.0	42.0	9.0	10	由良集落
13	〃	由良	砂田堤	4.0	20.0	9.0	2	由良集落
14	〃	西目	草井谷第2用水池	4.5	30.0	4.8	30	草井谷集落
15	〃	西目	竹の浦用水池	4.0	30.0	10.0	28	個人
16	〃	中山	中山用水池	4.5	100.0	10.0	20	中山集落
17	〃	矢引	矢引用水池	4.5	20.0	4.2	15	矢引自治会
18	〃	大広	大谷ため池	5.5	93.3	20.0	27	庄内赤川土地改良区
19	〃	大広	広浜用水池	3.5	20.0	3.6	-	大谷集落
20	〃	中沢	中沢ため池	9.5	35.0	10.0	49	庄内赤川土地改良区
21	〃	藤沢	小平用水池	4.0	25.0	5.4	25	個人
22	〃	藤沢	越沢用水池	3.5	20.0	3.6	3	個人
23	〃	湯田川	山谷用水池	4.0	20.0	5.4	11	個人
24	〃	高坂	新山上池	5.0	40.0	4.8	5	新山ため池利用組合
25	〃	高坂	新山下池	2.0	75.0	4.5	5	新山ため池利用組合
26	〃	大山	上池	4.3	323.2	258.0	56	庄内赤川土地改良区
27	〃	田川	四分ため池	5.0	40.0	20.0	76	庄内赤川土地改良区
28	〃	水沢	丑ヶ沢ため池	6.2	42.0	10.0	102	庄内赤川土地改良区
29	〃	水沢	沢田ため池	8.5	60.5	10.0	100	庄内赤川土地改良区
30	〃	大山	下池	5.0	432.0	793.5	189	西郷土地改良区
31	〃	砂谷	栃窪ため池	5.0	11.5	0.9	4	個人
32	〃	東目	東目ため池	6.4	28.0	50.0	2	庄内赤川土地改良区

No.	地域	所在地	ため池名称	ため池諸元				管理者
				堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m³)	受益 (ha)	
33	"	大机	大机ため池	8.4	上流 60.0	65.0	1,336	庄内赤川土地改良区
				6.7	下流 36.5			
34	"	大山	珠数の沢 (十ノ沢)	7.5	80.0	30.0	5	水利組合
35	藤島	添川	五斗畑ため池	12.0	61.5	75.0	210	最上川土地改良区
36	"	添川	池苗代ため池	2.0	69.0	6.1	0	個人
37	"	添川	藤八ため池	1.3	28.0	7.4	-	個人
38	"	添川	沢田ため池	1.0	17.0	2.0	-	個人
39	"	添川	湯之沢ため池	6.4	27.3	2.8	10	最上川土地改良区
40	"	添川	中山ため池	1.6	38.0	0.4	-	個人
41	"	東堀越	堀越ため池	1.9	30.0	0.9	1	水利組合
42	"	東堀越	東栄ため池	4.0	150.0	10.0	7	笹川土地改良区
43	羽黒	羽黒町川代	玉川ため池	14.0	136.0	282.0	1,368	笹川土地改良区
44	"	羽黒町川代	大沢ため池	13.0	225.8	153.0	136	今野川土地改良区
45	"	羽黒町川代	栗本ため池	4.8	178.5	28.2	50	川代山生産組合
46	"	羽黒町手向	手向ため池	5.1	90.0	38.0	15	鶴岡市(羽黒庁舎)
47	"	羽黒町川代山	田代谷地ため池	12.2	247.5	420.0	90	笹川土地改良区
48	"	羽黒町荒川	上ノ山ため池	2.1	65.0	2.8	16	水利組合
49	"	羽黒町上野新田	上野新田ため池	14.8	140.0	101.0	240	今野川土地改良区
50	"	羽黒町上野新田	今野ため池	7.0	107.0	15.0	30	今野川土地改良区
51	"	羽黒町松ヶ岡	鬼久保ため池	3.4	40.0	23.0	107	鬼久保ため池管理組合
52	"	羽黒町松ヶ岡	中田ため池	4.3	40.0	25.0	36	中田ため池管理組合
53	"	羽黒町手向	水吞沢ため池	5.0	25.0	3.0	13	鶴岡市(羽黒庁舎)
54	"	羽黒町川代	三叉ダム	24.0	110.0	142.0	-	鶴岡市(羽黒庁舎)
55	"	羽黒町玉川	玉川第2ため池	12.1	77.0	20.0	1,368	笹川土地改良区
56	"	羽黒町荒川	東荒川ため池	4.6	631.0	50.0	29	笹川土地改良区
57	"	羽黒町玉川	玉川第3ため池	10.8	51.5	20.0	20	笹川土地改良区
58	櫛引	板井川	南の沢堤	4.0	21.0	0.4	-	個人
59	"	板井川	柳堤	4.0	32.0	0.9	-	個人
60	"	西荒屋	西荒屋ため池1	3.5	39.0	5.4	-	西荒屋集落
61	"	西荒屋	西荒屋ため池2	2.0	35.0	1.0	-	西荒屋集落
62	"	西荒屋	西荒屋ため池3	4.0	52.0	9.3	-	西荒屋集落
63	"	たらのき代	天狗沼	11.6	145.0	145.3	91	庄内赤川土地改良区
64	"	たらのき代	庄司谷地ため池	13.2	90.0	113.0	220	今野川土地改良区
65	"	田代	田代ため池	5.7	93.5	25.0	70	庄内赤川土地改良区
66	"	たらのき代	桃平第1ため池	5.6	59.0	16.2	350	庄内赤川土地改良区
67	櫛引	たらのき代	桃平第2ため池	6.4	45.0	10.0	350	庄内赤川土地改良区
68	"	黒川	丸山ため池	6.5	92.0	32.0	100	庄内赤川土地改良区
69	朝日	大網	昭和池	6.0	40.0	51.8	30	上村自治会
70	"	大網	万樽池	3.0	18.0	12.0	30	上村自治会
71	"	大網	矢筆池	2.4	12.0	5.2	-	個人
72	"	大網	上の山池	8.0	75.0	4.8	14	水利組合
73	"	大網	郷土小屋	4.8	30.0	8.0	16	水利組合

No.	地域	所在地	ため池名称	ため池諸元				管理者
				堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m ³)	受益 (ha)	
74	〃	大網	大谷地池	3.0	7.0	12.0	10	水利組合
75	〃	熊出	五福田	3.4	114.0	12.0	25	水利組合
76	〃	上田沢	七曲池(上田沢)	0.6	91.0	3.6	-	個人
77	〃	倉沢	大坂池	3.0	8.0	6.0	3	水利組合
78	〃	荒沢	池の平池	10.0	20.0	180.0	2	荒沢自治会
79	〃	大鳥	倉下池	3.0	30.0	20.0	4	水利組合
80	〃	大網	水牛池	9.1	45.0	33.4	429	庄内赤川土地改良区
81	〃	倉沢	藤兵衛池	4.5	59.0	20.0	429	水利組合
82	〃	大鳥	大鳥ダム	6.3	29.5	1142.4	10,260	庄内赤川土地改良区
83	〃	田麦俣	横倉池	3.0	45.0	5.0	2	庄内赤川土地改良区
84	〃	大網	弥治右エ門池	1.5	10.0	0.8	2	個人
85	〃	上田沢	七曲池(大網)	2.5	20.0	3.0	30	上村自治会
86	〃	田麦俣	谷地沢ため池	6.0	40.0	0.5	-	庄内赤川土地改良区
87	〃	大網	中山池	0.9	16.0	0.9	-	個人
88	〃	倉沢	大坂池第二	0.9	16.0	2.8	-	個人
89	温海	越沢	越沢ため池	2.5	100.0	5.7	20	水利組合
90	〃	温海川	温海川ため池	3.0	60.0	4.5	3	個人

12 鶴岡市防災会議条例

平成17年10月1日

条例第14号

改正 平成20年3月26日条例第10号

平成22年3月25日条例第14号

平成25年3月22日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、鶴岡市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 鶴岡市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平成25年5号・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 山形県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 山形県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 病院事業管理者
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (10) 公共的団体等の役職員のうちから市長が任命する者

6 前項の委員の数は、65人以内とする。

7 第5項第8号及び第10号までに規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任することができる。

(平成20年10号・22年14号・25年5号・一部改正)

(専門委員)

第4条 専門の事項を調査させるため、防災会議に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山形県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後、最初に第3条第5項第7号の規定により任命される委員の任期は、同条第7項本文の規定にかかわらず、任命された日から平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成 20 年 3 月 26 日条例第 10 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 25 日条例第 14 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした処分その他の行為（以下「処分等」という。）のうちこの条例の施行の際現にその効力を有する処分等で、施行日以後において病院事業管理者の権限に属することとなる事務（以下「管理者の事務」という。）に係るもの又はこの条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してなされている申請その他の行為（以下「申請等」という。）で、管理者の事務に係るものは、施行日以後においては、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定による病院事業管理者がした処分等又は病院事業管理者に対してなされた申請等とみなす。

附 則 (平成 25 年 3 月 22 日条例第 5 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(新たに任命される鶴岡市防災会議委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行に伴い新たに任命される鶴岡市防災会議委員の任期は、第 1 条の規定による改正後の鶴岡市防災会議条例第 3 条第 7 項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する同条第 5 項第 8 号及び第 10 号の委員の任期の満了する日までとする。

13 鶴岡市防災会議運営規程

平成 17 年 10 月 1 日

訓令第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、鶴岡市防災会議条例（平成 17 年鶴岡市条例第 14 号）第 5 条の規定に基づき、鶴岡市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第 2 条 防災会議は、会長が招集する。

(専決処分)

第 3 条 会長は、防災会議を招集する暇がないときその他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会議が処理すべき事項のうち次に掲げる事項について、専決処分をすることができる。

- (1) 鶴岡市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。
- (2) 災害に関する情報を収集すること。
- (3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。
- (4) 非常災害に際し、緊急の措置を講ずること。
- (5) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (6) 災害対策本部の設置について、あらかじめ防災会議において決定された設置基準に従って、市長に意見を述べること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。

(その他)

第 4 条 この訓令に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

14 鶴岡市防災会議委員名簿

会長 鶴岡市長

1号委員

庄内労働基準監督署長
東北農政局山形拠点地方参事官
東北森林管理局庄内森林管理署長
国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長
国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長
山形地方気象台次長
酒田海上保安部長
陸上自衛隊第6師団第20普通科連隊長重迫撃砲中隊長

2号委員

山形県庄内総合支庁総務企画部長
山形県庄内総合支庁建設部長
山形県庄内保健所長

3号委員

鶴岡警察署長

4号委員

鶴岡市副市長
総務部長
危機管理監
農林水産部長
建設部長
上下水道部長
健康福祉部次長
健康福祉部参事
朝日庁舎支所長
藤島庁舎市民福祉課長
羽黒庁舎市民福祉課長
櫛引庁舎総務企画課長
温海庁舎市民福祉課長

5号委員

鶴岡市教育委員会教育長

6号委員

鶴岡市病院事業管理者

7号委員

鶴岡市消防長
鶴岡市消防団長

8号委員

日本郵便(株)鶴岡郵便局長
東日本高速道路(株)東北支社鶴岡管理事務所長
東日本電信電話(株)宮城事業部山形支店災害対策室長
東北電力ネットワーク(株)鶴岡電力センター所長
東日本旅客鉄道(株)鶴岡駅長
鶴岡ガス(株)常務取締役
庄内中部ガス(株)取締役部長
庄内交通(株)代表取締役社長
日本放送協会山形放送局副局長
(一社)鶴岡地区医師会事務局長
山形県建設業協会鶴岡支部長
日本赤十字社山形県支部事業推進課長

9号委員

鶴岡市消防団女性消防隊長
鶴岡市地域防災アドバイザー
鶴岡市地域防災アドバイザー

10号委員

山形県水難救済会会長
鶴岡市町内会連合会理事
鶴岡市コミュニティ組織協議会理事
鶴岡市自治振興会連絡協議会理事
藤島町内会長連絡協議会会長
羽黒区長会会長
櫛引区長会会長
朝日地域自治会連絡協議会会長
温海地域自治会会長
鶴岡市民生児童委員協議会連合会副会長
庄内赤川土地改良区事務局長
鶴岡市社会福祉協議会事務局長
山形県漁業協同組合事業部長
(一社)山形県LPガス協会田川支部保安対策担当委員

15 鶴岡市災害対策本部条例

平成17年10月1日

条例第15号

改正 平成25年3月22日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、鶴岡市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成25年5号・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、本部員その他の職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

16 鶴岡市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市長は、令第 1 条に規定する災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。次号において同じ。）
- (2) 前号に規定する遺族以外の遺族
- (3) 兄弟姉妹

2 前項の場合において、同順位の遺族については配偶者、子、父母、孫、祖父母の順とし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その全額をその1人に支給することができるものとし、この場合において、その1人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(一部改正〔平成27年条例7号〕)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合は支給しない。

(1) 災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対して、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾

病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、市民が令第3条に規定する災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)

があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失した場合 350万円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

(償還期間)

第14条 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

（保証人及び利率）

第15条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（一部改正〔平成31年条例11号〕）

（償還等）

第16条 災害援護資金の償還は、年賦、半年賦又は月賦による元利均等償還の方法とする。ただし、貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

2 償還金の支払猶予、償還免除、報告、資料の提供、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

（一部改正〔平成31年条例11号・令和元年10号〕）

（審議会の設置）

第17条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、鶴岡市災害弔慰金等支給審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（追加〔令和元年条例10号〕）

（審議会の組織等）

第18条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職

務を代理する。

(追加〔令和元年条例１０号〕)

(審議会の会議)

第１９条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

２ 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

３ 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(追加〔令和元年条例１０号〕)

(審議会の庶務)

第２０条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

(追加〔令和元年条例１０号〕)

(委任)

第２１条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成３１年条例１１号・令和元年１０号〕)

附 則

(施行期日)

１ この条例は、平成１７年１０月１日から施行する。

(経過措置)

２ この条例の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和４９年鶴岡市条例第３２号）、藤島町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和５０年藤島町条例第３９号）、羽黒町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和５８年羽黒町条例第３号）、櫛引町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和５０年櫛引町条例第１号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和４９年朝日村条例第２７号）又は温海町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和５０年温海町条例第２２号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成２７年３月２５日条例第７号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成３１年３月２２日条例第１１号）

(施行期日)

１ この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第 15 条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年 9 月 26 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

17 鶴岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 17 年 10 月 1 日

規則第 21 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日規則第 12 号

平成 31 年 3 月 29 日規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鶴岡市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 17 年鶴岡市条例第 16 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害弔慰金の支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(災害援護資金の借入れの申込み)

第 4 条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、災害援護資金借入申込書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

2 災害援護資金借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養費概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあつ

ては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 借入申込者は、災害援護資金借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3箇月を経過する日までに提出しなければならない。

(保証人の資格等)

第5条 借入申込者が条例第15条第1項の規定により保証人を立てるときは、市内に居住する者で、貸付けに係る債務を保証するに足る資力を有し、市長が適当と認める者1人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、市税等を完納していなければならない。

3 借入申込者は、保証人が死亡し、若しくは居所不明となり、又は第1項に定める資格を失ったときは、速やかに市長に届け出るとともに新たに保証人を立て、市長の承認を受けなければならない。

(一部改正〔平成31年規則4号〕)

(利率)

第6条 条例第15条第2項の規則で定める率は、年1.5パーセントとする。

(追加〔平成31年規則4号〕)

(調査)

第7条 市長は、災害援護資金借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(一部改正〔平成31年規則4号〕)

(貸付けの決定)

第8条 市長は、貸付けを行うことに決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書(様式第2号)により、貸付けを行わないことに決定したときは、災害援護資金貸付不承認通知書(様式第3号)により、その旨を当該借入申込者に通知するものとする。

(一部改正〔平成31年規則4号〕)

(借用書の提出)

第9条 災害援護資金貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した災害援護資金借用書)(様式第4号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保

証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成 31 年規則 4 号〕）

（貸付金の交付）

第 10 条 市長は、前条の災害援護資金借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（一部改正〔平成 31 年規則 4 号〕）

（償還の完了）

第 11 条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る災害援護資金借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（一部改正〔平成 31 年規則 4 号〕）

（繰上償還の申出）

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、災害援護資金繰上償還申出書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成 31 年規則 4 号〕）

（償還金の支払猶予）

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、災害援護資金償還金支払猶予申請書（様式第 6 号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認めることに決定したときは、災害援護資金償還金支払猶予承認通知書（様式第 7 号）により、支払の猶予を認めないことに決定したときは、災害援護資金償還金支払猶予不承認通知書（様式第 8 号）により、その旨を当該借受人に通知するものとする。

（一部改正〔平成 31 年規則 4 号〕）

（違約金の支払免除）

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、災害援護資金違約金支払免除申請書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認めることに決定したときは、災害援護資金違約金支払免除承認通知書（様式第 10 号）により、支払免除を認めないことに決定したときは、災害援護資金違約金支払免除不承認通知書（様式第 11 号）により、その旨を当該借受人に通知するものとする。

（一部改正〔平成 31 年規則 4 号〕）

（償還免除）

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償

還免除申請者」という。)は、災害援護資金償還免除申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の災害援護資金償還免除申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認めることに決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第13号)により、償還の免除を認めないことに決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第14号)により、その旨を当該償還免除申請者に通知するものとする。

(一部改正〔平成31年規則4号〕)

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(一部改正〔平成31年規則4号〕)

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等災害援護資金借用書に記載した事項に変更を生じたときは、借受人は速やかに市長に氏名等変更届(様式第15号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わって届け出るものとする。

(一部改正〔平成31年規則4号〕)

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔平成31年規則4号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則(昭和49年鶴岡市規則第31号)、藤島町災害弔慰金の支給等に

関する条例施行規則（昭和５０年藤島町規則第１号）、羽黒町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和５８年羽黒町規則第１号）、櫛引町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和５０年櫛引町規則第９号）、朝日村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和６０年朝日村規則第５号）又は温海町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和５８年温海町規則第１号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成２８年３月３１日規則第１２号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年３月２９日規則第４号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

18 災害応援協定一覧

○災害相互応援協定

締結等月日	協定概要	締結組織名
昭和 53 年 3 月 10 日	山形県広域消防相互応援協定書	県内市町村及び一部事務組合
平成 7 年 11 月 20 日	大規模災害時における山形県市町村広域相互応援に関する協定	県内全市町村
平成 10 年 4 月 1 日	山形県消防防災ヘリコプター応援協定	山形県及び市町村
平成 17 年 11 月 1 日	鶴岡市と墨田区との防災応援相互協定書	墨田区
平成 24 年 5 月 15 日	災害時相互応援に関する協定書	兵庫県篠山市
平成 24 年 5 月 28 日	災害時相互応援に関する協定書	新潟県胎内市

○関係機関との協力協定

締結等月日	協定概要	締結組織名
平成 29 年 2 月 27 日	鶴岡市と鶴岡市内郵便局との包括連携協定	鶴岡市内郵便局

○民間との援助協定

締結等月日	協定概要	締結組織名
平成 9 年 9 月 26 日	大規模災害時における支援等に関する協定書	鶴岡地区危険物安全協会
平成 9 年 9 月 26 日	大規模災害時における通信確保に関する協定書	アマチュア無線鶴岡クラブ
平成 19 年 1 月 10 日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	鶴岡市農業協同組合
平成 19 年 1 月 10 日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	庄内たがわ農業協同組合
平成 19 年 1 月 10 日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	(株)武田商店

締結等月日	協定概要	締結組織名
平成 19 年 1 月 10 日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	山形県生活協同組合連合会
平成 19 年 2 月 13 日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策センター
平成 22 年 5 月 24 日	水道施設の災害に伴う応援協定書	鶴岡管工事協同組合
平成 22 年 7 月 1 日	水道施設の災害時における発動発電機の接続に係る協定書	(有)新興電気設備
平成 22 年 7 月 1 日	水道施設の災害時における発動発電機の貸借に係る協定書	(株)アクティオ
平成 25 年 1 月 4 日	災害時における飲料水の供給に関する協定書	仙台コカコーラボトリング(株) 庄内営業所
平成 25 年 5 月 29 日	地震等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定書	一般社団法人 山形県解体工事業協会
平成 25 年 9 月 26 日	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	(株)ブルボン
平成 26 年 11 月 20 日	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書	社会福祉法人恵泉会 社会福祉法人思恩会 鶴岡市社会福祉協議会
平成 27 年 4 月 23 日	大規模災害時における支援協力に関する協定	山形県建設業協会鶴岡支部
平成 27 年 4 月 23 日	大規模災害時における支援協力に関する協定	藤島建設業会
平成 27 年 4 月 23 日	大規模災害時における支援協力に関する協定	羽黒町建設業会
平成 27 年 4 月 23 日	大規模災害時における支援協力に関する協定	出羽商工会
平成 27 年 12 月 25 日	災害時における応急対策用燃料（液化石油ガス）等の供給応援に関する協定書	山形県LPガス協会田川支部
平成 27 年 12 月 25 日	災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定書	山形県石油協同組合鶴岡支部
平成 28 年 4 月 28 日	災害時における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定	山形県建築士会鶴岡田川支部
平成 28 年 11 月 18 日	鶴岡市・日本下水道事業団災害支援協定	地方共同法人日本下水道事業団

締結等月日	協定概要	締結組織名
平成 28 年 11 月 18 日	災害時における復旧支援協力に関する協定	地方共同法人日本下水道管路管理業協会
平成 29 年 2 月 22 日	大規模災害時における施設使用に関する支援協定	(株)庄交コーポレーション
平成 29 年 4 月 1 日	災害時等応急対策活動に関する協定書	第一環境(株) 東北支店
平成 29 年 9 月 1 日	大規模災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の支援協力に関する協定	山形県葬祭業協同組合
平成 30 年 2 月 7 日	災害時における消防用水等の供給支援に関する協定	庄内生コンクリート共同組合
平成 30 年 7 月 4 日	鶴岡市所管業務の技術アドバイザーに係る協定	一般社団法人 東北地域づくり協会
平成 30 年 8 月 30 日	災害時等における無人航空機による支援活動に関する協定書	山形ドローン協会協同組合
平成 31 年 1 月 25 日	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)
令和 1 年 11 月 22 日	災害時における電気自動車からの電力供給の協力に関する協定	山形日産自動車販売株式会社
令和 1 年 11 月 22 日	災害時等における電動車両及び給電装置に関する協定	山形三菱自動車販売株式会社
令和 2 年 1 月 10 日	災害時等における避難者受入れの協力に関する協定	(株)渡会電機土木、田代地区自治会（3 者協定）
令和 2 年 2 月 19 日	災害時等における給電装置の貸与に関する協定	(株) 高砂製作所
令和 2 年 4 月 1 日	災害時の協力に関する協定書	東北電力ネットワーク株式会社鶴岡電力センター
令和 2 年 4 月 23 日	新型コロナウイルス感染症等の対応におけるマスクの供給に関する基本協定	株式会社トガシ技研
令和 2 年 7 月 27 日	災害時における福祉用具等物資の供給等の協力に関する協定書	一般社団法人日本福祉用具供給協会
令和 2 年 9 月 11 日	災害時における隊友会の協力に関する協定	公益社団法人隊友会 山形県隊友会鶴岡田川支部

締結等月日	協定概要	締結組織名
令和 3 年 2 月 18 日	災害時における被災者支援に関する協定	山形県行政書士会
令和 3 年 2 月 18 日	災害時における被災者支援に関する協定	山形県土地家屋調査士会
令和 4 年 9 月 30 日	災害時における支援物資の受け入れ及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社南東北支店
(追加) 令和 6 年 3 月 4 日	災害発生時における鶴岡市し尿処理施設の機能確保及び復旧に関する協定	住友重機エンバイロメント株式会社東北支店
(見直し修正後) 令和 6 年 9 月 26 日	災害時における仮設トイレ等の設置及びし尿等の収集運搬等の協力に関する協定	庄内環境保全協同組合

19 山形県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づいて、山形県下市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）は、次の条項により、消防相互応援に関して協定を締結し、火災、その他の災害（以下「災害」という。）の発生に際し、市町村等相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止し、もって安寧秩序を保持することを目的とする。

(応援の区分)

第2条 前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分によって、消防隊、救急隊、その他必要な人員、機器資材（以下「応援隊等」という。）を相互に出動させ、若しくは調達して応援活動をさせるものとする。

(1) 普通応援

隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に、発生地の市町村長の要請をまたずに出動する応援

(2) 特別応援

市町村の区域内に災害が発生した場合で、発生地の市町村等の要請に基づいて他の市町村等の長が応援隊等により行う応援

(特別応援の要請)

第3条 特別応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにし、とりあえず電話、その他の方法により要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する応援隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結地
- (4) 現地総指揮者及び誘導員の氏名
- (5) その他必要事項

(応援隊等の派遣)

第4条 応援隊等の派遣は、次の各号により、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲においてただちに行うものとする。

- (1) 普通応援は、原則として1隊（消防ポンプ自動車1台）とする。ただし、火災の規模が大であると認められるときは、適宜応援隊を増強するものとする。
 - (2) 特別応援は、市町村等の長が要請の内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊等の規模を決定するものとする。
- 2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、その長及び規模、出発時刻、集結地到着予定時刻、その他必要事項を受援市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮等)

第5条 応援出動した応援隊は、受援地の現地本部総指揮者の指揮のもとに行動するものとする。

2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

第6条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

(図面の備え付)

第7条 現地本部には、防火水槽、道路、主要官公庁建物及び危険地帯（危険物製造所、同貯蔵所等）を明示した図面を備えなければならない。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費等は、次によるものとする。

- (1) 応援のために要した燃料、機械器具の小破損修理及び被服の補修等経費は応援を行った市町村等の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立替えたもの及び応援活動が長時間にわたり捕食を要した場合は、応援を受けた市町村等において現物により又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (2) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った市町村等の負担とする。
- (3) 応援隊員が応援業務を遂行中に第3者に損害を与えた場合においては、応援を受けた市町村等がその賠償の責に任ずる。ただし、災害地への出動若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。
- (4) 応援出動手当は、応援を行った市町村等の負担とする。
- (5) 前各号以外の経費の負担については、関係市町村等の間においてその都度協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、協議のうえ決定するものとする。

(改廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(効力の発生及び旧協定の廃止)

第11条 この協定は、昭和53年4月1日から効力を発生するものとし、現在締結している県内市町村等間の相互応援協定は、本協定効力発生の日をもって廃止するものとする。

この協定を証するため、本所49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

昭和53年3月10日

協定者

市町村長 氏 名
(連 署)

20 大規模災害時における山形県市町村広域相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内市町村（以下「市町村」という。）において、地震等による大規模災害が発生した場合に、市町村の相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当課の設置)

第2条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(応援市町村の設置)

第3条 市町村は、大規模災害時に、被災市町村の応急応援を迅速、円滑に推進するため、あらかじめ地域ごとに応援調整市町村を定めておくものとする。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供等
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供等
- (4) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供等
- (5) 救護及び救助活動並びに応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の応援等
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供等
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第5条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話又は電信等により迅速に要請を行うとともに、後日文章によって応援を行った市町村に速やかに提供するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第6条 市町村、大規模災害に認められる災害が発生し、被災市町村への応援を必要と認めたときは、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村は、応援調整市町村と十分な連絡調整を行うものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災市町村の負担とする。

(その他)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

2 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定めるものとする。

第9条 この協定は、平成7年11月20日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書44通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年11月20日

協 定 者

市町村長 氏 名 印

(44市町村長連署)

応 援 調 整 市 町 村

1 大規模地震による災害発生時

被災地域		応援調整市町村		
		第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
村 山		鶴岡市	酒田市	新庄市
最 上		上山市	米沢市	長井市
置 賜		村山市	新庄市	鶴岡市
庄 内	庄内平野東縁地震	山形市	東根市	長井市
	県西方沖地震	新庄市	天童市	南陽市

2 大規模地震以外による災害発生時

被災地域		応援調整市町村		
		第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
東南村山		寒河江市	南陽市	東根市
西村山		山形市	長井市	東根市
北村山		新庄市	天童市	寒河江市
最 上		村山市	酒田市	鶴岡市
東南置賜		長井市	上山市	寒河江市
西置賜		米沢市	寒河江市	上山市
鶴 岡		酒田市	寒河江市	新庄市
酒 田		鶴岡市	新庄市	尾花沢市

この表は、平成 11 年 5 月 12 日から施行する。

21 山形県消防防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第1条 この協定は、山形県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山形県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第2条 この協定に基づき市町村等が消防防災ヘリの応援を求めることができる地域は、市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村」という。）の長が次の各号の一に該当し、消防防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、山形県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- （1） 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- （2） 要請市町村等の消防力によって防ぎよが著しく困難な場合
- （3） その他救急救助活動等において消防防災ヘリによる活動が最も有効と判断される場合

（消防防災航空隊の派遣）

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況を確認のうえ、山形県文化環境部消防防災課のうち消防防災ヘリコプター基地に駐在し、消防防災業務に従事する職員（以下「消防防災航空隊員」という。）を派遣するものとする。

2 前条の規定による要請に応じることができない場合、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

（消防防災航空隊員の指揮）

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町村等の長が定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、消防防災ヘリに搭乗している運行指揮者が消防防災ヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第7条 応援要請に基づく消防防災航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から消防防災航空隊員を派遣している市町村等の長に対し、山形県広域消防相互応援協定（昭和53年3月10日締結。以下「相互応援協定」という。）第2条第2号の規定による応援があったものとみなす。

(運航経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費の負担は、山形県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、山形県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、山形県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書50通を作成し、知事及び市町村の長は、記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成10年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

市 町 村 長 氏 名
(44市町村長連署)

22 鶴岡市と墨田区との防災応援相互協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と墨田区（以下「乙」という。）とは、非常災害発生時における相互の援助協力について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲及び乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく防災業務に関し、この協定に定めるところにより相互に援助協力を行うものとする。

（災害応急対策用物資及び資器材の供給援助）

第2条 甲及び乙は、双方のいずれかに非常災害が発生した場合において、災害応急対策用物資及び資器材（以下「物資等」という。）が不足した場合、他方に供給援助を要請することができるものとする。

2 前項の規定により物資等の援助要請を受けた側は、別に定める要請内容にしたがって物資等を調達し、他方に可能な限り、これを供給するものとする。

3 前項の規定により供給する物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料品
- (2) 生活必需品
- (3) 医療品等

（職員の派遣）

第3条 甲及び乙は、災害応急対策等の実施に必要となる職員の派遣を要請することができるものとする。

（収容施設の提供）

第4条 甲及び乙は、被災者の収容施設を確保する必要がある場合において、自己の施設のみでの収容が困難なときは、他方に対し、その管理する施設の提供について要請することができる。

（応援の手続き）

第5条 応援を要請する側は、次の事項を明らかにし、電話又はファクシミリ等により応援を要請し、後日速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資等の品名、数量等
- (3) 職種別派遣人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他

（応援に要した経費の負担）

第6条 援助に要した経費（輸送費を含む。）は、要請側が負担するものとし、その額については、甲乙協議して定める。

(その他)

第7条 この協定に定めない事項については、甲乙協議のうえ定める。

附 則

この協定は、平成17年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成17年11月1日

甲 鶴岡市長

乙 墨田区長

23 災害時相互応援に関する協定書

山形県鶴岡市と兵庫県篠山市（以下「協定市」という。）とは、非常災害発生時における相互の応援協力について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 協定市は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく災害が発生した場合において、この協定に定めるところにより相互に応援協力を行うものとする。

（災害応急対策用物資及び資器材の供給）

第2条 協定市は、双方のいずれかに非常災害が発生した場合において、災害応急対策用物資及び資器材（以下「物資等」という。）が不足した場合、他方に供給を要請することができるものとする。

2 前項の規定により物資等の応援要請を受けた側（以下「応援市」という。）は、別に定める要請内容にしたがって物資等を調達し、被災を受けた側（以下「被災市」という。）に可能な限り、これを供給するものとする。

3 物資等については、次に掲げるものとする。

- (1) 食料品
- (2) 生活必需品
- (3) 医療品
- (4) その他必要と認めるもの

（職員の派遣）

第3条 協定市は、災害応急対策等の実施に必要となる職員の派遣を要請することができるものとする。

（収容施設の提供）

第4条 協定市は、被災者の収容施設を確保する必要が生じた場合において、自己の施設のみでの収容が困難なときは、他方に対し、その管理する施設の提供について要請することができる。

（応援の手続き）

第5条 被災市は、次の事項を明らかにし、電話又はファクシミリ等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資等の品名、数量等
- (3) 職種別派遣人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

（自主応援）

第6条 大規模災害と認められる非常災害が発生し、応援が必要と認めたときは、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援市は、被災市側と十分な連絡調整を行うものとする。

(応援に要した経費の負担)

第7条 援助に要した経費(輸送費を含む。)は、被災市が負担するものとし、その額については、双方協議の上定める。

(その他)

第8条 この協定に定めない事項については、双方協議の上定める。

附 則

この協定は、平成24年5月15日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、協定市が記名押印の上、その1通を保有するものとする。

平成24年 5月15日

鶴 岡 市 長

篠 山 市 長

24 災害時相互応援に関する協定書

新潟県胎内市と山形県鶴岡市（以下「協定市」という。）とは、非常災害発生時における相互の応援協力について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 協定市は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく災害が発生した場合において、この協定に定めるところにより相互に応援協力を行うものとする。

（災害応急対策用物資及び資器材の供給）

第2条 協定市は、双方のいずれかに非常災害が発生した場合において、災害応急対策用物資及び資器材（以下「物資等」という。）が不足した場合、他方に供給を要請することができるものとする。

2 前項の規定により物資等の応援要請を受けた側（以下「応援市」という。）は、別に定める要請内容にしたがって物資等を調達し、被災を受けた側（以下「被災市」という。）に可能な限り、これを供給するものとする。

3 物資等については、次に掲げるものとする。

- (1) 食料品
- (2) 生活必需品
- (3) 医療品
- (4) その他必要と認めるもの

（職員の派遣）

第3条 協定市は、災害応急対策等の実施に必要となる職員の派遣を要請することができるものとする。

（収容施設の提供）

第4条 協定市は、被災者の収容施設を確保する必要がある場合において、自己の施設のみでの収容が困難なときは、他方に対し、その管理する施設の提供について要請することができる。

（応援の手続き）

第5条 被災市は、次の事項を明らかにし、電話又はファクシミリ等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資等の品名、数量等
- (3) 職種別派遣人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

（自主応援）

第6条 大規模災害と認められる非常災害が発生し、応援が必要と認めたときは、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援市は、被災市側と十分な連絡調整を行うものとする。

(応援に要した経費の負担)

第7条 援助に要した経費(輸送費を含む。)は、被災市が負担するものとし、その額については、双方協議の上定める。

(その他)

第8条 この協定に定めない事項については、双方協議の上定める。

附 則

この協定は、平成24年5月28日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、協定市が記名押印の上、その1通を保有するものとする。

平成24年5月28日

胎 内 市 長

鶴 岡 市 長

25 鶴岡市と鶴岡市内郵便局との包括連携協定

鶴岡市（以下「甲」という。）と鶴岡市内郵便局（以下「乙」という。）は、災害時における対応や地域の活性化に向けて、相互の連携を強化することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応、地域の活性化及び市民サービスの向上等に資することを目的とする。

（対象地域）

第2条 この協定により相互協力を行う対象地域は鶴岡市内で、乙が日常業務を遂行する範囲とする。

（連携事項等）

第3条 甲及び乙は、第1条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（詳細は別紙に定める。）について連携して取り組むものとする。

- (1) 日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応に関する事。
 - (2) 道路損傷等の情報提供に関する事。
 - (3) 不法投棄と思われる廃棄物等の情報提供に関する事。
 - (4) 地域・暮らしの安全・安心に関する事。
 - (5) 経済活性化に関する事。
 - (6) 前各号に定めるもののほか、地域社会の活性化・住民サービスの向上に関する事。
- 2 前項各号に掲げる事項の具体的な実施方法等については、甲乙協議の上、決定する。
- 3 乙は、業務に支障のない範囲で第1項に掲げる事項に積極的に取り組むものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれかからも文書による解除の申出がない場合は、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は協力内容について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定する。

附則

平成13年8月31日付で締結した不法時の監視、通報等に関する覚書及び平成27年3月31日付で締結した災害発生時における鶴岡市と鶴岡市内郵便局の協力に関する協定は、この協定の締結をもって廃止とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 29 年 2 月 27 日

甲 鶴岡市

鶴岡市長

乙 鶴岡市郵便局代表

鶴岡郵便局長

26 大規模災害時における支援等に関する協定書

鶴岡市長 富塚陽一（以下「甲」という。）と鶴岡地区危険物安全協会会長 齋藤栄三郎（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における支援協力について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等により鶴岡市内に大規模な災害が発生した場合において、甲が行なう災害対策活動に乙が支援協力することにより、鶴岡市内における被害を防止することを目的とする。

（支援協力の内容）

第2条 乙が行なう支援協力は、次に掲げるとおりとする。

- （1）人命救助及び被害の拡大防止に必要な工具等物資の提供
- （2）防災資機材及び暖房機器の燃料の提供
- （3）防災資機材等の修理に伴う技術職員の派遣
- （4）前3号に定めるもののほか、現有の人員及び施設で対応できる支援協力で、甲から特に要請のあった事項

（支援協力の要請）

第3条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話等により乙に支援協力を要請する。

- （1）被害の種類及び状況
- （2）支援協力の内容
- （3）支援協力の場所及び経路
- （4）前3号に掲げるもののほか、必要な事項

（連絡体制）

第4条 乙は、甲から支援協力の要請を受け入れる体制を整備し、その内容を明らかにして甲に報告するものとする。

（自主支援協力）

第5条 乙は被害が甚大で甲の要請を待ついとまがないと判断した場合は、自主的に支援協力をするものとする。

2 前項の規定により自主的に支援協力をした場合、乙は口頭、電話等により鶴岡市災害対策本部に連絡するものとする。

（経費の負担）

第5条 支援協力に要した経費の負担については、災害発生の前直前における物資の適正な取引価格等を基準に甲乙協議をして決定するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲は、この協定に基づく供給協力が円滑に行われるよう、必要に応じて情報や資料の交換及び訓練を実施するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定は、平成9年9月26日から効力を生ずるものとし、この協定を証するため、本協定書を2部作成しそれぞれ記名の上、各1通を保有する。

平成9年9月26日

甲 鶴岡市長

乙 鶴岡地区危険物安全協会会長

27 大規模災害時における通信確保に関する協定

鶴岡市長（以下「甲」という。）とアマチュア無線鶴岡クラブ会長（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における通信確保について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等により鶴岡市内に大規模な災害が発生した場合において、甲が行なう災害対策本部活動に乙が支援協力することにより、鶴岡市内における被害を防止することを目的とする。

（支援協力の内容）

第2条 乙が行なう支援協力は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 通信施設が途絶された通信施設及び備蓄施設等の通信確保
- （2） 甲が所有する通信機器では対応できない場合の通信確保
- （3） 通信途絶における鶴岡市域外の防災関係機関との通信確保
- （4） 前3号に定めるもののほか、現有の人員及び施設で対応できる支援協力で、甲から特に要請のあった事項

（協力要請）

第3条 甲は、次に掲げる事項を明からして、口頭、電話等により乙に支援協力を要請する。

- （1） 被害の種類及び状況
- （2） 支援協力の内容
- （3） 支援協力の場所及び経路
- （4） 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

（連絡体制）

第4条 乙は、甲からの支援協力の要請を受け入れる体制を整備し、その内容を明らかにして甲に報告するものとする。

（自主支援協力）

第5条 乙は被害が甚大で甲の要請を持ついとまがないと判断した場合は、自主的に支援協力をするものとする。

- 2 前項の規定により自主的に支援協力をした場合、乙は口頭、電話等により鶴岡市災害対策本部に連絡するものとする。

（留意事項）

第6条 通信確保において、市民のプライバシー保護及び秘密事項が発生した場合、知りえた事項については秘密を厳守するものとする。

- 2 通信確保協力を指示された場合は責任者を決定し災害対策本部に連絡をするとともに、責任者の指示により規律正しく統制のとれた行動をするものとする。

（経費の負担）

第7条 支援協力による経費は原則として乙の負担とするが、必要止むを得ない場合は甲乙協議をして

決定するものとする。

(情報の交換等)

第8条 甲は、この協定に基づく支援協力が円滑に行われるよう、必要に応じて情報の交換及び訓練を実施するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めない事項が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定は、平成9年9月26日から効力を生ずるものとし、この協定を証するため、本協定書を2部作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年9月26日

甲 鶴岡市長

乙 アマチュア無線鶴岡クラブ会長

28 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、鶴岡市内において災害が発生した場合に、鶴岡市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）が、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達、安定供給の協力に関する事項について定めるものとする。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対して保有商品の供給について協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の確保）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬等に積極的に協力するものとする。

（応急生活物資の品目）

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙と協議の上、別表以外の品目を指定することができるものとする。

（応急生活物資供給の要請手続等）

第5条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（対価及び費用）

第6条 第3条の規定により、乙が供給した保有商品の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前の適正価格を基準とし、甲乙双方協議の上決定するものとする。

（情報の収集・提供）

第7条 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所及び品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時における生活物資の供給等に関する情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時における物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対する物価等の生活情報提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から応急生活物資等について調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(期限)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日3月前までに、甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は期間満了の翌日から更に3年間同一条件をもって更新するものとし、以降これと同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年1月10日

甲 鶴岡市長
乙 鶴岡市農業協同組合代表理事組合長
乙 庄内たがわ農業協同組合代表理事組合長
乙 (株)武田商店代表取締役
乙 山形県生活協同組合連合会会長理事
共立社鶴岡生協地域理事会議長

平成19年2月13日 甲 鶴岡市長
乙 NPO法人コメリ災害対策センター理事長

29 水道施設の災害に伴う応援協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と鶴岡管工事協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する水道施設が地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）発生時において、給水機能を早期に回復するため、乙の応援を得て、応急復旧工事等を実施することを目的とする。

2 日水協山形県支部で別紙「災害時相互応援協定」を締結している都市が災害を受け、甲に対し応急復旧工事等の応援要請があった場合、乙の応援を得て、速やかに対処することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、必要に応じ甲が主宰する水道部災害対策本部会議に、乙の参加を要請する。

ただし、鶴岡市において震度5以上の地震が発生した場合には、乙は、甲の応援要請によることなく、別紙「地震発生時の初期行動マニュアルフローシート」に基づき水道部に集合する。

2 甲は、応急復旧工事等を実施する必要があると認めたときは、乙に応援を要請する。

3 甲は、別紙「災害時相互応援協定」により応援が必要であると認めたときは、乙に派遣を要請する。

（復旧活動）

第3条 乙は、第2条の応援要請、又は派遣要請があったときは、乙の組合員の中から施行業者を選抜し、甲に報告するものとする。

2 施行業者は、甲の指示に従い、応急復旧工事等を実施する。

（完了報告）

第4条 施行業者は、応急復旧工事等を完了したときは乙に報告し、乙は取りまとめのうえ、甲に完了報告書を提出する。

（費用の支払い）

第5条 応急復旧工事等に要した費用の支払いについては、甲が定める単価により積算し、乙と協議のうえ支払うものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定める。

（報告事項）

第7条 乙は、応急復旧工事等を円滑に実施するため、必要な資材、機材及び人員の把握に努め、甲からの要請により報告するものとする。

（疑義等の解決）

第8条 この協定に定める事項に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成22年5月24日から施行する。
- 2 平成17年3月15日締結の協定は、平成22年5月23日限りで廃止する。

平成22年5月24日

甲 鶴 岡 市 長

乙 鶴岡管工事協同組合理事長

30 水道施設の災害時における発動発電機の接続に係る協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と（有）新興電気設備（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は災害時において、甲が管理する水道施設の電力供給が停止した場合、乙は発動発電機と浄水場及び取水井戸における受電設備との接続業務を速やかに行うことにより、早期に給水機能の回復を図ることを目的とする。

（接続業務）

第2条 乙は震度5以上の地震発生時においては自動的に水道部に集合し、甲の指定する場所において発動発電機を速やかに接続するものとする。指定する発動発電機及び接続場所は別紙のとおり。
ただし、発動発電機の運搬については甲が協定する鶴岡管工事協同組合が行う。

（費用の支払）

第3条 発動発電機の接続に係る費用は甲、乙協議のうえ決定した単価に基づき積算し、甲は請求日から30日以内に乙に支払うものとする。

（連絡責任者の選任）

第4条 災害時における正確な情報伝達を期するため、甲及び乙は連絡責任者を定めるものとする。

（疑義等の解決）

第5条 この協定に定める事項に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議するものとする。

平成22年7月1日

甲 鶴 岡 市 長

乙 （有）新興電気設備代表取締役

31 水道施設の災害時における発動発電機の貸借に係る協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と(株)アクティオ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は災害時において、甲が管理する水道施設の電力供給が停止した場合、乙は所有する発動発電機を優先的に貸出し、早期に給水機能の回復を図ることを目的とする。

（優先的貸出し）

第2条 災害時において、乙は甲の指定する発動発電機を優先的に貸出すものとする。指定する発動発電機は別紙のとおり。

ただし、運搬については甲が協定する鶴岡管工事協同組合が行う。

（費用の支払）

第3条 発動発電機の優先的貸出しに係る費用は甲、乙協議のうえ決定した単価に基づき積算し、甲は請求日から30日以内に乙に支払うものとする。

（連絡責任者の選任）

第4条 災害時における正確な情報伝達を期するため、甲及び乙は連絡責任者を定めるものとする。

（報告事項）

第5条 乙は甲の指定する発動発電機の所在について、甲の求めに応じて報告するものとする。

（疑義等の解決）

第6条 この協定に定める事項に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議するものとする。

平成22年7月1日

甲 鶴 岡 市 長

乙 (株)アクティオ代表取締役

32 災害時における飲料水の供給に関する協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と仙台コカ・コーラボトリング(株)庄内営業所（以下「乙」という。）は、災害時における乙が取扱う飲料水等の供給等に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、鶴岡市の区域内において地震等の大規模災害が発生した場合において、乙が飲料水等を優先的に甲に供給し、もって、災害応急及び復旧対策が円滑に実施され、被災者の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（協力事項の発効）

第2条 この協定は、鶴岡市の区域内において地震その他の災害により重大な被害が発生し、甲の対策本部が設置され、その対策本部からの飲料水等の提供について要請があったときをもって発効するものとする。

（要請）

第3条 甲は、災害時において緊急的な飲料水等の提供が必要な場合は、乙に対し飲料水等の優先的な供給について要請を行うことができる。

2 前項の要請は、飲料水等供給要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（飲料水等の供給）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、次に掲げるところにより飲料水等を優先的に供給するものとする。

（1）災害対応型自動販売機の機内の在庫製品の供給

（2）甲の発注による供給

2 前項の供給は、乙が調達し、又は製造することが可能な範囲内の飲料水等により行うものとする。

（自動販売機の指定）

第5条 甲は、あらかじめ乙の承認を得て、飲料水等の供給に係る災害対応型自動販売機を指定するものとする。

2 甲は、災害対応型自動販売機を指定したときは、自動販売機管理台帳（別記様式第2号）を2部作成し、その1部を乙に提出するものとする。指定内容に変更があったときも同様とする。

（災害対応型自動販売機による飲料水等の供給方法）

第6条 乙は、災害対応型自動販売機の設置先において重大な被害が発生したときは、甲が第4条第1項第1号の規定による飲料水等の供給を行うための災害対応型自動販売機の操作（以下「無償供給操作」という。）をすることを承諾するものとする。

2 甲は、前項の承諾があったときは、インターネットの専用回線又は専用キーを使用し、無償供給操作を行うものとする。

3 専用キーは、災害対応型自動販売機管理者（甲が甲の職員の中から指名した者）が管理を行なう

ものとし、甲は、第1項の承諾があったとき以外に使用してはならない。

- 4 甲は、災害対応型自動販売機管理者を指名したときは、速やかに乙に対してその旨を報告するものとする。

(甲の発注による飲料水等の運搬及び引渡し)

第7条 飲料水等の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は前項の引渡し場所に職員を派遣し、当該場所において当該職員が乙の納品書等に基づき、飲料等を確認し、引渡しを受けるものとする。

(実績の報告)

第8条 乙は、甲の発注により飲料水等を供給したときは、飲料水等供給実績報告書(別記様式第3号)により甲に対し報告を行うものとする。

(要請に基づく責務)

第9条 乙は、災害により重大な被害が発生したとき、速やかに対応体制を整えるよう万全を期するものとする。ただし、道路の寸断、停電等により飲料水等の供給に支障が生じるときは、甲乙協議により対策を講じるものとする。

(供給修了の通知)

第10条 甲は、乙からの飲料水等の供給を受ける必要がなくなったときは、文書により乙に通知するものとする。

(経費の負担)

第11条 災害対応型自動販売機内の在庫製品による飲料水等の供給に要する費用は乙が負担し、甲の発注による飲料水等の供給に要する費用(運搬に係るものを除く。)は甲が負担する。

- 2 甲の発注する飲料水等の価格は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とする。

(連絡責任者の報告)

第12条 甲及び乙は、この協定の締結後速やかに連絡責任者を連絡責任者届(別記様式第4号)により相手方に報告するものとし、連絡責任者に変更があったときも同様とする。

- 2 甲及び乙は、前項の規定により報告された事項をこの協定の目的以外の目的に使用してはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から3年間とする。ただし、協定の満了の日から1か月前まで甲乙いずれからもこの協定の解除の申出がないときは、同一の条件をもってこの協定の有効期間を1年間延長したものとみなし、それ以降もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年1月4日

甲 鶴岡市長

乙 仙台コ・ラボトリング(株)庄内営業所長

33 地震等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県解体工事業協会（以下「乙」という。）は、地震時等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鶴岡市内において地震等による大規模な災害が発生した場合に、被災した建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去を甲が乙の協力により速やかに実施するため、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、大規模災害により倒壊、消失した建築物等の解体撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに大規模災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

（協力の種類）

第3条 甲の要請に対する乙の協力内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）被災した建築物等の解体
- （2）災害廃棄物の撤去
- （3）解体撤去に関する技術的支援
- （4）その他前各号に規定する作業等の実施に伴うこと。

（協力の要請）

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によるものとする。ただし、これにより難い場合は、電話等により要請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

- （1）災害発生場所及び災害の状況
- （2）要請する協力の具体的内容
- （3）現地責任者の職氏名、連絡方法等
- （4）その他協力に必要な事項

（解体撤去の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けた場合は、可能な限り協力するよう努めるものとする。

2 乙は、解体撤去に協会員を出動させるときは、次の各号に掲げる事項を書面により甲に通知する。

- （1）担当する協会員名
- （2）現場に派遣する責任者の職氏名、連絡方法等
- （3）派遣人数並びに資機材・重機類の種類及び数量
- （4）その他必要な事項

3 乙は、解体撤去の実施にあたり、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
- （2）災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること。

（情報の提供）

第6条 甲は、乙の会員（以下「協会員」という。）が円滑に協力できるように、乙及び協会員に市内の被災状況、復旧状況その他必要な情報を提供する。

2 乙及び協会員は、前条の業務を行うに当たり、必要な情報を甲に求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 乙は、この協定に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、甲の承諾なく、この協定により知りえた情報を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(報告)

第8条 協会員は、第5条の規定に基づき解体撤去を実施した場合は、書面により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 第4条の要請に基づく協力を要した費用は、甲が負担し、その価格は、大規模災害時の直前における通常の価格を基準にして、甲、乙協議のうえ決定するものとし、協力した協会員に支払うものとする。ただし、技術的支援のうち電話等による助言に関わる経費については、甲は、負担することを要しないものとする。

(協会の状況等の報告)

第10条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に行なえるよう、人員、車両台数並びに資材の種類及び台数を毎年3月末日まで甲に報告するものとする。また、乙は、協会の責任者を含め、連絡体制を確立しておくものとする。

(訓練等)

第11条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、相互に協力し、必要に応じて合同訓練を行なうものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、同一条件で更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙がその都度協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年5月29日

甲 鶴岡市長

乙 一般社団法人 山形県解体工事業協会 代表理事

34 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と(株)ブルボン（以下「乙」という。）は、鶴岡市内において地震、津波、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、被災した市民等に対して行う応急生活物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（物資の範囲）

第1条 供給する物資は、次のとおりとする。ただし、乙が甲の要請を受けた時点において、乙が調達可能なものとする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第2条 甲は、乙に対し、災害時における物資の供給等に係る要請書（様式第1号）により、物資の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等により行い、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（要請に基づく乙の協力）

第3条 乙は、要請を受けたときは、積極的な協力に努めるものとする。

2 乙は、要請に的確に対応するため、物資の供給可能な体制の保持に努めるものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第4条 甲が物資の引渡しを受ける場所（以下「引渡場所」という。）は、甲が指定するものとする。

2 引渡場所までの物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

3 甲は、乙又は乙の指定する者が物資の運搬を行う車両について、緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

4 甲は、引渡場所に職員等を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

5 乙は、道路等の被災状況により、引渡場所に物資を運搬することが困難なときは、甲と協議するものとする。

（実績報告）

第5条 乙は、本協定に基づき物資を供給したときは、甲に対し、物資要請の措置状況報告書（様式第2号）により報告を行うものとする。

（費用）

第6条 甲は、引き受けた物資の対価及び運搬に係る経費を負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び経費は、それぞれ次の各号に定めるところを基準とし、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（1）物資の対価 災害発生直前における乙の卸価格

（2）運搬に係る経費 乙の通常の商品配送業務における費用

（費用の支払い）

第7条 前条第1項に規定する対価及び経費は、災害発生による混乱が沈静化した後、乙からの請求により、甲が支払うものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を協定締結後速やかに、連絡責任者届出書（様式第3号、第4号）により相互に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給についての情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月26日

甲 鶴岡市長

乙 (株)ブルボン代表取締役社長

35 大規模災害時における支援協力に関する協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と、一般社団法人山形県建設業協会鶴岡支部・藤島建設業会・羽黒町建設業会・出羽商工会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が鶴岡市内に発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が行う災害対策活動に乙が支援協力をするることにより、鶴岡市内における被害の拡大防止することを目的とする。

（支援協力の内容）

第2条 乙が行なう支援協力は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人命救助及び被害の拡大防止に必要な建設機械等の提供
- (2) 建設機械等の操作及び災害応急活動に必要な技術員の派遣
- (3) 前2号に定めるもののほか、現有の人員及び施設で対応できる支援協力で、甲から特に要請のあった事項

（支援協力の要請）

第3条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話等により乙に支援協力を要請する。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 支援協力の内容
- (3) 支援協力の場所及び経路
- (4) 前3号に掲げるもののほか、支援協力に必要な事項

（支援の実施）

第4条 乙は、甲からの支援協力の要請を受けた場合は、特別の事情がない限り、甲の指導を受け、支援活動を実施するものとする。ただし、甲の指導を受けられないときは、乙自ら前条の支援要請に従って実施するものとする。

（報 告）

第5条 乙は、支援活動を実施した場合は、次に掲げる事項について書面をもって、速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出することができる。

- (1) 支援活動を実施した会員名、支援場所及び支援活動内容
- (2) 支援活動を実施した会員別人数及び実施時間
- (3) 支援活動に使用した建設機械、車両等の数量及び使用時間
- (4) その他支援活動の報告に必要な事項

（経費の負担）

第6条 支援活動に要する経費は、甲が負担するものとする。

(情報の交換等)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るために、相互の情報交換を行うとともに、必要な連絡調整及び訓練に努めるものとする。

2 乙は、甲の災害時への対応を支援するため、平常時から災害時の連絡体制等を把握し、甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、支援協力を円滑に行うため、あらかじめそれぞれ連絡責任者を指名しておくものとする。この場合において、乙の連絡責任者は担当区域毎に置くものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力は継続するものとする。

(疑義)

第10条 この協定に定めない事項が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年 4月23日

甲 鶴 岡 市 長

乙 ・ 一般社団法人山形県建設業協会鶴岡支部鶴岡支部長
・ 藤島建設業会 会長
・ 羽黒町建設業会 会長
・ 出羽商工会 会長

36 災害時における応急対策用燃料（液化石油ガス）等の供給応援に関する協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と、一般社団法人山形県ＬＰガス協会及び一般社団法人山形県ＬＰガス協会田川支部（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策用燃料(液化石油ガス)等の供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第１条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が鶴岡市内に発生した場合（以下「災害時」という。）に、乙が甲に対して行う応急対策用燃料としての液化石油ガス及び甲が設置する避難所等（住民が自主的に避難した地域の集会所等で、甲が避難所に指定していないものも含む。）で使用する液化石油ガス用燃焼器具の供給（以下「供給応援」という。）について定め、災害応急対策及び避難者の生活支援を円滑に実施することを目的とする。

（要 請）

第２条 甲は、災害時において、乙に供給応援を要請することができる。

２ 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した書面（別紙、様式１）により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び供給応援を要請する理由

(2) 供給応援を必要とする日時・場所及び当該場所に既に液化石油ガスが供給されている場合はその販売所等

(3) 供給応援を必要とする品目名とその数量

(4) 供給応援を必要とする期間及び活動内容

(5) 供給応援を実施した場合の第４条の規定に基づく報告を提出する課等名

(6) その他参考となる事項

（実施）

第３条 乙は、甲から供給応援の要請を受けたときは、乙に加盟販売所等と連絡調整を行い、特別な事情がない限り、供給応援を実施するものとする。

２ 供給応援に当たっては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年法律第１４９号）を遵守し、乙の指示に基づき乙に加盟する販売所等が適正に実施するものとする。

(1) 被害の種類及び状況

(2) 支援協力の内容

(3) 支援協力の場所及び経路

(4) 前３号に掲げるもののほか、支援協力に必要な事項

（報告）

第４条 乙又は乙に加盟する販売所は、前条の規定に基づき供給応援を実施した場合は、次に掲げる事項を記載した書面（別紙、様式２）により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

(1) 供給応援を実施した品目名とその数量

- (2) 供給応援を実施した日時及び場所
- (3) 供給応援実施者名
- (4) 立会い確認者名
- (5) その他必要事項

(連絡責任者)

第5条 甲及び乙は、第2条の規定による要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定による供給応援のために要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費の算定において、液化石油ガス及び液化石油ガス用燃焼器具の価格は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 この協定に定めない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙三者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年12月25日

甲 鶴 岡 市 長

乙 ・ 一般社団法人山形県 LP ガス協会 会長
・ 一般社団法人山形県 LP ガス協会田川支部 支部長

37 災害時におけるガソリン等の供給応援に関する協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と、山形県石油協同組合鶴岡支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるガソリン等燃料（以下「燃料」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が鶴岡市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙の協力を得て燃料の供給体制を確保することにより、甲が実施する災害対応、避難者の救援活動及びその他必要な活動（以下「災害応急対策」という。）を円滑に実施することを目的とする。

（要 請）

第2条 甲は、災害応急対策を円滑に実施するため燃料を調達する必要があるときは、次に掲げる市民の安全を確保するために、特に重要な施設及び公用車等のうち甲が指定するものに対する燃料の供給及び供給のあっせんについて、乙に協力を要請することができる。

(1)庁舎

(2)市内に甲が設置する避難所等(住民が自主的に避難した地域の集会所等で甲が避難所に指定していないものも含む)

(3)災害応急対策、ライフライン等の維持に重要な施設及び車両

(4)消防用自動車及び救急用自動車などの緊急対応車両

(5)医療関係施設のうち特に緊急度の高いもの

(6)その他燃料の供給が必要と特に認められるもの

2 前項の要請は、必要事項を記載した書面（別紙、様式1）をもって、乙に対し供給の要請をするものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（実 施）

第3条 乙は、甲から供給の要請を受けたときは、燃料の優先的な供給について、可能な限り支援を実施するものとする。ただし、燃料不足の状況により、要請どおりの燃料供給が実施できないときは、甲は、必要な調整を行うものとする。

（報 告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき供給を実施したときは、速やかに実施した内容を記載した書面（別紙、様式2）により甲に通知するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、第2条の規定による要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 本協定に基づき供給された燃料の対価等に要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費の算定においては、災害時直前における燃料単価契約書等の単価を基準として、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

(情報交換)

第7条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての情報交換を定期的に行い、災害時等に備えるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年12月25日

甲 鶴 岡 市 長

乙 山形県石油協同組合鶴岡支部 支部長

38 災害時における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）及び一般社団法人山形県建築士会鶴岡田川支部（以下「乙」という。）は、地震等の災害時に甲及び乙が相互に協力して行う被災建築物応急危険度判定業務に関して、次の条項により協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲が行う被災建築物応急危険度判定業務に関して、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ各号に定めるところによる。

一 被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害状況を調査し、余震等による二次災害の発生の危険の程度の判定、表示等を行うことをいう。

二 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

山形県被災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、知事の認定を受けたボランティアとして応急危険度判定を行う者をいう。

（協力要請）

第3条 乙は、平時から乙の会員である判定士（以下「会員判定士」という。）に対して、鶴岡市が行う応急危険度判定に関する取組みに協力するよう要請するものとする。

（判定士の募集）

第4条 甲の管内に居住する会員判定士は、居住地で震度5弱以上の地震が発生した場合、甲があらかじめ指定する防災拠点施設（別紙）に集合するものとする。

2 乙は、指定防災拠点施設に担当の会員判定士（以下「担当判定士」という。）を選定し、名簿を作成したうえ、甲に報告をするものとする。

（判定士への要請）

第5条 甲は、前条の規定により参集した判定士の人員で応急危険度判定を行うことが困難な場合は、管内に居住するその他会員判定士に対して応急危険度判定活動への参加を要請するものとする。

（防災拠点施設の応急危険度判定）

第6条 第4条の規定により参集した判定士は、応急危険度判定を実施するものとする。

2 担当判定士は、応急危険度判定をおこなった場合、その結果を速やかに甲に報告するものとする。

3 甲は、応急危険度判定に参加した会員判定士の一覧表を作成し、乙に通知するものとする。

（相談窓口の設置）

第7条 甲は、応急危険度判定に関する相談窓口を設置した場合は、乙に対して会員判定士を相談窓口要員として派遣するよう要請できるものとする。

2 乙は、甲から相談窓口要員の派遣要請を受けた場合は、派遣可能な会員判定士を集約し甲に報告するものとする。

(名簿の作成)

第8条 甲は、毎年度当初に応急危険度判定業務の担当者及びその連絡先を把握し、応急危険度判定連絡名簿を作成するものとする。

2 甲は、前項の名簿を作成した場合は、速やかに乙及び甲の区域を管轄する総合支庁へ送付するものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は判定士が応急危険度判定の実施の際に要した交通費等の費用は負担しないものとする。

2 甲は、応急危険度判定業務に従事する会員判定士に係る全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領第4に規定する補償に要する費用を負担するものとする。

3 甲は、相談窓口業務に従事する会員判定士に係るボランティア保険による補償に要する費用を負担するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する窓口は、甲においては応急危険度判定業務担当課、乙においては一般社団法人山形県建築士会鶴岡田川支部事務局とする。

(協 議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成29年4月27日までとする。ただし、期間の満了する日の30日前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、さらにこの協定の有効期間を当該満了の日から起算して1年間延長するものとし、以後の期間についても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月28日

甲 鶴 岡 市 長

乙 一般社団法人 山形県建築士会鶴岡田支部 支部長

39 鶴岡市・日本下水道事業団災害支援協定

鶴岡市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- 二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、別紙に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- 五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

(災害支援の完了の報告)

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- 一 甲の事務局 鶴岡市上下水道部下水道課
- 二 乙の事務局 日本下水道事業団東北総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成30年9月9日までとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成28年11月18日

甲 鶴 岡 市 長

乙 日本下水道事業団 理 事 長

40 災害時における復旧支援協力に関する協定

鶴岡市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する公共下水道及び集落排水の管路施設等（以下「協定施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して、公共下水道については、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 15 条の 2 の規定に基づき、集落排水については、それに準ずるものとして協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定施設機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第 2 条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（１）被災した協定施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）

（２）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

２ 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は鶴岡市上下水道部下水道課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部山形県部会とする。

３ 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

４ 乙は、前３項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第 3 条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）

第 4 条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

２ 乙は、毎年 3 月 31 日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第 5 条 甲は、協定施設の調査に必要な下水道台帳の図面等を P D F 等の電子データとして、乙に提供するものとする。

２ 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

３ 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

（下水道台帳データの開示）

第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出でない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年11月18日

甲 鶴岡市長

乙 公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 会長

41 大規模災害時における施設使用に関する支援協定

鶴岡市（以下「甲」という。）と(株)庄交コーポレーション（以下「乙」という。）は、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が鶴岡市内で発生し、又は発生するおそれがある場合において、観光客や帰宅困難者等が避難場所として施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が、乙の所有する施設を避難場所として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難場所の周知）

第2条 甲は、この協定による施設を、民間協力の避難場所として位置づけ、市民に周知する。

（避難場所として使用できる施設）

第3条 甲が避難場所として使用できる施設は、乙の所有する施設のうち次の表に掲げるものとし、乙は使用できる施設の範囲をあらかじめ定めることとする。ただし、状況に応じて、乙はあらかじめ指定した避難場所の範囲を甲と協議の上、変更することができる。

施設名	所在地
東京第一ホテル鶴岡	鶴岡市錦町2番10号
S-MALL	鶴岡市錦町2番21号

2 当該施設の使用料は無料とする。

（避難場所の開設）

第4条 甲は、災害時において避難場所として開設する必要がある場合、乙が承諾した場所を避難場所として開設するよう要請するものとする。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、文書または口頭（電話連絡を含む）で行うものとする。

3 乙は、甲の要請を待たず、自主的に避難場所として施設を開放する場合は、その旨を甲に連絡する。

（避難者の誘導）

第5条 乙は、施設への避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（避難場所の管理）

第6条 避難場所の管理運営は、甲乙協議しながら協力して行うものとする。

（費用負担）

第7条 当該施設を避難場所として使用したことにより生じた費用については、甲が負担するものとする。

2 甲の責任に帰すべき事由により施設を滅失し、又は毀損したときは、甲はその損害を賠償し

なければならない。また、避難者が施設又は乙の管理する設備器具等を滅失し、又は毀損したときも同様とする。

（開設期間）

第8条 避難場所の開設期間は、避難勧告等の解除又は安全の確保ができるまでとする。ただし、甲は、災害の状況により、甲乙協議の上、その期間を延長できるものとする。

（避難場所の閉設）

第9条 甲は、避難場所としての使用を終了する際は、甲乙確認の上閉設するものとする。

（協定の期間）

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、同一条件で更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年2月22日

甲 鶴 岡 市 長

乙 （株） 庄交コーポレーション 代表取締役社長

42 災害時等応急対策活動に関する協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と第一環境(株)東北支店（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の災害及び水道施設等事故並びに渇水及び濁水（以下「災害等」という。）が発生し、水道水の供給に支障が生じた場合において、相互に協力して応急対策を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等に伴い水道水の供給に支障が生じた場合に、甲乙協力して、応急対策を実施することに関する基本事項を定め、災害等に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害等の発生時において、甲のみでは十分な応急対策を実施することができないと認められるときは、乙に対して協力要請することができるものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲からの応急対策活動への協力要請があった場合においては、資機材及び労力（以下「資機材等」という。）の提供その他可能な限りの協力を行うものとする。

（協力要請手続き）

第4条 前条の規定による協力の要請は、次の事項を明らかにし文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行うことができるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

- （1）災害等及び水道施設の被災状況
- （2）応急対策活動の内容
- （3）必要人員
- （4）応急対策活動の場所
- （5）応急対策活動の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応急対策活動の実施）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動の要請を受けたときには直ちに甲が指定する場所に出動し、甲の職員の指示に基づき、応急対策活動を実施するものとする。ただし、指定された場所に甲の職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を実施するものとする。

2 乙は、指定場所に出動したときは、速やかに現場責任者、出動時間、使用した資機材等を甲に報告するものとする。

3 乙は、応急対策活動が終了したときは、速やかに活動の概要及び写真を甲に報告するものとする。

(応急対策活動の内容)

第6条 乙が行う応急対策活動は、概ね次に掲げるとおりとする。

- (1) 配水支援活動
- (2) 応急給水活動
- (3) 広報活動
- (4) 電話及び窓口対応
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(費用負担)

第7条 応急対策活動に要した費用については、甲が定める基準に基づき、災害等の発生時に緊急対応することにより生じる乙の費用を考慮し、甲乙協議の上決定し、甲が当該費用を負担するものとする。

(災害補償)

第8条 乙の応急対策活動の従事者がこの協定の実施により負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、乙の労災保険により補償するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、災害等情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(報告事項)

第10条 乙は、この協定による応急対策活動に協力できる人員及び資機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

(防災訓練等)

第11条 乙は、災害等の発生時における応急対策活動が円滑に遂行できるよう、甲の行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは、さらにこの協定が1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び各条項に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２９年４月１日

甲 鶴 岡 市 長

乙 第一環境(株) 東北支店 支 店 長

43 大規模災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の支援協力に関する協定

鶴岡市長（以下「甲」という。）と山形県葬祭業協同組合理事長（以下「乙」という。）とは、大規模災害時（以下「災害時等」という。）における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の支援協力に関し、次のとおり協定する。

（総則）

第1条 この協定は、災害等により鶴岡市内に大規模な被害が発生した場合において甲が講ずる災害対策活動に乙が支援協力することについて必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等に次の業務について、必要が生じた場合、乙に対し協力を要請するものとする。

- （1）棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体安置施設等の提供
- （3）遺体の搬送
- （4）その他、必要とする事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、連携の上その他の業務に優先して前条に掲げる業務を実施するものとする。

（燃料確保への協力）

第4条 甲は、緊急災害時の支援を乙に依頼する際、可能な限りガソリン等燃料の確保に協力するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙が実施した第2条に掲げる業務にかかる経費を負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲にそれぞれ一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

（価格の決定）

第9条 甲が負担する経費の価格は、乙においては、災害時等の直前における適正価格を基準として
甲乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時に於ける円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制整備及び情報
収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するも
のとする。

附則

1.この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期限終了前1ヶ
月までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期限終了の日から1年間この協定は更
新され、以下同様とする。

2.この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有する。

平成29年9月1日

甲 鶴 岡 市 長

乙 山形県葬祭業協同組合 理 事 長

災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定実施細目

（趣旨等）

第1条 この実施細目は、災害時等における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送の協力に関する協定（以下「協定」という。）第11条規定に基づき、協定の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

（協力の要請先等）

第2条 協定第2条第1号に規定する棺及び葬祭用品は次の各号のとおりとし、甲は、同条第2号による遺体安置施設の提供と併せ、乙に要請するものとする。

（1）内張棺（納棺セット等を含む）

（2）ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品

（3）骨つぼ等その他必要な用品

（要請手続き）

第3条 協定第2条及び前条に規定する甲から乙への要請及び連絡は、次に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに協力要請書を提出するものとする。

（1）要請を行った者の職・氏名

（2）要請理由

（3）要請内容

（4）履行の場所

（5）履行の期日又は期間

（6）その他必要な事項

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

3 第1項の規定により甲が乙に提出する協力要請書は、別記様式1のとおりとする。

（緊急要請）

第4条 前条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡がとれない場合は、甲は直接乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

（構成員の名簿）

第5条 乙は、協定第2条に掲げる業務に協力するため、乙の構成員名簿を提出するものとする。なお、名簿に変更が生じた場合は、その都度 甲に連絡するものとする。

（連携協力）

第6条 この協定を円滑に実施するため、連絡担当者を第6条の名簿に記載し提出するものとする

2 乙は、甲との連携を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

（報告書）

第7条 協定第5条に規定する乙から甲への報告は、次に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、事後速やかに業務実績報告書を甲に提出するものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の数
- (2) 履行の場所及び従事者名簿
- (3) 履行の期日又は期間
- (4) その他必要な事項

2 第1項の規定により乙が甲に提出する業務実施報告書は、別記様式2の通りとする。

(経費の請求方法)

第8条 協定第7条に規定する経費の請求は、乙にあっては積算根拠を示す「供給等業務実績一覧表を添付した請求書」により行うものとする。

附則

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同様とする。

なお、実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年9月1日

甲 鶴 岡 市 長

乙 山形県葬祭業協同組合 理 事 長

44 災害時等における消防用水等の供給支援に関する協定

鶴岡市（以下「甲」という。）と庄内生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における消防用水等の供給支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、火災等の大規模な災害が発生した場合に、甲が実施する消防活動への支援を、乙の組合員が所有する特殊車両等の協力を得て速やかに実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の要請）

第2条 甲は、災害において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対し、消火のための水の供給、その他必要な用水供給の支援を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、要請書（別記様式第1号）により行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

（支援の実施）

第3条 乙は、甲から支援の要請を受けたときは、可能な限り協力して支援業務にあたるものとする。

（支援の報告）

第4条 乙は、前項の規定により支援を実施したときは、甲に対し、速やかに実施報告書（別記様式第2号）により、報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく支援に要する費用は無償とする。

（損害補償）

第6条 甲は、その要請により支援活動した乙の組合員が、当該支援に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となった場合において、労働災害に関する関係法令の適用がある場合を除き、消防法第36条の3の規定により、甲が政令で定める基準に従い条例の定めるところにより、その損害を補償するものとする。

（訓練）

第7条 乙は、この協定に基づく支援を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に参加要請があったときは、積極的に参加するものとする。

（連絡体制）

第8条 甲及び乙は、第2条の規定による支援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため連絡責任者を定め、通知するものとする。また、連絡責任者を変更したときも同様とする。

(協定期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれから何ら申し出がない場合は、有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成30年2月7日

甲 鶴 岡 市 長

乙 庄内生コンクリート協同組合 理事長

45 鶴岡市所管業務の技術アドバイザーに係る協定

鶴岡市長（以下「甲」という。）と一般社団法人東北地域づくり協会理事長（以下「乙」という。）とは、鶴岡市所管業務（災害復旧等）の推進を図るため、次のとおり協力について協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、鶴岡市における地震、風水害等の自然災害が発生した場合、災害復旧等業務について、乙が必要に応じ技術アドバイザーによる指導・助言等の協力を公益事業の一環として実施することにより、甲の災害復旧等対応をより迅速、効果的に行うことを目的とする。

（協力の内容）

第2条 協力の内容は次のとおりとする。

- 一 災害復旧に関する指導・助言（調査、復旧工法、制度等）
 - 二 その他甲、乙協議により必要とする事項
- （例）河川法の許認可等に関する指導・助言

（協力の要請）

第3条 協力を要請する場合は、鶴岡市担当部局から一般社団法人東北地域づくり協会の本所及び山形支所あて、口頭又は電話等により行い、後日速やかに文書で協力手続要請を行うものとする。

（要請によらない協力）

第4条 大規模災害の発生により通信回線が途絶し、または連絡手段がない場合において、甲が協力要請出来ない場合においても、前条の規定に拘わらず、乙は独自の判断により協力できるものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、第3条の規定により協力要請を受けた場合又は第4条の規定により協力の判断をした場合は速やかに協力活動を行うものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条及び第4条の規定により協力を受けた場合において、費用の負担は無償とする。

（甲の責務）

第7条 甲は、乙の協力を効果的にするため、必要に応じ可能な範囲で災害に関する情報の提供を乙に対して行うものとする。

（乙の責務）

第8条 乙は実行のある協力を行うため、山形支所に技術アドバイザーを置くものとする。技術アドバイザーは災害復旧制度に精通した災害復旧専門家をあてる。

（平常時の協力）

第9条 甲及び乙は災害復旧研修等の諸行事について相互協力するものとする。

（協議）

第 10 条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

(付則)

1. 本協定は、平成 30 年 7 月 4 日から効力を生ずる。

本協定は 2 通作成し、甲及び乙が各 1 通保有するものとする。

平成 30 年 7 月 4 日

甲 鶴 岡 市 長

乙 一般社団法人 東北地域づくり協会 理事長

46 災害時等における無人航空機による支援活動に関する協定

鶴岡市（以下「甲」という。）と山形ドローン協会協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時等における無人航空機による支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鶴岡市内において自然災害や大規模事故等の他、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による支援の要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（支援要請の内容）

第2条 支援要請の内容は、無人航空機を活用して、被災状況等の情報収集及び支援可能な活動（以下「支援活動」という。）を行うこととする。

（支援の要請手続）

第3条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し支援要請をするものとし、乙は、支援が可能な範囲で支援要請に応じるものとする。

2 甲の前項の支援要請は、支援要請書（別記様式第1号）の提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合であって、当該要請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 甲は、支援要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、支援の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（支援活動の現場協議）

第4条 甲乙両者は、現場にて協議した上で、支援活動を実施するものとする。

（安全の確保等）

第5条 甲は、その要請を受けて支援する乙の構成員に対し、支援の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

（活動報告等）

第6条 乙は、災害時等における活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した活動内容等を甲に報告するものとする。

2 災害時等における乙の支援活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

（著作権の譲渡）

第7条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号。以下同じ。）第17条に規定する「著作権」をいう。）を譲渡する。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作権者人格権（著作権法第17条第1項に規定する「著作人格権」をいう。）を行使しないものとする。

（費用の負担）

第8条 支援要請に要した経費は、甲の負担とする。

（損害補償）

第9条 支援要請に伴い乙の構成員および無人航空機に生じた損害（第三者に対する損害を含む。）の補償の取扱は、次のとおりとする。

（1）乙の構成員が支援活動中に死亡もしくは負傷し、又は支援活動に起因した疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合は、甲が必要と認める範囲でその損害を補償する。ただし、乙の構成員が支援活動中に明らかに乙又は乙の構成員の責任に帰する原因により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。

（2）乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。

（3）乙は、支援活動にあたり、必要な保険（損害賠償等）に加入している無人航空機を使用するものとする。

（4）乙の保有する無人航空機が支援活動中に破損、紛失した等の損害が生じた場合は、乙の加入する機体保険等により対応することとする。ただし、当該無人航空機について機体保険等に加入していないことについてやむを得ない事情があると認められ、かつ、損害の生じた原因が甲の故意又は重大な過失によるものであることが明らかである場合は、この限りでない。

（5）甲乙両者は、損害補償すべき事案が発生したときは速やかに相手方に連絡するとともに、必要な書類等を提出するものとする。

（平常時の準備）

第10条 乙が支援活動を円滑に行うための平常時行う準備の内容は、次のとおりとする。

（1）乙は、災害応援に関する調査票（別記様式第2号）を毎年度初めおよび変更がある場合に甲へ提出すること。

（2）乙の構成員に対する本協定の周知に努めること。

（3）災害時等に使用する無人航空機の準備および習熟に努めること。

（訓練の参加）

第11条 乙は、この協定による支援活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第12条 甲および乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。甲又は乙の構成員でなくなった後も、同様とする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の

文書による通知がない場合は、有効期間は更に 1 年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第 14 条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 3 0 年 8 月 3 0 日

甲 鶴 岡 市 長

乙 山形ドローン協会協同組合 代表理事

47 災害に係る情報発信等に関する協定

鶴岡市（以下「甲」）およびヤフー(株)（以下「乙」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、鶴岡市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 甲が、市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 甲が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 甲が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 甲が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

2 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法およ

び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙両者記名捺印のうえ各自その1通を保有する。

平成31年1月25日

甲 鶴 岡 市 長

乙 ヤフー(株) 代表取締役社長

48 災害時における電気自動車からの電力供給 の協力に関する協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）、山形日産自動車販売株式会社（以下「乙」という。）は災害時における電気自動車からの電力供給および電気自動車充電スタンド（以下「充電スタンド」という）の使用について次のとおり協定を締結する。

上記に伴い、電気自動車から施設への電力供給に必要なパワーステーション（給電配電装置）1機を乙は甲に寄贈する。（時期と施設は相談の上）

（目的）

第一条 この協定は、甲及び乙が互いの協力により、鶴岡市内に大規模な地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）による大規模停電が発生し、又は発生のおそれのある場合において、避難拠点（パワーステーション設置拠点）等における電気自動車からの電力供給業務（以下「給電業務」という。）を行う際に、より多くの電気自動車及び充電スタンドを確保し、避難拠点等の円滑な運営を図り、もって市民の生命及び身体の安全を守ることを目的とする。

（協力要請）

第二条 甲は、災害による大規模停電が発生し、又は発生のおそれのある場合において、給電業務のための電気自動車および充電スタンドが必要なときは、乙に対して、協力を要請するものとする。

（協力）

第三条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、応ずるものとする。

（電気自動車の貸与）

第四条 乙は、乙の指定する日時および場所で電気自動車を甲に貸与し、給電業務のために電気自動車を甲に使用させるものとする。

- 2 給電業務の期間は、災害発生から1週間程度とする。残電力量の不足により給電業務の遂行が出来なくなった場合、甲は、前項の規定により貸与を受けた電気自動車を充電することで、期間中において継続的に給電業務を行えるものとする。
- 3 前項に規定する期間の終了後において、必要がある場合は、甲乙協議の上、可能な範囲において、給電業務を継続するものとする。
- 4 甲は、給電業務の終了後、この旨を乙に報告し、遅滞なく、電気自動車を乙に返還するものとする。

(充電スタンドの使用許諾)

第五条 乙は、甲に対して、乙の管理する電気自動車充電スタンドを、乙の指定する日時及び場所において優先的に使用することを許諾する。

(使用上の留意事項)

第六条 甲は、第四条の規定により貸与を受けた電気自動車および前条の規定により使用の許諾を受けた充電スタンドを次のとおり使用するものとする。

(1) 乙が定める使用条件を守り、安全な場所および方法で使用する。

(2) 電気自動車または充電スタンドが故障または何らかの理由により使用できなくなった場合は、乙に速やかに連絡を行い、対応を協議する。

(費用負担)

第七条 電気自動車と充電スタンドの使用料は、無料とする

(賠償)

第八条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、第三者の身体若しくは財産に損害を与え、又は貸与を受けた電気自動車若しくは使用許諾を受けた充電スタンドに損害を与え、若しくは損失したときは、第三者又は乙に対して損害を賠償する。

ただし、乙が甲に貸与する電気自動車を対象として加入する自動車賠償保険により賠償される額については、第三者又は乙に対し賠償の責任を負わないものとする。

(訓練の協力)

第九条 乙は、甲が実施又は後援する訓練に協力するよう努めるものとする。

(広報活動)

第十条 甲及び乙は、災害時において、より多くの電気自動車を確保するために、平常時において広報活動に努めるものとする。

(電気自動車等の情報提供)

第十一条 乙は災害時に給電業務が遂行可能な電気自動車等の情報や電気自動車等の普及促進に資する情報を、適宜甲に提供する。

(連絡調整)

第十二条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲及び乙があらかじめ指定した者が行う。

(細目)

第十三条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協定期間および更新)

第十四条 この協定期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれかの者からもこの協定を終了し、又は変更する意思表示がないときは、この協定期間をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第十五条 この協定に定めない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲
乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各者 1 通
を保有する。

令和元年 1 1 月 2 2 日

甲 山形県鶴岡市馬場町 9 番 2 5 号
鶴岡市
鶴岡市長

乙 山形県鶴岡市美咲町 3 4 番 5 号
山形日産自動車販売株式会社
代表取締役社長

災害時における電気自動車からの電力供給の協力に関する協定細目

「災害時における電気自動車からの電力供給の協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第十三条に基づく細目は、次のとおりとする。

（要請手続き）

第一条 協定書第二条に定める甲の要請は、地震災害の場合においては、鶴岡市内に震度6弱以上が発生した際に行うものとする。

- 2 協定書第二条に定める甲の要請は文書（第一号様式）により乙が市内において運営する店舗（以下「市内店舗」という）に対して行う。
- 3 甲は災害に対応するため速やかに要請をする必要があるときは、前項の規定によらず、口頭で要請をすることができる。
- 4 甲は、前項の規定により口頭で要請をした場合には、後日要請書を市内店舗に送付するものとする。

（日時及び場所）

第二条 協定書第四条1項及び第五条に定める乙の指定する日時及び場所は、市内店舗において所属職員が在社している時間帯及びその店舗とする。

（使用条件）

第三条 協定書第六条1号に定める使用条件は、協定書に定めないものについては、乙が定める「リーフモニターについての確認事項」に記載の条件に準ずるものとする。

（連絡調整者）

第四条 協定書第十二条に定める連絡調整者は、次の者とする

- （1） ア 甲の指定する者
- （2） イ 乙の指定する者

49 災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定

山形県鶴岡市(以下「鶴岡市」という。)、山形三菱自動車販売株式会社(以下「山形三菱」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、鶴岡市内で自然災害、大規模停電その他市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態(以下、「災害等」という。)が発生した場合において、鶴岡市が山形三菱に対して電動車両(以下「車両」という。及び車両からの給電を行う装置(以下「給電装置」という。)の貸与を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 鶴岡市は、災害時等の応急対応や災害復興のために車両及び給電装置を必要とするとき、山形三菱に対して車両及び給電装置の貸与を要請(以下「協力要請」という。)するものとする。

(協力要請方法)

第3条 鶴岡市は、山形三菱に協力要請するときは、協力要請書(様式第1号)を山形三菱に提出するものとする。

2 鶴岡市は、災害等に対応するため速やかに協力要請をする必要があるときは、前項の規定によらず、次の各号に掲げる事項を口頭で連絡することにより、山形三菱に協力要請をすることができる。ただし、鶴岡市は口頭で協力要請をしたときは、当該要求と同様の内容を記載した協力要請書を山形三菱に提出するものとする。

- (1) 協力要請を行った者の職・氏名
- (2) 車両及び給電装置の貸与を必要とする場所
- (3) 現地担当者の職・氏名
- (4) 協力要請の理由
- (5) 協力要請する車種及び台数
- (6) 協力要請の期日及び引き渡し場所
- (7) その他必要な事項

(協力)

第4条 鶴岡市からの協力要請があった場合には、山形三菱は速やかに車両及び給電装置を確保し、危険性等を考慮し可能な範囲内で鶴岡市に貸与するものとする。

- 2 山形三菱は、協力要請に基づき、引渡し場所へ車両及び給電装置を搬送するものとする。
- 3 鶴岡市は、車両及び給電装置の安全な輸送路の選択及び通行に協力するものとする。
- 4 引渡しの日時については鶴岡市と山形三菱が協議して決定するものとする。

(使用上の留意事項)

第5条 鶴岡市は、山形三菱より貸与を受けた車両及び給電装置を以下のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、安全な場所で使用する。
- (2) 鶴岡市内において使用する。ただし、災害等に対応するために移動する場合はこの限りではない。
- (3) 車両及び給電装置が故障又は何らかの理由により使用できなくなった場合は、山形三菱に速やかに連絡をしなければならない。

(補償)

第6条 車両及び給電装置の使用若しくは協力要請中に発生した損害の補償については、以下のとおり扱うものとする。

- (1) 事故等により、鶴岡市及び山形三菱が第三者に与えた物的及び人的損害については、その損害に帰責事由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、責めに帰すべき事由が不明の場合は、鶴岡市及び山形三菱が協議の上、その賠償にあたるものとする。
- (2) 車両及び給電装置の引渡しの往復路における事故により第三者に与えた物的及び人的被害については、山形三菱が賠償責任を負うものとする。
- (3) 車両及び給電装置の故障、車両物損等の修理費用の負担割合については、鶴岡市及び山形三菱が協議し決定するものとする。
- (4) 事故等により、鶴岡市が第三者に与えた物的及び人的事故被害の賠償が生じたときは、山形三菱が加入する自動車保険により賠償するものとする。ただし、賠償により山形三菱に生ずる免責金額については鶴岡市が支払う。

(実績報告)

第7条 山形三菱は、第3条第1項の規定により車両及び給電装置を貸与した場合は、実績報告書(様式第2号)を鶴岡市に提出するものとする。

- (1) 貸与した車両及び車両登録番号

- (2) 貸与した場所
- (3) 貸与した日数及び走行距離
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 本協定に基づく車両及び給電装置の貸与に係る費用は、無償とする。ただし、貸与日数が7日を超える場合には、8日目以降は、鶴岡市が車両及び給電装置一式について費用を負担するものとし、車種毎の一日当りの貸与の単価は鶴岡市と山形三菱が別途協議の上、決定するものとする。

(通知)

第9条 鶴岡市は、要請の内容等に関して重要な変更が生じたときは、山形三菱に通知するものとする。

(実施細目)

第10条 本協定を実施するために必要な事項については、鶴岡市及び山形三菱が協議の上、別に定める。

(協議)

第11条 本協定に定めない事項については、鶴岡市及び山形三菱が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1ヶ月前までに鶴岡市又は山形三菱から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間、本協定は更新されるのとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、鶴岡市及び山形三菱が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年11月22日

甲 山形県鶴岡市馬場町9番25号
鶴岡市
鶴岡市長

乙 山形県山形市五十鈴三丁目 1 番 6 号
山形三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長

50 災害時における福祉避難所の指定等に関する協 定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合における福祉避難所の指定等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が次条に掲げる乙の施設を災害時における福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時にその施設に福祉避難所を開設し、運営することについて、必要な事項を定めるものとする。

（指定施設）

第2条 甲が福祉避難所として指定する乙の施設は、次のとおりとする。

施設名（所在地）

（協力の要請）

第3条 甲は、避難所が開設された場合で、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）があると認めるときは、乙に対して福祉避難所の開設及び甲が指定する要配慮者の当該福祉避難所への受入を要請するものとする。

（受入等）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、要配慮者の受入の可否を速やかに判断し、当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できる限り甲の要請を受け入れるよう努めるものとする。

2 要配慮者の福祉避難所への移送については、原則として当該要配慮者の家族等が行うものとする。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、当該要配慮者を福祉避難所へ移送するよう努めるものとし、乙は、甲から協力の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。

3 甲は、当該要配慮者の介助等にあたる家族等（以下「家族等」という。）について、当該要配慮者とともに福祉避難所に避難させることができるものとし、乙は、家族等を避難所に避難した者として受入を行うものとする。

4 乙は、乙に避難した者が前条の規定による甲の要請がない場合において、要配慮者であると認め、受入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

5 甲は、乙に避難した者を前項の規定による乙の報告に基づき要配慮者であると認めるときは、前条の規定により甲が乙に対し受入の要請をし、乙が受入れたものとみなす。この場合において、家族等については、第3項の規定を適用する。

（受入期間）

第5条 乙が要配慮者を受入れる期間（以下「受入期間」という。）は、災害発生の日から起算して7日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が必要と認める場合は、甲乙協議のうえ、受入期間を延長することができるものとする。

3 乙は、受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。

（物資の提供等）

第6条 乙は、受入れた要配慮者及び家族等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下「物資」という。）を提供するとともに、当該要配慮者の日常生活の支援並びに当該要配慮者が必要とする福祉サービス及び医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うにあたり物資が不足する場合は、可能な範囲内で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 前項の費用の算定方法は、家族等は一般の避難所に避難したものとして算定するものとする。

3 要配慮者が福祉サービス及び医療サービスを利用した場合の費用については、関係法令等の定めるところにより、要配慮者が負担するものとする。

4 甲は、乙から第1項の費用の支払について請求があったときは、すみやかに乙に支払うものとする。

（秘密の保持）

第8条 乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

（協定の解除）

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

（1）受入れた要配慮者又は家族等に対する乙の対応が著しく誠意を欠くと認められるとき。

（2）乙が正当な理由がなくこの協定を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

（3）乙が福祉避難所の運営を維持することができないと認められるとき。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙両者記名のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年1月8日

甲	所在地	鶴岡市馬場町9番25号
	名称	鶴岡市
	代表者職氏名	鶴岡市長

乙	所在地	鶴岡市
	名称	
	代表者職氏名	

51 災害時等における避難者受入れの協力に関する協定

(目的)

第1条 株式会社渡会電気土木（以下「甲」という。）、鶴岡市（以下「乙」という。）及び田代地区自治会（以下「丙」という。）は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、避難者に対して、甲の所有する施設の一部を一時避難所として使用すること等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(対象施設)

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地：山形県鶴岡市田代字広瀬16-2

施設名：株式会社渡会電気土木 田代工場（別紙施設配置図面参照）

(協力内容)

第3条 乙及び丙は、災害時等に必要と認めるときは、この協定に基づき甲に対し、次に掲げる事項の全部又は一部について協力を要請することができる。ただし、甲は、乙及び丙の要請に必ず対応する義務を負うものではない。

(1) 避難者に対し、対象施設の一部を一時避難所として無償で提供すること。ただし、無償提供する場所は甲が指定する。

(2) 避難者に対し、以下のものを可能な限り提供すること

ア 施設運営等のための電源供給

イ 照明及び冷暖房

ウ 井戸ポンプによる給水

エ 携帯電話等の充電のための電源供給

オ テレビ及びラジオによる情報

(3) 前2号に掲げるほか、甲が避難者の一時受入等に関して乙及び丙に協力できる事項

(要請期間及び要請方法)

第4条 乙及び丙が前条の規定により協力の要請をすることができる期間は、災害時等に避難が開始されたときから、災害の状況が改善されるまでの間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙丙協議の上、期間を延長するものとする。

2 本協定に基づく要請は、口頭、電話等の通信手段をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

3 甲は、この協定に基づき協力するときは、遅滞なく、乙及び丙に通知するものとする。

(避難者の退去)

第5条 丙は、前条の規定による避難者の一時的な受入れが終了した場合において、正当な理由なく甲の施設から退去しない避難者がいるときは、甲及び乙と協力し避難者の退去を指示するものとする。

(費用負担)

第6条 この協定に基づく施設の利用に伴う損害及び費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙丙の協議により決定するものとする。

(災害時の情報共有)

第7条 甲乙丙は、第4条に規定する期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有に努めるものとする。

(守秘義務)

第8条 甲は、第3条各号に掲げる事項への協力中に知り得た避難者の個人情報、乙以外の者に漏らしてはならない。

2 乙及び丙は、本協定を締結し、又は本協定に基づく義務を履行する過程において知り得た甲の情報を他に漏らしてはならない。第4条に定める期間が満了した場合も、また同様とする。

(平常時からの備え)

第9条 甲乙丙は、平常時から災害への備えに万全を期するため、本協定に関わる連絡体制を毎年度更新し、変更があった場合は、遅滞なく連絡するものとする。

(地位の継承)

第10条 対象施設の所有者に変更があったときは、甲は、新所有者にこの協定に定める事項を告知する。

2 前項の告知をしたときは、甲は、その旨を乙及び丙に通知するものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(効力)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙丙のいずれからも協定の解除に関する申し出がないときは、本協定は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協定の解除)

第13条 甲は、本協定の解除を2か月前に乙及び丙に通知することで、本協定を解除することができる。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙三者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年1月10日

山形県鶴岡市下山添字一里塚36番地

甲 株式会社渡会電気土木

代表取締役社長

山形県鶴岡市馬場町9番25号

乙 鶴岡市

鶴岡市長

山形県鶴岡市田代字広瀬145番地

丙 田代地区自治会

区長

52 災害時等における給電装置の貸与に関する協力協定

鶴岡市（以下「甲」という。）と株式会社高砂製作所（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鶴岡市内で自然災害や大規模停電その他市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に対して給電装置の貸与を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等の応急対応や災害復興のために給電装置を必要とするときは、乙に対して給電装置の貸与を要請（以下「協力要請」という。）するものとする。

（協力要請方法）

第3条 甲は、乙に協力要請するときは、協力要請書（様式第1号）を乙に提出するものとする。

2 甲は、災害時等に対応するため速やかに協力要請をする必要があるときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を口頭で連絡することにより、乙に協力要請をすることができる。ただし、甲は口頭で協力要請をしたときは、その協力要請と同様の内容を記載した協力要請書を追って乙に提出するものとする。

- （1） 協力要請を行った者の職・氏名
- （2） 給電装置の貸与を必要とする場所
- （3） 現地担当者の職・氏名
- （4） 協力要請の理由
- （5） 協力要請する機材及び台数
- （6） 協力要請の期日及び引渡し場所
- （7） その他必要な事項

（協力）

第4条 乙は、甲からの協力要請があった場合、速やかに給電装置を確保し、可能な範囲内で甲に貸与するものとする。

2 給電装置の引渡し場所は、乙の事業所とする。ただし、乙が運搬する場合は甲の指定し

た引渡し場所で引渡すものとする。

3 引渡しの日時は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(使用上の留意事項)

第5条 甲は、乙より貸与を受けた給電装置を以下のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、安全な場所で使用する。
- (2) 鶴岡市内において使用する。ただし、災害時等に対応するために移動する場合はこの限りではない。
- (3) 給電装置が故障等の理由により使用できなくなった場合は、乙に速やかに連絡をする。

(損害賠償等)

第6条 給電装置の使用申中又は協力要請申中ニ発生シタ損害の賠償については次のとおりとする。

- (1) 本協定に基づく給電装置の貸与に係る事故等により、第三者に物的及び人的被害を与えた場合は、その損害に帰責事由がある者が責任を負うものとする。ただし、責めに帰すべき事由が不明の場合は、甲及び乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。
- (2) 給電装置の故障等の修理費用の負担割合については、甲及び乙が協議し決定するものとする。

(訓練の協力)

第7条 乙は、甲が実施又は後援する訓練に協力するよう努めるものとする。

(実績報告)

第8条 乙は、第3条第1項の規定により給電装置を甲に貸与した場合は実績報告書(様式第2号)を甲に提出するものとする。

(費用の負担)

第9条 この協定に基づく給電装置の貸与は、無償とする。

(通知)

第10条 甲は、協力要請の内容等に関して重要な変更が生じたときは、乙に通知するものとする。

(実施細目)

第11条 本協定を実施するために必要な事項については、甲及び乙が協議の上実施細目で定めるものとする。

(連絡調整)

第12条 本協定及び本協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲及び乙があらかじめ指定した者が行う。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義が生じた場合については、実施細目に定めるもののほか、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、本協定の期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から本協定を終了し、又は変更する意思表示がないときは期間満了の日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年2月19日

甲 山形県鶴岡市馬場町9番25号

鶴岡市
鶴岡市長

乙 神奈川県川崎市高津区溝口1-24-16

株式会社高砂製作所
代表取締役社長

53 災害時の協力に関する協定書

鶴岡市（以下「甲」と言う。）と東北電力ネットワーク株式会社鶴岡電力センター（以下「乙」と言う。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、それぞれ早期の状況把握に努めるとともに、必要な災害情報を共有するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間等の情報を甲に提供するものとする。

3 乙は、第1項について、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する際は、甲は可能な範囲でそれに協力するものとする。

（市町村災害対策本部への社員の派遣）

第3条 大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生、あるいは発生の恐れがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙は必要に応じ甲が設置した災害対策本部にリエゾンを派遣するものとする。

2 派遣されたリエゾンは、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院）、災害復旧対策の中核となる官公署・避難場所等、重要施設への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項を実施するにあたり、乙はあらかじめ優先復旧が必要な重要施設を明らかにし、重要施設リスト等により甲と共有するものとする。

3 電力設備の復旧にあたり、前項で共有された重要施設等への電源車等の復旧設備の使用については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 積雪、なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において乙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

(連絡体制)

第7条 この協定に関する甲、乙それぞれの連絡個所、担当者名、電話番号等については、年1回以上双方で確認のうえ任意様式の連絡先一覧等を作成し、甲、乙それぞれで保持する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和2年4月1日

甲 鶴岡市馬場町9番25号
鶴岡市
鶴岡市長

乙 鶴岡市本町二丁目2番55号
東北電カネットワーク株式会社
鶴岡電カセンター所長

54 新型コロナウイルス感染症等の対応におけるマスクの供給に関する基本協定

鶴岡市（以下「甲」という。）と株式会社トガシ技研（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、新型コロナウイルス感染症等の対応において、乙から甲に対して行うマスクの供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 新型コロナウイルス感染症等の対応において、甲がマスクを必要とするときは、甲は乙に対し乙が製造し、保有し又は調達することが可能なマスクの供給及び運搬について協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 甲の乙に対する要請は、必要な数、搬入先等必要な事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事由により文書で要請できない場合は、電話、ファックス等で要請することができる。この場合、要請後速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の協力）

第4条 乙は、要請を受けたときは、積極的な協力を努めるものとする。

2 乙は、要請に的確に対応するため、マスクの供給可能な体制の保持に努めるものとする。

（運搬及び引渡し）

第5条 乙は、甲から要請を受けた場合は、甲の指定した場所に納入するものとする。

（費用）

第6条 甲は、引き受けたマスクの対価及び運搬に係る経費を負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び経費は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の期間満了の1か月前までに甲又は乙から本協定を終了し、又は変更する意思表示がないときは期間満了の日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年4月23日

甲 山形県鶴岡市馬場町9番25号

鶴岡市
鶴岡市長

乙 山形県鶴岡市丸岡字町の内309番地1

株式会社トガシ技研
代表取締役社長

55 災害時における福祉用具等物資の供給等の 協力に関する協定

鶴岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉用具等物資の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鶴岡市の区域内で、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が、避難所等において必要とされる福祉用具等物資（以下「物資」という。）の供給を、乙から受けることに関して必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（物資供給の要請及び協力）

第3条 甲は、災害時において、緊急に物資を必要とするときは、乙に対してその保有する物資の供給について協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬について可能な限り甲に協力するものとする。

（物資の内容）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の内容は、別表に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

（物資の要請手続）

第5条 甲の乙に対する要請手続は、福祉用具等物資供給要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭その他の方法により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資の供給及び適合確認）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙

が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合には、甲乙協議の上、運搬方法を決定するものとする。

- 2 物資は、引渡場所において、甲又は甲が指定する者が確認の上、受け取るものとする。
- 3 乙は、必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員により現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせて福祉用具等の適合確認を行うものとする。

（運搬車両の通行及び配慮）

第7条 甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、乙の運搬車両を優先車両として通行できるよう配慮する。また、甲は、乙が燃料・車両等の運搬手段の確保が困難な場合には、可能な限り協力するものとする。

- 2 甲は、前条第1項に掲げる引渡場所を指定するときは、各種警報、避難勧告、その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、運搬業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

（報告）

第8条 乙は、物資の供給を行ったときは、福祉用具等物資供給報告書（第2号様式。以下「報告書」という。）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭その他の方法により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（費用）

第9条 乙が甲に供給した物資及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第10条 乙は、物資の供給に要した費用について、報告書の提出後、甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（損害の負担）

第11条 この協定に基づく協力の実施に当たり損害（物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議の上、定めるものとする。

（連絡体制）

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制を円滑に推進するため、連絡責任者名簿

(第3号様式。以下「名簿」という。)を作成し、これを互いに提出して情報連絡体制を確認するものとする。

2 名簿に変更が生じた場合は、改正した名簿を速やかに相手方に提出するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第13条 乙は、甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練など平常時における防災活動への協力を努めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(疑義の決定)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年7月27日

甲 山形県鶴岡市馬場町9番25号
鶴岡市
鶴岡市長

乙 東京都港区浜松町2丁目7番15号
一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長

別表（第4条関係）

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、 特殊寝台及び付属品、車椅子及び付属品、床ずれ防止用具、 体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、 移動用リフト、医療関連用品 等
------------	--

第 1 号様式（第 5 条関係）

福祉用具等物資供給要請書（第 回）

年 月 日

一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 様

鶴岡市長

災害時における福祉用具等物資の供給等の協力に関する協定第 5 条に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

要 請 物 資	No.	品 目	数 量	備 考
引 渡 場 所	施 設 名 : 所 在 地 :			
担 当 者	所 属 ・ 氏 名 : 電 話 番 号 :			
そ の 他 連 絡 事 項				

第2号様式（第8条関係）

福祉用具等物資供給報告書（第 回）

年 月 日

鶴岡市長 様

一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長

災害時における福祉用具等物資の供給等の協力に関する協定第8条に基づき、下記のとおり物資を供給したので、報告します。

記

供 給 物 資	No.	品 目	数 量	備 考
搬 入 場 所	施 設 名 : 所 在 地 :			
履 行 期 日	年 月 日 ()			
報 告 者	所 属 ・ 氏 名 : 電 話 番 号 :			
そ の 他 連 絡 事 項				

第 3 号様式（第 1 2 条関係）

連絡責任者名簿

【 鶴岡市 】

所 属	
氏 名	
電 話 番 号	
F A X	
E - M a i l	

【一般社団法人 日本福祉用具供給協会】

所 属	
氏 名	
電 話 番 号	
F A X	
E - M a i l	

56 災害時における隊友会の協力に関する協定

鶴岡市（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会山形県隊友会鶴岡田川支部（以下「乙」という。）は、災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために行う協力活動（以下「協力」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鶴岡市において自然災害や大規模事故、緊急対処事態その他市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれが発生した場合において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 協力内容は、次のとおりとする。

- （1）災害関連情報の収集及び伝達（リエゾン（情報連絡員）派遣を含む。）
- （2）避難所の開設及び運営に係る業務
- （3）救援物資搬出入等の集積、分類、発送仕分け等に係る業務
- （4）その他甲が必要と認める災害応急対策業務

（協力要請）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、前条に定める協力内容を乙に要請することができるものとする。

- 2 協力要請は文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等によりすることができることとし、要請後、速やかに文書を送付するものとする。
- 3 甲は、協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。
- 4 乙は、甲の要請に基づき可能な限り協力に応ずるものとする。

（安全の確保）

第4条 甲は、その要請を受けて協力する乙の会員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮しなければならない。

（協力のための準備）

第5条 乙は、初動の対応の迅速を図るため、平素から連絡体制を整備しておくものとする。

- 2 乙は、甲の求めに応じ、現在の連絡員、協力可能人員等を通知するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が協力を行うために要した経費については、原則として、乙が負担するものとする。

る。

2 その他経費の算出等については、甲乙協議して定めるものとする。

3 乙は、必要に応じて乙の負担で「ボランティア活動保険」に加入するものとする。

(損害補償等)

第7条 乙は、協力をした乙の会員が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を負った場合は、前条第3項の保険の範囲内でその会員等に補償し、乙及び乙の会員等は甲にその補償を求めないものとする。ただし、災害対策基本法に基づく応急措置の業務に従事した者に対する補償については、この限りでない。

(訓練等)

第8条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に実施するため、甲が実施する訓練等に積極的に参加するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 乙及び乙の会員は、協力を行う上で知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。協力の終了及び協定の解除後においても同様とし、必要な処置を講じるものとする。

(協定の有効期間等)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年9月11日

甲 山形県鶴岡市馬場町9番25号
鶴岡市
鶴岡市長

乙 公益社団法人隊友会
山形県隊友会鶴岡田川支部
支部長

57 山形県自主防災組織整備推進要綱

昭和54年3月23日

山形県防災会議

1 目 的

この要綱は、地震時の災害による被害の防止又は軽減を図るため、地域住民又は施設の関係者による自主的な防災組織の整備を推進することを目的とする。

2 整備推進機関

- (1) 自主防災組織の整備は、災害対策基本法第5条第2項に基づき、市町村が推進するものとする。
- (2) 県及び防災関係機関は、有機的連携のもとに市町村の整備推進活動に積極的に協力するものとする。

3 整備推進する自主防災組織

- (1) 地域の自主防災組織
住民の各地域における自発的な防災組織
- (2) 施設の自主防災組織
大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有している施設の自発的な防災組織

4 地域の自主防災組織の整備

- (1) 自主防災組織の重点推進地区
全県的に整備を推進するものとし、特に災害危険度の高い次のような地域に重点をおき、推進を図るものとする。
ア 木造家屋の集中している市街地
イ 地すべり等災害危険区域
ウ 消防水利、道路事情により消防活動等の困難な地域
- (2) 自主防災組織の規模
地域の自主防災組織は、次の事項に留意して住民がもっとも効果的な防災活動が行える地域を単位として整備を推進するものとする。
ア 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。
イ 住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有する地域であること。
- (3) 自主防災組織の育成
既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、次のような方法等により組織づくりを推進する。
ア 町内会、自治会の自治組織活動に防災活動を組み入れる。
イ 防犯協会、防火協会の活動を行っている組織に防災活動の組み入れ又はその充実強化を図る。
ウ 婦人団体、青年団体、P・T・A等その他の地域で活動している組織に防災活動を組み入れる。

5 施設の自主防災組織の整備

- (1) 整備推進施設
次のような施設を対象に整備の推進を図るものとする。
なお、法令により防火管理者等をおき、消防計画を作成し、自衛消防組織を設置している施設については、新たに自主防災組織の設置の必要はなく、地震対策を考慮する等その防災体制充実強化を図って自主防災体制を整備するものとする。

ア 高層建築物、劇場、百貨店、旅館、学校など多数の者が利用する施設

イ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防災活動を行う必要がある施設

(2) 複合施設の自主防災組織

同一施設内に複数の事業所が所在する雑居ビル等の施設において、個々の事業所が独自に自主防災組織を設置することが効率的でない場合は、これらの事業所が共同して自主防災組織を設けるものとする。

(3) 防災責任者の設置

施設の自主防災組織には、防災業務を推進する責任者として防災責任者を置くものとする。ただし、法令に基づいてこれと同様な職務を有することが定められている場合は、その者をして防災責任者とすることができる。

6 自主防災組織の連絡会議

地域の自主防災組織の区域内に施設の自主防災組織が存在する場合、又は同一施設に複数の自主防災組織が存在する場合には、これらの組織活動を調整するため連絡会議等を設けるものとする。

7 自主防災組織の整備推進及び自主防災組織に対する協力

(1) 市町村

ア 自主防災組織の整備推進を図り、住民等に対し自発的な防災組織の必要性和防災意識の高揚を図るため「モデル自主防災組織育成整備事業」及びその他必要な事業を実施するものとする。

イ 町内会長等地域の指導者及び施設の管理者を対象に自主防災組織の育成について指導するとともに、災害及び防災に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施するものとする。

ウ 自主防災組織が整備する防災資機材の備蓄に関し、積極的に協力するものとする。

エ 自主防災組織が実施する防災訓練に対し指導するとともに、訓練用資材の提供等協力を努めるものとする。

(2) 県

市町村が行う自主防災組織の整備推進活動及び市町村が行う自主防災組織に対する協力活動について、県は、積極的に指導及び協力を努めるものとする。

(3) その他の防災関係機関

市町村が行う自主防災組織の整備推進活動に対し、その他の防災関係機関は、積極的に協力するものとする。

58 市町村総合防災訓練実施要綱

平成7年10月1日

山形県

改正 平成19年1月4日

改正 平成22年4月1日

1 目的

この要綱は、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災を契機として、災害発生時における初動態勢、自主防災体制及び広域応援体制等の防災活動の円滑化を期するとともに、関係機関相互の協力体制を確立し、地域住民の防災意識の高揚を図るために市町村が実施する総合防災訓練について、その細目を定めたものである。

2 実施

市町村は、地域住民及び防災関係機関の協力のもと、訓練効果の期待できる時期を選定し、総合防災訓練を年1回実施するものとする。

なお、県は市町村の総合防災訓練の実施に積極的に協力するものとする。

3 訓練内容

総合防災訓練は、震災、風水害等及びその被害に係る想定を明確にし、別紙の「訓練の体系」及び「訓練の項目」を重点的に取り入れた実践的なものとする。

- ① 初動態勢の強化を図るため、職員の動員配置訓練及び災害対策本部設営訓練（情報の収集伝達等）を実施する。
- ② 自主防災体制強化を図るため、消防団、自主防災組織及び地域住民等による初期消火、避難誘導訓練及び応急救護訓練等を実施する。
- ③ 広域応援体制の強化を図るため、自衛隊に対する災害派遣の要請の訓練、他の市町村等に対する医療、消防、物資等各般にわたる応援要請の訓練等を実施する。
- ④ 被災者の避難生活を確保するため、避難所の設置運営訓練を実施する。
- ⑤ 防災ボランティアに対する受け入れ窓口を明確にし、防災ボランティアを活用した訓練を実施する。
- ⑥ 高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮した、社会福祉施設、病院等による情報伝達訓練、避難誘導訓練等を実施する。
- ⑦ 都市型災害に対応した、道路等の交通対策、電気、電話、ガス、上下水道などの生活関連施設復旧対策の訓練を実施する。

4 参加機関

市町村地域防災計画の中で防災業務の実施機関としている市町村、県、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者並びに地域住民とする。

5 訓練計画の報告

市町村は、翌年度の訓練計画を別紙様式により、当該年度の1月末まで所管する各総合支庁を経由して危機管理課に報告するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

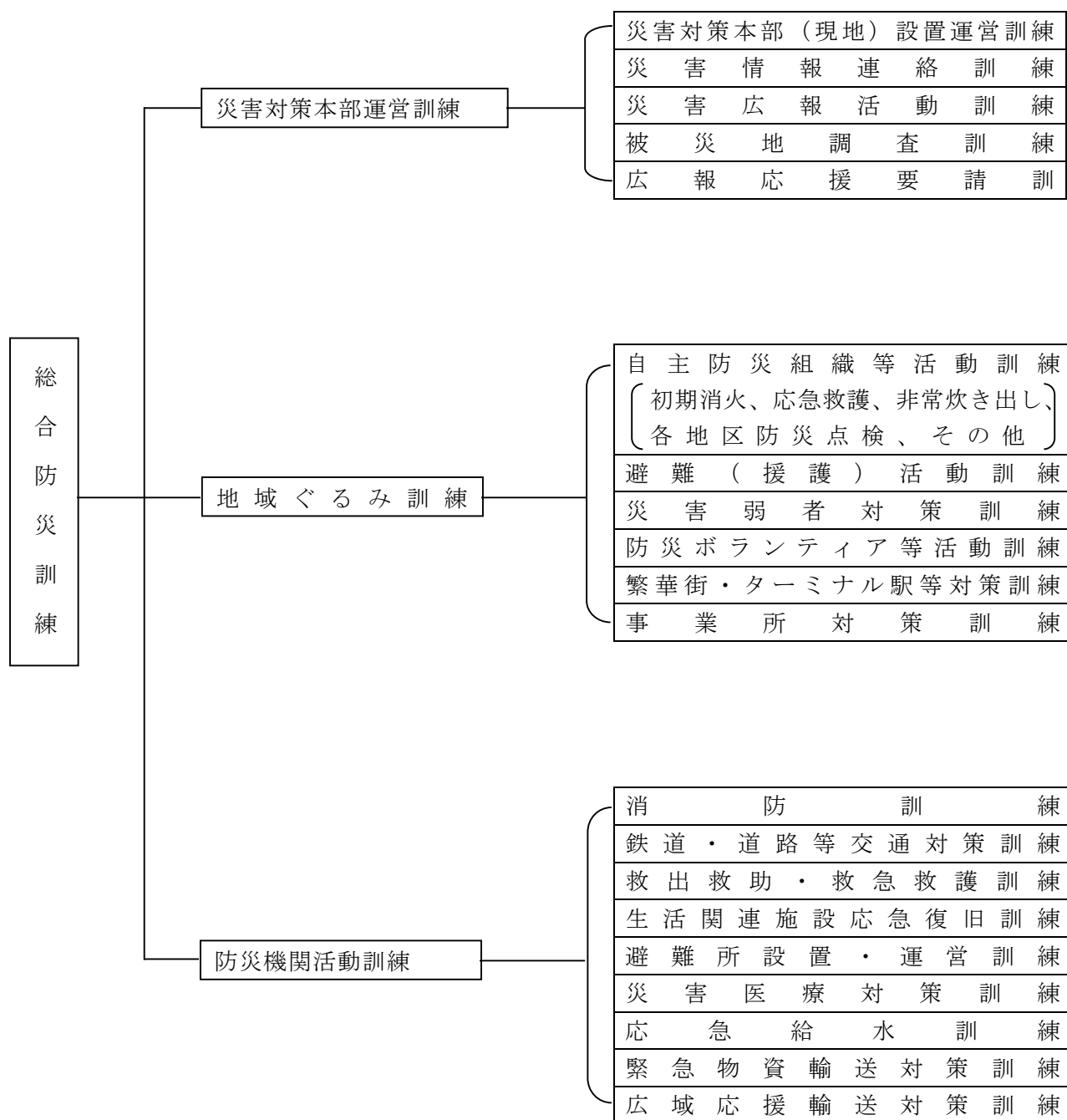
附 則

- 1 この要綱は平成 1 9 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

(訓練体系)



〔訓練の項目〕

訓練項目		実施概要	実施機関
災害対策本部運営訓練	災害対策本部（現地）設置運営訓練	災害に対する災害応急活動の中核機能としての、災害対策本部・現地対策本部を設置運営する。	市町村 県
	災害情報連絡訓練	災害対策を円滑かつ適切に実施するため、気象予報及び被害状況の収集伝達、住民の安全対策及び被害施設復旧対策に関する情報連絡訓練を実施する。	市町村 県 警察 自衛隊
	災害広報訓練	災害時における住民の安全確保を図るため、防災行政無線等により、避難誘導及び冷静適切な行動を呼びかける等、災害広報活動をする。	市町村 消防本部 放送機関
	被災地調査訓練	災害応急対策活動を適切に実施するため、被害状況等を調査するとともに、その結果を被害状況写真等とともに対策本部に報告する。また、本部長等がそれぞれの被災現地を実施視察する。	市町村 消防本部 県 警察 自衛隊
	広域応援要請訓練	広域的な災害対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊に対する災害派遣要請、日赤に対する医療救護の要請、他の市町村等に対する災害応急対策の応援要請訓練を行う。	市町村 県 自衛隊 日赤県支部
地域ぐるみ訓練	自主防災組織等活動訓練	自主防災組織等を中心とした住民による組織単位の避難対策、高齢者・障害者等災害弱者の避難援護活動、初期消火、応急救護活動等の住民主導の災害安全対策を実施する。	市町村 消防本部・消防団 自主防災組織 住民
	避難（援護活動）訓練	地すべり、津波等による被害を防止するため地域住民を安全な避難場所に避難させる。	市町村 消防団 自主防災組織 住民
	災害弱者対策訓練	社会福祉施設入所者及び在宅寝たきり老人等災害弱者の災害安全対策を確保するため、自衛隊、自主防災組織、防災機関による避難誘導訓練を実施する。	市町村 消防団 自主防災組織 住民・各施設
	防災ボランティア等活動訓練	避難住民等による被災者の応急救護等の訓練を実施する。	市町村 学校 日赤県支部 住民
	繁華街・ターミナル駅等対策訓練	繁華街・ターミナル駅等発災時に心理的不安を誘発しやすい場所において、混乱防止対策訓練及び避難誘導訓練等を実施する。	消防本部 ＪＲ東日本
	事業所対策訓練	各事業所において、自衛消防隊を中心とした避難誘導訓練及び初期消火訓練等を実施する。	消防本部 各事業所
防災活動	消防訓練	住居地及び林野での大規模火災に対処するため消防本部が中心となり、機動力ある消火活動及び延焼阻止活動、火災現場からの救出・救助及び	消防本部 消防団 警察

		救急・救護活動等を実施する。	自衛隊
	道路等交通対策訓練	道路での事故車両、ビル・電柱の倒壊、倒木等に対応した道路啓開、緊急輸送路確保訓練を実施する。	市町村 警察
	救出救助・ 救急救護訓練	火災・ビル倒壊及び車両事故等により負傷した者の救出・救助、救急・救護活動を実施する。	消防本部 消防団 警察 自衛隊
	生活関連施設 応急復旧訓練	被害を受けた電気・ガス・水道・電話の生活関連主要施設の復旧対策を実施する。	市町村 N T T 東北電力 ガス事業者 液化石油ガス販売事業者
	避難所設置運営訓練	被災した住民を救護するため、避難所を開設し、非常炊き出し、応急給食、仮設トイレの設置等の訓練を実施する。	市町村 N T T 東北電力 日赤県支部
	災害医療対策訓練	負傷した者に対し、応急医療救護所及び仮設病院において災害医療対策を実施する。 なお、重傷者については、後方医療機関へ搬送する。	市町村 県 消防本部 自衛隊 医師会 日赤県支部
	応急給水訓練	被災した住民に給水を行うため、応急給水等により飲料水を避難所まで輸送する。	市町村 自衛隊
	緊急物資輸送対策訓練	被害を受けた避難住民に対し、食料、毛布等の物資を緊急輸送し、避難所で配布する。	市町村 日赤県支部 県トラック協会
	広域応援輸送対策訓練	広域防災体制の確立を期するため、県市町村を越えた相互応援訓練を実施する。	市町村 県 警察 県トラック協会
	災害情報及び 被害状況報告訓練	防災活動体制の万全を図るため、防災関係機関は、災害状況等について、山形県地域防災計画により所管する事項を報告する。	N T T 東北電力 ガス事業者 水道事業者 J R 東日本

別紙

市町村総合防災訓練の実施計画

市町村名		
担当者	所 属	
	職 名	
	氏 名	

訓練の名称	
訓練主催団体	
訓練実施日時	平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分
訓練場所	
訓練概要	
重点項目	
備考	
【陸上自衛隊に派遣を依頼する場合に記入】	
自衛隊の訓練内容	・ 自衛隊の訓練所要 (予定) 時間 時間 分
訓練派遣にかかる 資機材の種類等	(1) ヘリコプター 機 () 訓練 (2) (3) (4) (5)

59 山形県防災資機材等管理運営要綱

平成7年12月1日

山形県

改正 平成 17 年 10 月 3 日

平成 25 年 10 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、大規模な地震や災害が発生した場合に、広域的な救援救護及び応急復旧等の災害応急活動を行うため、県が整備し、備蓄する防災資機材等の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(防災資機材等の種類・数量及び備蓄並びに管理等)

第2条 この要綱でいう防災資機材等の種類・数量及び備蓄場所は、別表1の通りとする。

2 防災資機材等の管理は各総合支庁長（以下「防災資機材等管理者」という。）が行う。

3 防災資機材等管理者は年度末における防災資機材等の管理状況を別紙様式第1号により、4月10日までに知事に報告しなければならない。

(防災資機材等の評価)

第3条 知事は、防災資機材等の評価を行うために、防災資機材等評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置するものとする。

2 評価委員会は毎年度当初において、防災資機材等の評価を行い、その結果を知事に報告しなければならない。

3 評価委員会の組織及び運用に関する事項は別に定めるものとする。

(供与)

第4条 この防災資機材等は、次の場合に市町村等防災関係機関の長の要請に基づき供与を行う。

（1）地震等の災害発生時において災害応急対策の用に供するとき。

（2）防災資機材等の有効活用を図るとともに地域防災力を強化するため、自主防災組織等の訓練の用に供するとき。

（3）その他、特に防災資機材等の供与を適当と認めるとき。

(供与の手続き)

第5条 前条第1項第1号の場合、防災資機材等の供与を受けようとする者は、電話等により知事に供与の要請を行い、事後速やかに別紙様式第2号により供与申請書を知事に提出するものとする。

2 前条第1項第2号の場合の手続きについては別に定めるものとする。

3 前条第1項第3号の場合、防災資機材等の供与を受けようとする者は、事前に供与申請書を知事に提出しなければならない。

(供与の決定)

第6条 知事は、前条第1項又は第3項の規定による供与申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに供与を決定し、別紙様式第3号による供与決定通知書を供与申請者に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の規定に基づく供与申請にあつては、口頭又は電話等により供与の決定をすることができる。この場合前項の供与決定通知書は、当該決定後に交付するものとする。

(供与の条件)

第7条 前条に定める供与を決定するときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 防災資機材等の引き渡しに要する経費及び防災資機材等の供与期間中におけるそれらの管理に要する経費は、供与を受けた者の負担とする。
- (2) 防災資機材等は、供与の目的以外に使用しないこと。
- (3) 防災資機材等は、善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (4) 未使用の防災資機材等については返還すること。

(貸与)

第8条 この防災資機材等は、次の場合に市町村等防災関係機関の長の要請に基づき貸与を行う。

- (1) 地震等の災害発生時において災害応急対策の用に供するとき。
- (2) 防災訓練等で防災資機材等の操法等に習熟するため使用するとき。
- (3) その他、特に防災資機材等の貸与を適当と認めるとき。

(貸与の手続き)

第9条 前条第1項第1号の場合、防災資機材の貸与を受けようとする者は、電話等により知事に貸与の要請を行い、事後速やかに別紙様式第2号により貸与申請書を知事に提出するものとする。

2 前項以外の場合、防災資機材等の貸与を受けようとする者は、事前に貸与申請書を知事に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第10条 知事は、前条の規定による貸与申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに貸与を決定し、別紙様式第3号による貸与決定通知書を貸与申請者に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定に基づく貸与申請にあつては、口頭又は電話等により貸与の決定をすることができる。この場合前項の貸与決定通知書は、当該決定後に交付するものとする。

(貸与の条件)

第11条 前条に定める貸与を決定するときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 防災資機材等の引き渡し及び返還に要する経費並びに防災資機材等の借り受け期間中におけるそれらの管理に要する経費は、当該借受者の負担とする。
- (2) 防災資機材等は、貸与の目的以外に使用しないこと。
- (3) 防災資機材等は、善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (4) 防災資機材等は、貸与期間満了後、速やかに点検、整備して返還すること。ただし、知事が必要に応じて防災資機材等の返還を要求したときは、直ちにこれに応ずること。

(き損・亡失等)

第12条 防災資機材等の貸与を受けた者が、防災資機材等をき損又は亡失等により、貸与を受けたときの状態で返還することができなくなったときは、その事実及び事由について別紙様式第4号による防災資機材等き損・亡失届けを速やかに知事に提出するとともに、原則として、貸与を受けた者の責任において修理し、又は補てんしなければならない。

(引き渡し)

第 13 条 防災資機材等の引き渡しは、知事が指定する日時及び場所において行う。

(使用報告書)

第 14 条 防災資機材等の供与及び貸与を受けた者は、その使用を終了したときは速やかに別紙様式第 5 号による防災資機材等使用報告書を知事に提出しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、防災資機材等の管理運用について必要な事項はその都度別に定める。

附 則

この要綱は、平成 7 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

別表 1

防災資機材等の種類・数量及び備蓄場所

(単位：食、本、枚、セット、基、台)

総合 支庁	種類	供与用								貸与用		総合 支庁 用
		保存食 (アルファ ー米)	飲料水	毛 布			防災 シート	トイレ セット	避難 用テ ント	簡易 トイレ	エアー テ ント	非常 用電 源装 置
	財源	基金	基金	一般	基金	小計	一般	基金	基金	一般	一般	一般
村 山	本庁舎	14,400	4,800	245	600	845	245	4,800	10	12	1	1
	西庁舎	7,200	2,400	125	300	425	125	2,400	5	6		1
	北庁舎	7,200	2,400	125	300	425	125	2,400	5	6		1
	小計	28,800	9,600	495	1,200	1,695	495	9,600	20	24	1	3
最 上	本庁舎	7,200	2,400	125	300	425	125	2,400	10	6		1
置 賜	本庁舎			125		125	125			6	1	1
	防 雪 センター	9,600	3,216		400	400		3,200				
	西庁舎	4,800	1,584	125	200	325	125	1,600	10	6		1
	小計	14,400	4,800	250	600	850	250	4,800	10	12	1	2
庄 内	本庁舎			250		250	250			14	1	1
	消 防 学 校	21,600	7,200		900	900		7,200	20			
	小計	21,600	7,200	250	900	1,150	250	7,200	20	14	1	1
計		72,000	24,000	1,120	3,000	4,120	1,120	24,000	60	56	3	7

様式第 1 号

防災資機材等管理状況報告書

番 号
平成 年 月 日
総 合 支 庁 長

山形県知事 殿

山形県防災資機材等管理運営要綱第 2 条第 3 号の規定により、下記のとおり報告します。

記

名 称	財 源	購 入 数 量	納 品 年月日	耐用年 数(保証 年数)	保 管 場 所	管理 状況	年 度 当 初 数 量	年度末 数 量	増 減	備 考
保存食 (アルファ米)	基金									
飲料水	基金									
毛 布	一般									
毛 布	基金									
防水シート	一般									
トイレセット	基金									
簡易トイレ	一般									
避難用 テント	基金									
エアー テント	一般									
非常用 電 源 装 置	一般									

様式第 2 号

防災資機材等供与・貸与申請書

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

職 氏 名

防災資機材等を下記により供与・貸与していただきたく申請いたします。

記

- 1 使用目的
- 2 防災資機材等の種類及び数量
- 3 貸与期間

供与・貸与を受ける日	年	月	日
返 却 日	年	月	日

様式第 3 号

防災資機材等供与・貸与決定通知書

番 号
年 月 日

殿

山形県知事 印

年 月 日 号により申請のあった防災資機材等の供与・貸与について、下記のとおり決定します。

記

- 1 使用目的
- 2 防災資機材等の種類及び数量
- 3 貸与期間

供与・貸与を受ける日	年	月	日
返 却 日	年	月	日

- 4 引き渡し日時及び場所

様式第 4 号

防災資機材等き損・亡失届

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

職 氏 名

防災資機材等下記により供与・貸与していただきたく申請いたします。

記

- 1 使用目的
- 2 防災資機材等の種類及び数量
- 3 貸与期間

供与・貸与を受ける日	年	月	日
返却日	年	月	日

様式第 5 号

防災資機材等使用報告書

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

職 氏 名

年 月 日 号により供与・貸与を受けた防災資機材等の使用状況等は下記のとおり
ですので報告します。

記

- 1 災害等発生（訓練）日時
- 2 災害等発生（訓練）場所
- 3 被害（訓練）状況
- 4 使用状況
- 5 返還年月日
- 6 その他特記事項

60 山形県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

平成10年6月1日

山形県

改正 平成 12 年 12 月 14 日

平成 13 年 4 月 1 日

平成 18 年 4 月 1 日

平成 27 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第14条第6項の規定により、消防防災ヘリコプターの緊急運航（要綱第13条第1項第4号に規定する活動を除く。以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2条 緊急運航については、要綱、臓器移植法の施行に伴う山形県消防防災ヘリコプターによる臓器搬送取扱要領及び山形県消防防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、山形県消防防災ヘリコプター緊急運航基準（別紙）に該当する場合に行うものとする。

(緊急運航の要請)

第4条 緊急運航の要請は、緊急運航を要する事態が発生した市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の長が山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課消防救急主幹（以下「運航責任者」という。）に対し行うものとする。

(緊急運航要請の手続)

第5条 前条の緊急運航の要請は、次の各号に掲げる時間帯の区分に応じ当該各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 午前8時30分から午後5時15分まで 消防防災航空隊に対して電話等にて速報の後、山形県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（別記様式。以下「緊急運航要請書」という。）を当該隊にファクシミリにて提出

(2) 前号に掲げる以外の時間帯 消防防災航空隊長又は副隊長に対して電話にて速報の後、緊急運航要請書を消防防災航空隊にファクシミリにて提出

(緊急運航の決定)

第6条 総括隊長は、第4条の規定による緊急運航の要請を受けたときは、緊急運航を要する事態の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ出動の可否を決定する。

2 総括隊長は、出動の可否を決定したときは、直ちに緊急運航を要請した市町村等の長（以下「要請者」という。）に対し緊急運航の可否を伝達するとともに、緊急運航を行う場合にあっては、速やかに要請内容に対応する出動体制を整備し、運航責任者に対する緊急運航の報告、山形県警察本部航空隊及び陸上自衛隊第6師団第6飛行隊並びに海上保安庁酒田海上保安部（海等での水難救助等の場合に限る。）に対する緊急運航の通報を行うものとする。

（受入態勢）

第7条 要請者は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入態勢を整えるものとする。

- （1）離着陸場所の確保及び安全対策
- （2）傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- （3）空中消火基地の確保
- （4）その他必要な事項

（報告）

第8条 運航責任者は、災害等が収束した後、必要に応じ、要請者に対し当該災害等の状況について報告を求めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年12月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

山形県消防防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

消防防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に行うものとする。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合)
- (3) 非代替性 消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。(既存の資機材・人員等では、十分な活動が期待できない又は活動できない場合)

2 緊急運航基準

消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりとする。

- (1) 火災防ぎょ活動
 - ア 林野火災における空中消火
地上における消火活動では消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合
 - イ 被害状況等の調査及び情報収集活動
大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合
 - ウ 消防隊員及び消防資機材等の搬送
大規模火災等において、人員及び資機材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が極めて有効と認められる場合
 - エ その他、消防防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合
- (2) 救助活動
 - ア 河川や海等での水難事故、山岳遭難事故等における搜索及び救助
水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは、対応できないと認められる場合
 - イ 高層建築物等の火災における救助
高層建築物等の火災において、地上から救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合
 - ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者の救出
山崩れ、地震、洪水等の災害により、陸上から救出が困難で、救出が緊急に必要と認められる場合
 - エ 高速道路等の事故における救助
高速道路及び自動車専用道路上、航空機、列車等での事故で、救急車での収容、搬送が困難と認められる場合
 - オ その他、消防防災ヘリコプターによる救助活動が有効と認められる場合
- (3) 救急活動
 - ア 救急患者の搬送
消防防災ヘリコプターによる搬送が有効であると認められる場合
 - イ 傷病者発生地への医師及び医療器材等の搬送
山村及び離島等の交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師及び器材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

遠隔地の高度医療機関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

エ 大規模災害時の医師等及び資機材の搬送

大規模災害時において、医師等及び資機材の搬送が必要と認められる場合

オ その他、消防防災ヘリコプターによる救急活動が有効と認められる場合

(4) 災害応急対策活動

ア 被災状況等の調査及び情報収集活動

地震、津波、台風、大雨等の自然災害若しくはガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

イ 食料、衣料その他生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料その他の生活必需品・復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に搬送する必要があると認められる場合

ウ 災害に関する情報及び警報等の伝達等広報活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められる場合

エ その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(5) 広域応援要請に基づく活動

緊急消防援助隊運用要綱（平成27年3月31日付け消防広第74号 各都道府県知事あて消防庁長官通知）、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号。各都道府県知事あて消防庁次長通知）、大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定（平成7年10月31日締結）及び消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定（平成12年3月1日締結）等に基づく要請のあった場合

附 則

この基準は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

「山形県消防防災ヘリコプターによる交通遠隔地の救急活動基準」は、廃止する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

山形県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

要 請 市 町 村 等	市・町・村	発信者
緊 急 運 航 事 態 種 別	(1)火災 (2)救助 (3)救急 (4)災害応急 (5)その他	
要 請 内 容	(1)火災 (2)救助 (3)救急 (4)物資輸送 (5)偵察 (6)その他	
発生場所 目標	住 所 目 標 消防防災航空マップ 縦座標軸 横座標軸 G P S （世界測地系） 北緯 東経	
発 生 日 時	平 成 年 月 日 曜日 時 分頃	
事 故 概 要 又 は 災 害 概 要		
気 象 状 況 (災 害 現 場)	天候 風向 風速 気温 ℃ 視界 気象情報	
必 要 資 機 材		
出 動 先 離 着 陸 上	場所 目標（名称） 消防防災航空マップ 要請側病院名 縦座標軸 横座標軸	
搬 送 先 離 着 陸 上	場所 目標（名称） 消防防災航空マップ 搬送先病院名 縦座標軸 横座標軸	
傷 病 者 名	住 所 氏 名 生年月日 年 月 日生（ 歳） 傷病名 重・中・軽 男 女	
現 地 搭 乗 者	有 無 職名 氏名	
地 上 指 揮 者	指揮者名 職名 氏名	
コ ー ル サ イ ン	無線種別（全国波・県内波）コールサイン	
他 の ヘ リ の 活 動 要 請	有 無 機関名	
要 請 日 時	平 成 年 月 日 曜日 時 分	
※以下の事項については、消防防災航空隊で活動を決定後至急連絡します。		
航 空 指 揮 者	指揮者名	
コ ー ル サ イ ン	無線種別（全国波・県内波）コールサイン	
到 着 予 定 時 間	平 成 年 月 日 曜日 時 分	
活 動 予 定 時 間	時間 分	
※その他の特記事項		
		受理者

山形県消防防災ヘリコプターの市町村防災訓練等参加に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第21条第2項の規定により、山形県消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）が市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合、各消防本部並びにその他の関係機関（以下「市町村等」という。）の実施する訓練に参加する場合の参加基準及び申込手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(参加基準)

第2条 消防防災ヘリの参加は、市町村等が主催する防災訓練及び消防訓練（以下「防災訓練等」という。）とする。

2 消防防災ヘリの訓練種目は、火災防ぎょ訓練、救出救助訓練、救急搬送訓練、物資輸送訓練及び偵察訓練等とし種目数は協議のうえ決定する。

(申込手続)

第3条 防災訓練等に消防防災ヘリの参加を希望する市町村等の長（以下「申請者」という。）は、希望する年度の前年度1月末日までに山形県消防防災ヘリコプター参加年間予定表（様式第1号）を、また、訓練日の属する月の3ヶ月前の月の末日までに山形県消防防災ヘリコプター訓練参加申込書（様式第2号）及び防災訓練等の計画書を危機管理監（以下「総括管理者」という。）に提出するものとする。

2 前項の規定により提出すべき書類は、すべて消防防災航空隊を経由しなければならない。

(参加の決定)

第4条 総括管理者は、前条の規定による訓練参加申込書が提出されたときは、要綱第12条に定める運航計画との調整及び訓練場所の飛行条件等の調査を行うとともに、次の事項に十分配慮し、参加の可否を決定し、その結果を山形県消防防災ヘリコプター訓練参加通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(1) 市町村等の共催など、広域的な訓練を優先すること。

(2) 同一日に複数の申請があった場合には、過去の訓練実績を配慮し、特定の地域に偏らないように配慮すること。

(3) 単独の申込の場合でも、特定の市町村に訓練実績が偏らないように配慮すること。

(4) 防災訓練等の内容については、地域の災害特性等を踏まえた具体性のあるものであること。

2 総括管理者は、前項の通知をする場合、必要な条件を付けることができる。

(参加の中止等)

第5条 市町村等の防災訓練等への参加前又は参加中に要綱第16条に規定する緊急運航を要する事態が生じた場合は、訓練参加を中止又は中断する。

2 防災訓練等の当日の気象条件が消防防災ヘリの運航に適さない場合は、総務部危機管理室総合防災課長より申請者に連絡し、訓練の一部又は全部の参加を中止する。

(市町村等の措置)

第6条 市町村等の長は、第4条の規定による参加通知があった場合、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 消防防災ヘリの離着陸場所を確保し、航空法施行規則第 172 条の 2 に規定する飛行場外離着陸許可申請に係る飛行場外離着陸場（以下「場外離着陸場」という。）位置図と場外離着陸場の土地使用承諾書を作成し、訓練日の 1 ヶ月前までに消防防災航空隊に提出すること。
- (2) 離着陸地帯には所定の標識を設け、散水等必要な措置を講ずること。
- (3) 消防防災ヘリの離着陸に際しては、人員を配置して離着陸地帯及びその付近への立ち入りを禁止すること。
- (4) 消防防災ヘリの離着陸に伴う騒音、砂塵等については、事前に離着陸場所及び訓練場所周辺住民の理解を得ておくこと。また万一これらの苦情が発生した場合には、市町村等の責任で処理すること。
- (5) 消防防災航空隊が行う場外離着陸場の事前調査及び事前の訓練に関しては、第 2 号から第 4 号までに掲げる処置を講ずること。
- (6) 訓練に必要な資機材の借用、陸上輸送等が必要な場合には、所要の協力を行うこと。

（訓練に伴う事故）

第 7 条 消防防災ヘリの運航上の事故を除き、市町村等の重大な過失に伴い訓練参加者及び第三者に損害を与えた事故については、県は責任を負わないものとする。

（その他）

第 8 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 10 年度の防災訓練等に係る山形県消防防災ヘリコプター参加年間予定表の提出については、第 3 条中「希望する年度の前年度 1 月末日」とあるのは「平成 10 年 4 月末日」とし、平成 10 年 6 月に実施する防災訓練等に係る山形県消防防災ヘリコプター訓練参加申込書の提出については、同条中「訓練日の属する月の 3 ヶ月前の月の末日」とあるのは「平成 10 年 4 月末日」とする。

附 則

この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

61 山形県災害報告取扱要領

昭和53年5月10日
山形県
改正 昭和 57 年 6 月 28 日
昭和 60 年 1 月 1 日
平成 8 年 5 月 1 日
平成 9 年 10 月 15 日
平成 13 年 9 月 18 日
平成 17 年 4 月 1 日
平成 30 年 3 月 9 日

1 趣 旨

この要領は、市町村長が災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 5 3 条第 1 項、消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 4 0 条の規定に基づく災害報告取扱要領（昭和 4 5 年 4 月 1 0 日付け消防防第 2 4 6 号）及び山形県災害救助法施行細則（昭和 3 5 年県規則第 4 号）第 1 条によりなすべき災害報告について、統一した形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、災害報告取扱要領（昭和 4 5 年 4 月 1 0 日付け消防防第 2 4 6 号）第 1 の 2 に定める災害をいう。

3 災害の報告

(1) 報告先

市町村長は、当該市町村の区域において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、被害状況等について、総合支庁長を経由のうえ知事に報告するものとする。

ただし、総合支庁長に報告できない場合にあっては知事に、知事に報告できない場合にあっては内閣総理大臣（総務省消防庁）に、一時的に報告先を変更するものとする。この場合において、連絡がとれるようになった後は、原則どおりに報告するものとする。

(2) 報告の方法

報告の方法は、防災行政無線電話、ファクシミリ等によるものとする。

4 報告の種類等

(1) 報告の種類及び様式

報告の種類及び様式は、次の表のとおりとする。

報告の種類	様 式	摘 要
災 害 速 報	第 1 号	災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した被害(状況)が把握できないとき
災 害 情 報	第 2 号～第 1 3 号	災害が発生したとき
災害中間報告	第 1 4 号	
災害確定報告		

災 害 年 報	第 1 5 号	毎年 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの災害による被害の状況について、翌年 1 月 3 1 日現在で明らかになったものとする。
---------	---------	--

(2) 報告の提出期限

報告の提出期限は、次のとおりとする。

- ア 災害速報 即時
- イ 災害情報 即時及び被害状況・対応状況の変動に伴い順次
- ウ 災害中間報告 危機管理課が指示するとき以降順次
- エ 災害確定報告 応急対策を終了した後 1 0 日以内
- オ 災害年報 2 月 1 5 日

5 記入要領

各様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

(1) 人的被害

- ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのものとする。
- エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのものとする。

(2) 住家被害

- ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- イ 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別居であれば 2 世帯とし、寄宿舎、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは原則として 1 世帯とする。
- ウ 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚しく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の 7 0 % 以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 5 0 % 以上に達した程度のものとする。
- エ 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の 2 0 % 以上 7 0 % 未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 2 0 % 以上 5 0 % 未満のものとする。
- オ 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- カ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂

竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

キ 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

(3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」とは、例えば官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫、納屋等の建物とする。

エ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

(4) その他

ア 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

ウ 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

エ 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

オ 「病院」とは、医療法(昭和23年法律第20号)第1条に規定する病院及び診療所とする。

カ 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

キ 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

ク 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

ケ 「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

コ 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

サ 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

シ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

ス 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

セ 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数とする。

ソ 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

タ 「電気」とは、災害により停電した戸数とする。

チ 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。

ツ 「水道」「電話」「電気」及び「ガス」について、災害中間報告にあたっては、報告の時点で判明している最新の数値を記入するものとし、災害確定報告にあたっては、被害の最大値を記入するものとする。

テ 「ブロック塀等」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

ト 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

ナ 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

ニ 「地すべり」とは、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第1項に規定する現象をいうものとする。

ヌ 「崖くずれ」とは、がけ地の崩壊をいうものとする。

ネ 「土石流」とは、河床勾配が1/20以上の溪流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。

(5) 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

(6) 被害金額

ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

オ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。

カ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。

キ 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。

ク 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。

ケ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

コ 「商工建物被害」とは、商店、工場等の被害とする。住宅と併用の場合は、住宅部分を除いた被害額とする。

サ 「鉄道施設被害」とは、鉄道施設の被害とする。

シ 「電信電話施設被害」とは、電信電話施設の被害とする。

ス 「電力施設被害」とは、電力施設の被害とする。

セ この要領において「被害額」とは原則として、施設等被害については、その施設等の再取得価格、又は復旧額、生産物被害については時価とする。

この要領は、昭和５３年５月１０日から施行する。

附 則

この要領は、昭和５７年６月２８日から施行する。

附 則

この要領は、昭和６０年１月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成８年５月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成９年１０月１５日から施行する。

附 則

この要領は、平成１３年９月１８日から施行する。

附 則

この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成３０年３月９日から施行する。

様式第 1 号

災 害 速 報 (月 日 時 分現在)	
発信機関及び発信者	
受信機関及び受信者	
災 害 の 原 因	
災害発生(予測)年月日	年 月 日 時
災 害 発 生 場 所	(市、町、村)
災害の概況及び応急対策の状況	

(注) : 被害発生場所を 5 万分の 1 の図面に×印で付し(A 4 又は A 3 の部分図、以下の様式も同)併せてファクシミリで送付すること。

様式第2号

人 的 被 害 情 報

報告先：

報告機関名：

No.

平成 年 月 日 () : 現在

整 理 番 号	被 害 の 態 様	被 害 発 生 の 場 所	被害発生		被 災 者 氏 名 生 年 月 日 被 災 者 住 所	被害の原因	備 考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 被害の態様の欄には、「5 記入要領」に準じ、死亡、行方不明、重傷、軽傷の別を記入すること。
 2 被害発生の際の場所の欄には、可能な範囲で、地番まで記入すること。
 3 備考の欄には、その他参考となる事項等を記入すること。

様式第3号

住家・非住家被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

平成 年 月 日 () : 現在

1 住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害内容 (世帯主名) 世帯数 人 数	被害の原因	復 旧		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	

2 非住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害内容	被害の原因	復 旧		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	

(注) 1 被害の態様の欄には、「5 記入要領」に準じ、全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水等の別を記入すること。

2 場所の欄には、可能な範囲で、地番まで記入すること。

3 「1 住家被害」の被害内容の欄には世帯主名、世帯数及び人数を記入すること。

ただし、世帯主名、世帯数及び人数については、後日改めて報告することで構わない。

4 復旧の欄は、床上浸水、床下浸水の場合に記入することとし、見込の場合は見込と記入すること。

5 備考の欄には、住家被害の場合は住民の被害の有無等を、非住家被害の場合は被害が生じた建物名等を記入すること（避難状況については、様式第4号に記入すること）。

様式第4号

住 民 避 難 情 報

報告先：

報告機関名：

No.

平成 年 月 日 () : 現在

整理 番号	住 民 避 難 の 原 因	場 所	避 難 開 始		住 民 避 難 の 内 容	避 難 先	避 難 解 消		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				

(注) 1 住民避難の原因の欄には、道路規制、土砂災害（崖くずれ、地すべり、土石流等）、住家被害（全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水等）等の別を記入すること。

2 場所の欄には、可能な範囲で、地番まで記入すること。

3 住民避難の内容の欄には、避難した世帯数、人数等も記入すること。

4 避難先の欄には、何々地内、施設名等まで記入すること。

5 避難解消の欄には、見込の場合は見込と記入すること。

6 備考の欄には、避難勧告等の発令、解除を記入すること。

7 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第5号

道 路 規 制 情 報

報告先：

報告機関名：

No.

平成 年 月 日 () ： 現在

整 理 番 号	路 線 名 (道路名)	区 間 ・ 場 所	規制理 由	規 制 開 始		規制内 容	迂 回 路	規 制 解 除		備 考
				月	日			月	日	
				時	分			時	分	
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			

(注) 1 道路そのものの被害が生じていなくとも、冠水、事前規制等により、道路が規制されている場合にも記入すること。

2 路線名の欄には、一般国道、主要地方道、一般県道、市町村道等の別も記入すること。

3 区間・場所の欄には、何々地内等まで記入すること。

4 規制理由の欄には、土砂崩れ、路肩欠所、道路亀裂、落石、冠水、事前規制等の別を記入すること。

5 規制内容の欄には、全面通行止め、片側交互通行、重量制限等の別を記入すること。

6 迂回路の欄には、有無に○をつけ、有に○の場合は具体的な路線名を記入し、無に○の場合は備考の欄に道路不通等による孤立化の状況を記入すること。

7 規制解除の欄には、予定の場合は予定と記入すること。

8 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第 6 号

河 川 被 害 情 報

報告先：

報告機関名：

No.

平成 年 月 日 () : 現在

整 理 番 号	河 川 名	場 所	被 害 発 生		被害内容	数 量	備 考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 河川名の欄には、一級河川（国管理）、一級河川（県管理）、二級河川、準用河川等の別も記入すること。
- 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
- 3 被害内容の欄には、堤防決壊、護岸欠所、法面欠所等の別を記入すること。
- 4 数量の欄には、延長（m）、面積（㎡）、土量（m³）、等を記入すること。
- 5 備考の欄には、水防団の出動状況、住民の避難の有無等を記入すること（避難状況については、様式第 4 号に記入すること）。
- 6 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第 7 号

土 砂 災 害 情 報

報告先：

報告機関名：

No.

平成 年 月 日 () : 現在

整 理 番 号	災害の態様	場 所	災 害 発 生		災 害 内 容	住 民 の 避難状況	備 考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 災害の態様の欄には、崖くずれ、地すべり、土石流等の別を記入すること。
- 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
- 3 災害内容の欄には、災害の規模等を記入すること。
- 4 住民の避難状況の欄には、住民の避難の有無等を記入し、避難状況については、様式第 4 号に記入すること。
- 5 様式第 5 号に記入した分については除くこと。
- 6 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第8号

ライフライン被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

平成 年 月 日 () : 現在

整理 番号	ライフライン の 種 別	場 所	被 害 発 生		被 害 内 容	復 旧		備 考
			月	日		月	日	
			時	分		時	分	

- (注) 1 ライフラインの種別の欄には、水道、電話、電気等の別を記入すること。
 2 場所の欄には、断水、送電不能、停電等の地域を記入すること。
 3 被害内容の欄には、被害が生じた世帯数等を記入すること。
 4 復旧の欄には、見込の場合は見込と記入すること。
 5 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第9号

その他被害情報（ 関係）

報告先：

報告機関名： No.

平成 年 月 日（ ）： 現在

整 理 番 号	被害の態様	場 所	被 害 発 生		被害の内容	被害の原因	備 考
			月	日			
			時	分			

- （注） 1 本様式は、農林、鉄道、文教施設の被害等について記入すること。
 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
 3 備考の欄には、応急対策の状況等を記入すること。
 4 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

生活救援関係情報

報告先：

報告機関名：

No.

平成 年 月 日（ ）：現在

整理 番号	避難施設名	場 所	避難 者数	避難者内訳	食料、飲料水、生活必需品等の不足状況
			人		

（注）１ 避難者内訳の欄には、できる限り男女別に幼児、小人（小学生～２０歳未満）、大人（２０歳以上～６５歳未満）、高齢者（６５歳以上）毎に記載すること。

様式第１１号

医療救護関係情報Ⅰ

報告先：

報告機関名： No.

平成 年 月 日 () : 現在

病院、診療所等の被害及び受入れ可能状況

整理 番号	病院、診療所名	所在地	被害内容	診察の可否	収容可能人数

(注) 1 収容可能人数の欄には、総合病院等の場合は診療科目別に重傷者等の受け入れ可能な人数を記載すること。

2 既収容人数を () 内書きで記入すること。

様式第 1 2 号

医療救護関係情報Ⅱ

報告先：

報告機関名： No.

平成 年 月 日 () : 現在

人的被害状況

区分	人 数 (人)	場 所	こ れ ま で の 対 応	市町村外病院への搬 送必要者数及び内訳	備 考
死者	(計)				
行方 不明者	(計)				
重傷者	(計)				
軽傷者	(計)				

(注) 1 市町村外病院への搬送必要者については、必要な診療科目別に記載すること。

様式第 13 号

医療救護関係情報Ⅲ

報告先 :

報告機関名 :

No.

平成 年 月 日 () : 現在

マンパワー及び医薬品等不足状況

整理 番号	場 所	不足するマンパワー		不足する医薬品等の 種 類 及 び 数 量	備 考
		医 師	看護婦等		
		人	人		

- (注) 1 場所については、病院名や救護所名を記載すること。
2 医師については、必要な診療科名を記載すること。

62 自衛隊派遣要請書様式

災 害 派 遣 要 請 書 様 式

第 号
年 月 日

山形県知事 様

鶴岡市長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、部隊の派遣方を依頼します。

1	災害の種類	
2	災害の状況及び派遣を要請する事由	
3	派遣を希望する期間	
4	派遣を希望する区域及び活動内容	
5	派遣先の責任者、連絡先	
6	派遣先への最適経路	
7	参考となる事項	

災 害 派 遣 部 隊 撤 収 要 請 書 様 式

第 号
年 月 日

山形県知事 様

鶴岡市長 ㊟

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、
下記のとおり 部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤 収 期 日 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

63 ヘリコプター離着陸場緯度経度一覧表

〔災害時、緊急支援物資や重傷者の搬送等にヘリコプターの活用ができるように、ヘリコプターの臨時離着陸場を指定〕

No.	地域名	名 称	所在地	座 標						管理者	連絡先
				北緯			東経				
				度	分	秒	度	分	秒		
1	鶴 岡	赤川河川緑地	伊勢原地内河川敷	38	43	30	139	50	55	鶴岡市	25-2111
2	〃	小真木原公園 (南多目的広場)	小真木原町2街区	38	42	46	139	48	47	〃	25-8131
3	〃	国立鶴岡工業高等専門学校グラウンド	井岡字沢田 104	38	42	29	139	47	49	学校長	22-3030
4	〃	旧田川小学校グラウンド	田川字高田 9	38	41	41	139	46	27	鶴岡市	25-2111
5	〃	上郷小学校グラウンド	みずほ 33-3	38	42	40	139	43	59	学校長	35-2641
6	〃	湯野浜小学校グラウンド	湯野浜一丁目 16-38	38	47	7	139	45	24	〃	75-2110
7	〃	鶴岡第五中学校グラウンド	大山字若柳 271	38	45	17	139	46	12	〃	33-2222
8	藤 島	藤島中学校グラウンド	藤島字笹花 86-1	38	46	8	139	54	19	〃	64-2154
9	〃	藤島小学校グラウンド	藤の花二丁目 1-1	38	46	14	139	54	21	〃	64-2156
10	〃	渡前小学校グラウンド	渡前字中屋敷 1	38	45	8	139	53	11	〃	64-2160
11	〃	旧長沼小学校グラウンド	長沼字宮前 164	38	43	33	139	52	26	鶴岡市	64-2158
12	〃	東栄小学校グラウンド	川尻字町上 14	38	44	54	139	56	4	学校長	64-2159
13	〃	藤島農村環境改善センター運動場	添川字新地 315	38	44	12	139	57	34	藤島庁舎	64-2470
14	〃	藤島芝生広場	藤の花一丁目 11-1	38	46	17	139	54	29	〃	64-2143
15	羽 黒	泉地区地域活動センターグラウンド	羽黒町荒川字谷地堰 11-1	38	42	58	139	54	6	羽黒庁舎	62-4303
16	〃	羽黒中学校グラウンド	羽黒町荒川字宮東 28-1	38	43	8	139	54	19	学校長	62-2100
17	〃	月山レストハウス駐車場	羽黒町川代字東増川山	38	35	12	140	1	1	鶴岡市	23-4598

No.	地域名	名 称	所在地	座 標						管理者	連絡先
				北緯			東経				
				度	分	秒	度	分	秒		
18	〃	休暇村羽黒駐車場	羽黒町手向字羽黒山 8	38	41	25	139	59	4	休暇村	62-4270
19	〃	旧羽黒第一小学校グラウンド	羽黒町手向字手向 179-1	38	42	43	139	57	26	鶴岡市	62-2678
20	〃	羽黒小学校グラウンド	羽黒町荒川字花沢 4	38	42	56	139	54	43	学校長	62-2148
21	〃	広瀬小学校グラウンド	羽黒町後田字下田元 9	38	42	54	139	52	25	〃	62-2165
22	〃	旧羽黒第四小学校グラウンド	羽黒町上野新田字武反割 1-2	38	40	45	139	54	47	鶴岡市	62-4320
23	櫛 引	櫛引中学校グラウンド	上山添字文栄 86	38	40	47	139	51	4	学校長	57-2103
24	〃	櫛引東小学校グラウンド	黒川字小在家 90	38	40	12	139	51	58	〃	57-2105
25	〃	櫛引東小学校旧たらの木代分校グラウンド	たらのき代字西野 834	38	39	15	139	54	56	櫛引庁舎	57-2111
26	〃	櫛引西小学校グラウンド	上山添字文栄 1	38	40	49	139	50	44	学校長	57-2106
27	〃	櫛引南小学校グラウンド	東荒屋字竹の内 212	38	58	18	139	51	8	〃	57-2107
28	朝 日	大鳥自然の家グラウンド	大鳥字寿岡 112	38	28	13	139	45	38	朝日庁舎	55-2946
29	〃	旧朝日大泉小学校グラウンド	上田沢字中明 64	38	31	29	139	47	17	教育委員会	57-4861
30	〃	朝日中学校グラウンド	本郷字笹目 50	38	36	15	139	49	55	学校長	53-2092
31	〃	あさひ小学校グラウンド	下名川字落合 2	38	36	39	139	50	7	〃	53-2028
32	〃	朝日スポーツセンター運動場	東岩本字野中 143	38	37	34	139	51	7	朝日庁舎	53-3302
33	〃	旧大網小学校グラウンド	大網字興屋 38-6	38	35	36	139	53	47	〃	53-2119
34	〃	湯殿山スキー場駐車場	田麦俣字六十里山 104-5	38	34	22	139	56	29	朝日庁舎	54-6450
35	温 海	あつみ小学校グラウンド	温海字荻田 240-1	38	37	3	139	35	35	学校長	43-3101
36	〃	鼠ヶ関小学校グラウンド	鼠ヶ関字横路 497-2	38	33	23	139	33	21	〃	44-2128
37	〃	温海中学校グラウンド	大岩川字黒岩 35	38	36	8	139	35	34	〃	43-2911
38	〃	マリーンパーク鼠ヶ関	鼠ヶ関丙 150	38	33	25	139	32	40	温海庁舎	44-2112
39	〃	旧福栄小学校グラウンド	木野俣字不動滝 11-1	38	33	28	139	41	19	鶴岡市	47-2315

64 鶴岡地区医療機関一覧（鶴岡地区医師会）

〔令和7年3月末現在〕

医療 科目	医院名	地区	所在地	電話	備考
内科・外科	斎藤胃腸クリニック	第一	本町二丁目2-35	24-7551	胃
	宮原病院	第一	三和町1-53	23-3311	消・循・呼・小児外
	乙黒医院	第二	桜新町3-22	26-1011	
	ましま内科クリニック	第二	ほなみ町7-11	33-9777	胃・循・リ・内視・腎・糖
	真島医院	第三	山王町3-29	25-6666	小・泌・消・肛・乳
	茅原クリニック	第三	茅原町26-23	22-8777	
	鶴岡市立荘内病院	第三	泉町4-20	26-5111	小・産婦・皮・循・呼・脳 他
	こばやしクリニック	藤島	藤浪四丁目111-2	64-5355	皮・泌・脳・アレルギー
	佐久間医院	櫛引	西荒屋字川原田98	57-2123	小・消・胃・内視
	遠藤医院	櫛引	板井川字片茎80	57-2126	小・整・麻
内科	斎藤内科医院	第一	本町二丁目6-30	22-3076	消
	犬塚医院	第一	本町二丁目11-15	22-0283	循
	石田内科医院	第一	文園町1-52	23-0002	胃
	鶴岡協立病院	第一	文園町9-34	23-6060	小・整・産婦・皮・泌
	満天クリニック	第一	のぞみ町5-17	25-3222	心血外・心血内・胸外
	中目内科胃腸科医院	第二	昭和町10-5	25-2011	消・胃・循・内視・肝・脂・糖
	菊地内科クリニック	第二	東原町25-51	29-0707	
	武田医院	第三	東新斎町14-8	25-1114	精・心
	藤吉内科医院	第三	山王町14-15	23-0072	消・呼・循・放・心
	須田内科クリニック	第三	宝田一丁目9-86	26-7555	
	山内循環器クリニック	第三	泉町7-56	64-1914	循
	スズキ内科クリニック	第三	若葉町25-15	24-7322	消・循
	わかな内科医院	第三	家中新町11-41	25-2585	
	川上医院	第四	本町三丁目7-10	22-3050	小
	岡田医院	第五	日吉町11-14	22-1442	消・循・呼
	おぎわら医院	第五	切添町21-2	25-3131	整
	中村内科胃腸科医院	第六	新海町14-20	25-7800	小・胃
	庄南クリニック	第六	美咲町24-8	29-4079	放・脳血
	美咲クリニック	第六	美咲町25-5	23-7633	整・精・皮・形・リ・リハ・心
	さくまクリニック	湯田川	湯田川字中田8-3	35-4455	胃・麻
	湯田川温泉リハビリテーション病院	湯田川	湯田川字中田35-10	38-5151	脳・リハ
	いでは診療所分院	三瀬	三瀬戊87	64-8853	循
	齋藤医院	加茂	加茂字加茂177	33-3030	
	中里医院	大山	大山二丁目23-5	33-2142	小
	おかべ内科胃腸科医院	大山	平成町11-18	33-1322	胃

医療 科目	医院名	地区	所在地	電話	備考
	慈丘園診療所	大山	栃屋字天保恵10-1	35-1755	精
	わだ内科医院	西郷	下川字七窪2-1198	76-0011	小・循・呼・ア
	さいとうクリニック	西郷	辻興屋字三丁場23-4	68-5815	
	石橋内科胃腸科医院	藤島	藤島字笹花48-15	64-2000	消・胃
	佐藤医院(野荒町)	羽黒	羽黒町野荒町字街道上6-2	62-2130	
	いでは診療所	羽黒	羽黒町荒川字谷地堰42-4	62-3789	循
	佐藤医院(黒瀬)	羽黒	羽黒町黒瀬字黒瀬116	62-2755	小・婦
	協立リハビリテーション病院	櫛引	上山添字神明前38	78-7511	皮・神・リハ
	桂医院	櫛引	桂荒俣字下桂105-2	57-3303	消
	丸岡真柄医院	櫛引	丸岡字町の内291-40	57-5110	小
	土田内科医院	櫛引	板井川字片茎75	57-5100	
	国民健康保険上田沢診療所	朝日	上田沢字下中島25	55-2111	小
	国民健康保険大網診療所	朝日	大網字興屋69-1	54-6005	小
	佐藤診療所山戸出張所	温海	山五十川乙225-2	45-2172	小
	阿部医院	温海	湯温海甲122-1	43-2041	泌
	佐藤診療所(湯温海)	温海	湯温海甲127	43-2037	小・消
	佐久間医院	温海	湯温海字湯之尻122-21	43-3146	
	温海クリニック	温海	温海字温海28-3	33-8299	循・呼
	佐藤診療所(鼠ヶ関)	温海	鼠ヶ関乙49	44-2125	
	阿部医院小岩川診療所	温海	小岩川191-8	44-2892	
小 児 科	おのこども診療所	第三	桜新町12-1	28-3001	ア
	石原小児科医院	第三	上畑町3-23	24-8213	
	今立小児科医院	第五	鳥居町2-30	24-3377	
	こどもクリニックすずき	第五	切添町16-15	23-3288	
	はらだこども医院	第六	西新斎町3-7	24-8488	ア
整 形 外 科	宝田整形外科クリニック La Sante 診療所	第一	日枝字小真木原88-1	64-8857	リ・リハ
	中村整形外科医院	第二	ほなみ町5-30	25-3811	内・リ・リハ
	さとう整形外科クリニック	第三	城北町26-10	22-2333	リハ
	宝田整形外科クリニック	第三	宝田一丁目9-80	29-1088	リ・リハ
	いずみまちクリニック	第三	泉町8-66	23-5731	リ・リハ
	上野整形外科	第五	日吉町10-43	25-7676	リ・リハ
	志田整形外科医院	第六	みどり町18-5	22-8070	リハ
	美咲クリニック由良診療所	由良	由良3-1-43	64-1930	
	すずき整形外科	藤島	藤島字笹花42-34	64-6161	リ・リハ
心 療 内 科 精 神	中鉢医院	第一	双葉町6-13	23-6161	
	なごみクリニック	第二	桜新町13-3	29-3753	
	県立こころの医療センター	第三	茅原字草見鶴51-1	64-8100	児精
	こころの花クリニック	第三	茅原字西茅原42-1	29-4187	皮
	島田クリニック	第五	宝町10-2	23-2080	

医療 科目	医院名	地区	所在地	電話	備考
婦 産 人 科 科 ・	たんぽぽクリニック	第五	日枝字鳥居上43-1	25-6000	女性内
	すこやかレディースクリニック	第二	東原町19-27	22-8418	内
	三井病院	第六	美咲町28-1	22-3290	小
眼 科	福原医院	第一	本町二丁目2-45	22-7714	
	島眼科医院	第一	本町二丁目3-9	22-4686	
	黒沢眼科医院	第二	昭和町10-20	24-9638	
	おおかつ眼科	第三	錦町20-18	29-6230	
	滝沢眼科	第四	本町三丁目7-65	25-2533	
皮 膚 科	木根淵医院	第二	本町一丁目6-34	22-0308	泌
	三原皮膚科	第三	錦町17-3	22-8131	形
	奥山皮フ科	第五	切添町21-22	25-7971	
	よこやま皮膚科医院	第六	美咲町25-12	29-5260	
器 泌 科 尿	渡部泌尿器科内科医院	第一	本町二丁目16-4	22-0461	内
	三浦クリニック	第六	美咲町27-3	29-7277	
咽 耳 喉 鼻 科	いとうクリニック	第二	日出一丁目17-8	22-3200	小
	耳鼻咽喉科たからだクリニック	第三	茅原字草見鶴29-4	26-0133	
	伊藤耳鼻咽喉科医院	第三	馬場町7-28	22-2095	
	本田耳鼻咽喉科医院	第六	新海町13-24	25-1133	気
経 脳 科 神	小真木原クリニック	第一	日枝字小真木原116-3	26-7373	内
器 消 科 化	池田内科医院	第四	本町三丁目17-17	23-6166	循・呼・糖

[備考の標示は下記を参考]

標示	専門科	標示	専門科	標示	専門科
内	内科	泌	泌尿器科	形	形成外科
眼	眼科	消	消化器科	精	精神科
産婦	産科・婦人科	胃	胃腸科	神	神経科
脳	脳神経外科	小	小児科	麻	麻酔科
外	外科	皮	皮膚科	循	循環器科
呼	呼吸器科	放	放射線科	理	理学診療科
耳	耳鼻咽喉科	整	整形外科	リ	リウマチ科
気	気管食道科	リハ	リハビリテーション科	心	心療内科
脳血	脳血管内科	肛	肛門外科	乳	乳腺外科
女性内	女性内科	小児外	小児外科	心血外	心血管外科
心血内	心血管内科	胸外	胸部外科	内視	内視鏡
腎	腎臓内科	肝	肝臓内科	脂	脂質代謝
アレルギー	アレルギー科	糖	糖尿	児精	児童思春期精神科

[出典元：山形県医療機関情報ネットワーク]

65 ごみ処理業（収集・運搬）許可業者

〔鶴岡市に事業所のある業者を記載〕

〔令和5年4月1日現在〕

No.	許可業者	地区	所在地	電話	主たる業務
1	庄内まちづくり協同組合虹	第一	日枝字海老島36-4	24-5321	事業系
2	(株)庄交コーポレーション	第三	錦町2-60	22-3033	事業系、粗大、特定
3	(株)エイエヌシスコ	第三	城北町22-4-5	23-7252	事業系、汚泥
4	庄内環境整備(株)	第三	茅原町29-23	22-0496	事業系、粗大、し尿、汚泥
5	庄内環境衛生事業(株)	第三	茅原町29-23	22-2244	事業系、汚泥
6	鶴岡建設(株)	第三	泉町5-41	22-4511	一般（国道管理上の動物死体、木くず、草に限る）
7	(有)風車	第三	茅原町28-74	22-9658	一般（遺品整理業内の粗大ごみ）
8	(株)理水	第五	道形町18-16	24-3197	事業系、汚泥
9	(株)環境管理センター	第五	宝田三丁目16-20	24-1048	事業系、粗大、特定、汚泥
10	小野寺建設(株)	第六	大西町25-48	22-0391	事業系
11	(有)大滝商店	大泉	大淀川字洞合68	29-6662	事業系、粗大、特定
12	(株)ニッタ	大泉	下清水字内田元21-17	24-5200	事業系
13	東北環境開発(株)	大泉	下清水字打越2-1	24-3110	事業系、汚泥
14	(株)東北サイエンス	大泉	白山字西木村56-1	25-7510	事業系
15	佐藤建設(株)	大泉	矢馳甲33	24-6878	一般（赤川管理上の可燃物）
16	(株)鈴木工務店	大泉	布目字宮田163-4	28-2758	一般（赤川管理上の可燃物）
17	(有)大渕商店	京田	安丹字村上2-2	24-0555	事業系、粗大、特定
18	社会福祉法人月山福祉会	京田	中野京田字壺柳4-1	24-8541	事業系
19	ウィズ環境(株)	上郷	西目字水上沢129-5	35-3569	事業系、粗大、特定
20	(株)山本組	西郷	下川字東海林場358-67	75-2334	事業系
21	環水工業(株)	藤島	上藤島字街道西3-1	64-2559	事業系、汚泥
22	東北イー トップ(株)	藤島	藤浪四丁目104-2	64-5785	事業系、粗大、特定
23	(株)浅賀建設	藤島	大半田字宮田7-1	22-6219	一般（国道上の動物の死体に限る）
24	(有)ハイロード	羽黒	羽黒町赤川字村中70	62-4747	事業系、粗大、特定
25	(株)渡会電気土木	櫛引	下山添字一里塚36	57-2454	事業系
26	富樫商店	櫛引	桂荒俣字上桂31	57-3035	事業系
27	(有)朝日環境衛生	朝日	越中山字立岩40-16	53-2811	事業系、粗大、特定、し尿、汚泥
28	(株)温海衛生舎	温海	湯温海字紅葉岡430-5	43-2440	事業系、し尿、汚泥
29	本間建設(株)	温海	山五十川甲422	45-2104	一般（国道管理上の動物死体、木くず、草に限る）

※主たる業務の内訳

事業系：事業系一般廃棄物収集運搬

粗大：粗大ごみ収集運搬

特定：特定家庭用機器再商品化法対象品目収集運搬

一般：一般廃棄物（収集種目限定）収集運搬

し尿：し尿収集運搬

汚泥：浄化槽汚泥等収集運搬

66 ごみ処理業（処分）許可業者

〔鶴岡市に事業所のある業者を記載〕

〔令和5年4月1日現在〕

No.	許可業者	地区	所在地	電話	主たる業務
1	(株)理水	第五	道形町18-16	24-3197	天日脱水
2	(株)環境管理センター	第五	宝田三丁目16-20	24-1048	破碎、脱水
3	小野寺建設(株)	第六	大西町25-48	22-0391	焼却、破碎
4	東北環境開発(株)	大泉	下清水字打越2-1	24-3110	脱水
5	(有)大渕商店	京田	安丹字村上2-2	24-0555	圧縮プレス
6	社会福祉法人 月山福社会	京田	中野京田字壺柳4-1	24-8541	堆肥化
7	ウィズ環境(株)	上郷	西目字水上沢129-5	35-3569	破碎、減容固化
8	(有)エコファーム藤輝会	藤島	大川渡字中谷地4	64-6052	堆肥化
9	東北イー トップ(株)	藤島	藤浪四丁目104-2	64-5785	堆肥化
10	(株)渡会電気土木	櫛引	下山添字一里塚36	57-2454	破碎
11	(株)管理システム	櫛引	櫛代字早坂686	57-3225	焼却、破碎焼却

67 し尿収集地域分担表

〔令和2年4月1日現在〕

担当区域	事業者名	所在地	電話
鶴岡区域	庄内環境整備(株)	茅原町29-23	22-0496
藤島区域			
羽黒区域			
櫛引区域	(有)朝日環境衛生	越中山字立岩40-16	53-2811
朝日区域			
温海区域	(株)温海衛生舎	湯温海字紅葉岡430-5	43-2440

68 浄化槽清掃許可業者

〔令和5年4月1日現在〕

No.	許可業者	地区	所在地	電話	主たる業務
1	庄内環境整備(株)	第三	茅原町29-23	22-0496	浄化槽の清掃
2	庄内環境衛生事業(株)	第三	茅原町29-23	22-2244	
3	(株)エイエヌシスコ	第三	城北町22-4-5	23-7252	
4	(株)理水	第五	道形町18-16	24-3197	
5	(株)環境管理センター	第五	宝田三丁目16-20	24-1048	
6	東北環境開発(株)	大泉	下清水字打越2-1	24-3110	
7	環水工業(株)	藤島	上藤島字街道西3-1	64-2559	
8	(有)朝日環境衛生	朝日	越中山字立岩40-16	53-2811	
9	(株)温海衛生舎	温海	湯温海字紅葉岡430-5	43-2440	

69 防災関係機関一覧

(1) 山形県

担当部署	郵便番号	所在地	電話番号
防災くらし安心部 防災危機管理課	990-8570	山形市松波 2-8-1	023-630-2231
庄内総合支庁 総務企画部総務課 防災安全室	997-1301	三川町大字横山字袖東 19-1	0235-66-4791

(2) 市町村

市町村名	担当部署	郵便番号	所在地	電話番号
山形市	防災対策課	990-8540	山形市旅籠町 2-3-25	023-625-1177
米沢市	総務課	992-8501	米沢市金池 5-2-25	0238-22-5111
酒田市	危機管理課	998-8540	酒田市本町 2-2-45	0234-26-5701
新庄市	環境課	996-8501	新庄市沖の町 10-37	0233-22-2111
寒河江市	総務課危機管理室	991-8601	寒河江市中央 1-9-45	0237-86-2111
上山市	庶務課	999-3192	上山市河崎 1-1-10	023-672-1111
村山市	総務課	995-8666	村山市中央 1-3-6	0237-55-2111
長井市	総務課	993-8601	長井市ままの上 5-1	0238-84-2111
天童市	危機管理室	994-8510	天童市老野森 1-1-1	023-654-1111
東根市	庶務課	999-3795	東根市中央 1-1-1	0237-42-1111
尾花沢市	総務課	999-4292	尾花沢市若葉町 1-1-3	0237-22-1111
南陽市	危機管理課	999-2292	南陽市三間通 436-1	0238-40-3211
山辺町	総務課	990-0392	東村山郡山辺町緑ヶ丘 5	023-667-1119
中山町	総務企画課	990-0492	東村山郡中山町大字長崎 120	023-662-4899
河北町	環境防災課	999-3511	西村山郡河北町谷地戊 81	0237-73-2111
西川町	総務課	990-0792	西村山郡西川町大字海味 510	0237-74-2111
朝日町	総務課	990-1442	西村山郡朝日町大字宮宿 1115	0237-67-2111
大江町	総務課	990-1101	西村山郡大江町大字左沢 882-1	0237-62-2187
大石田町	町民税務課	999-4112	北村山郡大石田町緑町 1	0237-35-2111
金山町	町民税務課	999-5402	最上郡金山町大字金山 324-1	0233-52-2111
最上町	総務課	999-6101	最上郡最上町大字向町 644	0233-43-2111
舟形町	総務課	999-4601	最上郡舟形町舟形 263	0233-32-2111
真室川町	総務課	999-5312	最上郡真室川町大字新町 127-5	0233-62-2111
大蔵村	総務課危機管理室	996-0212	最上郡大蔵村大字清水 2528	0233-75-2111
鮭川村	住民税務課	999-5292	最上郡鮭川村大字佐渡 2003-の 7	0233-55-2111
戸沢村	危機対策課	999-6401	最上郡戸沢村大字古口 270	0233-72-2111

市町村名	担当部署	郵便番号	所在地	電話番号
高畠町	総務課	992-0392	東置賜郡高畠町大字高畠 436	0238-52-3744
川西町	総務課	999-0193	東置賜郡川西町大字上小松 1567	0238-42-6612
小国町	町民税務課	999-1363	西置賜郡小国町大字小国小坂町 2-70	0238-62-2260
白鷹町	総務課	992-0892	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833	0238-85-6122
飯豊町	総務企画課	999-0696	西置賜郡飯豊町大字椿 2888	0238-72-2111
三川町	総務課	997-1301	東田川郡三川町大字横山字西田 85	0235-66-3111
庄内町	総務課	999-7781	東田川郡庄内町余目字町 132-1	0234-56-3395
遊佐町	総務課	999-8301	飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴 211	0234-72-5895

(3) 消防本部

消防本部名	郵便番号	所在地	電話番号
山形市消防本部	990-0041	山形市緑町 4-15-7	023-634-1199
上山市消防本部	999-3144	上山市石崎 1-7-46	023-672-1190
天童市消防本部	994-0027	天童市桜町 2-1	023-654-1191
西村山広域行政事務組合消防本部	991-0003	寒河江市大字西根字石川西 300-1	0237-86-2595
村山市消防本部	995-0035	村山市中央 1-3-13	0237-55-2514
東根市消防本部	999-3711	東根市中央 2-6-23	0237-42-0134
尾花沢市消防本部	999-4224	尾花沢市新町 4-5-1	0237-22-1131
最上広域市町村圏事務組合消防本部	996-0002	新庄市金沢字中村 1279-1	0233-22-7521
置賜広域行政事務組合消防本部	992-0012	米沢市金池 5-2-41	0238-23-3107
西置賜行政組合消防本部	993-0042	長井市平山 4460	0238-88-1212
酒田地区広域行政組合消防本部	998-0843	酒田市千石町 1-12-1	0234-61-7115

(4) 防災会議委員 機関等

1号委員（指定地方行政機関）

機 関 名	郵便番号	所在地	電話番号
庄内労働基準監督署	997-0047	鶴岡市大塚町 17-27	22-0714
東北農政局山形拠点	990-0023	山形市松浪一丁目 3-7	023-622-7231
庄内森林管理署	997-0015	鶴岡市末広町 23-37	22-3331
国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所	998-0011	酒田市上安町一丁目 2-1	0234-27-3331
国土交通省東北地方整備局 新庄河川事務所	996-0071	新庄市小田島町 5-55	0233-22-0251
山形地方気象台	990-0041	山形市緑町一丁目 5-77	023-622-0632
酒田海上保安部	998-0036	酒田市船場二丁目 5-43	0234-22-1830
陸上自衛隊第6師団第20普通科連隊	999-3797	東根市神町南三丁目 1-1	0237-48-1151

2号委員（山形県）

機 関 名	郵便番号	所在地	電話番号
山形県庄内総合支庁	997-1392	三川町大字横山字袖東 19-1	66-2041
山形県庄内総合支庁	997-1392	三川町大字横山字袖東 19-1	66-4223
山形県庄内保健所	997-1392	三川町大字横山字袖東 19-1	66-5473

3号委員（山形県警察）

機 関 名	郵便番号	所在地	電話番号
鶴岡警察署	997-0013	鶴岡市道形町 20-40	28-0110

4号委員（鶴岡市）

機 関 名	郵便番号	所在地	電話番号
鶴岡市	997-8601	鶴岡市馬場町 9-25	25-2111

5号委員（鶴岡市教育委員会）

機 関 名	郵便番号	所在地	電話番号
鶴岡市教育委員会	997-0346	鶴岡市上山添字文栄 100	57-2111

6号委員（病院機関）

機 関 名	郵便番号	所在地	電話番号
鶴岡市荘内病院	997-8515	鶴岡市泉町 4-20	26-5111

7号委員（消防機関）

機 関 名	郵便番号	所在地	電話番号
鶴岡市消防本部	997-0857	鶴岡市美咲町 36-1	22-8331
鶴岡市消防団	997-0857	鶴岡市美咲町 36-1	22-8320

8号委員（公共機関等）

機 関 名	郵便番号	所在地	電話番号
日本郵便（株）鶴岡郵便局	997-8799	鶴岡市山王町 4-15	22-0401
東日本高速道路(株)東北支社 鶴岡管理事務所	997-0835	鶴岡市小淀川字谷地田 90	22-8766
東日本電信電話(株)宮城事業部 山形支店	990-8519	山形市薬師町二丁目 18-1	023-621-9670
(株)ドコモＣＳ東北山形支店	990-0038	山形市幸町 18-9	023-615-1511
東北電力(株)鶴岡電力センター	997-0034	鶴岡市本町二丁目 2-55	22-7314
東日本旅客鉄道(株)鶴岡駅	997-0655	鶴岡市末広町 1-1	22-0655
鶴岡ガス(株)	997-0023	鶴岡市鳥居町 15-22	25-0011
庄内中部ガス(株)	997-1301	三川町大字横山字畑田 139-2	66-3115
庄内交通(株)	997-0031	鶴岡市錦町 2-60	22-2600

日本通運(株)酒田支店鶴岡営業所	997-0010	鶴岡市余慶町 5-30	23-8111
日本放送協会山形放送局	990-0045	山形市桜町 2-50	023-625-9517
(一社) 鶴岡地区医師会	997-0035	鶴岡市馬場町 1-34	22-0136
山形県建設業協会鶴岡支部	997-0019	鶴岡市茅原字西茅原 16	22-2364
日本赤十字社山形県支部	990-0023	山形市松波一丁目 18-10	023-641-1353

9 号委員（自主防災組織等）

機 関 名	郵便番号	所在地	電話番号
鶴岡市自主防災組織連絡協議会	997-8601	鶴岡市馬場町 9-25（防災安全課）	25-2111

10 号委員（公共の団体等）

機 関 名	郵便番号	所在地	電話番号
鶴岡市救難本部	997-8601	鶴岡市馬場町 9-25	25-2111
鶴岡市町内会連合会	997-8601	鶴岡市馬場町 9-25 （コミュニティ推進課）	25-2111
鶴岡市コミュニティ組織協議会	〃	〃	〃
鶴岡市自治振興会連絡協議会	〃	〃	〃
藤島町内会長連絡協議会	997-7601	鶴岡市藤島字笹花 25 （藤島庁舎総務企画課）	64-2111
羽黒区長会	997-0141	鶴岡市羽黒町荒川字前田元 89 （羽黒庁舎総務企画課）	62-2111
櫛引区長会	997-0346	鶴岡市上山添字文栄 100 （櫛引庁舎総務企画課）	57-2111
朝日地域自治会連絡協議会	997-0404	鶴岡市下名川字落合 1 （朝日庁舎総務企画課）	53-2111
温海地域自治会長会	999-7205	鶴岡市温海戊 577-1 （温海庁舎総務企画課）	43-2111
鶴岡市民生児童委員協議会連合会	997-8601	鶴岡市馬場町 9-25（福祉課）	25-2111
鶴岡市農業協同組合	997-0029	鶴岡市日吉町 3-7	23-5090
庄内たがわ農業協同組合	999-7611	鶴岡市上藤島字備中下 3-1	64-3000
庄内赤川土地改良区	997-0035	鶴岡市馬場町 7-35	22-2135
鶴岡市社会福祉協議会	997-0033	鶴岡市泉町 5-30	24-0053
山形県漁業協同組合	998-0036	酒田市船場町二丁目 2-1	0234-24-5611
(一社) 山形県 L P ガス協会田川支部	997-0814	鶴岡市みどり町 32-52	22-6035

70 災害時要配慮者関連施設一覧（福祉施設等）

（１）介護施設一覧

No.	施設名称	地区	所在地	電話番号	洪水 浸水域	津波 浸水域	土砂災害 警戒区域	事業	避難者確保計画 作成状況
1	介護老人保健施設ケアホームみやはら	第一	三和町1-53	28-2061	●			短期入所療養介護／介護老人保健施設	作成済
2	和みの家・双葉	第一	双葉町15-34	33-8811	●			地域密着型通所介護（デイサービス）	作成済
3	デイサービスきらり	第一	日枝字海老島36-4	24-5628	●			通所介護（デイサービス）	作成済
4	虹の家こころ	第一	日枝字海老島36-4	24-5347	●			住宅型有料老人ホーム	作成済
5	グループホーム和楽居	第一	日枝字海老島63-5	33-8931	●			認知症対応型共同生活介護	作成済
6	協立ショートステイセンターふたば	第一	日枝字海老島64	29-1056	●			短期入所生活介護	作成済
7	サテライト老健のぞみ	第一	日枝字小真木原116-8	24-7724				通所リハビリテーション 短期入所療養介護／介護老人保健施設	
8	ニチイケアセンターこまぎはら	第一	日枝字鳥居上38-1	28-1025				認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護	
9	メデカルデイサービスビビ	第一	文園町11-3	23-6060	●			地域密着型通所介護（デイサービス）	作成済
10	庄内医療生活協同組合やまがた鶴岡協立病院	第一	文園町9-34	23-6060	●			通所リハビリテーション	作成済
11	介護療養型老人保健施設せせらぎ	第一	文園町9-34	28-2160	●			短期入所療養介護／介護老人保健施設	作成済
12	なえづ老人デイサービスセンター	第二	ほなみ町3-1	25-9255	●			通所介護（デイサービス）／認知症対応型通所介護	作成済
13	ハビビ伊勢原	第二	伊勢原町16-16	23-8576	●			地域密着型通所介護（デイサービス）	作成済
14	ケアホームなずな	第二	神明町15-15	64-1303	●			小規模多機能型居宅介護	作成済
15	グループホームなずな	第二	神明町15-15	64-1303	●			認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護	作成済
16	デイサービスぼぼろ	第二	大東町3-17	64-8978	●			通所介護（デイサービス）	作成済
17	障害者支援オフィス「ひので」	第二	日出一丁目7-7	25-2943	●			地域密着型通所介護（デイサービス）	作成済
18	銀座夢ハウス デイサービスステーション	第二	本町一丁目5-6	64-8800	●			通所介護（デイサービス）	作成済
19	あすなろ	第二	本町二丁目2-35	24-7551	●			介護老人保健施設	作成済
20	グループホーム「コスモス」	第三	茅原字西茅原112-6	23-5858	●			認知症対応型共同生活介護	作成済
21	サテライト老健ちわら	第三	北茅原町5-10	25-5000	●			通所リハビリテーション/短期入所療養介護/介護老人保健施設	作成済
22	シニアサポートセンターともえ	第三	北茅原町17-1	35-0900	●			養護老人ホーム 特定施設入所者生活介護	作成済
23	小規模特別養護老人ホームともえ	第三	北茅原町17-1	35-0900	●			地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 （特別養護老人ホーム）	作成済
24	療養通所介護のぞみの家	第三	茅原字草見鶴地内18街区一画地	25-8335	●			地域密着型通所介護（デイサービス）	作成済
25	老人保健施設のぞみの園	第三	茅原町26-23	25-8255	●			通所介護（デイサービス）/通所リハビリテーション/短期入所療養介護/介護老人保健施設	作成済
26	ケアハウス鶴が丘	第三	茅原町26-27	24-5633	●			軽費老人ホーム	作成済
27	グループホームひだまりの家	第三	茅原町27-1	25-5502	●			認知症対応型共同生活介護 認知症対応型通所介護	作成済
28	有料老人ホームサニーハウス茅原	第三	茅原町25-5	28-3188	●			住宅型有料老人ホーム	作成済
29	有料老人ホームみつわ荘	第三	茅原字草見鶴17-11	25-2244	●			住宅型有料老人ホーム	作成済
30	有料老人ホーム共栄荘	第三	茅原字草見鶴17-20	26-2363	●			住宅型有料老人ホーム	作成済

No.	施設名称	地区	所在地	電話番号	洪水 浸水域	津波 浸水域	土砂災害 警戒区域	事業	避難者確保計画 作成状況
31	有料老人ホーム千寿	第三	茅原字草見鶴18-21	25-5173	●			住宅型有料老人ホーム	作成済
32	有料老人ホームあじさいの家	第三	茅原字草見鶴122-5	28-2022	●			住宅型有料老人ホーム	作成済
33	永寿荘	第三	茅原町28-10	25-6111	●			介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	作成済
34	永寿荘デイサービスセンター	第三	茅原町28-10	25-6111	●			通所介護 (デイサービス)	作成済
35	永寿荘ショートステイセンター	第三	茅原町28-10	25-6111	●			短期入所生活介護	作成済
36	デイサービスセンター安心	第三	山王町14-23	29-0030	●			通所介護 (デイサービス)	作成済
37	ニチイケアセンター鶴岡	第三	若葉町23-38	29-6889	●			通所介護 (デイサービス)	作成済
38	リラクゼーション型デイサービス ふらっと	第三	日和田町19-1	29-2303	●			通所介護 (デイサービス)	作成済
39	デイサービスひまわりいずん	第四	稲生一丁目3-45	64-0604	●			通所介護 (デイサービス)	作成済
40	エタニティハウスひまわり	第四	稲生一丁目3-45	25-5160	●			住宅型有料老人ホーム	作成済
41	アメニティハウスひまわり	第四	稲生一丁目3-5	25-5145	●			特定施設入所者生活介護	作成済
42	グループホームひまわり	第四	稲生一丁目3-7	25-5145	●			認知症対応型共同生活介護	作成済
43	デイサービスひまわりアブラ	第四	稲生二丁目39-4	64-0302				通所介護 (デイサービス)	
44	福祉のひろばいなおい	第四	稲生二丁目39-4	23-3205				通所介護 (デイサービス)	
45	あかり	第四	小真木原町10-17	29-8203	●			通所介護 (デイサービス)	作成済
46	医療法人いぶき会 メディカルデイサービス La Sante	第四	小真木原町88-1	64-8858				通所介護 (デイサービス)	
47	デイサービスセンター健康園	第四	美原町4-40	25-2881	●			通所介護 (デイサービス)	作成済
48	池幸園	第四	美原町4-40	25-2881	●			介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	作成済
49	池幸園ショートステイみはら	第四	美原町4-40	25-2881	●			短期入所生活介護 (空床型)	作成済
50	多機能「よつばの里」	第四	本町三丁目1-11	23-4282	●			小規模多機能型居宅介護	作成済
51	デイサービスすずらん・ケア	第四	柳田字田中30-1	24-9370	●			通所介護 (デイサービス)	作成済
52	池幸園ショートステイ 小規模多機能型居宅介護事業所健康園 つどい	第四	美原町4-40	25-2881	●			短期入所生活介護 小規模多機能型居宅介護	作成済
53	サテライト池幸園	第四	陽光町9-20	33-8106	●			地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (特別養護老人ホーム)	作成済
54	リハビリステーション・アズリー	第五	鳥居町23-2	64-8902	●			地域密着型通所介護 (デイサービス)	作成済
55	永寿荘多機能ホーム宝田	第五	宝田二丁目7-29	26-8355	●			小規模多機能型居宅介護	作成済
56	デイサービスセンターみどり	第六	みどり町22-40	33-8731	●			通所介護 (デイサービス)	作成済
57	有料老人ホームみどり	第六	みどり町22-40	33-8731	●			住宅型有料老人ホーム	作成済
58	老人デイサービスセンターふれあい	第六	西新斎町14-26	29-0370	●			通所介護 (デイサービス) 認知症対応型通所介護	作成済
59	小規模多機能型居宅介護事業所 多機能さくら鶴岡	第六	西新斎町3-10	24-2121	●			小規模多機能型居宅介護	作成済
60	ニチイケアセンター鶴岡みさき	第六	美咲町7-16	29-0305	●			通所介護 (デイサービス)	作成済

No.	施設名称	地区	所在地	電話番号	洪水 浸水域	津波 浸水域	土砂災害 警戒区域	事業	避難者確保計画 作成状況
61	グループホームなな草	斎	外内島字石名田82-23	26-0558	●			認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護	作成済
62	ケアホームなな草	斎	外内島字石名田82-23	26-0558	●			小規模多機能型居宅介護	作成済
63	グループホームなでしこ	斎	斎藤川原字林保234-28	25-5613	●			認知症対応型共同生活介護 認知症対応型通所介護	作成済
64	J A 鶴岡げんき館デイサービスセンター	黄金	青龍寺字村下34-1	29-7725				通所介護（デイサービス）	
65	古民家かふえはなだま	黄金	民田字十二前196	64-8244	●			通所介護（デイサービス）	
66	かけはし	黄金	民田字代家田100-1	25-1131	●			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）	作成済
67	グループホームかけはし	黄金	民田字代家田100-1	25-1131	●			認知症対応型共同生活介護	作成済
68	ショートステイかけはし	黄金	民田字代家田100-1	25-1131	●			短期入所生活介護	作成済
69	ショートステイかけはし2号館	黄金	民田字代家田99-1	25-1131	●			短期入所生活介護	作成済
70	介護老人保健施設かけはし	黄金	民田字代家田100-1	25-1131	●			介護老人保健施設 短期入所療養介護 通所リハビリテーション	作成済
71	鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院	湯田川	湯田川字中田35-10	38-5151				通所リハビリテーション	
72	オープンハウス奏	湯田川	藤沢字石渡15-13	33-8571				通所介護（デイサービス）	
73	地域密着型小規模特別養護老人ホームめぐみの郷しらやま	大泉	白山字西木村101-1	64-1171	●			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）	作成済
74	短期入所生活介護事業所めぐみの郷しらやま	大泉	白山字西木村101-1	64-1171	●			短期入所生活介護	作成済
75	小規模多機能型居宅介護事業所めぐみの郷しらやま	大泉	白山字西木村101-1	33-8107	●			小規模多機能型居宅介護	作成済
76	デイサービスはなの里	田川	田川字八幡212	64-0471	●			通所介護（デイサービス）	作成済
77	在宅型有料老人ホームはなの里	田川	田川字八幡212	64-0471	●			在宅型有料老人ホーム	作成済
78	デイサービスセンター西目	上郷	西目123-8	35-3880				通所介護（デイサービス）	
79	老人デイサービスセンターはちもり	三瀬	三瀬字菖蒲田64-2	64-0122				認知症対応型通所介護	作成済
80	グループホームはちもり	三瀬	三瀬字菖蒲田64-2	64-0122				認知症対応型共同生活介護	作成済
81	とようら老人デイサービスセンター	三瀬	三瀬字菖蒲田67-1	38-8155				通所介護（デイサービス）	作成済
82	多機能かも	加茂	加茂字加茂146	64-1162		●	●	小規模多機能型居宅介護	作成済
83	特別養護老人ホームしおん荘	湯野浜	湯野浜一丁目17-35	76-3735		●		介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	作成済
84	しおん荘ショートステイセンター	湯野浜	湯野浜一丁目17-35	76-3735		●		短期入所生活介護	作成済
85	多機能ゆのはま	湯野浜	湯野浜一丁目19-28	76-3780				小規模多機能型居宅介護	
86	おおやま	大山	大山三丁目34-1	38-0250				介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	作成済
87	老人デイサービスセンターおおやま	大山	大山三丁目34-1	38-0255				通所介護（デイサービス）	作成済
88	短期入所センターおおやま	大山	大山三丁目34-1	38-0250				短期入所生活介護	作成済
89	J A 鶴岡ショートステイ愛あい館	大山	大山字中道92-2	64-0605				短期入所生活介護	
90	協立大山診療所	大山	大山二丁目26-3	33-1165				通所リハビリテーション	

No.	施設名称	地区	所在地	電話番号	洪水 浸水域	津波 浸水域	土砂災害 警戒区域	事業	避難者確保計画 作成状況
91	協立大山診療所にじの家	大山	大山二丁目26-3	33-1165				通所介護（デイサービス）	
92	虹の家おうら	大山	大山二丁目36-33	33-3388				住宅型有料老人ホーム	作成済
93	デイサービスセンター澄花	大山	友江字川向61-8	64-1665				通所介護（デイサービス）	
94	老人デイサービスセンターたかだて	大山	友江町23-14	33-0833				通所介護（デイサービス）／認知 症対応型通所介護	作成済
95	デイホームそよ風の森デイサービス	西郷	下川字龍花崎41-1035	68-5860				通所介護（デイサービス）	
96	デイサービスセンターそよ風の森	西郷	下川字龍花崎41-1039	76-2170				通所介護（デイサービス）	
97	デイサービス えがお・デ・あいと	藤島	長沼字宮前23-1	64-3000	●			通所介護（デイサービス）	作成済
98	ふじの花荘	藤島	藤の花一丁目18-1	64-5880				介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	
99	グループホームふじの花荘	藤島	藤の花一丁目18-1	78-2370				認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護	
100	指定通所デイサービスセンター ふじの花荘	藤島	藤の花一丁目18-1	64-5880				通所介護（デイサービス）	
101	指定短期入所生活介護サービスセンター ふじの花荘	藤島	藤の花一丁目18-1	64-5880				短期入所生活介護	
102	あった家きゃっと	藤島	藤島字笹花48-12	64-6042				認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護	
103	デイサービスセンターキャット藤島	藤島	藤島字笹花48-12	64-6042				通所介護（デイサービス）	
104	認知症高齢者グループホーム 「和心」ふじ荘	藤島	八色木字西野335-1	78-2620				認知症対応型共同生活介護	
105	グループホームこもれび	藤島	八色木字西野335-5	33-8920				認知症対応型共同生活介護	
106	みずばしょう	羽黒	羽黒町後田字谷地田191-4	78-0951				介護老人保健施設	
107	介護老人保健施設みずばしょう	羽黒	羽黒町後田字谷地田191-4	78-0951				通所リハビリテーション 短期入所療養介護	
108	グループホームはぐろの里	羽黒	羽黒町荒川字谷地堰42-1	78-0610				認知症対応型共同生活介護	
109	デイホームはぐろの里	羽黒	羽黒町荒川字谷地堰42-1	78-0610				地域密着型通所介護（デイサービス）	
110	瑞穂の郷 デイサービスセンター本館	羽黒	羽黒町細谷字北田128-1	29-1025	●			通所介護（デイサービス）	作成済
111	瑞穂の郷 デイサービスセンター東館	羽黒	羽黒町細谷字北田128-1	29-1025	●			地域密着型通所介護（デイサービス）	作成済
112	瑞穂の郷 デイサービスセンター西館	羽黒	羽黒町細谷字北田128-1	29-1025	●			地域密着型通所介護（デイサービス）	作成済
113	小規模多機能はぐろ	羽黒	羽黒町三ツ橋字向田46-3	62-4882				小規模多機能型居宅介護	
114	グループホームなごみ2号館	羽黒	羽黒町三ツ橋字向田46-3	62-4881				認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護	
115	かみじ荘	羽黒	羽黒町手向字薬師沢198-3	62-2233				介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	
116	指定通所介護事業所デｲサービスセンター かみじ荘	羽黒	羽黒町手向字薬師沢198-3	62-2007				通所介護（デイサービス） 認知症対応型通所介護	
117	指定短期入所生活介護事業所かみじ荘	羽黒	羽黒町手向字薬師沢198-3	62-2233				短期入所生活介護	
118	指定ユニット型短期入所生活介護事業 所かみじ荘	羽黒	羽黒町手向字薬師沢198-3	62-2233				短期入所生活介護	
119	認知症高齢者グループホームなごみ	羽黒	羽黒町赤川字熊坂47-3	62-4331				認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護	
120	桃寿荘	櫛引	たらのき代字桃平123	57-3222				介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	

No.	施設名称	地区	所在地	電話番号	洪水 浸水域	津波 浸水域	土砂災害 警戒区域	事業	避難者確保計画 作成状況
121	桃寿荘指定短期入所生活介護事業所	櫛引	たらのき字代桃平123	57-3222				短期入所生活介護	
122	グループホームいろ花の里	櫛引	下山添字中通39-1	78-7338	●			認知症対応型共同生活介護	作成済
123	デイサービス「いろ花」	櫛引	下山添字中通40-1	78-7335	●			認知症対応型通所介護	作成済
124	鶴岡協立リハビリテーション病院	櫛引	上山添字神明前38	78-7511	●			通所リハビリテーション／入院施設	作成済
125	小規模多機能施設くしびき	櫛引	上山添字神明前42-1	57-4898	●			小規模多機能型居宅介護	作成済
126	くしびきデイサービスセンター	櫛引	上山添字成田21-9	57-5080	●			通所介護（デイサービス）／認知症対応型通所介護	作成済
127	くしびき高齢者生活福祉センター	櫛引	上山添字成田21-9	57-5080	●			高齢者生活福祉センター	作成済
128	グループホーム「ママ家」	櫛引	常盤木字関口103-3	78-7900	●			認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護	作成済
129	コミュニティママ家	櫛引	中田字追分162-2	57-5050	●			認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護	作成済
130	ベストライフママ家	櫛引	中田字追分162-3	57-5233	●			住宅型有料老人ホーム	作成済
131	ぶなの杜	朝日	熊出字東村152-1	58-1535	●			地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 （特別養護老人ホーム）	作成済
132	短期入所生活介護事業所ぶなの杜	朝日	熊出字東村152-1	58-1535	●			短期入所生活介護	作成済
133	かたくり荘	朝日	熊出字東村157-2	53-2300	●			介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	作成済
134	グループホームかたくり荘	朝日	熊出字東村157-2	53-3900	●			認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護	作成済
135	指定通所介護事業所デイサービスセンターであ い	朝日	熊出字東村157-2	53-2850	●			通所介護（デイサービス） 認知症対応型通所介護	作成済
136	指定短期入所生活介護事業所かたくり 荘	朝日	熊出字東村157-2	53-2300	●			短期入所生活介護	作成済
137	デイサービスあさひ	朝日	熊出字日鏡31-3	58-1510	●		●	通所介護（デイサービス）	作成済
138	清流苑	温海	五十川字山之脇183-2	33-8755	●	●	●	小規模多機能型居宅介護	作成済
139	多機能ねずがせき	温海	鼠ケ関字横路9-3	48-4611			●	小規模多機能型居宅介護	作成済
140	グループホームねずがせき	温海	鼠ケ関字横路9-3	48-4555			●	認知症対応型共同生活介護	作成済
141	温海デイサービスセンター愛寿園	温海	湯温海字湯之尻521-12	43-3266			●	通所介護 （デイサービス）	作成済
142	デイサービス温寿荘	温海	槇代丁53-1	43-2351			●	通所介護（デイサービス）	作成済
143	ショートステイ温寿荘	温海	槇代丁53-1	43-2351			●	短期入所生活介護	作成済
144	温寿荘	温海	槇代丁53-1	43-2351			●	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	作成済
計					90	4	9		

(2) 障害施設一覧

No.	施設名称	地区	所在地	電話番号	洪水 浸水域	津波 浸水域	土砂災害 警戒区域	事業	避難者確保計画 作成状況
1	レインボー広場	第一	双葉町5-22	22-2964	●			就労継続支援B型	作成済
2	就労継続支援B型事業所さきり	第一	日枝字宮脇79-1	24-7283	●			就労継続支援B型	作成済
3	まちなか	第一	三和町6-11-3	25-6420	●			共同生活援助	作成済
4	なえづ生活介護事業所	第二	ほなみ町3-1	25-9255	●			生活介護	作成済
5	鶴岡市ゆうあいプラザかたぐるま	第二	ほなみ町3-2	28-3136	●			就労継続支援B型/自立訓練（生活訓練）/生活介護	作成済
6	ハビビ伊勢原	第二	伊勢原町16-16	23-8576	●			生活介護	
7	キッズスクールメグシィ桜新町教室	第二	桜新町2-33	23-3583	●			放課後デイ	作成済
8	こどもサポート教室 「クラ・ゼミ」鶴岡校	第二	神明町6-37-2	64-1118	●			児童発達支援/放課後デイ	作成済
9	feふあーむ	第二	神明町8-44	64-0560	●			就労継続支援A型	作成済
10	障害者支援オフィス「ひので」	第二	日出一丁目7-7	25-2943	●			就労継続支援B型/生活介護	作成済
11	仲間の家	第三	家中新町2-39	23-1077	●			共同生活援助	作成済
12	楽しい家	第三	家中新町2-40	24-4567	●			共同生活援助	作成済
13	鶴岡市ゆうあいプラザ分館	第三	家中新町18-50	24-5610	●			継続支援B	
14	サポートセンターラブラドル	第三	茅原字西茅原101-6	25-8110	●			生活介護/児童発達支援/放課後デイ	
15	障がい者支援ホームのぞみの家	第三	茅原草見鶴18-1	25-8335	●			生活介護/児童発達支援/放課後デイ	
16	就労継続支援B型事業所さんのう	第三	山王町12-3	64-0169	●			就労継続支援B型	作成済
17	手作りクッキーおからや	第三	若葉町15-5	25-3460	●			就労継続支援B型/自立訓練（生活訓練）	作成済
18	たんぼぼ	第三	若葉町23-2	23-9118	●			共同生活援助	作成済
19	キッズスクールメグシィ新形町教室	第三	新形町16-37	23-3583	●			児童発達支援/放課後デイ	作成済
19-1	アドバンスメグシィ	第三	新形町1-28	23-3583	●			児童発達支援/放課後デイ	作成済
20	キッズスクールメグシィ茅原町教室	第三	茅原町27-12	23-3583	●			児童発達支援/放課後デイ	作成済
21	軽食喫茶さくら（B型サテライト）	第三	泉町5-30	22-3710	●			就労継続支援B型	作成済
22	デイセンターじゃがいも	第三	泉町5-70	23-7640	●			就労継続支援B型	作成済
23	けやきの杜	第三	泉町8-50	25-9496	●			共同生活援助	作成済
24	えがおホーム（グループホームよつばの里？）	第三	東新斎町10-40	070-5099-5719	●			共同生活援助	作成済
25	えがおホーム・ネオ	第三	東新斎町10-40	070-5099-1740	●			共同生活援助	作成済
25-2	キッズスクールメグシィ桜新町教室 サテライト 東新斎町教室	第三	東新斎町13-17	23-3583	●			児童発達支援/放課後デイ	作成済
26	みんなのそら	第三	宝田一丁目7-28-9	24-6017	●			放課後デイ	作成済
27	就労継続支援B型事業所さきり稲生	第四	稲生一丁目20-48	25-7554				就労継続支援B型	
28	さくら荘	第四	稲生一丁目20-48	25-7554				共同生活援助	作成済
29	どんぐり	第四	稲生一丁目3-11-5	22-3192	●			共同生活援助	作成済
30	くるみ	第四	青柳町16-22	22-2015				共同生活援助	

No.	施設名称	地区	所在地	電話番号	洪水 浸水域	津波 浸水域	土砂災害 警戒区域	事業	避難者確保計画 作成状況
31	青柳作業所	第四	青柳町31-14	25-8010	●			就労継続支援B型	作成済
32	DISCOVERY HOUSE	第四	青柳町32-9	64-8149	●			共同生活援助	作成済
33	青柳下宿（青柳作業所）	第四	青柳町40-5	23-1040	●			共同生活援助/短期入所	作成済
34	多機能型事業所いちほ	第四	青柳町42-32	64-8690				就労移行支援/就労継続支援B型/ 自立訓練（生活訓練）	
35	合同会社ハウスカ	第四	美原町17-17	64-8910	●			放課後デイ	作成済
36	共生ホーム「よつばの里」	第四	本町三丁目1-11	23-4282	●			生活介護/短期入所	作成済
37	障害者支援センター「よつばの里」	第四	本町三丁目2-5	24-4282	●			就労継続支援B型	作成済
38	多機能型事業所つばさクラブ	第五	大宝寺町3-35	22-6088	●			自立訓練（生活訓練）/生活介護	作成済
39	就労継続支援B型事業所さきり 弁当部とんが村	第五	大宝寺町3-35	24-3667	●			就労継続支援B型	作成済
40	多機能型事業所あすか	第五	朝陽町4-10	64-1260	●			就労継続支援B型/自立訓練（生 活訓練）	作成済
41	りーふ	第五	朝陽町5-3	29-3881	●			就労継続支援B型	作成済
42	鶴岡市立あおば学園	第五	宝町18-50	29-1502	●			児童発達支援	作成済
43	柿の木荘	第五	宝町4-5	33-8979	●			共同生活援助	作成済
44	アスピアソーシャルアクション	第五	宝田三丁目19-20	22-9001	●			就労移行支援/自立訓練（生活訓 練）	
45	グループホームまごころ	第六	みどり町22-43	22-2026	●			共同生活援助	作成済
46	グループホームみらい	第六	新海町17-32 みどり町22-44へ住所変更	25-3776 25-3013	●			共同生活援助	作成済
47	障害福祉サービス事業スローワーク新 町	第六	新海町30-7	64-1600	●			就労継続支援B型/生活介護	作成済
48	就労継続支援B型事業所やまびこ	第六	新海町8-33	25-3801	●			就労継続支援B型	作成済
49	就労継続支援B型事業所あけぼの	第六	西新斎町21-8	23-7626	●			就労継続支援B型	作成済
50	大西下宿	第六	大西町12-30	22-2675	●			共同生活援助/短期入所	作成済
51	特定非営利活動法人光の子	第六	大塚町28-40-E	25-3340	●			放課後デイ	作成済
52	合同会社ハウスカ・キートス	第六	道田町27-27	64-8492				放課後デイ	
53	地域生活支援センター翔	第六	美咲町26-1	29-7088	●			地域活動支援センター	作成済
54	つどいの家	第六	美咲町26-1	25-7729	●			就労継続支援B型	作成済
55	いなほ作業所	第六	美咲町26-1	24-3688	●			就労継続支援B型	
56	多機能型発達支援事業所メグシィ高坂 教室	黄金	高坂字杉ヶ沢72-33	23-3583				児童発達支援/放課後デイ	
57	希望荘	黄金	高坂字仏供沢55-19	25-7327				共同生活援助	
58	就労継続支援施設もみの木	黄金	青龍寺字村下182-1	64-8885	●			就労継続支援B型	作成済
59	軽井沢	湯田川	藤沢字軽井沢45-1	35-3410				共同生活援助	作成済
60	障害者支援施設 鶴岡市立愛光園	湯田川	藤沢字軽井沢68	35-2399				就労継続支援B型/障害者支援施 設	作成済
61	愛光園デイサービスセンター	湯田川	藤沢字軽井沢68	35-2903				放課後デイ	作成済
62	愛光園ショートステイセンター	湯田川	藤沢字軽井沢68	35-2399				短期入所	作成済
63	藤沢の家	湯田川	藤沢字荒沢甲305	35-4580			●	共同生活援助	作成済
64	すばる	湯田川	藤沢字西側163	35-4255			●	共同生活援助	作成済
65	すまいるらんどA鶴岡	大泉	白山字興野146-14	64-0475				就労継続支援A型	

No.	施設名称	地区	所在地	電話番号	洪水 浸水域	津波 浸水域	土砂災害 警戒区域	事業	避難者確保計画 作成状況
66	障がい者短期入所事業所あじさい	京田	安丹字村上3-13	33-8160				短期入所	
67	グループホームゆずり葉	京田	安丹字村上3-13	33-8160				共同生活援助	
68	グループホームあじさい	京田	安丹字村上3-13	33-8160				共同生活援助	
69	障害福祉サービス事業作業所月山	京田	中野京田字荖柳4-1	24-8541	●			就労移行支援/就労継続支援B型/ 生活介護	
70	放課後等デイサービス事業アトリエ	京田	中野京田字荖柳4-1	24-8541	●			放課後デイ	
71	あたご	京田	中野京田字大坪22-5	23-5732				共同生活援助	
72	けやき荘	京田	平京田字屋敷廻94-2	22-4941				共同生活援助	作成済
73	短期入所センターはちもり	三瀬	三瀬字菖蒲田64-2	64-0122				短期入所	作成済
74	しおん荘ショートステイセンター	湯野浜	湯野浜一丁目17-35	76-3735		●		短期入所	作成済
75	みんと	大山	大山一丁目21-33	33-0255	●			共同生活援助	作成済
76	たいよう	大山	大山一丁目21-33	33-0111	●			共同生活援助	作成済
77	工房せい	大山	大山三丁目36-35	33-1108				就労継続支援B型/生活介護	
78	障害者支援施設 山形県鶴峰園	大山	栃屋字天保恵10-1	35-1351	●			就労移行支援/生活介護/障害者支 援施設	作成済
79	障害者支援施設 山形県慈丘園	大山	栃屋字天保恵10-1	35-1755	●			自立訓練（生活訓練）/生活介護/ 障害者支援施設/短期入所	作成済
80	愛光園ワークセンター大山	大山	友江字川向46-4	33-8100	●			就労継続支援B型	作成済
81	かりん	大山	友江字川向63-1	33-0018	●			共同生活援助	作成済
82	ゆず	大山	友江字川向63-1	33-1018	●			共同生活援助	作成済
83	大山の家	大山	友江町2-21	33-0811				共同生活援助	
84	そよ風の森	西郷	下川字龍花崎41-1039	76-2170				生活介護/自立訓練（機能訓練）	
85	障がい福祉サービス根っ子杉	藤島	藤の花一丁目20-1	64-4376				就労継続支援B型	
86	多機能型施設こっこ	羽黒	羽黒町荒川字漆畑33	64-8733				就労継続支援A型/就労継続支援 B型	
87	障害者支援施設 恵風園	羽黒	羽黒町川代字向山136-1	78-0255				生活介護/障害者支援施設/短期入 所	
88	さくらが丘	羽黒	羽黒町川代字桜ヶ丘115-4	62-2333				就労継続支援B型	
89	草笛の家	羽黒	羽黒町川代字桜ヶ丘120-3	62-2399				短期入所	
90	羽黒山ぶしいたけファーム	櫛引	常盤木字木原8-14	57-4766				就労継続支援A型	
91	ラブラドルあさひ館	朝日	熊出字日鐘68-1	53-3660	●			児童発達支援/放課後デイ	作成済
92	ケアホームつくしんぼ	朝日	熊出字日鐘69-1	53-2332	●			共同生活援助	作成済
93	であい	朝日	熊出字東村157-2	53-2850	●			生活介護/自立訓練（機能訓練）	作成済
94	山の子	朝日	東岩本字沖田18	53-3422				自立訓練（生活訓練）	
95	茶や町荘	温海	温海戊645-40	43-2810		●	●	共同生活援助	
96	温海デイサービスセンター愛寿園	温海	湯温海字湯之尻521-12	43-3266			●	自立訓練（機能訓練）/生活介護	作成済
97	授産施設もみじが丘	温海	湯温海字湯之尻555	43-4386			●	就労継続支援B型/生活介護	作成済
98	デイサービス温寿荘	温海	槇代丁53-1	43-2351			●	生活介護	作成済
計					65	2	6		

(3) 子ども・乳幼児施設一覧

No.	施設名称	地区	所在地	電話番号	洪水 浸水域	津波 浸水域	土砂災害 警戒区域	事業	避難者確保計画 作成状況
1	城南幼保園	第一	のぞみ町6-20	24-7164	●			認定こども園	作成済
2	ひとみ保育園	第一	日枝字海老島159-1	24-6040	●			事業所内保育施設	
3	ベビー&キッズルーム ばあば・ぱぱ	第一	千石町17-15	77-4113	●			地域型保育	作成済
4	鶴岡南部児童館	第一	文園町1-8	64-1900	●			児童館・児童のための施設	作成済
5	第一学区学童保育所	第一	文園町1-8	64-1902	●			放課後児童クラブ	作成済
6	第一学区学童保育所（別棟②）	第一	文園町1-10, 1-56	26-0870	●			放課後児童クラブ	作成済
7	常念寺保育園	第一	睦町1-2	24-9055	●			認可保育所	作成済
8	常念寺保育園分園	第一	睦町1-3	24-9055	●			認可保育所	作成済
9	常念寺保育園地域子育て支援センターるんぴにー園	第一	睦町1-3	25-5513	●			子育て 支援センター	作成済
10	ベビー&キッズルーム ばあば・まま	第二	苗津町7-4	24-5759	●			届出保育施設	
11	東部保育園	第二	日出一丁目25-23	22-2142	●			認可保育所	作成済
12	中央児童館	第二	苗津町1-1	24-4608	●			児童館・児童のための施設	作成済
13	第二学区学童保育所	第二	苗津町1-1	23-0306	●			放課後児童クラブ	作成済
14	鈴の音保育園	第二	苗津町5-66	33-8455	●			地域型保育	作成済
15	キッズワールドあゆみ	第二	本町一丁目9-7 荘内銀行本店内	64-0872	●			事業所内保育施設	作成済
16	ニチイキッズつるおか天神保育園	第二	大東町19-27	26-7270	●			地域型保育	作成済
17	かたばみ保育園	第三	家中新町14-10	22-0686	●			認可保育所	作成済
18	第三学区学童保育所	第三	若葉町1-48	24-0248	●			放課後児童クラブ	作成済
19	若葉幼稚園	第三	若葉町24-35	22-2237	●			認定こども園	作成済
20	新形こども園	第三	新形町2-35	23-2568	●			認定こども園	作成済
21	鶴岡幼稚園	第三	泉町6-13	22-0658	●			認定こども園	作成済
22	杉の子保育所	第三	馬場町6-36	24-0080	●			事業所内保育施設	
23	マリア幼稚園	第三	馬場町7-19	22-5831	●			認定こども園	作成済
24	子ども家庭支援センター なかよし広場	第三	泉町5-30	25-2741	●			子育て 支援センター	
25	ちわら菜の花こども園	第三	茅原字西茅原129-1	26-7311	●			認定こども園	作成済
26	ちとせはぐくみ園	第四	稲生一丁目14-1	22-0742	●			認定こども園	作成済
27	南部保育園	第四	陽光町9-32	22-0527	●			認可保育所	作成済
28	荘内教会保育園	第四	本町三丁目5-36	25-7070	●			認可保育所	作成済
29	暁光児童館	第四	柳田字田中28-3	64-8640				児童館・児童のための施設	
30	第四学区学童保育所 太陽の子	第四	柳田字田中28-3	64-8640				放課後児童クラブ	
31	やまのこ保育園home	第五	大宝寺字日本国378-45 パークサイドビレッジRay 1 階	64-8940	●			企業主導型保育施設	作成済

No.	施設名称	地区	所在地	電話番号	洪水 浸水域	津波 浸水域	土砂災害 警戒区域	事業	避難者確保計画 作成状況
32	第五学区学童保育所 虹っ子クラブ	第五	切添町21-14	23-5857	●			放課後児童クラブ	作成済
33	第五学区学童保育所 あおぞらクラブ	第五	切添町23-6	26-7227	●			放課後児童クラブ	作成済
34	ニチイキッズつるおか駅前保育園	第五	大宝寺町1-30	26-2131	●			地域型保育	作成済
35	大宝幼稚園	第五	大宝寺町14-10	22-1883	●			認定こども園	作成済
36	第五学区学童保育所 風っ子クラブ	第五	朝陽町22-2	25-7601	●			放課後児童クラブ	作成済
37	第五学区学童保育所 おひさまクラブ	第五	朝陽町28-16	33-8025	●			放課後児童クラブ	作成済
38	道形保育園	第五	道形町20-52	22-5841	●			認可保育所	作成済
39	鶴岡市立あおば学園	第五	宝町18-50	29-1502	●			児童発達支援	作成済
40	庄内児童相談所	第五	道形町49-6	22-0790	●			児童相談所	
41	鶴岡乳児院	第五	道形町49-6	22-1317	●			乳児院	作成済
42	松原保育園	第五	宝町18-50	29-1501	●			認可保育所	作成済
43	子育て広場まんまルーム	第五	末広町3-1 マリカ東館3階	24-5635	●			児童館・児童のための施設	作成済
44	鶴岡市西部センター保育ルーム なかよしルーム	第六	美咲町32-5	25-8960				事業所内保育施設	
45	第六学区学童保育所 ゆりのき	第六	小淀川字村東66-1	23-7855				放課後児童クラブ	
46	西部保育園	第六	新海町11-57	23-5646	●			認可保育所	作成済
47	りっしょう子ども園	第六	西新斎町2-31	33-8772	●			認定こども園	
48	みどり幼稚園	第六	大塚町6-28	23-2350	●			認定こども園	作成済
49	放課後等デイサービス光の子	第六	大塚町28-40E	25-3340	●			放課後等デイサービス	作成済
50	美咲の森こども園	第六	美咲町28-5	24-5555				認定こども園	
51	美咲こども園	第六	美咲町32-8	28-3331				認定こども園	
52	鶴岡西部児童館	第六	淀川町9-15	29-0031				児童館・児童のための施設	
53	鶴岡西部放課後児童クラブ ひまわり	第六	淀川町9-15	29-0031				放課後児童クラブ	
54	和光幼稚園	斎	我老林字五里市62	22-8835	●			認定こども園	作成済
55	放課後児童クラブ いつき	斎	我老林字野中川原51	22-0985	●			放課後児童クラブ	作成済
56	黄金保育園	黄金	青龍寺字川内109-7	24-4645			●	認可保育所	
57	黄金放課後児童クラブ	黄金	青龍寺字北内29	24-4517			●	放課後児童クラブ	
58	民田保育園	黄金	民田字十二前16-1	24-4517	●			認可保育所	
59	民田子育てひろば あそば	黄金	民田字五百刈77-1	24-4517	●			子育て 支援センター	
60	湯田川保育園	湯田川	藤沢字西側175	35-2017			●	認可保育所	作成済
61	大泉学童保育所	大泉	白山字西野148	26-7300				放課後児童クラブ	
62	大泉保育園	大泉	白山字西野148-1	23-7332				認可保育所	
63	やまのこ保育園	京田	北京田字下鳥の巣6-1	26-0700	●			企業主導型保育施設	作成済
64	ほなみ保育園	京田	高田字下村336-3	28-2152				認可保育所	
65	京田きらきらいこの家	京田	高田字下村94-3	77-4942				放課後児童クラブ	
66	SORAI放課後児童クラブ	京田	北京田字下鳥の巣23-1	26-8801				放課後児童クラブ	
67	栄保育園	栄	播磨字若松83	29-2102	●			認可保育所	作成済

No.	施設名称	地区	所在地	電話番号	洪水 浸水域	津波 浸水域	土砂災害 警戒区域	事業	避難者確保計画 作成状況
68	栄子育て支援室 なかよしルーム	栄	播磨字若松83	29-2102	●			子育て 支援センター	作成済
69	田川保育園	田川	田川字高田9-1	35-2715	●			認可保育所	
70	たがわ子育て支援センター	田川	田川字高田9	35-2715	●			子育て 支援センター	
71	上郷保育園	上郷	みずほ50	35-3392	●			認可保育所	作成済
72	三瀬保育園	三瀬	三瀬字殿田233-1	73-3500			●	認定こども園	
73	ぽかぽか森の小さなうち ～三瀬森の保育園～	三瀬	三瀬字殿田233-1	73-3500			●	子育て 支援センター	
74	小堅保育園	小堅	堅苔沢字淵の上533	73-2330		●	●	認可保育所	作成済
75	小堅保育園 わんぱくルーム	小堅	堅苔沢字淵の上533	73-2330		●	●	子育て 支援センター	作成済
76	由良保育園	由良	由良一丁目21-73	73-2276				認可保育所	
77	大山保育園	大山	大山二丁目56-26	33-2033				認可保育所	
78	大山保育園分園	大山	大山二丁目20-1	33-3250				認可保育所	
79	おおやま子育て支援センター	大山	大山二丁目20-1	33-2778				子育て 支援センター	
80	大山児童館	大山	大山三丁目34-16	38-0260				児童館・児童のための施設	作成済
81	大山放課後児童クラブ	大山	大山三丁目34-16	38-0260				放課後児童クラブ	
82	七窪思恩園	西郷	下川字窪畑1-288	75-2230				児童養護施設	
83	にしごう保育園	西郷	下川字槌渡100	64-0245				認定こども園	
84	ひばり保育園	西郷	下川字龍花崎36-544	75-3033				認可保育所	
85	藤島こりす保育園	藤島	藤の花一丁目21-1	78-2588				認可保育所	
86	藤島児童館	藤島	藤島字笹花58-2	64-2163				児童館・児童のための施設	
87	藤島子育て支援センター	藤島	藤島字笹花58-2	64-2163				子育て 支援センター	
88	藤島児童クラブ	藤島	藤島字笹花58-2	64-2163				放課後児童クラブ	
89	藤島くりくり保育園	藤島	藤島字笹花82-1	64-2167				認可保育所	
90	いなば幼稚園	藤島	藤島字村東50	64-2310	●			認定こども園	作成済
91	子育てともにひろば	藤島	長沼字宮前163	64-8623	●			子育て 支援センター	
92	広瀬学童保育所	羽黒	羽黒町後田字下田元9	62-2102				放課後児童クラブ	
93	羽黒子育て支援センター	羽黒	羽黒町後田字谷地田186-1	62-2154				子育て 支援センター	
94	貴船保育園	羽黒	羽黒町後田字谷地田186-1	62-2155				認可保育所	
95	泉学童保育所	羽黒	羽黒町荒川字花沢4	62-2149				放課後児童クラブ	
96	いずみ保育園	羽黒	羽黒町市野山字山王林11	62-2153				認可保育所	
97	大東保育園	羽黒	羽黒町手向字池之頭139-1	62-2156				認可保育所	
98	櫛引東学童保育所 ランドセルクラブ	櫛引	黒川字小在家90	78-7075				放課後児童クラブ	
99	くしびき東部保育園	櫛引	黒川字仲村171-1	57-4153				認可保育所	
100	くしびき子育て支援センター	櫛引	上山添字成田21-9	57-5081	●			子育て 支援センター	
101	くしびき保育園	櫛引	上山添字成田21-9	57-5080	●			認可保育所	作成済
102	くしびき西部保育園	櫛引	上山添字文栄1	57-2848	●			認可保育所	作成済

No.	施設名称	地区	所在地	電話番号	洪水 浸水域	津波 浸水域	土砂災害 警戒区域	事業	避難者確保計画 作成状況
103	櫛引西学童保育所 ポケットクラブ	櫛引	上山添字文栄1	78-7571	●			放課後児童クラブ	作成済
104	くしびき南部保育園	櫛引	東荒屋字竹の内292	57-2845	●			認可保育所	作成済
105	朝日保育園	朝日	下名川字落合5	53-2969				認可保育所	
106	朝日子育て支援センター こいこいルーム	朝日	下名川字落合5	58-1504				子育て 支援センター	
107	朝日学童保育所	朝日	下名川字落合5	58-1507				放課後児童クラブ	
108	あつみ保育園	温海	温海字荻田177-1	43-3901				認可保育所	
109	あつみ子育て支援センター こあらルーム	温海	温海字荻田177-1	43-3901				子育て 支援センター	
110	温海放課後児童クラブ あつみっこクラブ	温海	温海字荻田177番地1	43-4080				放課後児童クラブ	
111	鼠ヶ関保育園	温海	鼠ヶ関字横路806	44-2133		●	●	認可保育所	作成済
計					62	3	8		

(4) 小学校・中学校・高等学校等一覧

No.	施設名称	地区	所在地	電話番号	洪水 浸水域	津波 浸水域	土砂災害 警戒区域	避難者確保計画 作成状況
1	朝暘第一小学校	第一	鶴岡市文園町2-1	22-0441	●			作成済
2	朝暘第二小学校	第二	鶴岡市東原町25-1	22-7755	●			作成済
3	朝暘第三小学校	第三	鶴岡市新形町17-24	22-0318	●			作成済
4	朝暘第四小学校	第四	鶴岡市柳田字田中28-1	22-8343	●			作成済
5	朝暘第五小学校	第五	鶴岡市切添町15-4	22-0514	●			作成済
6	朝暘第六小学校	第六	鶴岡市淀川9-70	24-2290				
7	斎小学校	斎	鶴岡市我老林字野中川原51	22-1566	●			作成済
8	黄金小学校	黄金	鶴岡市青龍寺字北内48	22-5742			●	作成済
9	大泉小学校	大泉	鶴岡市白山字西野148	22-0794				
10	京田小学校	京田	鶴岡市高田字下村104	22-0763				
11	上郷小学校	上郷	鶴岡市みずほ33-3	35-2641	●			作成済
12	豊浦小学校	三瀬	鶴岡市三瀬字菖蒲田88-1	73-2012				
13	湯野浜小学校	湯野浜	鶴岡市湯野浜1-16-38	75-2110		●		作成済
14	大山小学校	大山	鶴岡市大山2-20-1	33-2570				
15	西郷小学校	西郷	鶴岡市下川字樋渡100	76-2307				
16	藤島小学校	藤島	鶴岡市藤の花二丁目1-1	64-2156				
17	東栄小学校	藤島	鶴岡市川尻字町上14	64-2159				
18	渡前小学校	藤島	鶴岡市渡前字中屋敷1	64-2160	●			作成済
19	羽黒小学校	羽黒	鶴岡市羽黒町荒川字花沢4	62-2148				
20	広瀬小学校	羽黒	鶴岡市羽黒町後田字下田元9	62-2165				
21	櫛引東小学校	櫛引	鶴岡市黒川字小在家90	57-2105				
22	櫛引西小学校	櫛引	鶴岡市上山添字文栄1	57-2106	●			作成済
23	櫛引南小学校	櫛引	鶴岡市東荒谷字竹の内212	57-2107	●			作成済
24	あさひ小学校	朝日	鶴岡市下名川字落合2	53-2028				
25	あつみ小学校	温海	鶴岡市温海字荻田240-1	43-3101			●	作成済
26	鼠ヶ関小学校	温海	鶴岡市鼠ヶ関字横路497-2	44-2128			●	作成済
27	鶴岡第一中学校	第六	鶴岡市道田町1-82	22-0530				
28	鶴岡第二中学校	第五	鶴岡市宝田二丁目8-34	22-8323	●			作成済
29	鶴岡第三中学校	第一	鶴岡市城南町25-1	22-2793	●			作成済
30	鶴岡第四中学校	第四	鶴岡市小真木原町3-1	24-7330	●			作成済

No.	施設名称	地区	所在地	電話番号	洪水 浸水域	津波 浸水域	土砂災害 警戒区域	避難者確保計画 作成状況
31	鶴岡第五中学校	大山	鶴岡市大山字若柳271	33-2222				
32	豊浦中学校	三瀬	鶴岡市三瀬字横町33-2	73-2028			●	作成済
33	藤島中学校	藤島	鶴岡市藤島字笹花86-1	64-2154				
34	羽黒中学校	羽黒	鶴岡市羽黒町荒川字宮東28-1	62-2100				
35	櫛引中学校	櫛引	鶴岡市上山添字文栄86	57-2103	●			作成済
36	朝日中学校	朝日	鶴岡市本郷字笹目50	53-2092				
37	温海中学校	温海	鶴岡市大岩川字黒岩35	43-2911			●	作成済
38	山形県立鶴岡南高等学校	第三	鶴岡市若葉町26-31	22-0061	●			
39	山形県立鶴岡北高等学校	第三	鶴岡市若葉町16-5	22-2262	●			作成済
40	山形県立鶴岡工業高等学校	第三	鶴岡市家中新町8-1	22-5505	●			
41	学校法人鶴岡東高等学校	第五	鶴岡市切添町22番30号	22-0223	●			
42	山形県立鶴岡中央高等学校	第五	鶴岡市大宝寺字日本国410	25-5723	●			
43	独立行政法人鶴岡工業高等専門学校	大泉	鶴岡市井岡字沢田104	25-9014				
44	山形県立加茂水産高等学校	加茂	鶴岡市加茂字大崩595	33-3031		●	●	
45	山形県立庄内農業高等学校	藤島	鶴岡市藤島字古楯跡221	64-2151	●			
46	学校法人羽黒高等学校	羽黒	鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198	62-2105				
47	山形県立鶴岡南高等学校山添校	櫛引	鶴岡市上山添字文栄38	57-2100	●			
48	山形県立鶴岡養護学校	第六	鶴岡市大塚町5-44	24-5959	●			
49	山形県立鶴岡高等養護学校	第四	鶴岡市稲生一丁目20番33号	22-0581				
計					22	2	6	

(5) 医療施設一覧（有床施設）

No.	施設名称	地区	所在地	電話番号	洪水 浸水域	津波 浸水域	土砂災害 警戒区域	事業	避難者確保計画 作成状況
1	鶴岡協立病院	第一	文園町9-34	23-6060	●			医療施設	作成済
2	みやはらクリニック	第一	三和町1-53	23-3311	●			医療施設	作成済
3	斎藤胃腸クリニック	第一	本町二丁目2-35	24-7751	●			医療施設	作成済
4	たんぼぼクリニック	第一	日枝鳥居上43-1	25-6000				医療施設	
5	真島医院	第三	山王町3-29	25-6666	●			医療施設	作成済
6	鶴岡市立荘内病院	第三	泉町4-20	26-5111	●			医療施設	
7	山形県立こころの医療センター	第三	茅原字草見鶴51-1	64-8100	●			医療施設	作成済
8	藤吉内科医院	第三	山王町14-15	29-0030	●			医療施設	作成済
9	産婦人科小児科三井病院	第六	美咲町28-1	22-3290	●			医療施設	作成済
10	鶴岡市湯田川温泉リハビリテーション病院	湯田川	湯田川中田35-10	38-5151				医療施設	
11	鶴岡協立リハビリテーション病院	櫛引	上山添字神明前38	78-7511	●			医療施設／介護施設	作成済
計					9	0	0		

71 地区防災計画一覧

令和 7 年 3 月現在

No.	自治会名（地区名）	受理年月	備考
1	上野新田自主防災会	令和元年 8 月	
2	大東町南町内会	令和 2 年 4 月	
3	瑞穂町内会	令和 3 年 2 月	
4	暮坪自主防災会	令和 3 年 2 月	
5	今泉住民会自主防災会	令和 3 年 2 月	
6	桜小路集落自主防災会	令和 3 年 3 月	
7	五十川地区自主防災会	令和 3 年 3 月	
8	小国自主防災会	令和 3 年 3 月	
9	鼠ヶ関自主防災会	令和 3 年 3 月	
10	早田自主防災会	令和 3 年 3 月	
11	浜中自治会	令和 3 年 3 月	
12	黒瀬集落自主防災会	令和 3 年 3 月	
13	槇代自主防災会	令和 3 年 4 月	
14	木野俣自主防災会	令和 3 年 4 月	
15	小堅地区自主防災会	令和 3 年 6 月	
16	日出町西町内会	令和 3 年 1 1 月	
17	宮田町内会	令和 4 年 1 月	
18	第二学区コミュニティ振興会	令和 4 年 3 月	
19	末広町東部町内会	令和 4 年 5 月	
20	千石町養老塚町内会	令和 4 年 1 0 月	
21	東渡前自主防災会	令和 4 年 1 2 月	
22	宮東自主防災会	令和 5 年 1 月	
23	城北町内会	令和 5 年 4 月	
24	宮名自主防災会	令和 5 年 6 月	
25	大淀川自治会	令和 5 年 9 月	
26	湯野浜地区自治会	令和 5 年 1 1 月	
27	松原町自主防災会	令和 5 年 1 2 月	
28	城南町町内会	令和 6 年 4 月	追加

72 災害時における仮設トイレ等の設置及びし尿等の 収集運搬等の協力に関する協定

鶴岡市（以下「甲」という。）と庄内環境保全協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における仮設トイレ等の設置及びし尿等の収集運搬等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鶴岡市の区域内で、地震、風水害その他の災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が甲に対して実施する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項）

第2条 災害時において、乙が甲に協力する事項（以下「協力事項」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- （1）避難所等への仮設トイレ等の運搬、設置及び撤去に関すること
- （2）し尿、汚水及び浄化槽汚泥の収集及び運搬に関すること
- （3）浄化槽の点検及び管理に関すること
- （4）前3号に定めるもののほか、甲の要請により乙が協力を実施することができる事項

（要請）

第3条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、乙に対し協力事項の実施を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後に書面を提出することができる。

- （1）災害の状況又はそのおそれに関する状況
- （2）協力事項の実施を要請する理由
- （3）協力事項の実施を要請する施設名
- （4）協力事項の内容
- （5）前各号に定めるもののほか、乙が協力事項を実施するために必要な事項

（実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、甲の指示に従い、協力事項を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定により協力事項を実施したときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出することができる。

- （1）実施した協力事項の内容
- （2）協力事項の実施に要した資機材等の品名及び数量、作業員の人数等
- （3）前2号で定めるもののほか、甲が協力事項の内容を確認するために必要な事項

（連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては鶴岡市市民部廃棄物対策課、乙においては、庄内環境保全協同組合事務局とする。

（経費の負担）

第7条 乙の協力事項の実施に要する経費の負担については、災害時の直前における適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（損害の負担）

第8条 協力事項の実施に当たり損害が生じたときは、その損害に帰責事由がある者が責任を負うものとする。ただし、責めに帰すべき事由が不明の場合は、甲乙協議の上、その賠償に当たるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第9条 乙は、甲が実施する防災啓発事業、防災訓練等平常時における防災活動への協力を努めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この協定は令和6年9月26日から適用する。

（災害時における汚水及び浄化槽汚泥等の収集運搬等に関する協定の廃止）

2 災害時における汚水及び浄化槽汚泥等の収集運搬等に関する協定（平成22年1月19日締結）は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年9月26日

甲 鶴岡市

鶴岡市長

乙 庄内環境保全協同組合

代表理事